

守口市地域防災計画

平成 26 年 9 月修正

守口市防災会議

目 次

【総 則】	1
第1節 目的等	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成	1
第2節 災害想定	3
第1 本市の概況	3
第2 地震災害の想定	7
第3 南海トラフ地震防災対策推進地域	18
第4 南海トラフ巨大地震被害想定	22
第5 風水害等災害の想定	37
第3節 防災の基本方針	42
第1 基本目標	43
第2 防災施策の大綱	43
第4節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱	45
第1 防災関係機関の基本的責務	45
第2 防災関係機関の業務の大綱	46
第5節 市民、事業所の基本的責務	58
第1 市民	58
第2 自主防災組織	58
第3 事業所	58
第4 市民・事業者・公共機関等の連携による市民運動の展開	58
第6節 計画の修正	59
第1 計画の修正	59
第2 計画の習熟	59
第3 他の計画との関係	59
《注記》	60
【災害予防対策】	61
第1章 防災体制の整備	61
第1節 総合的防災体制の整備	61
第1 組織体制の整備	61
第2 防災拠点機能の確保・充実	69
第3 装備資機材等の備蓄	69
第4 防災訓練の実施	70
第5 相互応援体制の整備	72
第6 人材の育成	72
第7 防災に関する調査・研究の推進	73

第 8	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	73
第 9	自治体被災による行政機能の低下等への対策	73
第 10	事業者・ボランティアとの連携	74
第 2 節	情報収集伝達体制の整備	75
第 1	24 時間体制の確立	75
第 2	災害時情報収集伝達システムの基盤整備	75
第 3	情報収集伝達体制の強化	77
第 4	災害広報体制の整備	77
第 3 節	消火・救助・救急体制の整備	79
第 1	消防体制の整備	79
第 2	救助・救急体制の整備	81
第 4 節	災害時医療体制の整備	82
第 1	災害医療の基本的考え方	82
第 2	医療情報の収集・伝達体制の整備	83
第 3	現地医療体制の整備	84
第 4	後方医療体制の整備	85
第 5	医薬品等の確保体制の整備	86
第 6	患者等搬送体制の確立	87
第 7	個別疾病対策	87
第 8	関係機関協力体制の確立	87
第 9	医療機関の設備等の整備	88
第 10	医療関係者に対する訓練等の実施	88
第 5 節	緊急輸送体制の整備	89
第 1	陸上輸送体制の整備	89
第 2	航空輸送体制の整備	90
第 3	水上輸送体制の確保	90
第 4	輸送手段の確保体制の整備	90
第 6 節	避難受入れ体制の整備	92
第 1	避難場所、避難路の指定	92
第 2	避難場所、避難路の安全性の向上	93
第 3	避難所の指定、整備	94
第 4	避難誘導体制の整備	97
第 5	広域避難体制の整備	99
第 6	応急危険度判定体制の整備	99
第 7	応急仮設住宅等の事前準備	100
第 8	罹災証明書の発行体制の整備	100
第 7 節	緊急物資確保体制の整備	101
第 1	給水体制の整備及び管理	101
第 2	食料・生活必需品の確保	102
第 3	民間との協定促進	104

第8節	ライフライン確保体制の整備	105
第1	上水道・工業用水道（水道局・大阪広域水道企業団）	105
第2	下水道（下水道部）	106
第3	電力（関西電力株式会社）	106
第4	ガス（大阪ガス株式会社）	107
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））	108
第6	市民への広報	110
第9節	交通確保体制の整備	111
第1	鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、大阪高速鉄道株式会社）	111
第2	公共輸送機関（京阪バス株式会社）	111
第3	道路施設（都市整備部、府枚方土木事務所、近畿地方整備局大阪国道事務所）	111
第10節	避難行動要支援者支援体制の整備	112
第1	障害者・高齢者等に対する支援体制整備	112
第2	福祉避難所の指定	117
第3	外国人に対する支援体制整備	117
第4	その他の要配慮者に対する配慮	117
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	118
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	118
第2	駅周辺における滞留者の対策	118
第3	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	119
第4	代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）	119
第5	徒歩帰宅者への支援	119
第2章	地域防災力の向上	121
第1節	防災意識の高揚	121
第1	防災知識の普及啓発	121
第2	学校における防災教育	123
第3	職員等に対する教育	124
第4	災害教訓の伝承	124
第2節	自主防災体制の整備	125
第1	地区防災計画の策定等	125
第2	市自主防災組織の育成	125
第3	事業者による自主防災体制の整備	127
第4	救助活動の支援	128
第3節	ボランティアの活動環境の整備	129
第1	受入れ窓口の整備	129
第2	事前登録	129
第3	人材の育成	129
第4	受入れ及び活動拠点の整備	129
第4節	企業防災の促進	130
第3章	災害予防対策の推進	131

第1節	都市の防災機能の強化	131
第1	防災空間の整備	131
第2	都市基盤施設の防災機能の強化	133
第3	密集市街地の整備促進	134
第4	建築物の安全性に関する指導等	135
第5	文化財	135
第6	ライフライン・放送施設災害予防対策	136
第7	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	138
第2節	地震災害予防対策の推進	140
第1	大規模地震の被害想定	140
第2	建築物の耐震対策等の促進	155
第3	建築物等の浸水対策の促進	156
第4	土木構造物の耐震対策等の推進	157
第5	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	158
第3節	津波災害予防対策の推進	159
第1	想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	159
第2	津波に対する知識の普及・啓発	159
第4節	水害予防対策の推進	161
第1	洪水対策	161
第2	水害減災対策	161
第3	下水道の整備	167
第5節	危険物等災害予防対策の推進	169
第1	危険物災害予防対策	169
第2	高圧ガス災害予防対策	170
第3	火薬類災害予防対策	171
第4	毒物劇物災害予防対策	171
第5	放射線災害予防対策	172
第6節	火災予防対策の推進	173
第1	建築物等の火災予防	173
第2	高層建築物、地下街	174
	【自然災害応急対策】	177
第1章	活動体制の確立	177
第1節	組織動員	177
第1	市の組織体制	177
第2	市の動員配備体制	184
第3	防災関係機関の組織動員配備体制	195
第2節	自衛隊の災害派遣	196
第1	知事の派遣要請	196
第2	自衛隊の自主派遣	199
第3	派遣部隊の受入れ	199

第4	派遣部隊の活動	200
第5	派遣部隊の撤収要請	201
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	202
第1	府、他市町村への応援要請	202
第2	指定地方行政機関、指定行政機関への派遣要請	204
第3	緊急消防援助隊の派遣要請	204
第4	広域応援等の受入れ	204
第5	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣	205
第6	民間との協力	205
第2章	情報収集伝達・警戒活動	211
第1節	警戒期の情報伝達	211
第1	気象予警報の伝達	211
第2	地震情報の伝達	218
第3	洪水予報の伝達	220
第4	火災気象通報	222
第5	市民への周知	222
第2節	警戒活動	223
第1	気象観測情報の収集伝達	223
第2	水防警報及び水防情報	230
第3	水防活動	232
第4	ライフライン・交通警戒活動	242
第3節	発災直後の情報収集伝達	244
第1	情報収集伝達	244
第2	被害状況の整理・報告	246
第3	異常現象発見時の通報	250
第4	通信手段の確保	251
第4節	災害広報	255
第1	災害広報	255
第2	報道機関との連携	258
第3	広聴活動の実施	259
第3章	消防、救助救急、医療救護	261
第1節	消火、救助・救急活動	261
第1	消防活動体制	261
第2	火災防御活動	264
第3	救助活動	264
第4	救急活動	265
第5	消防広域応援体制	266
第6	危険物等施設の保安処置	267
第7	守口市消防団	267
第8	市自主防災組織	267

第9	惨事ストレス対策	267
第2節	医療救護活動	268
第1	医療救護活動に関する府の組織体制	268
第2	医療情報の収集・提供活動	268
第3	現地医療対策	268
第4	後方医療活動	270
第5	医薬品等の確保・供給活動	271
第6	被災者の精神的・心理的ケア	272
第7	要配慮者対策	272
第8	個別疾病対策	272
第4章	避難行動	275
第1節	避難誘導	275
第1	避難指示、避難勧告、避難準備情報	276
第2	避難者の誘導	280
第3	警戒区域の設定	282
第2節	避難所の開設・運営等	284
第1	避難所の開設	284
第2	避難所の管理、運営	285
第3節	避難行動要支援者への支援	290
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	290
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	291
第3	要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達	291
第4	広域支援体制の確立	291
第4節	広域一時滞在	292
第5章	交通対策・緊急輸送活動	293
第1節	交通規制・緊急輸送活動	293
第1	交通規制	293
第2	緊急輸送活動	297
第2節	交通の維持復旧	301
第1	交通の安全確保	301
第2	交通の機能確保	301
第6章	二次災害防止、ライフライン確保	303
第1節	公共施設応急対策	303
第1	公共土木施設等	303
第2	公共建築物	303
第2節	民間建築物等応急対策	304
第1	民間建築物等	304
第2	危険物等	304
第3	放射性物質	305

第4	文化財	305
第3節	ライフライン・放送の確保	306
第1	上下水道における対応	306
第2	各事業者における対応	307
第4節	農業関係応急対策	310
第1	農業施設応急対策	310
第2	農作物応急対策(市及び府)	310
第7章	被災者の生活支援	311
第1節	オペレーション体制	311
第2節	住民等からの問い合わせ	312
第3節	災害救助法の適用	313
第1	適用基準	313
第2	災害救助法の適用手続	315
第3	災害救助法による救助の内容	315
第4節	緊急物資の供給	317
第1	給水活動	317
第2	食料供給活動	319
第3	生活必需品の供給活動	321
第4	その他の防災関係機関	323
第5節	住宅の応急確保	324
第1	被災住宅の応急修理	324
第2	住居障害物の除去	324
第3	応急仮設住宅の建設等	325
第4	公共住宅等への一時入居	326
第5	被災建築物に対する指導・相談	326
第6節	応急教育	328
第1	教育施設の応急体制	328
第2	応急教育体制の確立	329
第3	就学援助等	330
第4	応急保育対策	330
第7節	自発的支援の受入れ	332
第1	ボランティアの受入れ	332
第2	義援金品の受付・配分	335
第3	海外からの支援の受入れ	336
第8章	社会環境の確保	339
第1節	保健衛生活動	339
第1	防疫活動	339
第2	食品衛生監視活動	341
第3	被災者の健康維持活動	341

第4	動物保護等の実施	341
第2節	廃棄物の処理	343
第1	し尿処理	343
第2	ごみ処理	345
第3	災害廃棄物等処理	346
第3節	遺体の処理、火葬等	347
第1	遺体の収容	347
第2	遺体の処理、火葬等	348
第3	応援要請	348
第4	死亡ペットの処理	349
第4節	社会秩序の維持	350
第1	社会秩序の維持	350
第2	物価の安定及び物資の安定供給	351
	【東海地震の警戒宣言に伴う対応】	353
第1節	総 則	353
第1	目 的	353
第2	基本方針	353
第2節	東海地震注意情報発表時の措置	354
第1	東海地震注意情報の伝達	354
第2	警戒態勢の準備	354
第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	355
第1	東海地震予知情報等の伝達	355
第2	警戒態勢の確立	356
第3	市民に対する広報	357
	【事故災害応急対策】	359
第1節	大規模市街地火災応急対策	359
第1	火災警報等	359
第2	消火活動	359
第3	相互応援	360
第2節	中高層建築物災害応急対策	361
第1	ガス漏洩事故	361
第2	火災等	362
第3	中高層建築物の管理者等	362
第3節	危険物等災害応急対策	363
第1	危険物応急対策	363
第2	高圧ガス災害応急対策	363
第3	毒物劇物災害応急対策	364
第4	危険物等輸送車両災害応急対策	365
第5	放射性物質保有施設(医療機関・研究施設等)災害応急対策	365
第4節	その他災害応急対策	366

第1	対応措置.....	366
第2	事故処理.....	367
第3	情報収集伝達体制.....	367
	【災害復旧・復興】	369
第1章	生活の安定	369
第1節	復旧事業の推進.....	369
第1	公共施設等の復旧.....	369
第2	激甚災害の指定.....	370
第3	激甚災害指定による財政援助.....	371
第4	特定大規模災害.....	371
第2節	被災者の生活支援.....	372
第1	災害弔慰金等の支給.....	372
第2	災害援護資金・生活福祉資金の貸付.....	373
第3	罹災証明書等の交付等.....	375
第4	租税等の減免及び徴収猶予等.....	375
第5	雇用機会の確保.....	376
第6	住宅の確保等.....	377
第7	被災者生活再建支援金.....	378
第3節	中小企業の復興支援.....	380
第1	府及び市の措置.....	380
第2	資金の融資.....	380
第3	中小企業者に対する周知.....	381
第4節	農業関係者の復興支援.....	382
第1	府及び市の措置.....	382
第2	資金の融資.....	382
第3	農業関係者に対する周知.....	383
第5節	ライフライン等の復旧.....	384
第2章	復興の基本方針	389
第1節	復興に向けた基本的な考え方.....	389
第2節	市における復興に向けた取組み.....	390
第1	守口市復興対策本部の設置.....	390
第2	復興計画の策定.....	390
	【参 考】	
	実施機関別一覧表.....	

【総 則】

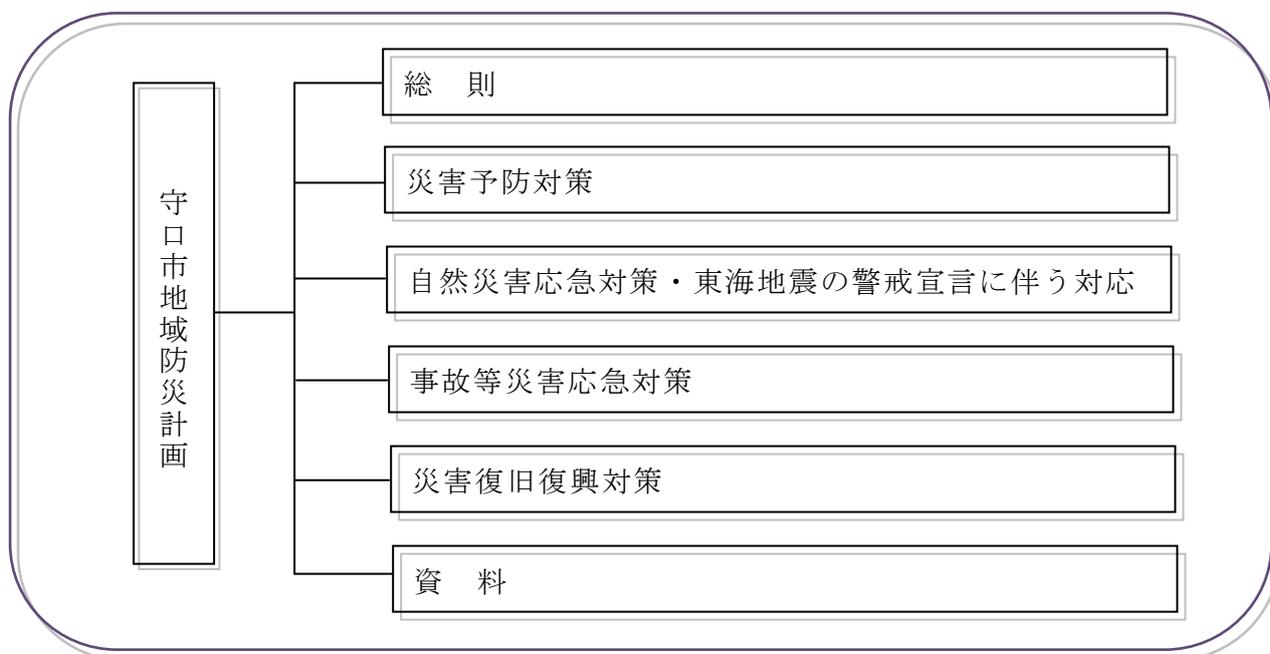
第 1 節 目的等

第 1 計画の目的

守口市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条（市町村防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条（推進計画）の規定に基づき、守口市の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の構成

この計画は、市域における防災に関する総合的かつ基本的な計画と位置付け、「総則」、「災害予防対策」、「自然災害応急対策・東海地震の警戒宣言に伴う対応」、「事故等災害応急対策」、「災害復旧復興対策」及び「資料」の 6 編で構成する。各編で対応する内容は、以下のとおりである。



1 総則

市及び防災関係機関が地震災害、風水害等に対して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される災害被害等について定める。

2 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等災害に備えた場合の活動全般について定める。

3 自然災害応急対策・東海地震の警戒宣言に伴う対応

(1) 自然災害応急対策

地震災害、風水害等発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保等、市及び防災関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。

(2) 東海地震の警戒宣言に伴う対応

4 事故等応急対策

市街地の大規模火災や中・高層建築物の災害、危険物等災害、放射線災害、大規模交通災害、その他突発事故の応急対策について定める。

5 災害復旧復興対策

災害発生後における市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

6 資料

災害予防対策、応急対策に関する基礎的情報で、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第2節 災害想定

第1 本市の概況

1 自然環境

(1) 位置・面積

市役所の位置 守口市京阪本通2丁目2番5号

北 緯	34 度 44 分 2 秒
東 経	135 度 33 分 54 秒
標 高	O P 4.71m
東 西	4,790m
南 北	5,345m
総面積	12.73 k m ²

(2) 地形・地質

本市は、大阪平野のほぼ中央部に位置し、地形は、概ね平坦地である。

地層は、旧淀川廃川地とこれに続く堤跡（O P 8.9m）からなる淀川の沖積層で、地表から1m前後が土砂で、以深は、砂層、粘土層、レキ層が不整合に重なった沖積層を形成し、それ以深には、洪積層が広がっている。

また、関係河川等は、摂津市との境を流れる淀川のほか、寝屋川水系からなっている。



(3) 気候

本市の気候は概ね温和な「瀬戸内性気候」を示しており、気温は年平均気温が16℃～17℃で、夏季の平均気温が約27℃、冬季では約7℃である。

降水量は、約1,300mmで、西日本では比較的雨量の少ない地域といえるが、6月下旬の梅雨及び9月下旬の台風時に集中して降る傾向にある。

風向きは、概ね、春・秋には北ないし北東から、夏・冬には西ないし南西からの割合が多く、降雪は、年平均10日前後である。

(4) 地震被害の履歴

平成元年に行われた「西三荘・八雲東遺跡」の発掘調査で、慶長元年（1596年）の伏見地震によると思われる液状化した層と噴砂の跡が発見された。この地震による本市域における正確な被害状況は不明であるが、推定のマグニチュードは7.5といわれ、豊臣秀吉が築いたばかりの伏見城の天守閣が倒壊した記録があることから、本市域でも多くの家屋が倒れ、死者も多数でたものと推察される。この伏見地震以降、地震により変化をもたらせた地層は、発見されていない。

(5) 風水害等被害の履歴

本市における風水害等被害状況は、資料2-1「災害履歴」のとおりである。

2 社会環境

(1) 人口動態

本市の人口は、昭和21年（1946年）の市制施行以来増加を続け、昭和32年（1957年）の庭窪町との合併とその後の高度経済成長期における急激な増加で、昭和46年（1971年）には最高の187,791人に達した。その後、減少傾向が続き、平成26年4月1日現在145,307人（世帯数69,656世帯）となっている。

昼夜間の人口は、昼間人口指数（夜間人口＝100）が101.2であり、大きな人口変動は見られない。

また、人口密度は、約11,524人／k㎡と全国でも有数の高密度となっている。

(2) 交通

①道路

本市の広域幹線道路として東西には、大阪と京都を結ぶ国道1号や国道163号、主要地方道京都守口線、阪神高速道があり、南北には、中央環状線、国道479号（旧内環状線）、近畿自動車道があり、交通の要衝となっている。しかし、市内道路総延長に占める4m未満道路の延長割合は約12.48%となっている。

②鉄軌道等

市内に設置されている鉄軌道等の駅は、京阪電気鉄道では、西三荘駅、守口市駅、土居駅、滝井駅があり、地下鉄谷町線では、大日駅、守口駅、太子橋今市駅、同今里筋線では太子橋今市駅がある。さらに、大阪モノレールでは、大日駅がある。鉄軌道も、道路と同様、東西・南北に整備されている。



(3) 住環境

本市は、大阪市に隣接し、早くから住宅建設が進んだ西部地域と、昭和 30 年以降に住宅開発が進んだ東部地域に大別できる。

いずれもの地域も、過密、狭小な木造共同住宅や長屋建ての住宅が多く占め、多くの住宅が建替え時期を迎えている。

市内の建物の床面積の用途別利用状況は、住居系が約 60%、工業系、商業系がそれぞれ約 20%であり、住商工混在の都市である。

(4) 土地利用

本市の土地利用状況において、商業業務地は、守口市駅・守口駅周辺、大日駅周辺、佐太東町 2 丁目や、京阪北本通、土居駅周辺等の商店街、国道 163 号沿道等にみられる。工業地は、市の中央部の大規模な企業用地のほか、市南部等に分布している。その他、一般市街地には主に低層の戸建て住宅地が広がっており、国道 1 号沿道等では、土地の高度利用が図られている。

第2 地震災害の想定

1 想定地震

本市では、以下の直下型地震と海溝型地震（東南海・南海同時発生）については大阪府の被害想定（平成19年3月）をもとに、また南海トラフ巨大地震については大阪府防災会議「南海トラフ巨大地震災害等検討部会（平成26年1月公表）の報告をもとに、応急対策等を講ずる。

（1）直下型地震

- ①上町断層帯地震
- ②生駒断層帯地震
- ③有馬高槻断層帯地震
- ④中央構造線断層帯地震

（2）海溝型地震

- ①東南海・南海地震
- ②南海トラフ巨大地震

※ 活断層

極めて近い時代まで地殻運動を繰り返した断層であり、今後もなお活動する可能性の高い断層のことを総じて活断層という。活動周期は100年程度のものから数千年オーダーのものまで断層によって様々である。

※ マグニチュード（地震の規模）

地震の規模を表す尺度。震源域から発生する地震波のエネルギーに関連した量で、M（マグニチュード）が2異なるとエネルギーは1000倍異なる。学術的には複数のマグニチュードが存在するが、我が国で一般に使用されているのは、主に気象庁マグニチュードと呼ばれているものである。

※ 震度（階級）（揺れの強弱）

震度とは、ある場所の地震動の強さを、体感、周囲の物体や建造物への影響などにに基づき、いくつかの段階に分けて数値で示したもの。我が国では、以前は気象台職員の体感によって決定していた震度を、1996年4月の見直しにより、計測震度計で観測した計測震度によるものと定義され、0～7の8階級であった震度のうち5及び6が細分化され、5弱、5強、6弱、6強となり、現在の10階級となった。

2 直下型地震と海溝型地震による被害想定

1 想定地震	直下型地震 ①上町断層系 ②生駒断層系 ③有馬高槻構造線 ④中央構造線	海溝型地震 ⑤東南海・南海地震
2 想定地震発生時の条件	季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時頃	気象条件 晴れ、平均風速 2.4m/s

大阪府の被害想定（平成19年3月）

図1 大阪周辺の活断層（『近畿の活断層』[岡田・東郷編（2000）]などによる）

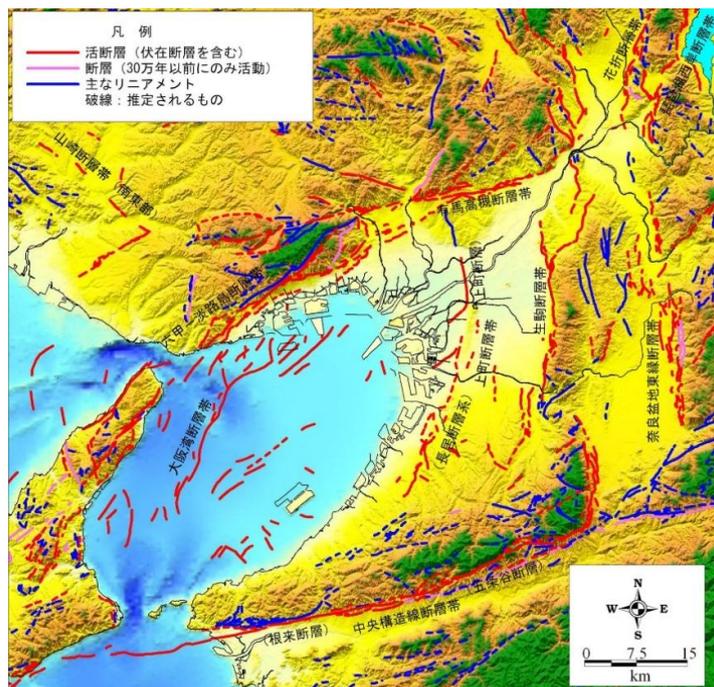


図2 南海トラフ（東南海・南海地震の震源断層）



○気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日より改定）

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

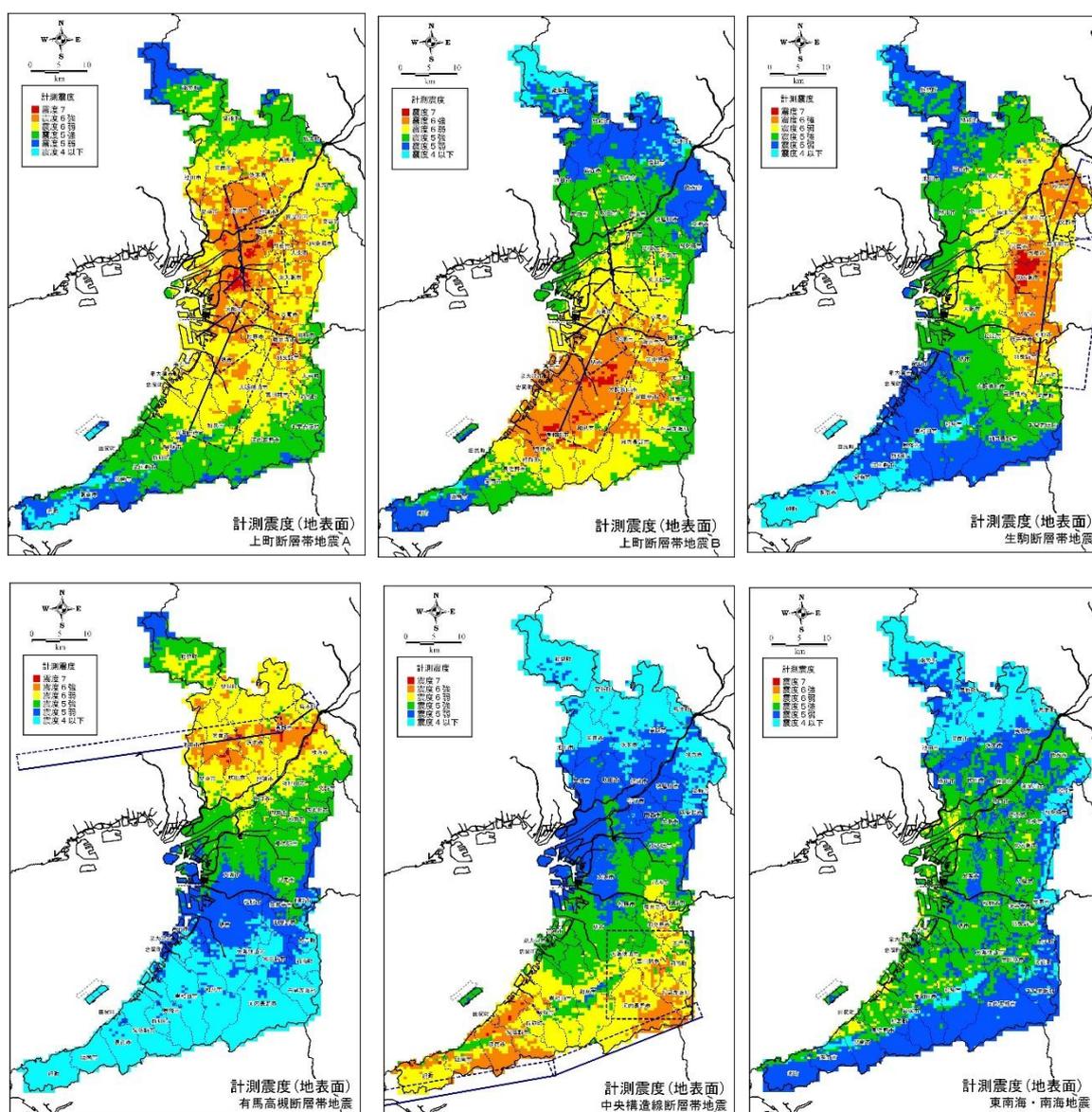
※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

<p>6強</p>	<p>立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。</p>	<p>固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。</p>	<p>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。</p>
<p>7</p>		<p>固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。</p>	<p>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。</p>

3 府内の地震動予測



大阪府の被害想定（平成19年3月）

4 府内の被害想定

想定地震	上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度 4~7	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度 4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度 4~7	
建物全半壊棟数	全壊 363 千棟 半壊 329 千棟	全壊 219 千棟 半壊 213 千棟	全壊 275 千棟 半壊 244 千棟	
出火件数 (炎上1日夕刻)	538	254	349	
死傷者数	死者 13 千人 負傷者 149 千人	死者 6 千人 負傷者 91 千人	死者 10 千人 負傷者 101 千人	
罹災者数	2663 千人	1515 千人	1900 千人	
避難所生活者数	814 千人	454 千人	569 千人	
ライ フ ラ イ ン	停電	200 万軒	60 万軒	89 万軒
	ガス供給停止	293 万戸	128 万戸	142 万戸
	電話不通	91 万加入者	42 万加入者	45 万加入者
	水道断水	545 万人	372 万人	490 万人
経 済 被 害	直接被害	11.4 兆円	6.9 兆円	8.3 兆円
	間接被害	8.2 兆円	5.2 兆円	4.1 兆円
	合計	19.6 兆円	12.1 兆円	12.4 兆円

想定地震	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度 3~7	マグニチュード (M) 7.7~8.1 計測震度 3~7	マグニチュード (M) 7.9~8.6 計測震度 4~6弱	
建物全半壊棟数	全壊 86 千棟 半壊 93 千棟	全壊 28 千棟 半壊 42 千棟	全壊 22 千棟 半壊 48 千棟	
出火件数 (炎上1日夕刻)	107	20	9	
死傷者数	死者 3 千人 負傷者 46 千人	死者 0.3 千人 負傷者 16 千人	死者 0.1 千人 負傷者 22 千人	
罹災者数	743 千人	230 千人	243 千人	
避難所生活者数	217 千人	67 千人	75 千人	
ライ フ ラ イ ン	停電	41 万軒	15 万軒	8 万軒
	ガス供給停止	64 万戸	8 万戸	—
	電話不通	17 万加入者	8 万加入者	—
	水道断水	230 万人	111 万人	78 万人
経 済 被 害	直接被害	2.8 兆円	1.1 兆円	1.4 兆円
	間接被害	1.7 兆円	1.4 兆円	0.1 兆円
	合計	4.5 兆円	2.5 兆円	1.5 兆円

※経済被害／直接被害：建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など

※経済被害／間接被害：応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働喪失による産業の生産低下

大阪府の被害想定（平成19年3月）

5 本市の被害想定

		上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震帯
地震の規模		マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度 4~7	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度 4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度 4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度 3~7	マグニチュード (M) 7.7~8.1 計測震度 3~7	マグニチュード (M) 7.9~8.6 計測震度 4~6弱
建物全 半壊棟 数	(全壊)	10,512 棟	651 棟	5,732 棟	922 棟	82 棟	411 棟
	(半壊)	8,379 棟	1,393 棟	7,049 棟	1,828 棟	161 棟	896 棟
出火件数 (炎上 1 時間夕刻 () 内は 1 日)		8 件 (15)	0 件 (0)	3 件 (6)	0 件 (1)	0 件 (0)	0 件 (0)
死者数		520 人	2 人	362 人	4 人	0 人	1 人
負傷者数		3,385 人	467 人	3,979 人	616 人	43 人	299 人
罹災者数		85,531 人	7,534 人	67,539 人	10,351 人	791 人	3,790 人
避難所生活者数		24,805 人	2,185 人	19,587 人	3,002 人	230 人	1,100 人
ラ イ フ ラ イ ン	停電軒数 (率)	48,133 軒 (62.9%)	2,181 軒 (2.8%)	14,175 軒 (18.5%)	3,370 軒 (4.4%)	496 軒 (0.6%)	991 軒 (1.3%)
	ガス供給停止 (率)	63 千戸 (100.0%)	0 (0.0%)	40 千戸 (63.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	電話不通	17,807 回線	1,319 回線	2,374 回線	1,319 回線	132 回線	0
	水道断水人口 (率)	13.8 万人 (94.1%)	7.7 万人 (52.5%)	13.1 万人 (89.1%)	10.2 (69.9%)	0.4 万人 (2.6%)	3.3 万人 (22.7%)

大阪府の被害想定 (平成 19 年 3 月)

図3と図4に海溝型地震タイプと内陸直下型地震タイプの液状化危険度を示す。図中には、旧河道の分布(明治17~22年測量図の情報)を併記した。なお、この予測結果は、過去の地震における液状化発生箇所をほぼ網羅している。(大阪府の被害想定(平成19年3月))

図3 液状化危険度【内陸直下型地震タイプ】

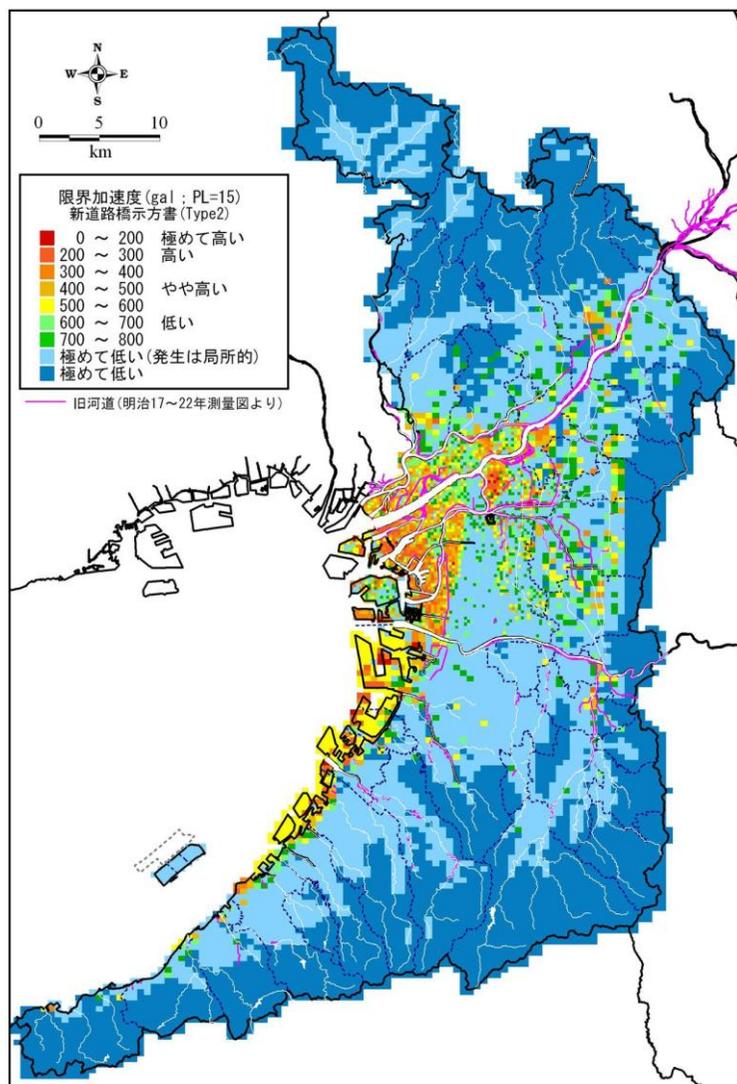


図4 液状化危険度【海溝型地震タイプ】

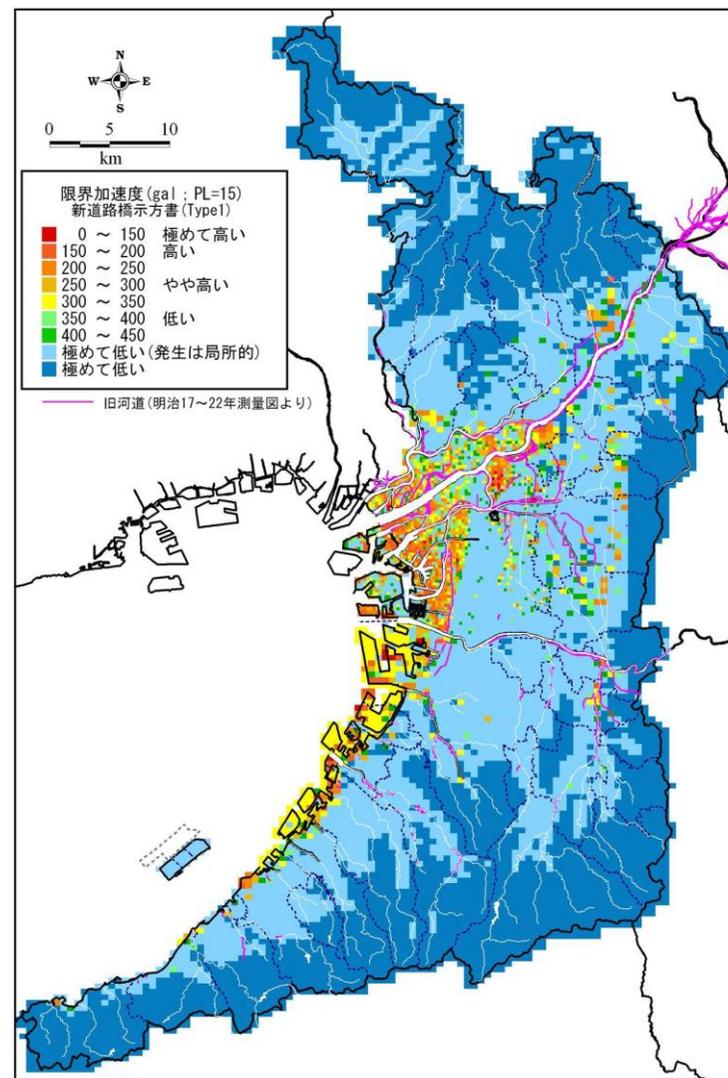


図5 想定地震による液状化の分布

【上町断層帯地震A】

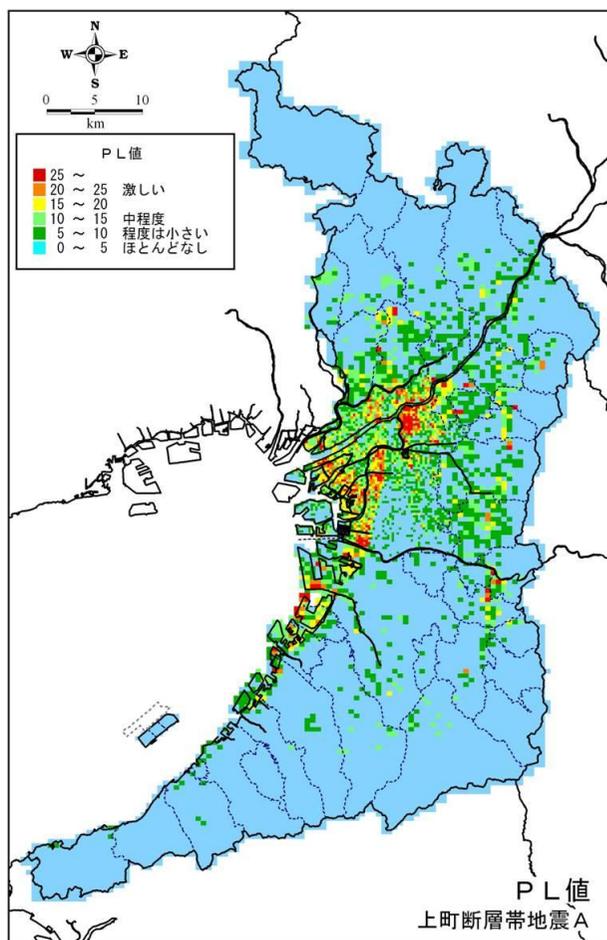


図6 想定地震による液状化の分布

【上町断層帯地震B】

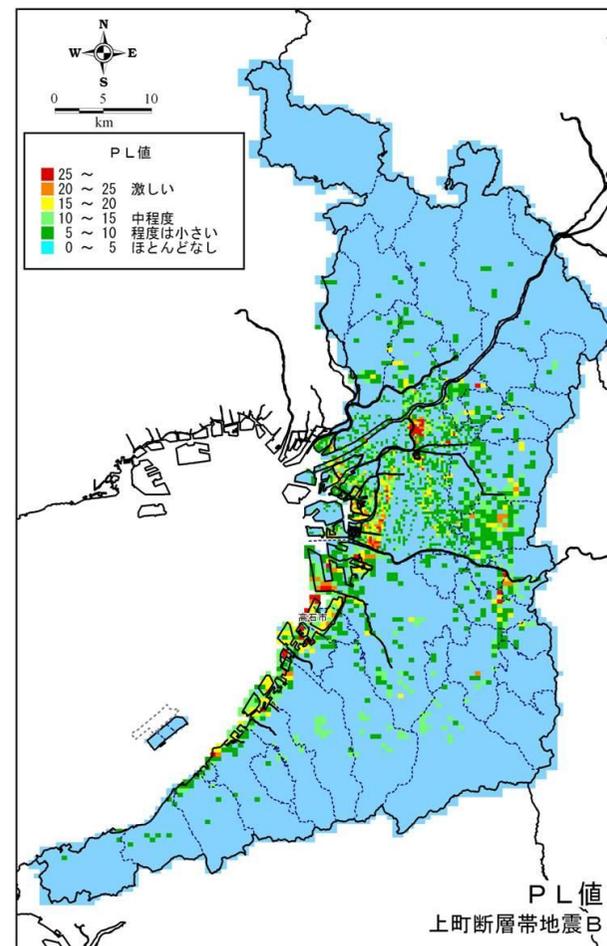


図7 想定地震による液状化の分布

【生駒断層帯地震】

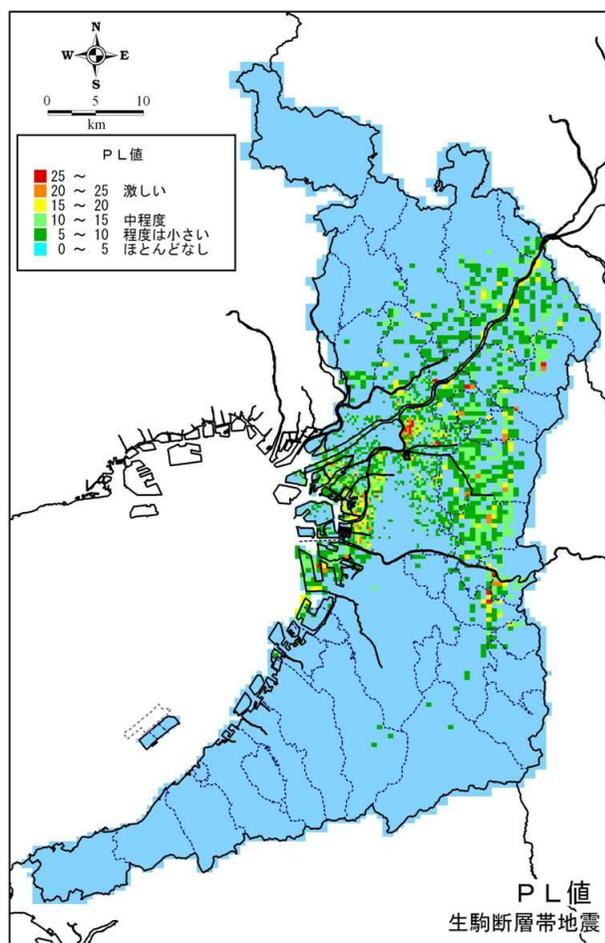


図8 想定地震による液状化の分布

【有馬高槻断層帯地震】

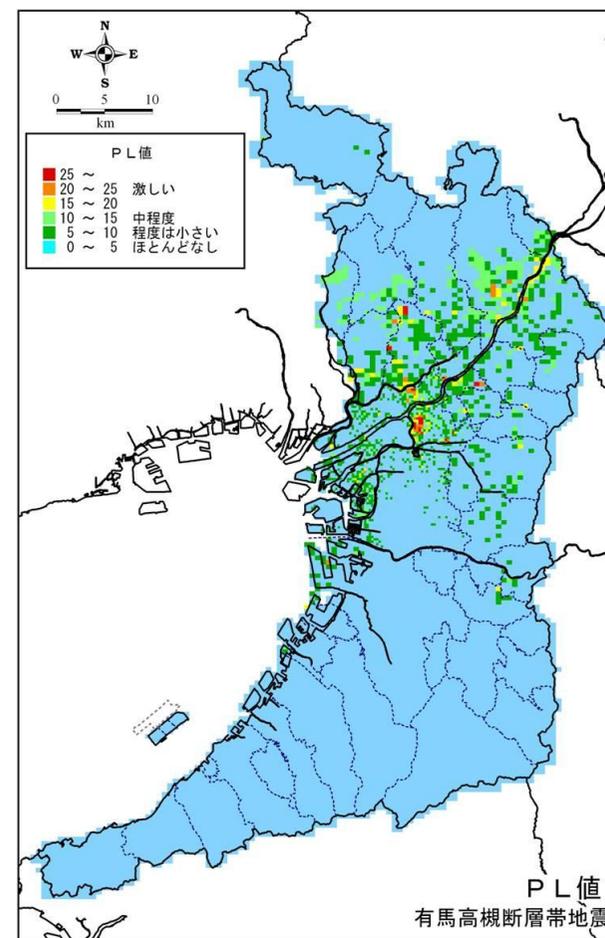


図9 想定地震による液状化の分布

【中央構造線断層帯地震】

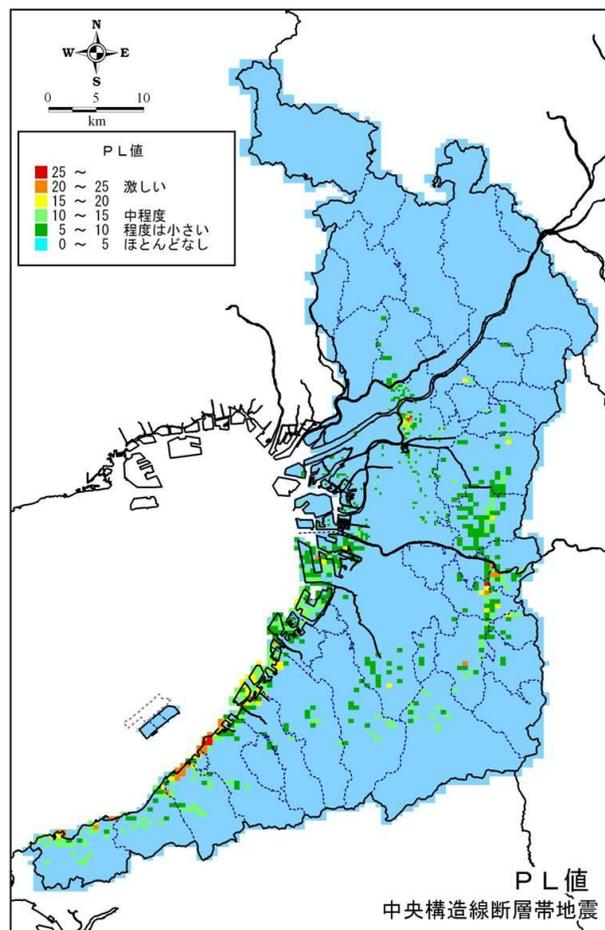
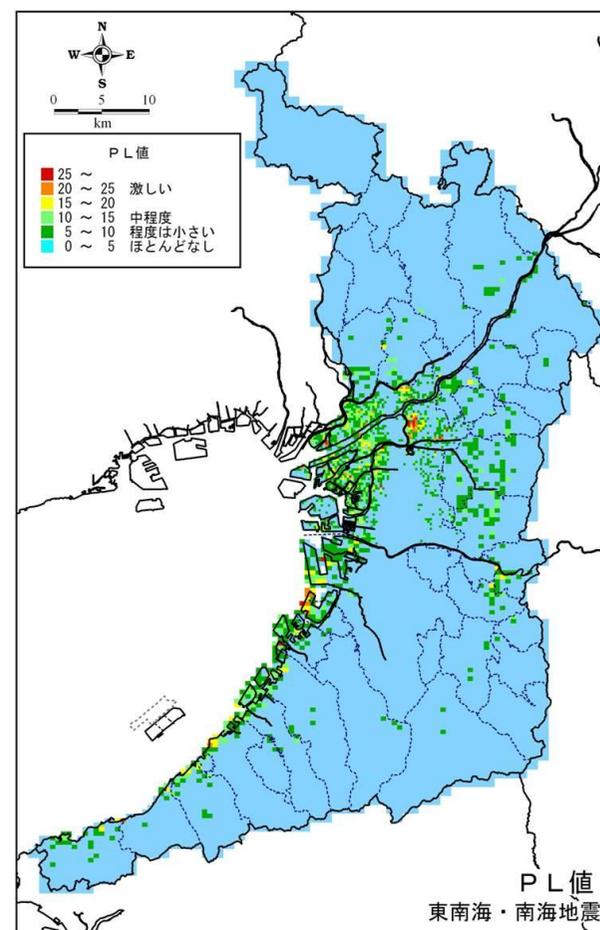


図10 想定地震による液状化の分布

【東南海・南海地震】



第3 南海トラフ地震防災対策推進地域

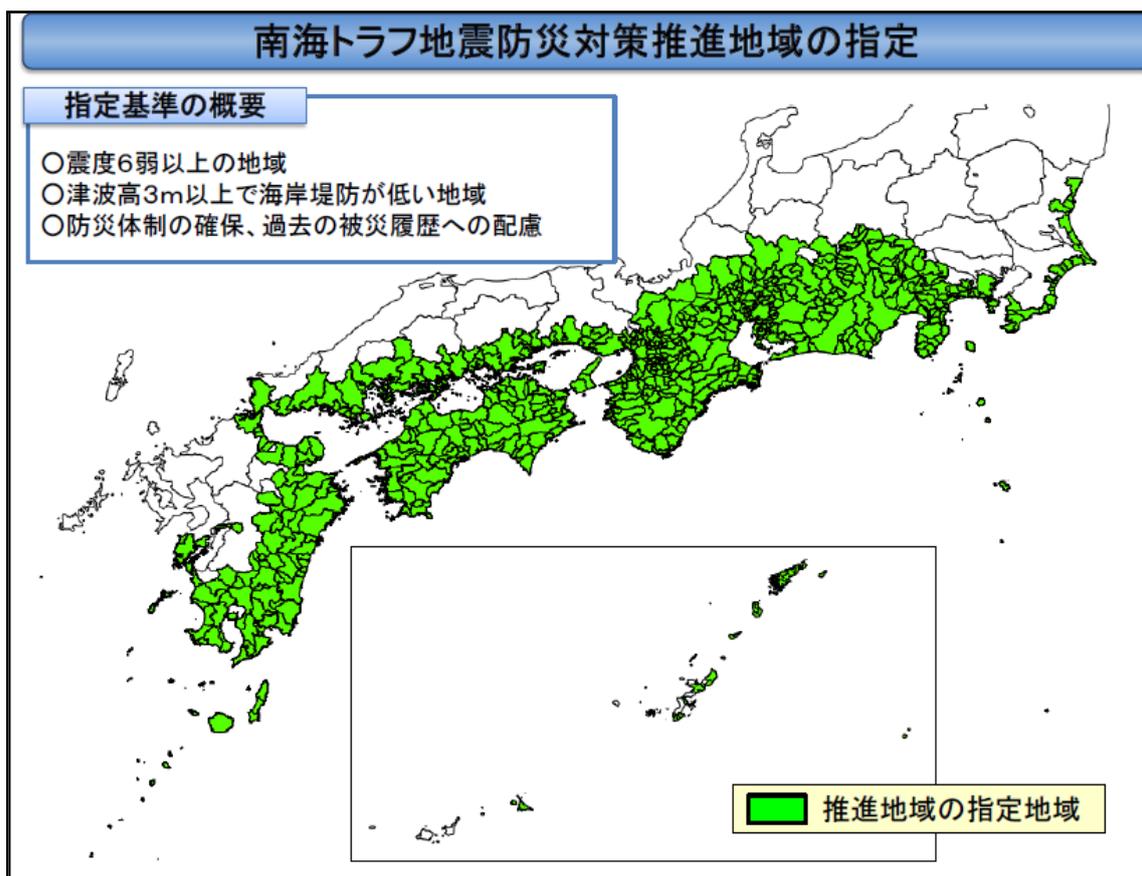
1 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、本市は、同法第3条の規定に基づき、平成15年12月の中央防災会議において東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。

その後、平成25年11月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改正され、本市は、平成26年3月の中央防災会議において、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

府内では、本市をはじめ33市8町1村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

なお、推進地域の指定基準は、下に記載のとおりであるが、本市は震度に関する基準に該当する。



南海トラフ地震防災対策推進地域図 (内閣府資料より引用)

【南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準について】

(1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）

(2) 津波に関する基準

「大津波」（3 m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

(3) 過去の地震による被害

○過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

○「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。

(4) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

（内閣府資料より引用）

(1) 全国の推進地域の指定

1都2府26県707市町村（平成26年3月28日現在）

(2) 府内の推進地域の指定

（平成26年3月28日）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

この推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条の規定に基づき作成するものである。

なお、推進計画の内容については、国及び府が作成する上位計画に基づき、本市域における地震防災対策について定め、推進を図るものとする。

南海トラフ地震津波の発生メカニズム

静岡～紀伊半島沖・四国沖に形成された南海トラフでは、プレートの滑り込みによって生じる歪みがある限界に達すると、地殻が急激にずれる。これが地震となり、海底で起こると、地殻のずれが海面に伝わり津波が発生する。

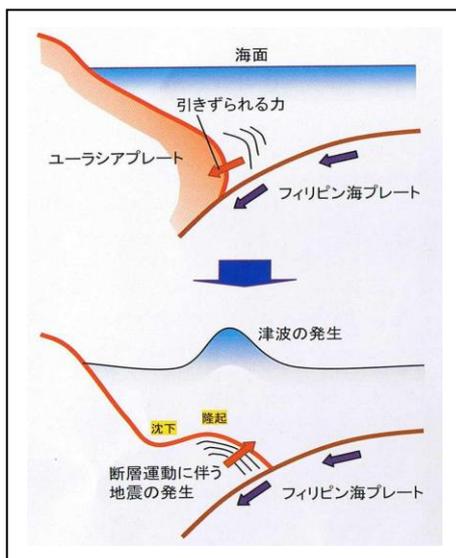
発生確率：平 26 年 1 月 1 日を起点とした今後 30 年以内の発生確率

東南海地震 30 年以内（70%）

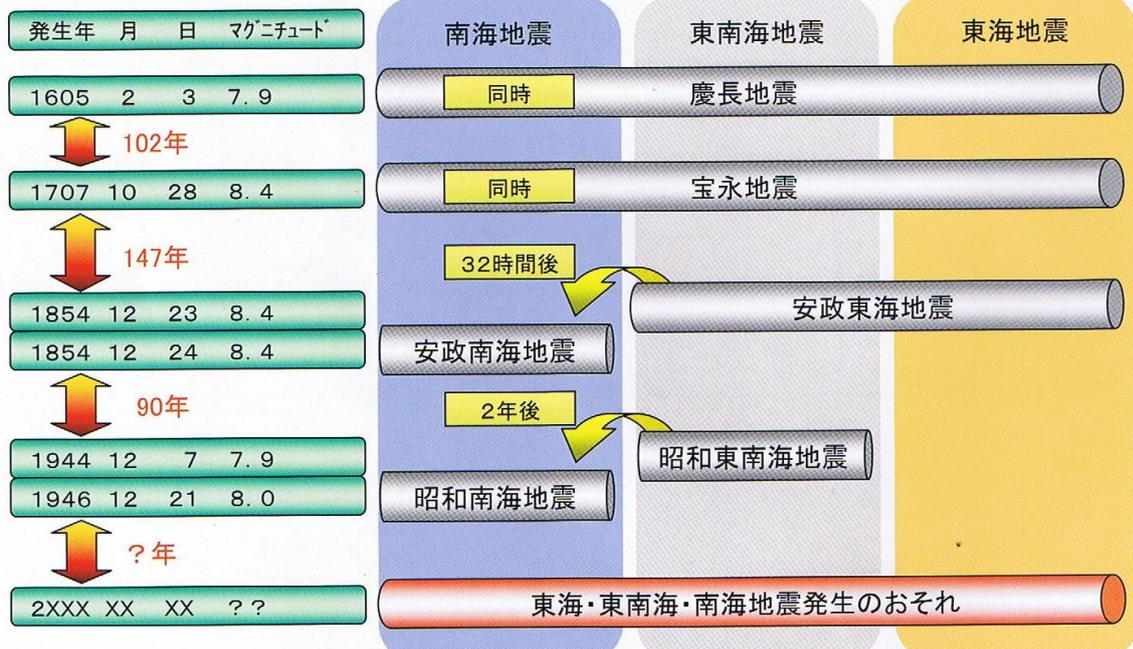
南海地震 30 年以内（60%）

南海トラフ巨大地震 30 年以内（70%）

（文部科学省所管の地震調査研究推進本部による評価参照）



■ 東海・東南海・南海地震の発生の歴史



第4 南海トラフ巨大地震被害想定

守口市の被害想定は、大阪府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月公表）の報告に基づいている。

1 被害想定ケース

項 目	検討条件			ケース数
①震度分布	陸側ケース			1 ケース
②津波波源	波源: ケース4			1 ケース
③施設条件	施設条件: 条件1			
地震火災	④季節・時間帯	冬 18 時	夏 12 時	2 ケース
津津波避難	⑤風速別	1%超過確立風速		1 ケース
	⑥行動別	早期避難者比率が低い場合		2 ケース
		発災後すぐに避難した場合		
	⑦時間帯	夜間	昼間	2 ケース
組合せ合計				4 ケース

2 全体概要

項目			単位	内閣府公表	大阪府 今回推計	東南海・南海地 震(H19.3)
ライフライン	上水道	断水人口	人	約4,300,000	8,320,730	785,000
	下水道	機能支障人口	人	約7,200,000	327,129	—
	電力	停電軒数	軒	約4,500,000	2,341,756	78,606
	ガス	供給停止戸数	戸	約570,000	1,154,267	0
	固定電話	不通契約数	件	約1,400,000回線	1,415,000	183回線
	携帯電話	停波基地局率	%	10	48.5	0
交通施設被害	道路	被災箇所	箇所	約1,400	1,883	—
		道路閉塞率	%	—	5	—
	鉄道	被災箇所	箇所	約1,500	1,474	—
	港湾	係留施設被災箇所	箇所	約110	159	—
		防波堤被災延長	km	約4.9	14.3	—
空港 ※1	機能障害		—	—	—	
生活への影響	避難者	避難者数	人	約1,500,000	1,915,224	74,623
	帰宅困難者	帰宅困難者数	人	約120万～150万	1,463,128	—
	物資	飲料水不足量 (1～7日間)	万ℓ	約1,500	8,931	—
		非常食不足量 (1～7日間)	万食	約1,390	3,220	—
		毛布不足量	万枚	約24	59	—
医療機能	医療対応力不足数	人	—	70,481	—	
災害廃棄物等		発生量	万t	約4,400～4,500	2,201～2,414	367
その他	エレベータ閉じ込め	停止エレベータ台数	台	約10,500	11,924	3,852
	危険物・コンビナート施設		施設	約50	※2	—
	文化財		箇所	8	5	12
	長期湛水		ha	—	4,055	—
経済被害	資産等の被害額		兆円	約24	23.2	約1.4
	生産・サービス低下		兆円	—	5.6	約0.01

各項目の値はそれぞれの最大値を示す

注) 内閣府公表: 地震動による堤防・水門の機能不全を考慮した場合。地震ケース: 陸側、津波ケース: ③

※1 空港については、内閣府は関西国際空港のみ調査、大阪府は3空港について確認

※2 コンビナートについては、大阪府石油コンビナート等防災本部の地震・津波被害想定等検討部会にて検討中

図 11 震度分布

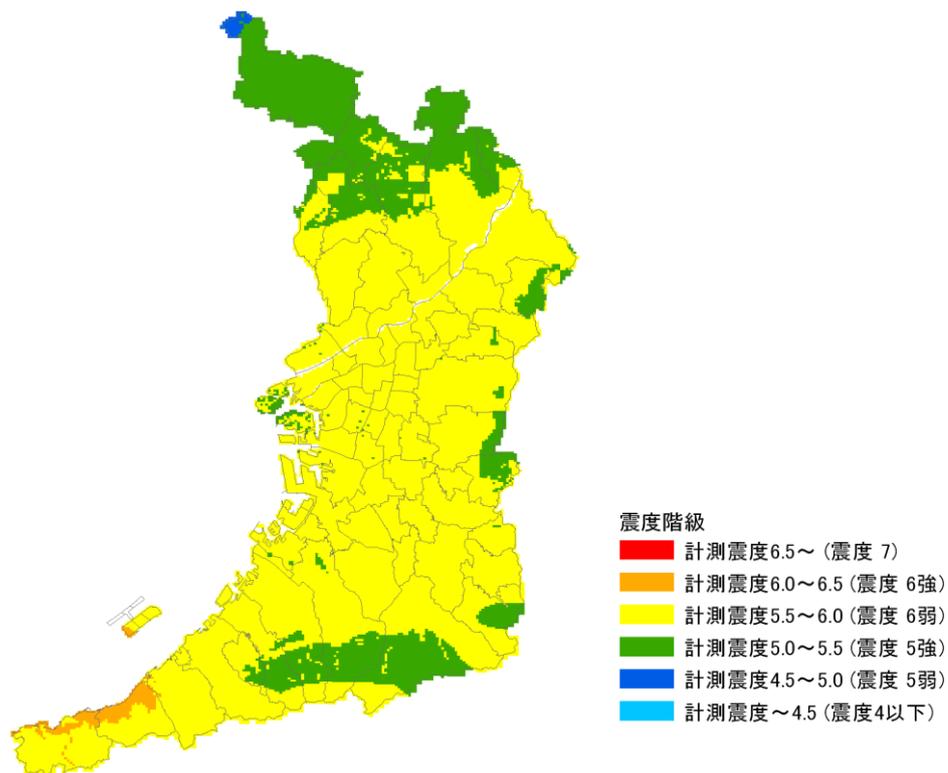
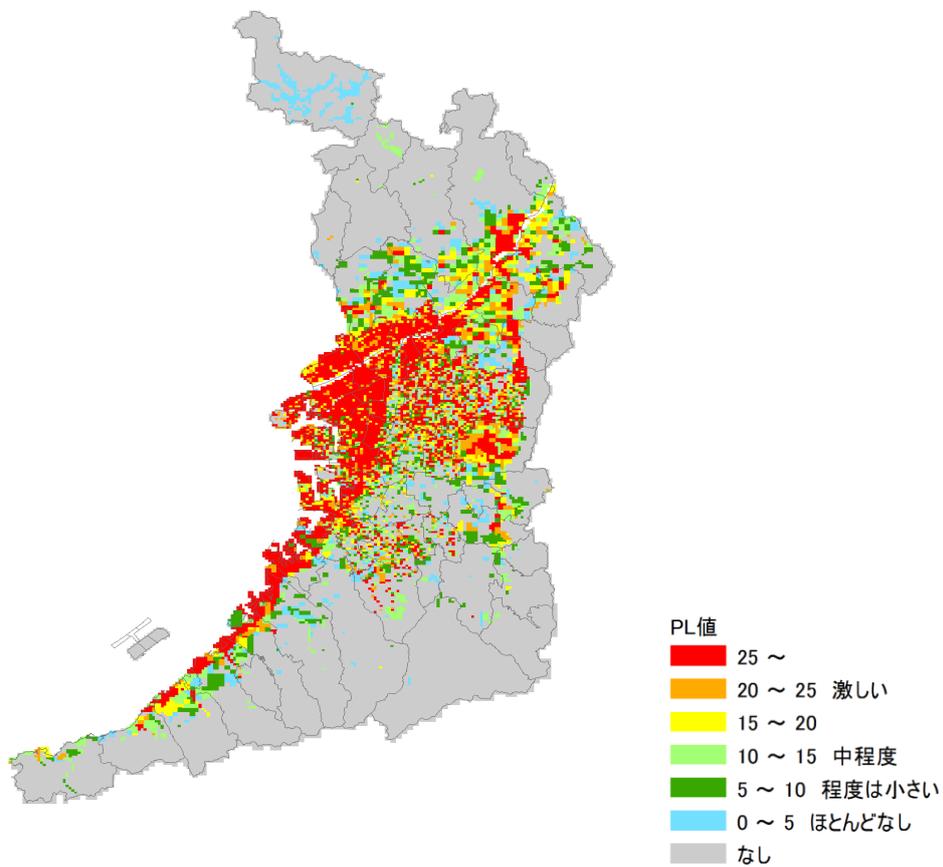


図 12 液状化可能性



3 ライフライン等施設被害・経済被害等（守口市）

上水道	給水人口 (人)	断水率(%)					約 40 日後
		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 か月後	
	145,581	100.0	55.5	53.1	50.5	18.5	1.4

下水道	処理人口 (人)	機能支障率(%)					約 40 日後
		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 か月後	
	146,442	2.7	2.7	2.4	2.1	0.0	-

電力	契約軒数	停電率(%)					早期受電 困難
		被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 か月後	
	72,996	49.0	1.5	0.4	0.0	0.0	0.0

都市ガス	顧客数	供給停止率(%)						
		供給停止戸数	復旧対象戸数	被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 か月後
	56,521	56,512	21,890	38.7	38.7	38.7	38.7	0.0

通信（固定電話）	加入契約者数	復旧対象契約数	不通契約数（％）				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後
	37,000	22,000	59.5	35.1	29.7	27.0	0.0

通信（携帯電話）	携帯電話基地局数	供給停止率（％）									
		被災直後		1日後		4日後		7日後		1か月後	
		停止基地局率	普通ランク	停止基地局率	普通ランク	停止基地局率	普通ランク	停止基地局率	普通ランク	停止基地局率	普通ランク
	255	24.1	A	1.0	C	0.3	-	0.0	-	0.0	-

道路	道路総延長(km)	被害箇所数
		322

道路閉塞率	道路幅員別延長(km)				道路幅員別閉塞率(%)			道路リンク閉塞率(%)
	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満道路延長合計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	
		73.7	228.8	0.3	302.8	2.9	9.1	

避難者数	1日後			1週間後			1か月後			約40日後		
	避難者			避難者			避難者			避難者		
	数 (人)	避難 所	避難所 外	数 (人)	避難所	避難所 外	数 (人)	避難所	避難所 外	数 (人)	避難所	避難 所外
	61,302	36,781	24,521	72,002	36,001	36,001	75,425	22,627	52,797	61,302	18,391	42,912
帰宅困難者数	帰宅困難者数(人)											
	14,222											

物資	飲料水(ℓ)				食料(食)				毛布(枚)		
	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量	不足量 (7日間)
		1日～3日 間	4日～7 日間			1日～3日 間	4日～7日 間				
	259,156	1,157,502	916,728	1,815,074	60,295	662,065	1,036,824	1,638,594	8,508	122,605	114,097

医療機能	転院患者数(人)	医療対応不足数(人)
冬18時早期避難率低	134	515

災害廃棄物等	災害廃棄物発生量(万 t)						津波堆積物発生量(万 t)	
	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災	最小値(堆積高 2.5 cm)	最大値(堆積高 4.0 cm)
ケース:冬19時	202.3	3.6	19.5	0.0	0.0	179.2	0.0	0.0

エレベータ内閉じ込め	エレベータ設置台数	エレベータ停止台数
	877	117

4 揺れによる建物被害

建物棟数			揺れによる全壊棟数			半壊棟数		
全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造
48,446	35,144	13,302	402	369	33	4,325	4,111	214

5 液状化による建物被害

建物棟数			全壊棟数			半壊棟数		
全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造
48,446	35,144	13,302	2,155	2,130	26	5,164	5,154	10

6 津波による建物被害

建物棟数			全壊棟数			半壊棟数		
全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造
48,446	35,144	13,302	0	0	0	0	0	0

7 急傾斜地崩壊による建物被害

建物棟数			全壊棟数			半壊棟数		
全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造
48,446	35,144	13,302	0	0	0	0	0	0

8 地震火災による建物被害（ケース：冬 18 時および夏 12 時 1%超過確率風速）

建物棟数			全壊棟数	
全建物	木造	非木造	冬 18 時	夏 12 時
48,446	35,144	13,302	19,822	19,026

9 ブロック塀・自動販売機等の転倒（ブロック塀）

建物棟数			塀件数				転倒件数				転倒率		
全建物	木造	非木造	総数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	総数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀
48,446	35,144	13,302	7,553	5,231	1,144	1,177	1,585	868	532	185	16.6%	46.5%	15.8%

10 ブロック塀・自動販売機等の転倒（自動販売機）

建物棟数			自動販売機 台数	自動販売機 転倒件数	転倒率
全建物	木造	非木造			
48,446	35,144	13,302	5,882	861	14.6%

11 屋外落下物の発生

建物棟数			落下危険物を有 する建物棟数	屋外落下物が生 じる建物棟数	落下率
全建物	木造	非木造			
48,446	35,144	13,302	13,726	202	1.5%

12 建物倒壊による被害（合計、ケース：夏 12 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
13	385	39

1.3 建物倒壊による被害（合計、ケース：冬 18 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
19	477	42

1.4 建物倒壊による被害（揺れによる被害、ケース：夏 12 時）

死者数			負傷者数			重傷者数		
全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内
12	9	3	229	90	139	14	4	10

1.5 建物倒壊による被害（揺れによる被害、ケース：冬 18 時）

死者数			負傷者数			重傷者数		
全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内
17	16	1	325	252	73	17	12	5

1.6 津波（合計）による人的被害（ケース：4-1 避難迅速化 時間：夏 12 時）

津波による人的被害（合計）		
死者数（合計）	負傷者数（合計）	重傷者数（合計）
0	0	0

1.7 津波（合計）による人的被害（ケース：4-1 早期避難率低 時間：夏 12 時）

津波による人的被害（合計）		
死者数（合計）	負傷者数（合計）	重傷者数（合計）
0	0	0

18 津波（合計）による人的被害（ケース：4-1 避難迅速化 時間：冬 18 時）

津波による人的被害（合計）		
死者数（合計）	負傷者数（合計）	重傷者数（合計）
0	0	0

19 津波（合計）による人的被害（ケース：4-1 早期避難率低 時間：冬 18 時）

津波による人的被害（合計）		
死者数（合計）	負傷者数（合計）	重傷者数（合計）
0	0	0

20 津波（津波）による人的被害（ケース：4-1 避難迅速化 時間：夏 12 時）

津波による人的被害（津波）		
死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

21 津波（津波）による人的被害（ケース：4-1 早期避難率低 時間：夏 12 時）

津波による人的被害（津波）		
死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

22 津波（津波）による人的被害（ケース：4-1 避難迅速化 時間：冬 18 時）

津波による人的被害（津波）		
死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

2 3 津波（津波）による人的被害（ケース：4-1 早期避難率低 時間：冬 18 時）

津波による人的被害（津波）		
死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

2 4 津波（堤防沈下等）による人的被害（ケース：4-1 避難迅速化 時間：夏 12 時）

堤防沈下等による人的被害（堤防沈下等）		
死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

2 5 津波（堤防沈下等）による人的被害（ケース：4-1 早期避難率低 時間：夏 12 時）

堤防沈下等による人的被害（堤防沈下等）		
死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

2 6 津波（堤防沈下等）による人的被害（ケース：4-1 避難迅速化 時間：冬 18 時）

堤防沈下等による人的被害（堤防沈下等）		
死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

27 津波（堤防沈下等）による人的被害（ケース：4-1 早期避難率低 時間：冬 18 時）

堤防沈下等による人的被害（堤防沈下等）		
死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

28 急傾斜地崩壊による人的被害（ケース：夏 12 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

29 急傾斜地崩壊による人的被害（ケース：冬 18 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

30 火災による人的被害（ケース：夏 12 時 1%超過確率風速）

死者数				負傷者数			重傷者数		
合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	倒壊による家屋内の救出困難者の閉じ込め	延焼拡大時の逃げまどい	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	延焼拡大時の逃げまどい	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	延焼拡大時の逃げまどい
73	0	9	64	1,038	0	1,038	291	0	291

3 1 火災による人的被害（ケース：冬 18 時 1%超過確率風速）

死者数			負傷者数			重傷者数			
合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	倒壊による家屋内の救出困難者の閉じ込め	延焼拡大時の逃げまどい	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	延焼拡大時の逃げまどい	合計	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	延焼拡大時の逃げまどい
80	0	10	70	1,039	0	1,039	291	0	291

3 2 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害（合計、ケース：夏 12 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
0	10	3

3 3 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害（合計、ケース：冬 18 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
1	38	16

3 4 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害（ブロック塀、ケース：夏 12 時）

総数			死者数			負傷者数			重症者数		
死者数	負傷者数	重傷者数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀
0	10	3	0	0	0	6	3	1	2	1	0

3 5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害（ブロック塀、ケース：冬 18 時）

総数			死者数			負傷者数			重症者数		
死者数	負傷者数	重傷者数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀
1	36	15	1	0	0	20	12	4	8	5	2

3 6 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害（自動販売機、ケース：夏 12 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

3 7 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害（自動販売機、ケース：冬 18 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
0	2	1

3 8 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害（屋外落下物、ケース：夏 12 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

3 9 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害（屋外落下物、ケース：冬 18 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
0	0	0

4 0 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害（ケース：夏 12 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
1	156	25

4 1 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害（ケース：冬 18 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
2	152	25

4.2 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害（屋内収容物、ケース：夏 12 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
1	42	11

4.3 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害（屋内収容物、ケース：冬 18 時）

死者数	負傷者数	重傷者数
1	42	11

4.4 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害（屋内落下物、ケース：夏 12 時）

総数			屋内落下物			屋内ガラス被害		
死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
0	114	14	0	45	4	0	69	10

4.5 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害（屋内落下物、ケース：冬 18 時）

総数			屋内落下物			屋内ガラス被害		
死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
1	110	14	1	44	5	0	66	9

4.6 揺れによる建物被害に伴う要救助者（ケース：夏 12 時および冬 18 時）

要救助者	
夏 12 時	冬 18 時
57	79

4.7 津波被害に伴う要救助者（ケース：夏 12 時および冬 18 時）

要救助者	
夏 12 時	冬 18 時
0	0

4.8 建物棟数

大阪府全域			浸水域		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数	建物棟数	木造棟数	非木造棟数
48,446	35,144	13,302	0	0	0

4.9 出火件数

出火件数（冬 18 時）			出火件数（夏 12 時）		
全出火	炎上出火	残出火	全出火	炎上出火	残出火
6	2	2	5	1	1

第5 風水害等災害の想定

風水害の原因となるものは、集中豪雨、台風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりである。

1 集中豪雨による災害

(1) 外水はん濫による浸水被害

①淀川

淀川は、国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには淀川洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

○淀川水系浸水想定区域図（淀川の外水はん濫による浸水）

想定条件・・・枚方上流域の2日間総雨量約500mm

平成12年9月の東海豪雨並

②寝屋川・古川

寝屋川・古川（寝屋川流域）は、府により洪水予報河川に指定されており、淀川水系寝屋川流域洪水リスク表示図に基づいて、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

○淀川水系寝屋川流域洪水リスク表示図（寝屋川等の外水はん濫による浸水）

府管理の河川については、府により洪水リスク表示図が作成及び公表されている。洪水リスク表示図は、様々な降雨を想定し、現状及び治水対策実施後における浸水域、浸水深を表示している。（寝屋川流域においては外水に加え内水はん濫も考慮）

大阪府洪水リスク表示図（<http://www.river.pref.osaka.jp/>）

(2) 内水はん濫による浸水被害

本市を含む寝屋川流域は、地形的に流域の3/4が雨水をポンプ（雨水ポンプ）で強制的に排除しなくてはならない内水域になっている。

しかし、既に市街化された地域で河川の拡幅等を行うことは困難であり、現状では河川に排水しきれずに所々で内水はん濫を起こしている。さらに、寝屋川等の流域河川の雨水受入れ不足で河川の破堤（堤防の決壊）・越水（堤防から水が溢れる）が起り、甚大な被害が生じることを防止するため、破堤等につながる恐れのある水位に達した場合、雨水ポンプを概ね50%で運転調整を行い、雨水の排除を抑制することにより、河川水位を低下させる。

○内水ハザードマップ（降雨による内水はん濫による浸水）

想定条件・・・平成24年8月に市内で観測した最大実績降雨

最大時間雨量115mm

日総雨量120mm

ポンプ運転調整あり

＜寝屋川流域水害対策計画＞

都市部を流れる河川の流域において浸水被害の軽減のため、特定都市河川浸水被害法が平成15年に制定され、平成18年1月13日に寝屋川流域が特定都市河川流域の指定受け、その流域の30河川が特定都市河川の指定を受けた。

また、この法律に基づき平成18年2月15日に寝屋川流域水害対策計画を策定し、平成26年8月5日同計画を変更した。

変更事項として、河川の破堤等につながる恐れがあるときに、下水道管理者が管理する雨水ポンプの運転調整を実施するルールを位置付けた。

※ 外水はん濫・・・川の堤防が壊れたり堤防から水が溢れ発生する浸水

内水はん濫・・・川に排水されるべき水が川に流れず下水道や水路から溢れ発生する浸水、内水浸水ともいう。

※ 水防法の改正(平成25年6月21日公布)

1 浸水想定区域の公表等(第14条)

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防ぎょに関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

2 台風による災害

(1) 強風による家屋の倒壊

強風による家屋の倒壊の想定は困難なため、台風の進路・強度等の気象情報の収集に努め、状況に応じて、木造家屋の住民を堅牢建築物へ避難させる等の対策を講じる。

(2) 河川のはん濫、浸水、低地の排水不良による浸水

上記「1 集中豪雨による災害」に準じる。

3 「集中豪雨」や「局地的大雨」による災害

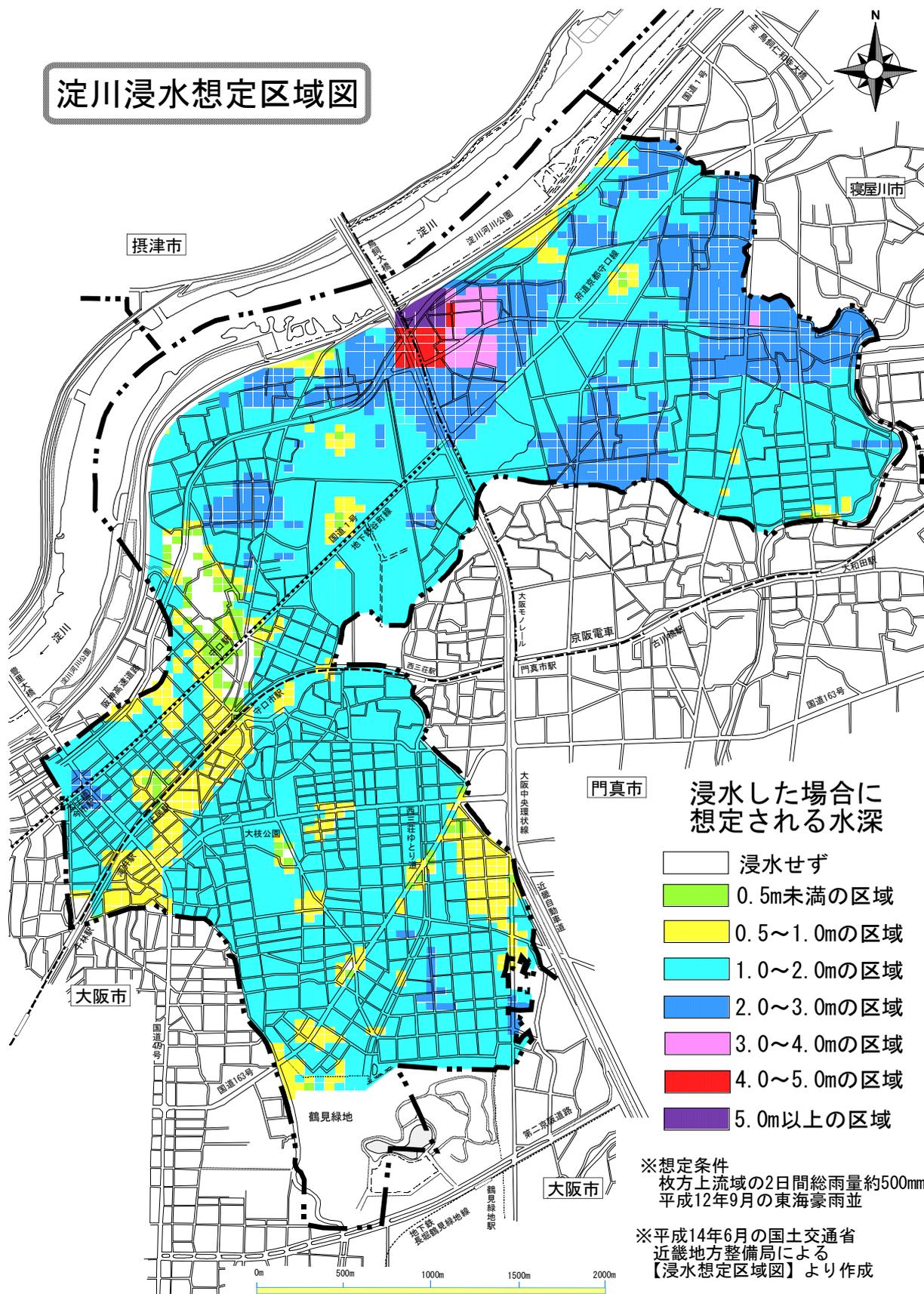
近年、「集中豪雨」や「局地的大雨」による災害が注目されている。「集中豪雨」は、前線の停滞や台風の接近などを原因として、同じ場所に数時間にわたり大量の雨を降らせる現象であり、総雨量が数百mmに達することがある。

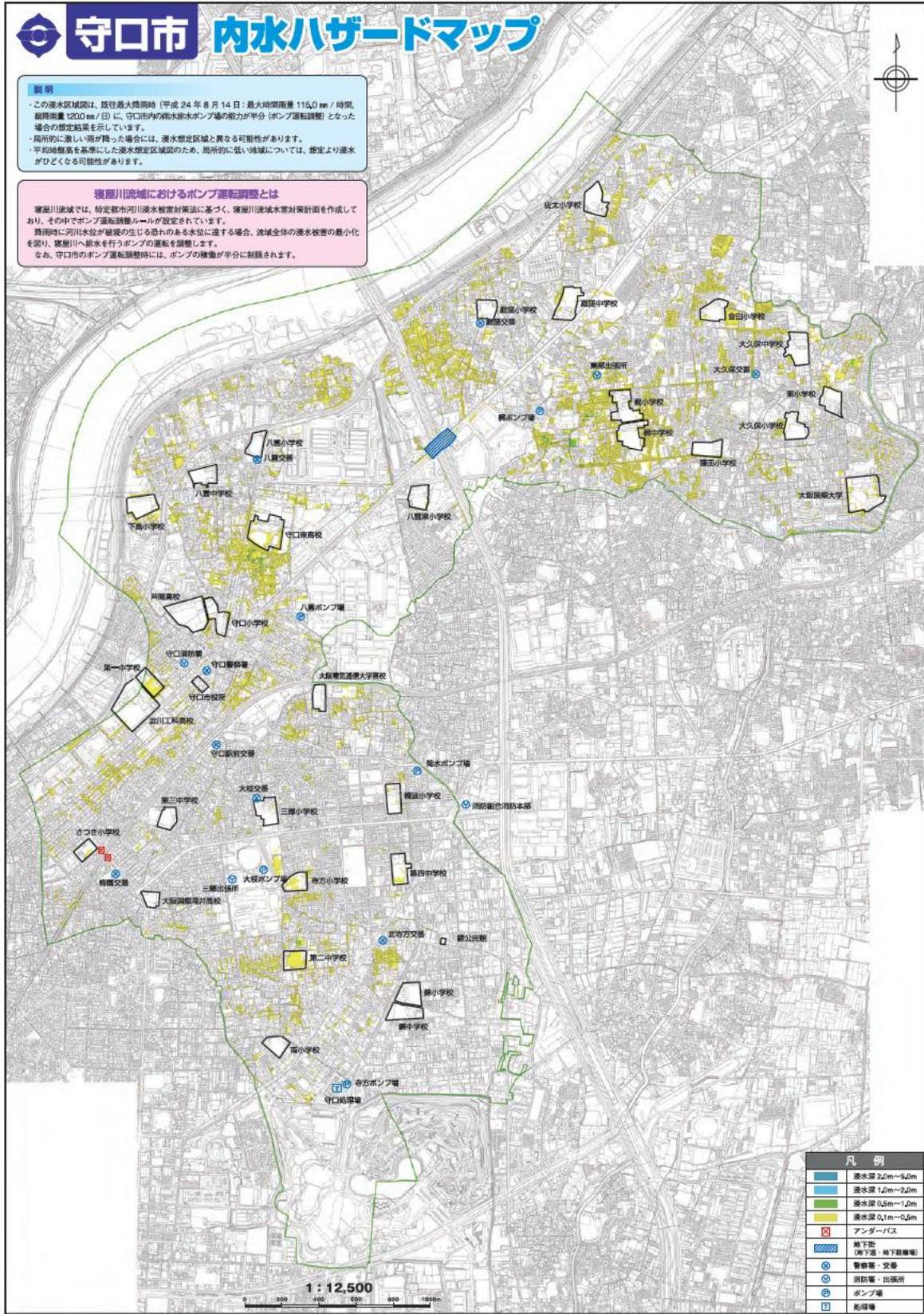
「局地的大雨」は、夏場などに大気の状態が不安定になって積乱雲が発達し、短時間に局地的に激しい雨を降らせる現象で、数十mm程度の総雨量となる。こうした局地的大雨は、極めて局地的に雨を降らせ、かつ雨雲の発生から降雨までの時間が短いため、「ゲリラ的に大雨が降る」という意味で「ゲリラ豪雨」と呼ばれるが、現在の予報技術では、降雨の場所や時刻、雨量を事前に正確に予測することは困難である。局地的大雨は、短時間のうちに数十mmの大雨が局地的にもたらされるため、一気に押し寄せる大量の雨水を処理できないおそれがある中小河川や下水道の急な増水や、低地の浸水に特に注意が必要なため、雨水処理能力の向上と早期の避難等の対策を進めることとしている。

4 事故等災害

風水害等の自然災害のほか、大規模火災、危険物事故（石油類、火薬高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）、突発性重大災害（航空災害、列車災害、道路災害等）発生の可能性は皆無でない。こうした災害をも想定し、的確に対応する計画として策定する。

淀川浸水想定区域図





第3節 防災の基本方針

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。これまで本市は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、市域における災害対策を進めてきた。今般、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらすおそれが明らかとなったことから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

まず、災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

以上を基本方針とし、守口市域における防災対策を進める。

第1 基本目標

市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るための三つの基本目標を次のように定める。

基本目標	施策
I かけがえのない市民の生命を守る	建物等の耐震化等を進める
	救出・救助・避難体制を強化する
	医療救護体制を強化する
	地域の防災体制を強化する
	ITなどの活用により災害情報伝達体制を確保する
II 被災後の市民の生活を守る	避難生活の支援を充実する
	緊急物資等の確保を図る
	瓦れき・残骸物などの処理を確実に進める
III 市民生活の確かな復旧・復興を進める	被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧・復興を進める

第2 防災施策の大綱

1 災害に強いまちづくり

災害に強いまちをつくるためには、防災施設・機器の充実だけでは不十分であり、まちづくりに防災的視点を取り入れ都市の防災機能の強化に努める。

(1) まちづくりの基本方針

第5次守口市総合基本計画の将来都市像である「育つ・にぎわう・響きあう人と心が集うまち 守口～歓響（かんきょう）都市もりぐち～」を災害に強いまちづくりの観点から補完し、投資効果を多重化することによって防災性の向上を効率的に進める。

(2) 防災機能の強化

防災空間の整備や市街地の面整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

2 災害に強いひとづくり

災害から、生命、身体、財産を守るためには、人の能力とつながりが不可欠である。そのため、市民、防災関係機関の職員・社員等（以下「職員等」という。）が、災害を知り、災害に備える必要がある。

(1) 災害を知る

災害を知ることにより、災害の危険性、災害時の必要行動の想定が可能となり、災害に対し、実務的にも心理的にも災害に備えることにつながる。したがって、市民、職員等の一人ひとりが、自分たちが居住する地域で災害によりどのような被害が発生するか、何が危険要素なのかという知識を身につける。

(2) 災害に備える

- ①市民、職員等が災害予防、災害応急対策の仕組みを理解し、協力する。
- ②より実践的な防災訓練を実現し、市民、職員等が参加する。
- ③地域の自主防災活動を充実させる。
- ④身の回りの安全を図るため、災害時の避難行動等を想定し、必要な備品等を備蓄する。
- ⑤高齢者、傷病者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、障害のある人、外国人、観光客・旅行者等の要配慮者への支援体制を整備する。

3 災害に強い仕組みづくり

被害の発生・拡大を抑えるためには、市民、職員等が、その能力を存分に発揮する中で、組織的・有機的な取組みが必要である。

したがって、次の仕組みを予め構築する。

(1) 各層の組織化

防災関係機関、地域・職種別団体・事業所等で防災の組織体制を確立するとともに、それぞれの組織において、役割分担・連携方法・対策手順を定めることとする。あわせて、状況に応じた柔軟な運用の獲得を図ることとする。

(2) 災害応急対策に必要な体制の整備

災害の拡大を抑え、被害を最小に抑えるために、消火・救助・救急体制、水防体制、災害時医療体制、緊急輸送体制等災害応急対策に必要な体制を整備する。

第4節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

第1 防災関係機関の基本的責務

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、第2に掲げる業務について総合的かつ計画的に実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び市自主防災組織の充実、市民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 府

府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、府及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 市

(1) 市長室…(情報班)

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①本部長、副本部長の特命に関する事
- ②被災見舞い及び視察者に関する事

(2) 企画財政部…(情報班)

【災害予防対策】

- ①災害対策の予算に関する事
- ②所管施設の防災対策に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①災害対策の予算に関する事
- ②公用負担命令及び補償に関する事
- ③被災者等の相談業務に関する事
- ④関連情報の収集に関する事
- ⑤避難所との連絡調整に関する事
- ⑥被害状況の集約に関する事
- ⑦災害広報に関する事
- ⑧(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストとの連絡調整に関する事
- ⑨報道機関との連絡調整に関する事
- ⑩災害記録(写真を含む)に関する事
- ⑪所管施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事
- ⑫復興計画の企画調整に関する事

(3) 総務部…(総務班)〈課税課、納税課を除く〉

【災害予防対策】

- ①所管施設の防災対策に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①職員の動員配置及び各部の配置調整に関する事
- ②他団体からの応援等の受入れに関する事
- ③職員等の健康管理に関する事
- ④市庁舎の被害調査及び応急修理に関する事

- ⑤車両その他の輸送手段の確保に関する事
 - ⑥義援金・義援物資の受付・配分に関する事
 - ⑦応急物資等の緊急輸送に関する事
 - ⑧市有財産の被害状況の把握に関する事
 - ⑨緊急事業の契約に関する事
 - ⑩災害対策諸物資の購入に関する事
 - ⑪自衛隊の受入れ調整に関する事
 - ⑫事前届出をしていない緊急車両の届出に関する事
- 《課税課、納税課については調査復旧班に属し、以下の応急復旧対策を行う》
- ①被害に伴う市税の納税緩和措置等に関する事
 - ②罹災証明事務等に関する事
 - ③①及び②をはじめとするその他災害対応に係る民家等の被害調査及び情報の収集に関する事

(4) 市民生活部・・・(総務班)

【災害予防対策】

- ①所管施設の防災対策に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①食料品、生活必需品等の調達に関する事
- ②商工、農産被害等の調査に関する事
- ③商工農業者に対する融資に関する事
- ④消費者情報等の提供に関する事
- ⑤友好都市への応援要請に関する事
- ⑥遺体安置所の開設・運営に関する事
- ⑦遺体の埋火葬に関する事
- ⑧所管施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事

(防災主管課)

- ①市の防災対策の総合調整に関する事
- ②防災会議及び防災対策推進本部会議にかかる事務に関する事
- ③災害用物資、資機材等の備蓄に関する事
- ④防災に係る教育及び訓練に関する事
- ⑤他の地方公共団体との相互応援に関する事
- ⑥災害通信伝達体制の整備に関する事
- ⑦緊急車両の事前届出に関する事
- ⑧市災害対策本部に関する事

(市災害対策本部事務局)

- ①市災害対策本部組織の整備に関する事
- ②府災害対策本部、他の地方公共団体、各関係機関との情報連絡調整及び応援要請等に関する事

- ③配備指令及び本部指令に関する事
- ④各部局の活動状況の把握に関する事
- ⑤気象情報及び災害情報の取りまとめに関する事
- ⑥災害救助法の適用申請に関する事
- ⑦避難所の開設指示に関する事
- ⑧各地域代表者(市自主防災組織等)への連絡調整に関する事
- ⑨自衛隊の派遣要請に関する事
- ⑩防災行政無線の統制に関する事
- ⑪災害に関する各種情報の管理に関する事
- ⑫災害見舞金等の給付・貸付に関する事

(5) 環境部・・・(調査復旧班)

【災害予防対策】

- ①所管施設の防災対策に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①廃棄物の収集及び処理に関する事
- ②し尿の収集及び処理に関する事
- ③廃棄物・し尿関係業者等の指導及び連絡調整に関する事
- ④所管施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事
- ⑤防疫活動に関する事
- ⑥仮設トイレの設置及び管理に関する事

(6) 健康福祉部・・・(救援救護班)

【災害予防対策】

- ①所管施設の防災対策に関する事
- ②所管福祉施設入所者の避難計画に関する事
- ③避難行動要支援者の把握及び避難計画に関する事
- ④医療体制の整備計画に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①避難行動要支援者の被災状況の把握と支援業務に関する事
- ②所管施設の被害調査及び応急対策に関する事
- ③避難所の運営・管理に関する事
- ④医療用資器材等の調達に関する事
- ⑤医療情報の収集・伝達体制の整備に関する事
- ⑥医療救護及び助産に関する事
- ⑦被災者の健康維持活動に関する事
- ⑧感染症・食中毒の予防に関する事
- ⑨ボランティアに関する事

(7) こども部・・・(救援救護班)

【災害予防対策】

- ①所管施設の防災対策に関する事
- ②保育所等所管施設の防災訓練及び避難計画に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①所管施設の被害調査及び応急対策に関する事
- ②園児等の避難救助及び救護に関する事
- ③応急保育に関する事

(8) 都市整備部・・・(調査復旧班)

【災害予防対策】

- ①所管施設の防災対策に関する事
- ②防災空間の整備に関する事
- ③都市基盤施設の防災機能の強化に関する事
- ④市街地の整備促進に関する事
- ⑤建築物等の耐震対策の推進及び防災指導に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①応急危険度判定制度(二次災害)に関する事
- ②所管施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事
- ③緊急交通路の確保に関する事
- ④交通規制の調整に関する事
- ⑤応急仮設住宅の設営協力に関する事
- ⑥復興計画に係る都市計画に関する事
- ⑦災害復旧建築についての行政指導に関する事
- ⑧危険建築物等の解体指導に関する事
- ⑨道路障害物の除去に関する事
- ⑩土木・建築関係資機材の調達・要請に関する事

(9) 下水道部・・・(調査復旧班)

【災害予防対策】

- ①所管施設の防災対策に関する事
- ②雨量情報の収集に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①所管施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事
- ②浸水対策に関する事
- ③排水ポンプの被害調査及び応急復旧に関する事
- ④下水道施設の二次災害の防止に関する事
- ⑤下水道関係資機材の調達・要請に関する事

(10) 水道局

【災害予防対策】

- ①所管施設の防災対策に関する事
- ②局内の人員体制及び財政支出に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事
- ②応急給水に関する事
- ③災害協定に基づく応援要請等に関する事
- ④関係機関との連絡調整に関する事
- ⑤水道の広報に関する事
- ⑥水道の水質及び対策に関する事
- ⑦水道の広域応援に関する事

(11) 教育委員会事務局…（救援救護班）

【災害予防対策】

- ①所管施設の防災対策に関する事
- ②防災教育に関する事
- ③学校での防災訓練に関する事

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①児童・生徒の避難救助及び救護に関する事
- ②応急教育に関する事
- ③被災児童の就学援助に関する事
- ④教科書、学用品の給与に関する事
- ⑤食料供給活動に関する事
- ⑥教育施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事
- ⑦救援物資に関する事
- ⑧文化財の被害調査に関する事
- ⑨救護所の設置に関する事

(12) 会計室…（総務班）

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①義援金等の受領に関する事
- ②災害対策に必要な物品及び現金の出納事務に関する事
- ③銀行等金融機関との連絡調整に関する事

(13) 議会事務局…（情報班）

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①議員との連絡調整に関する事
- ②被災見舞いの応援及び事務処理に関する事

(14) 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・・・(救援救護班)

【災害応急対策・災害復旧対策】

- ①救援物資に関する事
- ②避難所の協力に関する事

2 守口市門真市消防組合

- ①災害情報等の収集及び広報に関する事
- ②災害の防除・警戒・鎮圧に関する事
- ③要救助被災者の救出・救助に関する事
- ④傷病者の救急活動に関する事
- ⑤防災教育及び消防訓練・指導に関する事
- ⑥消防資機材の点検及び整備に関する事
- ⑦広域消防応援等の要請、受入れに関する事

3 府

(1) 枚方土木事務所

- ①府所管公共土木施設の防災対策に関する事
- ②水防活動及び洪水予警報等の伝達に関する事
- ③災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関する事
- ④災害予防、災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関する事

(2) 寝屋川水系改修工営所

- ①府所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策に関する事
- ②水防活動及び洪水予警報の伝達に関する事(枚方土木事務所所管を除く)

(3) 大阪府中部農と緑の総合事務所

- ①農業用施設の災害対策に関する事

(4) 守口保健所

- ①保健衛生活動、保健衛生の指導及び防疫活動に関する事
- ②医療救護活動に関する事

4 大阪府警察(守口警察署)

- ①災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- ②被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- ③交通規制・管制に関する事
- ④広域応援等の要請・受入れに関する事
- ⑤遺体の検視(死体調査)等の措置に関する事
- ⑥犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事
- ⑦災害資機材の整備に関する事

5 関西広域連合

- ①大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事
- ②大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事
- ③大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事
- ④大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関する事

6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- ①市地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
- ②市その他防災関係機関が実施する災害応急対策への支援、協力に関する事

7 指定地方行政機関

(1) 近畿農政局大阪地域センター

- ①応急用食料品及び米穀の供給に関する事

(2) 近畿地方整備局（淀川河川事務所）

- ①直轄管理河川施設の整備及び防災管理に関する事
- ②水防警報等の発表及び伝達に関する事
- ③水防活動の指導に関する事
- ④被災直轄公共土木施設の復旧に関する事

(3) 近畿地方整備局（淀川ダム統合管理事務所）

- ①洪水予報等の発表及び伝達に関する事

(4) 近畿地方整備局（大阪国道事務所）

- ①直轄管理道路施設の整備及び防災管理に関する事
- ②被災直轄管理道路施設の復旧に関する事
- ③所管道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ④災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関する事

(5) 北大阪労働基準監督署

- ①災害時における事業場施設の被災状況の収集に関する事
- ②災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関する事
- ③災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関する事
- ④労働者の災害補償に関する事

(6) 大阪管区气象台

- ① 気象状況の観測施設の整備に関する事
- ② 防災気象知識の普及に関する事
- ③ 災害にかかる気象・地象・水象等に関する予警報の発表及び伝達に関する事

(7) 門真公共職業安定所

- ① 災害時における労働力確保に関する事
- ② 離職者の早期再就職等の促進に関する事
- ③ 雇用保険の失業等給付に関する事

(8) 近畿管区警察局

- ① 情報収集及び連絡に関する事
- ② 警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援に関する事
- ③ 警察通信の運用に関する事
- ④ 関係府県警察の警察活動に関する調整等に関する事

(9) 近畿財務局

- ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請に関する事
- ② 国有財産の無償貸付等の措置に関する事
- ③ 地方公共団体に対する災害融資に関する事
- ④ 災害復旧事業費の立会い等に関する事

(10) 近畿経済産業局

- ① 工業用水道の復旧対策の推進に関する事
- ② 所管事業者等に対する予防体制確立の指導等に関する事
- ③ 生活必需品等の調達体制の整備に関する事
- ④ 災害対策物資の適正な価格の確保及び円滑な供給に関する事
- ⑤ 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
- ⑥ 生活必需品・復旧資材等の供給の確保に関する事
- ⑦ 電気・ガス事業に関する復旧対策の推進に関する事
- ⑧ 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋等に関する事

(11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- ① 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に関する事

(12) 近畿運輸局

- ① 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関する事
- ② 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関する事
- ③ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関する事
- ④ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関する事

- ⑤特に必要があると認める場合の輸送命令に関する事
- ⑥災害時における交通機関利用者への情報の提供に関する事

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社 (守口郵便局)

- ①災害時における郵政事業運営の確保に関する事
- ②災害者に対する郵便葉書の無償交付に関する事
- ③被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
- ④被災郵便局舎等の応急復旧に関する事
- ⑤郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱に関する事

(2) 西日本電信電話株式会社 (大阪支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社 (関西営業支店) 及び株式会社NTTドコモ (関西支社)

- ①電気通信施設の整備と防災管理に関する事
- ②応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ③災害時における重要通信に関する事
- ④気象警報の伝達に関する事
- ⑤災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- ⑥被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- ⑦「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事

(3) 関西電力株式会社 (守口営業所)

- ①電力施設の整備と防災管理に関する事
- ②災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
- ③災害時における電力の供給確保に関する事
- ④被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

(4) 大阪ガス株式会社 (導管事業部北東部導管部)

- ①ガス施設設備と防災管理に関する事
- ②ガスによる二次災害防止に関する事
- ③災害時におけるガス施設の供給確保に関する事
- ④被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

(5) 日本通運株式会社 (大阪東支店)

- ①緊急輸送体制の整備に関する事
- ②救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
- ③復旧資材等の輸送協力に関する事

(6) 阪神高速道路株式会社

- ①管理道路の整備と防災管理に関する事
- ②道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ③災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- ④被災道路の復旧事業の推進に関する事

(7) 西日本高速道路株式会社

- ①管理道路の整備と防災管理に関すること
- ②道路施設の応急点検体制の整備に関すること
- ③災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- ④被災道路の復旧事業の推進に関すること

(8) 京阪電気鉄道株式会社

- ①鉄道施設の防災管理に関すること
- ②輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ③緊急輸送体制の整備に関すること
- ④災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- ⑤被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(9) 大阪市交通局（地下鉄）

- ①鉄道施設の防災管理に関すること
- ②輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ③緊急輸送体制の整備に関すること
- ④災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- ⑤被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(10) 大阪高速鉄道株式会社(モノレール)

- ①鉄道施設の防災管理に関すること
- ②輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ③緊急輸送体制の整備に関すること
- ④災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- ⑤被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(11) 京阪バス株式会社（寝屋川営業所、門真営業所）

- ①バス施設の災害予防、災害緊急対策及び復旧に関すること
- ②被災者、救助物資等の緊急輸送の協力に関すること

(12) 淀川左岸水防事務組合

- ①水防団員の教育及び訓練に関すること
- ②水防資器機材の整備、備蓄に関すること
- ③水防活動の実施に関すること

(13) 日本赤十字社（大阪府支部守口市地区）

- ①災害医療体制の整備に関すること
- ②災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
- ③災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- ④義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- ⑤避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
- ⑥救援物資の備蓄に関すること

(14) 日本放送協会（大阪放送局）

- ①防災知識の普及等に関する事
- ②災害時における放送の確保対策に関する事
- ③緊急放送・広報体制の整備に関する事
- ④気象予警報等の放送周知に関する事
- ⑤避難所等への受信機の貸与に関する事
- ⑥社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ⑦災害時における広報に関する事
- ⑧災害時における放送の確保に関する事
- ⑨災害時における安否情報の提供に関する事

(15) KDD I 株式会社（関西総支社）

- ①電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ②応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ③気象警報の伝達に関する事
- ④災害時における重要通信確保に関する事
- ⑤災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- ⑥被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事

(16) 一般社団法人大阪府LPガス協会

- ①エルピーガス施設の整備と防災管理に関する事
- ②災害時におけるエルピーガスによる二次災害防止に関する事
- ③災害時におけるエルピーガス及びエルピーガス器具等の供給確保に関する事
- ④被災エルピーガス施設の復旧事業の推進に関する事

※（9）大阪市交通局（地下鉄）（10）大阪高速鉄道株式会社（モノレール）は、指定地方公共機関ではないが、市域内の重要な交通機関であることから、追加した。

9 その他公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

(1) (株) エフエムもりぐち

- ①気象予報・警報等の防災情報放送に関する事
- ②防災知識の普及等に関する事
- ③災害状況及び災害対策に関する報道に関する事
- ④社会奉仕事業団等による義援金等の募集・配分等の協力に関する事
- ⑤被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

(2) (株) ジェイコムウエスト

- ①気象予報・警報等の防災情報放送に関する事
- ②防災知識の普及等に関する事
- ③災害状況及び災害対策に関する報道に関する事
- ④社会奉仕事業団等による義援金等の募集・配分等の協力に関する事

⑤被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

(3) 守口市消防団

- ①水火災及びその他災害の警戒並びに防ぎよに関する事
- ②人命の救助及び応急救護に関する事
- ③地域住民の防災指導に関する事

(4) 一般社団法人守口市医師会

- ①応急医療及び助産、その他救助の協力に関する事

(5) 一般社団法人守口市歯科医師会

- ①応急医療、その他救助の協力に関する事

(6) 一般社団法人守口市薬剤師会

- ①応急医療の協力に関する事

(7) 北河内農業協同組合

- ①共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関する事
- ②農業関係の市及び府の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事
- ③被災農業者に対する生産資材の確保斡旋に関する事

(8) 守口門真商工会議所

- ①市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関する事
- ②災害時における物価安定についての協力に関する事
- ③災害救助用物資及び復旧用物資の確保についての協力に関する事

(9) 病院等医療施設の管理者

- ①避難施設の整備及び避難訓練に関する事
- ②災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
- ③災害時における病人等の収容及び保護に関する事
- ④災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事

(10) 社会福祉施設の管理者

- ①避難施設の整備及び避難訓練に関する事
- ②災害時における入所者の保護及び誘導に関する事

(11) 学校法人

- ①避難施設の整備及び避難訓練に関する事
- ②災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関する事

(12) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ①安全管理の徹底に関する事
- ②防護施設の整備に関する事
- ③災害時における危険部などの保安処置及びガスなどの燃料の供給に関する事

第5節 市民、事業所の基本的責務

第1 市民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

第2 自主防災組織

平常時から防災知識の普及、防災資機材の備蓄、防災訓練の実施等に努める。また、自主防災組織内で整備した連絡網を活用した相互の情報交換等を通じて、日頃から自主防災組織間での連携に努める。

災害発生時には、地域の被害拡大の防止活動、救出救護活動、各種情報の収集伝達活動、避難誘導活動等に努めるとともに、市の行う防災活動及び災害復旧活動との連携を図る。

第3 事業所

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（**Business Continuity Plan**、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

第4 市民・事業者・公共機関等の連携による市民運動の展開

災害の軽減には、市民、事業者、公共機関、市及び府等が、それぞれ防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う必要があることから、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、これらの連携により、その実践を促進する市民運動を展開する。

第6節 計画の修正

第1 計画の修正

守口市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

修正の手順については次のとおりであるが、軽微な修正については、市防災会議を開催することなく適宜行うこととし、その場合は、次回の市防災会議において、修正内容を報告するものとする。

- (1) 市防災会議は、関係機関の意見等を聴き、市地域防災計画修正案を作成及び審議し、修正する。
- (2) 市防災会議は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、修正した市地域防災計画を大阪府知事に報告するとともに、その要旨を公表する。

なお、市は、府や指定公共機関の防災計画との必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、市地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

第2 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため啓発活動に努めるものとする。

市民及び事業者並びに市自主防災組織は、それぞれが自らの生命・財産を自ら守れるように、災害を防止するとともに、被害を最小限に抑えるための手段を講ずる。

また、自主的な防災訓練を行うことによって、災害時における対応方法の習熟に努めるものとする。

第3 他の計画との関係

1 守口市総合基本計画との関係

市では、少子高齢化とこれに伴う人口減少などの社会状況の変化などに適切に、さらには、来るべき未来に向かって守口市の発展のゆるぎない礎を築くため、第5次守口市総合基本計画を策定している。防災に関しては、基本目標4 自然環境と調和し共生する安全・安心なまちの3. 安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備として施策の大綱が各分野において示されている。

現代の災害は、直接的な防災事業だけでは、「本計画」の目的を十分に達成することは困難である。従って、第5次守口市総合基本計画を基礎とし、都市計画事業や住民自治の推進、その他市民、行政による総合的まちづくりによって、

その目的とする市民の生命、身体及び財産の保護が達成できるものである。

2 寝屋川流域水害対策計画との関係

寝屋川流域水害対策計画は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく法定計画として、本市を含む寝屋川流域の総合的な浸水対策を進めるため、大阪府と守口市などの寝屋川流域関係市が共同で、流域内の河川・下水道の雨水対策施設整備等のハード対策と、被害の拡大を防止するためのソフト対策を定めたものである。よって、市地域防災計画においても当該計画との整合性を保つことで地域の水害対策を推進するものである。

3 大阪府地域防災計画等との関係

この計画は、大阪府地域防災計画及び大阪府水防計画との一貫性と整合性を有するものである。

《注記》

本計画における用語について

市民 ……………市域に住所を有する者、他市町村から市域に通学・通勤する者及び災害時に市域に滞在する者等を含める。

要配慮者 ……………高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

避難行動要支援者 ……要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

避難支援等関係者 ……消防機関、府警察、市民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

関西広域連合 ……………滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。

防災関係機関 ……………国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

関係機関 ……………防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。

ライフライン ……………上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。

【災害予防対策】

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

第1 組織体制の整備

市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の応急対策及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、自らの組織動員体制整備、防災活動を実施するための拠点整備を行うとともに、相互の情報連絡を密にし、災害対策がより円滑に行えるよう防災体制の充実に努める。

1 市の組織体制の整備

市は、関係法令に基づき、守口市防災会議を設置するとともに、平常時の防災対策推進体制及び災害時の災害応急活動体制を整える。

(1) 守口市防災会議

①設置の根拠

- ア 災害対策基本法第16条
- イ 守口市防災会議条例

②所掌事務

- ア 守口市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- エ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

③組織

- ア 会長は、市長をもって充てる。
- イ 委員は、次の者をもって充てる。
 - (ア) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (イ) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (ウ) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (エ) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (オ) 教育長
 - (カ) 消防長及び消防団長
 - (キ) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(ク) 市自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(2) 守口市防災対策推進本部

平常時から、市の防災対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策等の審議を行う。

①構成

- ア 本部長 : 市民生活部長
- イ 副本部長 : 企画財政部長
- ウ 本部長 : 部長級以上の職員
- エ 事務局 : 防災主管課

②所掌事務

- ア 地域防災計画の推進及び修正案の検討に関すること
- イ 防災施策の審議に関すること
- ウ 防災訓練の実施に関すること
- エ 防災に係る研究及び調査に関すること

③災害時の応急対策マニュアルの作成

災害時の応急対策は、下記の班体制により実施するが、各班において迅速かつ的確に対応できるよう行動マニュアルを作成する。

また、防災訓練等の結果を踏まえて変更する場合は、防災対策推進本部会議を開催し、協議するものとする。

災害時の応急対策体制

総務班	班 長：総務部長 副班長：会計管理者	総務部（課税課・納税課を除く）・市民生活部・会計室
情報班	班 長：企画財政部長 副班長：議会事務局長	市長室・企画財政部・議会事務局
調査復旧班	班 長：都市整備部長 副班長：下水道部長	都市整備部・下水道部・環境部・課税課・納税課
救援救護班	班 長：こども部長 副班長：教育次長	こども部・健康福祉部・教育委員会事務局 選挙管理委員会事務局・監査委員事務局
水道局		

(3) 守口市災害警戒本部

市災害対策本部が設置されるまでの間に、災害に関する各種情報の収集及び伝達を行うとともに、災害応急対策の検討を進めるなど、迅速かつ的確な初動体制を確立する。

①設置基準

市災害警戒本部は、次の各号のいずれかに該当するときに設置する。

■地震

- ア 市域又は隣接地域（大阪市東淀川区・旭区・鶴見区、門真市、寝屋川市、摂津市）で震度4の震度を観測したとき
- イ 大規模地震対策特別措置法9条に基づき、地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき
- ウ 本部長が必要と認めたとき

■風水害

- ア 暴風、大雨又は洪水に関する警報等が発表され、災害の発生のおそれがあるとき
- イ 降雨量・水位等の観測状況から災害の発生のおそれがあるとき
- ウ 市の区域内で局地的に軽微な災害が発生したとき
- エ 副市長が必要と認めたとき

②組織

- ア 本部長 : 市民生活部を所管する副市長
- イ 副本部長 : 市民生活部を所管しない副市長
- ウ 本部長 : 部長級以上の職員
- エ 事務局 : 防災主管課 事務局長（市民生活部長）

③業務

市災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備及び警戒の業務を行う。

④廃止

- ア 市災害対策本部が設置されたとき
- イ 災害の発生のおそれがなくなったとき
- ウ 本部長が必要でないとして認めたとき

(4) 守口市災害対策本部

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が防災対策の推進を図るため必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の2及び守口市災害対策本部条例に基づき、市災害対策本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

①設置基準

本部は、次の各号のいずれかに該当するときに設置する。

■地震

- ア 市域又は隣接地域（大阪市東淀川区・旭区・鶴見区、門真市、寝屋川市、摂津市）で震度5弱以上の震度を観測したとき
- イ 災害救助法の適用を要する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- ウ 本部長が必要と認めたとき

■風水害

- ア 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- イ 災害救助法の適用を要する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- ウ 市長が必要と認めたとき

②組織

- ア 本部長 : 市長
- イ 副本部長 : 市民生活部を所管する副市長
- ウ 本部員 : 部長級以上の職員
- エ 事務局 : 防災主管課 事務局長（市民生活部長）

③業務

守口市災害対策本部条例の定めるところによる。

④廃止

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 本部長が必要でないとして認めたとき

(5) 守口市現地災害対策本部（本部長―市長が指名）

市現地災害対策本部は、市域において局地的に被害が生じた場合に、災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するため設置する。

資料 1-1 「守口市防災会議条例」
資料 1-2 「守口市防災会議運営要綱」
資料 1-3 「守口市防災会議委員の構成」
資料 1-7 「守口市防災対策推進本部設置要綱」
資料 1-4 「守口市災害対策本部条例」
資料 1-5 「守口市災害対策本部運営要綱」
資料 1-6 「守口市災害警戒対策本部設置要綱」

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制とあわせて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制を整備する。各配備体制及び避難所への職員個々の配備については、毎年定め、周知徹底を図る。

なお、市域又は隣接地域（大阪市東淀川区・旭区・鶴見区、門真市、寝屋川市、摂津市）に震度4の震度を観測した場合は、各種情報の収集等のため災害警戒体制をとる。

また、市域又は隣接地域に震度5弱の震度を観測し、小規模の災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合はA号配備、震度5強の震度を観測し、中規模の災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合はB号配備、震度6弱以上の震度を観測した場合は、C号配備が指令されたこととして全職員が予め定めた各参集場所に自主参集する。

災害時の配備基準は、次表のとおりである。

<災害時の配備基準>

配備区分		配 備 時 期	配 備 内 容	動員基準
事前 配備 体制	事前 配備	【地震】守口市で震度3 【風水害】 災害発生のおそれがある気象予警報等 が発表されるなど通信情報活動及び警戒 が必要なとき	通信情報活動 警戒等(部分的な 災害対策を含む)	最 小 必要数
市 災害 警戒 本部	警戒 配備	【地震】守口市又は隣接地域(東淀川区・ 旭区・鶴見区、門真市、寝屋川市、摂津 市)で震度4(自動設置) 【風水害】 暴風、大雨又は洪水に関する警報等が 発表され、災害の発生のおそれがあるとき 降雨量、水位等の観測状況から災害の 発生のおそれがあるとき 市の区域内で局地的に軽微な災害が発 生したとき ※ 警報等発令時には状況を判断して市 警戒本部を設置し、配備体制につい ては、関係部局が協議し決定する。	水害その他の災 害の発生を防御 するため通信情 報活動、物資、資 機材の点検整備 又は小規模の災 害対策を実施す る体制	10%
市 災害 対策 本部	A 号 配備	【地震】守口市又は隣接地域で震度5弱(自動設置) 【風水害】 局地的な災害が市内の数箇所に発生 し、又は発生するおそれがあるとき	情報収集活動 を実施する体制 及び小規模の災 害 応急対策を実施 する体制	25%
	B 号 配備	【地震】守口市又は隣接地域で震度5強(自動設置) 【風水害】 相当規模の災害が発生し、又は発生す るおそれがあるとき	災害に対する警 戒及び中規模の 災害 応急対策を 実施する体制	50%
	C 号 配備	【地震】守口市又は隣接地域で震度6弱以上(自動設置) 【風水害】 大規模の災害が発生し、又は発生す るおそれがあるとき	市の全力を挙げ て災害 応急対策 を実施する体制	100%
市 現地 災害 対策 本部		【地震・風水害】 市内の局地的な地域に被害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき	災害に対する警 戒及び応急対策	災害対策 本部で指 示

3 防災関係機関の組織体制の整備

市域を所管する又は市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」（以上国の機関）、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」（以上公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、府知事が指定するもの）、「公共的団体」等の防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、地域防災計画及び応急対策の確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努める。

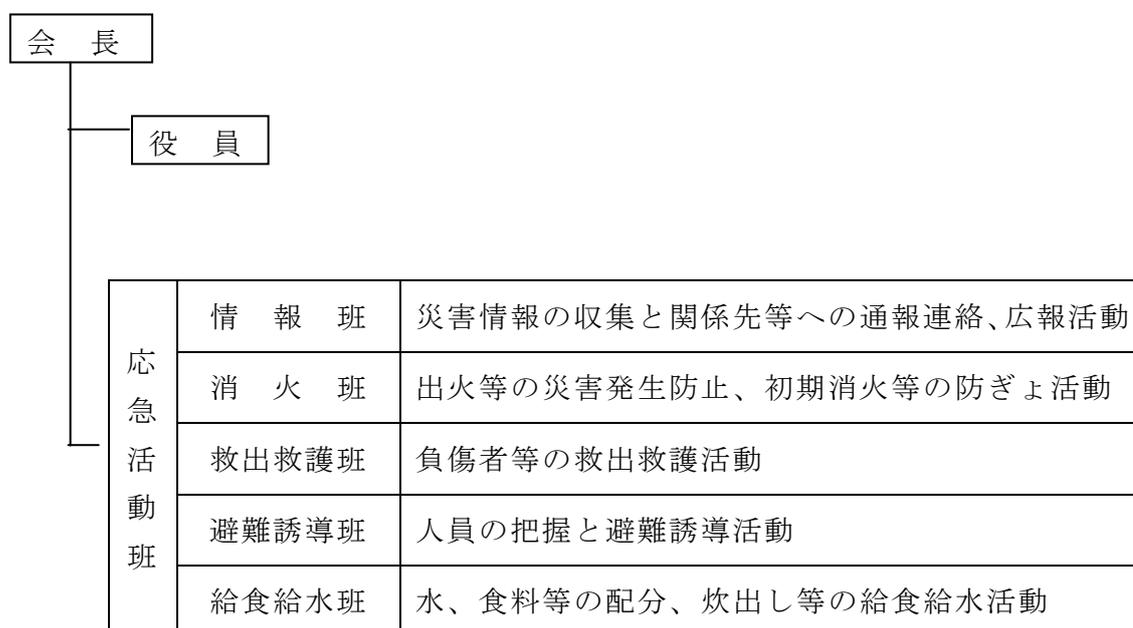
4 地域における防災組織

災害、特に大地震が発生した場合、市をはじめ各防災関係機関は、全力を挙げて防災活動を行うが、道路の損壊や建物の倒壊等による通行障害、同時多発による活動力の分散等により防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されることが予想される。

このような事態において災害による被害を防止し、かつ被害を軽減するためには、市民の自主的な防災活動が不可欠である。

そのため、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という意識に基づき、自主的に防災活動を行う「自主防災組織」の結成を促進する。

< 自主防災組織の組織例 >



資料 1-8 「守口市防災資機材貸与要綱」
資料 1-9 「守口市自主防災組織一覧表」

5 事業所の防災組織

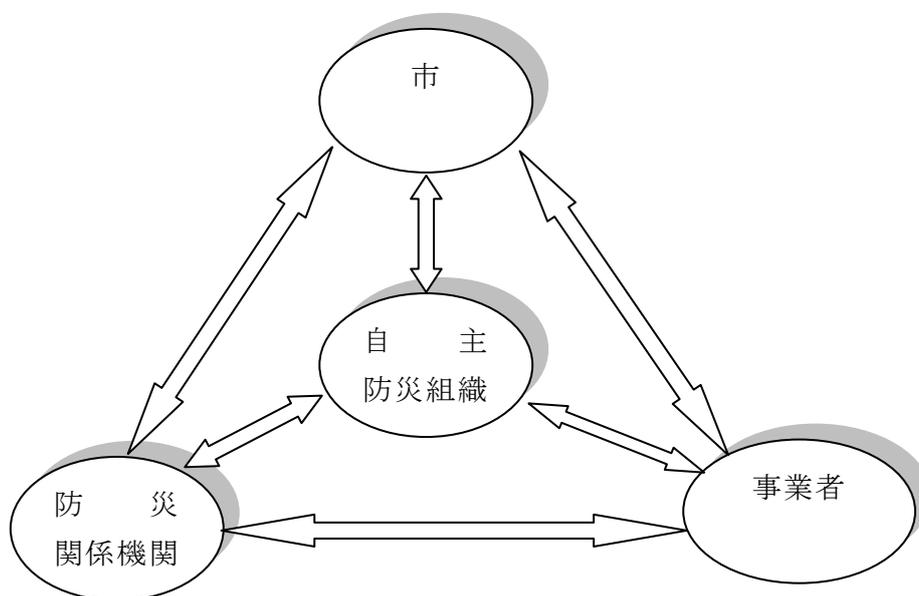
消防法第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所については、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大させることのないよう防災活動を行う必要がある。

そのために、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、地域の消防団、自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全確保に積極的に寄与する。また、防火管理者をおく建物は、それぞれの消防計画に基づいて総合防災訓練を行う。

具体的な活動内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 従業員の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達方法の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護対策
- (7) 地域の防災活動への協力

<地域での防災体制図>



第2 防災拠点機能の確保・充実

市をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかに災害応急活動に向けた体制をとることができるように、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

また、府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

1 司令塔機能の整備

市及び防災関係機関は、市災害対策本部等の司令塔機能を設置する施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

2 地域防災拠点等の整備

市は、当該市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

また、市は、防災中枢施設と連携し、市自主防災組織等の地域における防災活動を補完するため、小中学校等を地域防災活動拠点として整備する。

第3 装備資機材等の備蓄

防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、備蓄に努める。

1 緊急物資

市は、輸送による時間・労力を省き、被災した市民等に速やかに緊急物資を供給するため、避難所となる各学校内に備蓄倉庫を整備する。

2 装備資機材

市及び防災関係機関は、それぞれの災害応急活動に必要な装備・資機材の備蓄拠点の整備に努める。

市自主防災組織は、自主防災活動に必要な資機材の整備・点検に努めるとともに、迅速な行動を行うため、備蓄倉庫の整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体等との連携により、資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

(2) 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

(3) データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

資料1-10「市保有資機材一覧表」

3 救援物資の輸送拠点

災害時に市外から輸送される救援物資の輸送拠点（集積場所）として、市民体育館を選定する。

4 応援部隊の受入れ及び活動拠点

(1) 自衛隊の活動拠点

災害時に派遣される自衛隊の活動拠点として、大枝公園をはじめ市施設の中から自衛隊の規模に応じ選定する。

(2) その他機関の応援部隊の活動拠点

災害時に派遣される応援部隊の活動拠点として、梶ふれあいの家、公民館等市施設の中から応援部隊の規模に応じ選定する。

第4 防災訓練の実施

市をはじめ市消防団等の防災関係機関は、市地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、予め設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間などの訓練環境について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、事業継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1 総合訓練

市は、関係機関及び市自主防災組織等市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施

する。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における男女のニーズの違い等それぞれの視点に立つよう努める。

2 個別訓練

(1) 組織動員訓練

災害時における初動体制を確保するため、情報の収集、伝達、連絡等の訓練を行うとともに、休日、夜間等の勤務時間外における職員等の配備を迅速に行うため、非常招集訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防計画の習熟、消防技術の徹底のため、訓練計画に基づき、通信連絡、非常招集、救助、救急、火災防ぎよその他の消防活動の訓練を実施する。

(3) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、府の水防計画に定める訓練を実施する。

(4) 避難・救助訓練

災害時における避難・救助を迅速に行うため、避難の指示、勧告、誘導等について訓練を実施する。さらに、自力で避難できない場合も想定し、救出訓練を実施する。

(5) 通信連絡訓練

有線途絶時の無線通信の円滑な遂行を図るため、通信手続き、無線機の操作、非常無線通信に関する訓練、また、通信途絶時における連絡確保、通信内容の確実な伝達の訓練を実施する。

(6) 各関係機関の訓練

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、防災上重要な施設を管理する機関は、各機関の定める防災業務計画に基づき、防災関係機関の協力の下に効果的な訓練を実施する。

3 学校、幼稚園、保育所等の訓練

施設ごとに定められた計画に基づき、避難訓練、通信連絡訓練等を実施する。

4 地域での訓練

市自主防災組織をはじめとする各種団体は、それぞれの地域内で、初期消火、避難誘導、救出・救護訓練等を実施する。

(1) 防災安全総点検

①町会、市自主防災組織等で10人くらいのグループに分かれ、住民が避難所や危険箇所など地域情報を書き込みながら、手づくりのハザードマップを作成する。

②災害想定をもとに、地域内点検後、地図に倒壊家屋やブロック塀などの危険箇所や避難所、病院などの安全箇所をマジック等で色分けし地域の安全度を総点検する。

5 要配慮者に対する訓練

市は、各種団体と協力して、障害者や高齢者等を中心に誘導、救出・救護訓練等の実施に努める。

第5 相互応援体制の整備

市をはじめ防災関係機関は、広域的な視点に立った相互応援体制の整備を図る。

また、関西広域連合が実施する原子力災害発生時の避難受入れなどカウンターパート方式による広域的支援に参加する。

資料 11-1 「災害時応援協定（北河内7市）」
資料 11-2 「災害時の相互応援協定書」（友好都市）

第6 人材の育成

市をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化とあわせて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び市消防団員の専門教育を強化する。

（職員に対する防災教育）

市及び府をはじめ防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

（1）教育の方法

- ①講習会、研修会等の実施及び参加
- ②見学、現地調査等の実施
- ③防災活動マニュアル等の配布

（2）教育の内容

- ①市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ②非常参集の方法
- ③気象、水象、地象その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- ④過去の主な被害事例
- ⑤防災知識と技術
- ⑥防災関係法令の適用
- ⑦その他必要な事項

第7 防災に関する調査・研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を継続的に実施するとともに、防災対策を実効あるものとするため、災害の事例等を科学的に調査・研究し、市の地域特性に応じた地域防災計画の修正に役立てる。

1 防災関係機関との情報交換

国、府、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、相互の情報交換に努める。

2 防災に関する図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。また、情報通信分野をはじめ、目覚ましく進歩する科学技術の防災行政への活用にも努める。

第8 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市をはじめ防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 被災者支援システムの活用

市は、被災者支援システムの活用にも努める。

2 市における業務継続の体制整備

市は、事業継続計画（BCP）の作成・運用にも努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

3 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化にも努める。

第10 事業者・ボランティアとの連携

市及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、予め、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

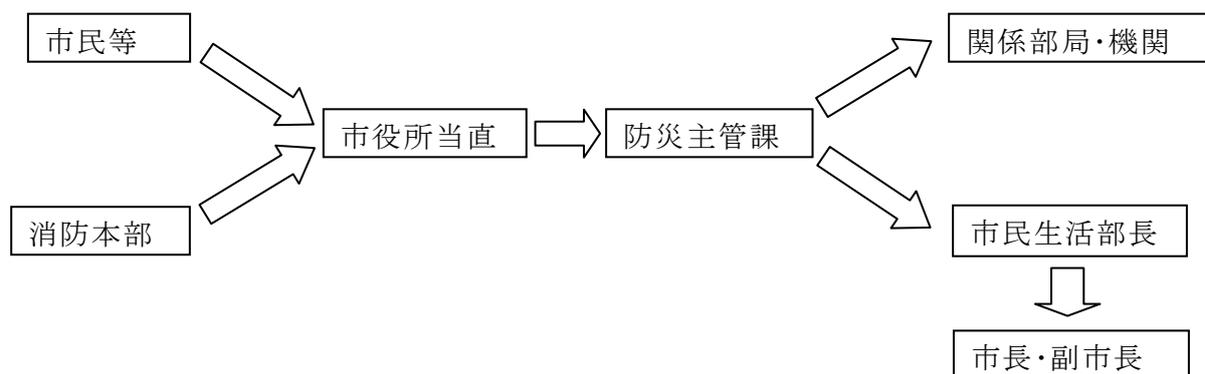
市をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

第1 24時間体制の確立

24時間可能な連絡・伝達体制を確立し、突発的に発生する災害に備える。

<勤務時間外の体制>



第2 災害時情報収集伝達システムの基盤整備

市をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化さらに進めるとともに、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化し、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 情報連絡設備の現況

(1) 守口市防災行政無線

資料3-1「守口市防災行政無線システム回線構成図」

①同報系防災行政無線（MCA 同報系）

発信時（上り）【935.025MHz～939.975MHz】

着信時（下り）【850.025MHz～859.975MHz】

市役所に指令局を設置し、屋外子局及び市役所屋上の拡声器64カ所に一斉放送が可能

②地域防災行政系無線（MCA 移動系）

発信時（上り）【935.025MHz～939.975MHz】

着信時（下り）【850.025MHz～859.975MHz】

市役所に指令局を設置し、各移動局（避難所等の半固定型無線機、車載型無線機、携帯型無線機）との間で、災害情報の収集・伝達や指令等に使用する。

資料3-2「同報系（MCA 固定局）指令局・屋外拡声局設置場所一覧表」

資料3-3「地域防災行政無線系移動局一覧表」

③防災相互波系無線（158.35MHz）

市役所に基地局を設置し、防災主管課に車載型・可搬型を保有している。

災害時に隣接の市及び災害関係機関との通話が可能。

資料3-4「防災相互波系無線基地局・移動局一覧表」

(2) 消防無線

消防隊及び救急隊が使用する消防無線は、無線デジタル波3波、署活系無線4波を運用するとともに、主運用波及び統制波3波を備え、災害に強い通信体制を確立している。

(3) 水道無線

水道基地局と水道修繕車両を結ぶものであり、平常時はもとより、災害時の応急給水活動及び復旧活動に使用する。

(4) 大阪府防災行政無線

災害時における関係機関との円滑な情報連絡体制を確立するため、府庁と府内市町村や防災関係機関等と結ぶものである。

(5) (株) エフエムもりぐち、(株) ジェイコムウエストの放送

災害時における市民、市自主防災組織、防災関係機関等への情報伝達手段として、(株) エフエムもりぐち、(株) ジェイコムウエストの放送を活用する。

2 担い手の確保

市職員に対して、無線従事者資格の修得を積極的に奨励し、無線従事者の増員・確保に努める。また、防災訓練等を通じて、無線運用方法の修得に努める。

3 震度計測体制の整備

大阪府震度情報ネットワークシステムとの連携を図るとともに、市庁舎内に設置している計測震度計により、市域における震度情報を迅速に収集する。

第3 情報収集伝達体制の強化

市をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある市民や職員に対し、警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、公共情報コモンズ、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

また、市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

資料11-13「災害時等の緊急放送における協定（株式会社ジェイコムエス、株式会社ジェビターテレコム関西メディアセンター）」
資料11-14「災害時における放送要請に関する基本協定（株式会社エフエムもりぐち）」

第4 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報伝達の一元化を図るため、予め、災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ①地震の規模・津波・余震・気象・水位・放射線量等の状況
- ②住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ③出火防止、初期消火の呼びかけ
- ④要配慮者への支援の呼びかけ

⑤災害応急活動の窓口及び実施状況

- (4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保
- (5) 市外へ避難した市民に対しての広報手段の確保

2 (株)エフエムもりぐちによる緊急放送体制

(株)エフエムもりぐちの放送を市民に対する災害情報の伝達手段とするため、協定内容に基づき、24時間緊急放送体制の確保に努めるとともに、平常時から市域内における火災、ガス漏れ、断水、停電情報等を市民に提供する。

資料11-14「災害時における放送要請に関する基本協定(株式会社エフエムもりぐち)」

3 (株)ジェイコムウエストによる緊急放送体制

(株)ジェイコムウエストの放送を市民に対する災害情報の伝達手段とするため、協定内容に基づき、24時間緊急放送体制の確保に努める。

資料11-13「災害時等の緊急放送における協定(株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイ・ターテレコム関西メディアセンター)」

4 報道機関との連携協力

確かな情報をできるだけ迅速に提供するため新聞社、放送事業者、通信社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

5 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市、府及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供することのできる体制の整備を図る。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

災害発生後の被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

また、市及び府は、国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、市消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、市消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、市及び府は、警察官、消防職員、市消防団及び市自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 消防体制の整備

1 消防力の充実

市域における消防事務は、守口市門真市消防組合が担い、その消防力は、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、市域内に1消防署、2出張所を配置し、それぞれ消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

守口市門真市消防組合は、大規模地震、風水害等の災害に的確に対応するため、より効率的な部隊運用体制の確立及び災害即応が可能な防災拠点として機能し得る消防庁舎の再整備を図るとともに消防車両や資機材の最新化等により、消防力の充実強化に努める。

資料4-1「常備消防力の状況」

2 消防水利の確保

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

また、淀川、古川、西三荘都市下水路等の自然水利や学校等のプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。

さらに、遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

資料4-2「消防水利の状況」

資料4-3「公設防火水槽・耐震性貯水槽設置場所一覧表」

3 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、他市町村との相互応援協定の効率的な運用に努めるほか、緊急消防援助隊との連携、受入れ体制の整備に努める。

資料 11-16 「大阪府北ブロック消防相互応援協定」

資料 11-17 「大阪市、守口市門真市消防組合消防相互応援協定」

資料 11-18 「守口市門真市消防組合・東大阪市消防相互応援協定」

資料 11-19 「大阪府下広域消防相互応援協定」

資料 11-20 「大阪市、守口市門真市消防組合航空消防応援協定」

4 守口市消防団の活性化

地域に密着した市消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努めるとともに、市消防団員の防災に関する知識及び技能向上を図るため、教育訓練を実施する。

(1) 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の市消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

(2) 装備の強化

ポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。

(3) 市消防団員の教育訓練

市消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、市消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

(4) 市自主防災組織との連携強化

市消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、市自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

資料 4-4 「守口市消防団の組織」

資料 4-5 「守口市消防団分団庫図」

第2 救助・救急体制の整備

1 救助・救急体制の整備

守口市門真市消防組合は、災害時の救助・救急要請に備え、集団災害警防計画を樹立する。

あわせて、守口市門真市消防組合は、救助・救急隊員の教育訓練を推進し、救助・救急体制の整備を図る。

2 市民教育の推進

市及び守口市門真市消防組合は、市民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識・技術の普及活動の推進を図る。

(1) 救命講習会の実施

(2) 講習内容

①心肺蘇生法

②AED（自動体外式除細動器）使用法

（平成16年7月から医療従事者以外でも使用可）

③人工呼吸法

④胸骨圧迫要領

⑤傷病者管理法（保温法、体位管理等）

⑥搬送法

⑦止血法

⑧外傷の手当要領（包帯法、熱傷の手当等）

3 要配慮者に対する救助救急体制の整備

市及び守口市門真市消防組合は、要配慮者の安全確保を図るため、救急情報の伝達方法を確立するとともに、町会、市自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみの救助救急体制の充実を図る。

4 市消防団の救命救助活動能力向上の推進

守口市門真市消防組合は、市消防団に対して、救命救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進する。

5 救助・救急資機材の整備

(1) 守口市門真市消防組合は、救助・救急資機材の計画的な整備に努める。

(2) 市自主防災組織は、地域内での救助・救急活動を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(3) 市は、公共施設にAED（自動体外式除細動器）の設置に努めるとともに、市自主防災組織に対する資機材の整備を支援する。

(4) 守口警察署は、地域の交番等に救助用資機材の配備に努める。

資料 4-6「守口市門真市消防組合保有資機材一覧表」

第4節 災害時医療体制の整備

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ継続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しつつ、府による医療の応援も考慮して、災害時における医療体制を整備する。

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行などを図るため、被災地外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備などに努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても、支援に努める。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため多数の傷病者が発生し、又は医療機関等が混乱するなどの状況の中で、市民の貴重な生命を保護するため、市内の医療機関等はもとより市外の医療機関等とも連携した活動である。

災害時に、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて地域の内外を問わず、以下の点に留意し府下の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

災害により被災した患者が、速やかに応急手当などの一次医療を受けるため、医療救護班を現地に派遣し、「救護所」を開設する。

(1) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間に、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を実施する。

①市域全体が被災した災害

市内全小学校に応急救護所を開設する。

②限定された地域が被災した災害

災害現場付近に応急救護所を開設する。

(2) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後の短時間に、主に軽症患者の応急医療を実施する。

①市域全体が被災した災害

市民保健センター及び生涯学習情報センターに医療救護所を開設する。

②限定された地域が被災した災害

災害現場付近の医療機関に医療救護所を開設する。

(3) 考え方

①医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

②災害の種類や時間経過に伴い量的・物的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

※ トリアージとは、救急救命士や救急医が中心となり傷病者の重症度と緊急度の評価を行い、治療や搬送の優先順位をつけ分類すること。
※ トリアージタグ 緑色は軽傷、黄色は準緊急（中等症）、赤色は緊急（重症）、黒色は死亡及び不処置を意味する。

2 後方医療活動

現地医療活動では対応しきれない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内外を含め）すべての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等により、できるだけ速やかに被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者ほど多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度に応じた適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市、守口市門真市消防組合、府及び医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システムの整備

守口市門真市消防組合は、迅速かつ的確な情報の収集・提供を行うため、ICT（情報通信技術）を有したタブレット型情報通信端末等を用いて、救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）を活用する。

府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、市及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

2 連絡体制の整備

(1) 市医師会等との連絡体制

市は、災害発生時に、医療救護班の編成等を市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市赤十字奉仕団等に電話・ファクシミリにより要請する。電話・ファクシミリが途絶した場合は、(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストの放送を通じ要請する体制を整備する。

(2) 府及び医療関係機関との連絡体制

市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(3) 情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

市の災害医療連絡・調整窓口：市民保健センター 市の災害医療情報連絡員：健康推進主管課職員が担当する。

3 その他

(1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

市、府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生時に災害拠点病院等が派遣する緊急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、医療救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

2 救護所の開設場所及び医療救護班の編成

現地医療体制	開設場所		医療救護班の編成
	全市域が被災の場合	限定地域が被災の場合	
応急救護所	全小学校（17校）	災害現場付近の適地	市医師会、市歯科医師会、市赤十字奉仕団
医療救護所	市民保健センター 生涯学習情報センター	災害現場付近の医療機関	市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市赤十字奉仕団

3 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

市は、医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

府は、医療救護班の受入れ及び被災市町村への派遣調整を行う体制・窓口を整備する。

なお、医療救護班の受入れ・派遣調整にあたっては、府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら進める。

第4 後方医療体制の整備

1 市

市は、次の災害医療機関を指定する。

(1) 市災害医療センター

市の医療活動の拠点として、関西医科大学附属滝井病院を市災害医療センターに指定する。

(2) 災害医療協力病院

市災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院に指定する。

2 府

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

② 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

(2) 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患など特定の疾病は専門医療を必要とするため、対策拠点として特定診療災害医療センターを整備する。

3 医療機関

すべての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

資料 7-1「災害医療機関一覧表」

第5 医薬品等の確保体制の整備

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日本赤十字社大阪府支部の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市は、備蓄すべき医薬品の品名、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

- (1) 災害拠点病院等での病院備蓄
- (2) 市民保健センター、応急救護所となる小学校での備蓄
- (3) 府への要請による確保
- (4) 卸業者による流通備蓄

2 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市及び守口市門真市消防組合は、災害時における患者、医薬品等を、大量かつ迅速・適切に搬送するため、多様な搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 患者搬送

守口市門真市消防組合は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医薬品等物資の輸送

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

3 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

第7 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保、供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

1 地域医療連携の推進

市は、北河内保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

2 災害拠点病院等連絡協議会の設置

府は、災害拠点病院等で構成する連絡協議会を設置し、災害拠点病院間及び関係機関との連絡・協力体制を確立する。

また、連絡協議会は、災害医療体制マニュアルや、災害医療研修・院内災害医療訓練・教育プログラムの策定に係る助言や企画・提案、実施に協力する。

第9 医療機関の設備等の整備

医療機関の管理者は、医療活動に不可欠な水、電源等を即時に確保するため医療施設の給水タンクや非常用電源等の耐震化等の整備に努める。

特に、生命維持に必要な施設・設備については、その強化を図る。

また、医療施設内の安全を確保するため、医療機器の固定、薬品棚の転倒防止等の措置を講ずる。

第10 医療関係者に対する訓練等の実施

1 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。

2 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

市及び府は、府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として「重点14路線」を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府）

- ① 府県間を連絡する主要な道路
- ② 府内の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・水上・航空輸送基地などを連絡する道路
- ③ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

(2) 地域緊急交通路（市）

広域緊急交通路と、市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター（関西医科大学附属滝井病院）、災害医療協力病院、避難所などを連絡する道路

資料9-1「緊急交通路図」

資料9-2「地域緊急交通路一覧表」

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、予め選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

3 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市、府、守口警察署（府警察）及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮するため、平常時から市民に緊急交通路の周知に努める。

第2 航空輸送体制の整備

負傷者や物資等を緊急に輸送するため、また、陸上輸送を補完するため、災害時用臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

1 災害時用臨時ヘリポートの選定、整備

次の選定基準により、計画的に災害時用臨時ヘリポートの選定、整備を行う。

<災害時用臨時ヘリポートの選定基準>

- | |
|--|
| ①地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適） |
| ②地面斜度6度以内のこと |
| ③離着陸（発着）のため必要最小限の地積が確保できること
[必要最小限度の地積] |
| a 大型ヘリコプター 100m四方の地積 |
| b 中型ヘリコプター 50m四方の地積 |
| c 小型ヘリコプター 30m四方の地積 |
| ④二方向以上からの離発着が可能であること |
| ⑤離発着時、周辺に支障のある障害物がないこと |
| ⑥車両等の進入路があること |

資料9-3「災害時用臨時ヘリポート一覧表」

2 緊急離発着場等の整備

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効に活用するため、緊急離発着場等を確保するよう努める。

第3 水上輸送体制の確保

河川管理者は、災害時において、陸上輸送に代わり河川を利用した緊急物資の輸送と荷役及び人員の輸送を円滑に行なうため、背後に多くの住民が生活する都市河川に船着場を整備する。

第4 輸送手段の確保体制の整備

市をはじめ防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 独自輸送手段の把握

緊急時において確保できる車両等の配備や運用の把握に努める。

2 調達体制の整備

独自の輸送手段を補完するため、日本通運株式会社大阪東支店、京阪バス株式会社寝屋川営業所及び門真営業所との連携に努める。

市、府及びその他の防災関係機関（指定公共機関、指定地方公共機関を含む。）は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、予め輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

3 緊急通行車両の事前届出

市及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、市所有車両を緊急通行車両として守口警察署を經由して、府公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

（1）対象車両

- ①市防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- ②指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- ③使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

（2）届出済証の返還

次の場合、速やかに守口警察署を經由して届出済証を返還する。

- ①届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき
- ②当該車両が廃車になったとき
- ③その他緊急車両としての必要がなくなったとき

4 道路管理者

災害時における道路施設の破損・欠壊等により危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材の整備に努める。

第6節 避難受入れ体制の整備

災害時の市民が安全に避難できるように、避難場所、避難路、避難所を予め指定し、日頃から市民に周知するとともに、要配慮者に配慮した避難収容体制の整備に努める。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備を進める。

第1 避難場所、避難路の指定

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から市民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時等に市民等が一時的に避難できる場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

地震による火災や大規模火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

①想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること

②延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は、広域避難場所として選定できるものとする。

③土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（①又は②に該当するものを除く。）

(3) 避難路

広域避難場所に通じる避難路を指定する。

①原則として、幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

②沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（①に該当するものを除く。）

③落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと

④水利の確保が比較的容易なこと

2 その他災害の避難場所及び避難路の指定

大雨等による浸水等に備え、それぞれの地域実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

なお、避難場所・避難路の指定にあたり、市は、図記号等を利用した府内共通の図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日頃から周知に努める。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人あたり、概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による市民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明装置・放送設備の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる避難所を指定、整備する。

また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、予め評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行うことにより、受入れ人数を調整し、避難所の確保を図る。

1 避難所の指定

家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、耐震化・不燃化・耐水化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- (1) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所を予め指定し、市民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- (3) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 市及び府は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (5) 臨時避難所
指定避難所では、収容しきれない避難者が生じた場合に、避難者を収容するため、指定避難所以外の学校等の施設を臨時避難所に選定する。

資料 10-1 「避難場所、避難所一覧表」
資料 10-2 「避難場所、避難所等位置図」

2 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府建築基準法施行条例・大阪府福祉のまちづくり条例や市福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

3 避難所の整備

(1) 避難所施設の整備

耐震化・不燃化・耐水化の促進とともに、大阪府建築基準法施行条例・大阪府福祉のまちづくり条例に基づき災害時に障害のある人や高齢者等が利用しやすい避難所施設の整備に努める。

(2) 通信施設の整備

災害状況・避難状況を市に報告し、災害対策の適正化を図るため、通信施設を整備する。

指定避難所の学校等については、地域防災無線系移動局を設置し、また市内全域に情報伝達を行うため、屋外拡声子局を63か所設置しているが、さらにきめ細かな情報通信を可能にするため、インターネット等の整備を検討する。

(3) 施設管理体制の整備

避難に際して、平日、休日、昼夜を問わず、施設を即時に利用可能とするため、門、建物の鍵等の管理体制を施設管理者・市・地域代表者の間で明らかにし、緊急時の速やかな対応に資する。また、避難者数とそれに比例した避難に利用可能な施設内エリアを予め取り決め、避難所の施設内誘導方法を検討する。

(4) 避難所周囲の整備

避難時の安全を確保するため、避難所の敷地の周囲がブロック塀等の重量塀を使用している箇所については、できるだけ生垣やフェンス等への転換を図る。

(5) 避難者収容機能の整備

避難者への対応を円滑にするために、避難者カード等の必要書類を整備する。

(6) 緊急物資の備蓄、備蓄倉庫の整備

迅速な救援・救護活動を実施するため、市民が生活を営むにあたり緊急に必要な物資を避難所に配備し、これを備蓄するための備蓄倉庫を整備する。

(7) 避難所トイレ設備の整備

避難者のトイレを確保するため、避難所内のトイレ設備を整備するとともに、断水時でも使用できるように生活用水の確保に努める。

また、避難所内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。ただし、障害のある人等が、他の施設(棟)の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。

(8) 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難所の管理運営マニュアルを予め作成するなど、管理運営体制を整備するとともに、市民等に対し、予め、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

- ①避難所の管理者不在時の開設体制
- ②避難所を管理するための責任者の派遣
- ③市災害対策本部との連絡体制
- ④市自主防災組織、施設管理者との協力体制

4 福祉避難所（二次的な避難施設）の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者等が相談や介護・医療的ケアなどの相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から指定する。

(2) 人材の確保

社会福祉施設管理者は、要配慮者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。

第4 避難誘導体制の整備

市は、発災時の避難誘導に係る計画を予め作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

市及び関係機関は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう市自主防災組織や自治会等の地域住民組織や市民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

また、市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知に努める。

1 避難の基本的な考え方

(1) 避難

避難には、市の避難準備情報(集中豪雨時等で法令に基づかない)、市の避難の勧告又は指示(法令に基づく)によるものと、市民自らの判断による自主避難とに区分される。

①避難準備(要配慮者避難)情報

集中豪雨時において、避難勧告の前段階として避難準備(要配慮者避難)情報を発令する。

この避難準備情報は、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が、通常の避難行動ができる者に先駆けて、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況において発令する。

避難については、避難準備情報、一時避難情報、避難勧告、避難指示の四類型で避難体制を確立する。

②自主避難

突発的災害において、避難勧告・指示を待ついとまがない場合や、市民自らの判断により、一時的に身の安全を確保するために避難すること。

③集団避難

災害の状況により、避難した場所からより安全な避難所・避難場所に集団で避難すること。

(2) 誘導

①誘導方法

市民が避難の勧告・指示により一時避難場所、避難所又は広域避難場所へ避難する場合、市は、市自主防災組織、自治会、市消防団、守口警察署等と協力・連携し、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

②要配慮者への配慮

高齢者、乳幼児、障害のある人等の要配慮者の避難に際しては、必要に応じて車椅子等を使用するなど適切な支援を行う。

2 避難誘導体制の整備

(1) 大阪府

避難誘導体制の整備、要配慮者の被災状況の把握等を市が円滑に実施するための実践的なマニュアルの作成を支援するため、マニュアル作成上の基本的な考え方や留意点を示す指針を作成し、市との連携を図りながら、要配慮者への対策を推進する。

(2) 市

避難誘導については、(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストの放送による呼びかけのほか、戸別巡回を行うなど、要配慮者に配慮するとともに、集団避難が行えるよう市自主防災組織、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを行う。

(3) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、誘導体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを予め定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間の、また施設間での連絡・連携体制の構築を行う。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市、府は施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第5 広域避難体制の整備

市及び府は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を予め定めるよう努める。

第6 応急危険度判定体制の整備

市及び府は、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震等により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度を判定するための制度を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

第7 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅建設予定地の事前選定

市は、予め都市公園、公共空地等の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備に努める。

資料 14-1 「応急仮設住宅建設候補地一覧表」

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、予め関係団体と協定を締結する。

また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第8 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

府は、市に対し、住家被害調査の担当者に対する研修機会の拡充等により、災害時における住家被害調査の迅速化を図る。

第7節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保ができない市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するための確保体制を整備する。それに加え、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の備蓄を行うこととする。また、備蓄にあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 給水体制の整備及び管理

1 給水体制の整備及び管理

水道局は、震災発生後3日間は、1日1人3リットルの飲料水を供給し、それ以降は、順次供給量を増加できるよう給水体制を構築する。

(1) 給水拠点の整備及び管理（市内給水拠点6ヶ所）

給水拠点に迅速な運搬給水

(2) 応急給水用資機材の整備及び管理

給水車等の配備、応急給水用資機材の備蓄、陸路等による調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) 災害用備蓄水等の備蓄

(4) 耐震性貯留管の整備

災害時に必要となる飲料水を確保するため、耐震性貯留管を維持管理

(5) 応急給水マニュアルの改訂（毎年見直し）

(6) 相互応援体制の確立

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うため、市、府及び大阪広域水道企業団は相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。

資料 5-1 「大阪広域水道震災対策中央本部組織図」

資料 11-21 「大阪広域水道震災対策相互応援協定書」

2 井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭などの井戸水の有効活用を図るため、普段から井戸の設置状況や水質の把握に努め、災害時協力井戸の登録を推進し、生活用水の確保を図る。

第2 食料・生活必需品の確保

市及び府をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、食料・生活必需品等の確保ができない市民に対して、必要な物資を供給するための確保体制を整備する。

1 市（府）

(1) 重要物資の備蓄

①食料

市及び府は、それぞれ要給食者の1食分を備蓄する。また、高齢者用食1食分、乳幼児等に必要な粉ミルク、ほ乳びん等についても、必要量を備蓄する。

②毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者など配慮を要する人の必要量を備蓄する。
府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。

③衛生用品（おむつ、生理用品）

市及び府は、それぞれ1日分を備蓄する。

④仮設トイレ

市及び府は、それぞれの必要量を、府は備蓄及び調達により、市は備蓄により確保する。

<市の重要物資の備蓄目標量>

備蓄品目	備蓄量の目標値
アルファ化米	避難所生活者数の1食分：37,000食
高齢者用食	特に配慮が必要な高齢者等の避難所生活者1食分：740食 (人口比2%で算出)
粉ミルク	乳児の避難所生活者1日分：389人分 (人口比1.5%、人口授乳率70%で算出)
哺乳ビン	乳児の避難所生活者数分：389人分 (人口比1.5%、人口授乳率70%で算出)
毛布	避難所生活者のうち、子ども・高齢者等の人数分：11,100枚 (人口比30%で算出)
おむつ	乳児の避難所生活者1日分：5,550個 (人口比3%、1日5個で算出)
生理用品	女性の避難所生活者1日分：61,328個 (幼児、高齢者を除いた人口〈人口比65%〉のうち、女性〈人口比51%〉、1日5個で算出)
簡易トイレ (マンホールトイレ含む)	370基(避難所生活者数100人に1基で算出)

※避難所生活者数：約37,000人と想定

(南海トラフ巨大地震における守口市域の避難所生活者数36,781人)

(2) その他の物資の確保

市は、下記の物資の確保体制を整備する。

- ①精米、即席麺、パンなどの主食
- ②災害用備蓄水等
- ③野菜、漬物、菓子類などの副食
- ④被服（肌着等）
- ⑤炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- ⑥光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ⑦日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ⑧医薬品等（常備薬、救急セット）
- ⑨仮設風呂・仮設シャワー
- ⑩簡易ベッド、間仕切り等
- ⑪要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用杖、補聴器、点字器等）
- ⑫ブルーシート
- ⑬棺桶、遺体袋 など

(3) 備蓄・供給体制の整備

市は、食料・生活必需品等の非常用物資を速やかに提供するため、避難所となる各小中学校に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。また、定期的な点検及び更新を実施する。

- ①できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- ②備蓄物資の点検及び更新
- ③定期的な流通在庫量の調査の実施
- ④供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）

資料 6-1 「各避難所備蓄品一覧表」

(4) 食料供給体制の整備

市は、都市ガスの供給停止時等にも被災者等に温かい食料を供給するための炊出しに必要な体制を整備する。

資料 11-4 「災害時におけるプロパンガスの供給協力についての協定書(大阪ガス)」

2 市民が行う備蓄

市民は、各家庭において、災害に備えて最低7日分の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄に努める。

3 その他の防災関係機関

- (1) 近畿農政局（大阪地域センター）
応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡・調整
- (2) 近畿経済産業局
生活必需品等の調達体制の整備
- (3) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品などの備蓄

第3 民間との協定促進

1 災害時応援協定の締結

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市水道工事業協同組合等と災害時の労務・技術・車両・資機材等の提供協力について、災害時の連絡体制、活動体制、運用資機材の確保等について、協定の締結に努める。

なお、すでに締結している協定については、その協定内容に基づき、日頃から協力体制等の整備に努める。

- 資料 11-6 「災害時における守口市と守口市内郵便局との相互協力に関する協定（守口郵便局）」
- 資料 11-8 「大規模災害時における初動期協力に関する協定書（守口市建設業協同組合）」
- 資料 11-9 「大規模災害時における応急対策業務に関する協定（守口市造園協力会）」
- 資料 11-10 「災害時における応急対策業務に関する協定書（社団法人日本下水道管路管理業協会）」
- 資料 11-11 「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定（東大阪ブロック各市、3施設組合）」
- 資料 11-12 「災害時における一般廃棄物に関する支援協定書（民間6業者）」
- 資料 11-15 「大規模災害時等における協力体制に関する基本協定（学校法人大阪国際大学）」

2 災害時物資供給協定の締結

予め関係団体、企業等と協議し、在庫物資の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、協定の締結に努める。

- 資料 11-3 「災害時における物資の優先供給に関する協定（京阪百貨店、北河内農業協同組合）」
- 資料 11-4 「災害時における物資の供給に関する協定書（イオンリテール株式会社西日本カンパニー）」
- 資料 11-7 「災害時における米穀の優先供給協力に関する協定書（守口門真米穀小売組合）」

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努めるものとする。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を推進するよう努める。

第1 上水道・工業用水道（水道局・大阪広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、上水道・工業用水道の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援活動を的確に行うため、情報伝達機能を整備する。
- (2) 管路を連絡させることによりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧活動マニュアルを徹底する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急給水・復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

市は、府及び大阪広域水道企業団と協力して、震災時に迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うため、大阪広域水道震災対策中央本部組織を整備する。

資料 5-1 「大阪広域水道震災対策中央本部組織図」
資料 11-21 「大阪広域水道震災対策相互応援協定書」

第2 下水道（下水道部）

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 管渠の損壊等による下水の滞留に備え、ポンプ高圧洗浄機等の確保など応急復旧体制を整える。
- (2) 被害状況の迅速な把握と円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保管・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府をはじめ、府内市町村との協力応援体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 災害対策組織を予め定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についても予め定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力供給を確保するため、優先復旧について予め計画を策定する。
- (5) 平時から市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡態勢の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対策・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震をも想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震等を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、都市ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ①緊急時に遠隔操作で導管網ブロック単位にガスの供給を遮断するシステム及び基準値以上のゆれを感知すると自動的に遮断するシステムの導入を図る。
 - ②基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの細分化を図る。

- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、作業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、優先順序の決め方や臨時供給方法について、予め計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、予め保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、予め輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品などの保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。

具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、市、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について、広報活動を実施し、市民の意識の向上を図る。

- 1 市及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

災害用伝言ダイヤル（災害時の声の伝言板）・・・171 番

第9節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

第1 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、大阪高速鉄道株式会社）

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材を整備する。また、災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等応急点検体制の整備に努める。

1 防災訓練の実施

市等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

2 施設の維持改良

- (1) 落橋対策
- (2) 高架橋の補強
- (3) 変電所の改築
- (4) 電気関係機器の倒壊防止

第2 公共輸送機関（京阪バス株式会社）

京阪バス株式会社は、災害時における乗客の安全を確保するため、乗客の避難及び運行路線の安全点検を行う応急点検体制の整備に努める。

1 防災訓練の実施

市等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

2 応急点検体制の整備

乗客の避難及び運行路線の安全点検を行うためのマニュアル等の整備に努める。

第3 道路施設（都市整備部、府枚方土木事務所、近畿地方整備局大阪国道事務所）

市の道路管理者は、市建設業協同組合との協定に基づき、災害時の道路の障害物除去のための道路啓開用資機材の確保体制の整備及び災害発生後直ちに道路施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

府及び国の道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生直後直ちに道路施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

資料 11-8 「大規模災害時における初動期協力に関する協定書（守口市建設業協同組合）」

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

市、防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

また、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施に際しても、要配慮者に十分配慮するとともに、平常時から市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会、介護保険事業者等の相互の連携に努め、地域において要配慮者を支援する体制を整備する。

第1 障害者・高齢者等に対する支援体制整備

市は、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、本計画に重要事項として定める。

1 避難支援等関係者となる者

災害の発生に備え、事前に避難行動要支援者名簿の情報の提供を受ける避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者）については、消防機関、府、警察、市民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市自主防災組織とする。

2 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分や障害種別、支援区分別に把握する。

3 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者）の範囲を、下記の要件を満たす者と設定する。

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合であっても、次に掲げる場合、市に対し避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる。

- ・避難支援等関係者が必要と判断した場合。
- ・要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら必要と判断した場合。

避難行動要支援者

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者
- (ウ) 療育手帳Aを所持する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (オ) 障害者総合支援法による障害福祉サービス等を受けている難病者
- (カ) 上記以外で、市長が支援の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 上記以外で、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化するから、市は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新した情報は市及び避難支援等関係者間で共有を図る。

5 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、事前提供について同意を得た避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。なお、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認められる場合は、同意を得ていない避難行動要支援者の名簿情報についても、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する

- (2) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明する
- (4) 避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所に保管するよう指導する
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する
- (7) 名簿情報の取扱状況を報告させる
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

6 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の避難準備情報、一時避難情報、避難勧告、避難指示の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うためには、着実な情報伝達と早い段階での避難行動の促進が必要であり、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障害者がそれぞれ必要とする情報を選んで流すこと

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

市は、自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市は、避難行動要支援者の避難支援にあたって、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。避難支援等関係者の安全確保の措置については、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知する。

8 福祉避難所における体制整備

市は、府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

9 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

そのため、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等においてサービスの継続に必要な人員を確保すべく、関係者と密接な連携を図る。

10 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所での支援について、その実効性を担保するため、自治会や市自主防災組織、市民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

1.1 社会福祉施設等における対策

(1) 防災計画の策定

各施設管理者は、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者及び家族への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定し、併せて、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

また、社会福祉施設等が被災した場合を想定した、他の社会福祉施設や介護保険事務所への移送や受入れについても検討する。

(2) 防災訓練の実施

各施設管理者は、防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように各施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設の整備及び設備等の安全点検

各施設管理者は、災害発生時に施設が倒壊又は火災が発生することのないよう、施設の耐震化を進めるとともに、附属の危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を実施する。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設や介護保険施設、グループホーム等の入居者は、自力での避難が困難である人が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは対応が不十分な場合が予測される。そのため各施設管理者は、平常時から地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られるように体制づくりに努める。

(5) 緊急連絡網の整備

各施設及び介護保険事務所の管理者は、災害発生時に保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡網の整備に努める。

(6) 要配慮者等の受入れ

各施設及び介護保険事務所の管理者は、避難所での生活が困難な要配慮者等の積極的な受入れに努める。

1.2 在宅の要配慮者等の対策

(1) 対象者の範囲

防災上対象となるのは、要配慮者とし、必要に応じて、高齢者、乳幼児、傷病者等の自力で日常生活を営むことや避難することが困難な人もこれに準じるものとする。

(2) 援護が必要な人の把握

市は、所管業務遂行上の必要から援護が必要な人の把握に努める。ただし、プライバシー保護の立場から対象者名簿等の管理に十分注意する。

(3) 防災についての指導・啓発

市及び関係機関は、広報紙等により要配慮者等をはじめとし、その家族及び地域住民に対する指導・啓発に努める。

① 要配慮者等及びその家族に対する啓発

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- イ 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- ウ 防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加する。

② 地域住民に対する啓発

- ア 市自主防災組織等を通じて地域の要配慮者等の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- イ 災害発生時には、対象者の安全確保に協力する。
- ウ 要配慮者等及びその家族にも防災訓練等への参加を働きかける。

(4) 情報連絡手段の整備

市及び関係機関は、防災上、情報入手が難しい聴覚・視覚障害者等へ、緊急ファクシミリやラジオ等の緊急通報通信体制の整備を推進するとともに、日常生活用具の給付等を通じて情報伝達手段の整備に努める。

(5) 安全機器の普及促進

市及び関係機関は、防災上、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、緊急通報装置、消火器具等の防災機器の普及促進に努める。

第2 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなど必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の指定に努める。

第3 外国人に対する支援体制整備

市及び府は、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

第4 その他の要配慮者に対する配慮

市及び府は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

本市では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

その帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、府、関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等をその場に待機させることや、その際に必要となる備蓄を行うことなどについて働きかけを行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、受入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。

また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、国、府、市、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府は市や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことを普及啓発する。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける
- 2 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- 3 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- 4 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間で予め決定）
- 5 これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、駅周辺における飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。あわせて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員として位置付け、その役割についても検討を行う。

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

府は関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

第4 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）

府は、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備など、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市・関西広域連合等とも連携しながら進める。

※ 「災害時帰宅支援ステーション」

関西広域連合では、コンビニエンスストアなどの 27 社と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結し、関西 2 府 6 県域において支援可能な店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と位置づけている。

「災害時帰宅支援ステーション」には、ステッカーを掲出しており、被災時の徒歩帰宅者に対し、「水道水」「トイレ」「道路情報」等の提供を行う。

※ 「防災・救急ステーション」

大阪府・大阪市・大阪府石油商業組合との間で「地震災害時における帰宅困難者に対する支援協定」を締結し、大阪府下において協力を表明しているガソリンスタンドを「防災・救急ステーション」と位置づけている。

「防災・救急ステーション」には、「地球ニッコリ」マークを記載したポスターを掲示しており、被災者の徒歩帰宅者に対し、「水道水」「トイレ」「道路情報」等の提供を行う。

「災害時帰宅支援ステーション」ステッカー

「防災・救急ステーション」ポスター



第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

第1 防災知識の普及啓発

市をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害時の知識

- ①災害の態様や危険性
- ②各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ③地域の地形、危険箇所
- ④過去の災害から得られた教訓の伝承
- ⑤地域社会への貢献
- ⑥応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ①1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ、トイレットペーパー等生活物資の備蓄
- ②非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ④負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- ⑤避難場所・避難路・避難所（コンクリート屋内退避所を含む）、家族との連絡方法等の確認
- ⑥住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑦自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練への参加
- ⑧地震保険、火災保険の加入の必要性

(3) 災害時の行動

- ①身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法
- ②情報の入手方法
- ③緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- ④津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動
- ⑤自家用車の使用自粛等の注意事項
- ⑥地震発生時における自動車運転手が注意すべき事項
- ⑦避難行動要支援者への支援
- ⑧初期消火、救出救護活動
- ⑨心肺蘇生法、応急手当の方法
- ⑩避難生活に関する知識
- ⑪自らの安全を確保した上での、応急対応等の防災活動への参加
- ⑫自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ⑬災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

災害の仕組みや防災対策について、次の媒体を用いて防災知識の普及に努める。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映する。

(1) 広報もりぐち

毎年防災に関する情報を年3回以上「広報もりぐち」に掲載、全世帯に配布して啓発を図る。

(2) (株) エフエムもりぐち

(3) (株) ジェイコムウエスト

(4) 市ホームページ

(5) パンフレット

(6) ビデオソフト等

(7) また、外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した多様できめ細かな啓発に努める。

(8) 防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(9) 市民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館等への視察等の実施に努める。

(10) 緊急地震速報は、地震発生後大きな揺れが到達する前に警報を発する事を企図した地震早期警報システムの一つで、日本の気象庁が中心となって提供している予報・警報である。

2004年に一部試験運用を開始、2007年10月1日からは一部の離島を除いた国内ほぼ全域すべての住民を対象とした本運用を開始した。同種のシステムとしては世界初である。

推定震度5弱以上のときに発表されテレビ放送や携帯端末などで「(震度4以上の)強い揺れとなる地域」を伝える「一般向け」(地震動警報)と、発表基準が低く誤報の可能性が高いものの「各地の震度や揺れの到達時間」などが分かる「高度利用者向け」(地震動予報)の2種類がある。

この緊急地震速報は、極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生旨を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。

このため、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、普及啓発を進める。

3 市自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及

地域の防災組織リーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織の活動強化の推進に努める。

第2 学校における防災教育

学校における防災教育は、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度の育成に取り組む。そのためには、防災教育の基礎となる知識に関する指導を行うとともに、地域防災への支援者としての視点を持ち、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進していくことである。

1 教育の内容

- (1) 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- (2) 防災情報の正しい知識
- (3) 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (4) 災害等についての知識
- (5) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 防災関係機関との連携
- (6) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- (7) 市自主防災組織、ボランティア等との連携

3 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

4 学校における防災教育の手引

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

5 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

第3 職員等に対する教育

市職員、防災関係機関職員等に関する意識・知識の向上を図るため、防災知識、災害時の役割分担等に関する研修を実施する。研修を行う場合は、次の点に重点をおき実施する。

- 1 災害対策活動の概要
- 2 防災関係職員としての心構え
- 3 防災行政無線移動系の取扱方法
- 4 災害情報収集・伝達の要領、報告書の活用

第4 災害教訓の伝承

市及び府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

市及び府は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、市消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、市自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の市民及び事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けることとし、その策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、市は、市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、地域防災計画における具体的な事業に関する計画内容の決定又は変更について提案することができる。

第2 市自主防災組織の育成

市及び守口市門真市消防組合は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、市自主防災組織の結成及び育成、市消防団や市民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

1 地域の災害対応力の向上

市は、市民に対し、地域の防災に関する広報活動を積極的に行うとともに、市民が自主防災組織を作るために必要な資料等を提供する。

また、守口市門真市消防組合、守口警察署等の協力を得て、活動についての助言又は援助を行うことにより、市自主防災組織の持続的な運営、強化を支援する。

2 活動内容

市自主防災組織の活動内容については、各地域の実態を踏まえ、自主的に決定されるものであるが、例として、次のようなものがあげられる。

(1) 平常時の活動

- ①防災に対する心構えの普及啓発
- ②災害発生の未然防止（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ③災害発生の備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- ④災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・緊急処置・炊出し訓練など）
- ⑤復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ①避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- ②救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- ④情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- ⑤物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- ⑥避難所の自主運営

(3) 育成方法

市は、地域の実情に応じた市自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

- ①市自主防災組織の必要性の啓発
- ②地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ③防災リーダーの育成（養成講習会などの開催）
- ④教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- ⑤防災資機材の配布又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- ⑥初期消火防災訓練、応急手当訓練等の実施
- ⑦市自主防災組織間のネットワークづくり

(4) 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織、市赤十字奉仕団、市エイフボランタリーネットワーク等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 事業者による自主防災体制の整備

市及び府は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市及び府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 査察・指導の強化

守口市門真市消防組合は、危険物製造所・取扱施設等の事業所あるいは消防法により事業所消防計画を策定すべき事業者に対し、危険物又は火気器具の管理・防災機器の管理・取扱等に関する査察・指導を行い、防災体制の充実を図る。

2 防災計画の指導

守口市門真市消防組合は、消防法により事業所消防計画を策定すべき事業者について、事業所ごとの防災体制の確立、消防・避難計画等防災計画の立案等を指導する。また、市の施設についても同様とする。

3 消防・防災訓練の支援

防火管理者を置く事業所等は、守口市門真市消防組合の指導の下、それぞれの消防計画に基づいて、消防・防災訓練を実施する。

4 事業者による自主防災体制の整備

市及び守口市門真市消防組合は、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

(1) 啓発の内容

①平常時の活動

ア 事業継続計画(B C P)の作成・運用

イ 防災に対する心構えの社内啓発(社内報、掲示板の活用など)

ウ 災害発生の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など)

エ 災害発生への備え(飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など)

- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・緊急処置訓練など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、市自主防災組織との協力）

②災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（従業員の家族含む安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

5 啓発の方法

市及び守口市門真市消防組合は、商工会議所と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市、警察署及び消防署関係機関は、地域住民による市自主防災組織等が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資器材を整備するとともに、守口市建設協同組合と資機材等の提供及び技術者等の派遣協力体制を整える。

資料 11-8「大規模災害時における初動期協力に関する協定書（守口市建設業協同組合）」

第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市及び府は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市、府、日本赤十字社大阪府支部、守口市社会福祉協議会、大阪府社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第1 受入れ窓口の整備

各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする人の受入れ、活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

第2 事前登録

市及び府は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、ボランティアの事前登録を行う。

第3 人材の育成

各機関は、相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

第4 受入れ及び活動拠点の整備

市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、斡旋もしくは提供できるよう、予め計画する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、予め想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める。

また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーン（※）の寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）（※）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供にかかる協定の締結や、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

※ サプライチェーン

原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋が
り。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市、府をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難場所の確保など市の都市防災対策を推進するとともに、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表、「防災都市づくり」計画の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

市、府及び国は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川などの都市基盤施設の効果的な整備に努め、防災空間を確保する。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間の確保に努める。

1 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難場所となる都市公園等の整備

淀川河川公園、鶴見緑地については、施設管理者である国、大阪市の計画に基づき防災機能の充実に努めるよう要望する。

(2) 一時避難場所となる都市公園等の整備

一時避難場所としての都市公園等については、災害時の避難場所となるような防災機能の充実に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の確保等防災機能の強化に努める。

- (3) その他防災に資する身近な都市公園等の整備
街区公園等を延焼遮断空間として整備するなど、防災力の向上に努める。

資料 8-1 「都市公園等整備状況一覧表」

2 道路・緑道の整備

- (1) 都市計画道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡幅及び改良を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員 16m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道の整備に努める。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化・耐震化に努める。

資料 8-2 「都市計画道路整備状況一覧表」

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境はもとより、延焼遮断帯、緊急時の避難場所、支援物資等の集積場、復旧用資機材置場、あるいは応急仮設住宅用地等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保に努める。

(1) 災害時の利用

- ① 緊急時の避難場所、延焼遮断帯、支援物資等の集積場、復旧用資機材置場、応急仮設住宅用地、あるいはヘリポートなどの防災空間が確保できる。
- ② 面積が小さくても、軽微な災害時の「一時的な避難場所」、盗難や火の元の心配、忘れ物を取りに帰れるなど、「目の届く距離の避難場所」となる。
- ③ 消火活動や負傷者の搬出など、地域住民が行う自主的災害救助活動の場となる。

(2) 防災協力農地登録制度

災害時の市民等の安全確保及び災害復旧活動の円滑化を図ることを目的に、災害発生時における避難空間、復旧用資機材置場、支援物資等集積場、応急仮設住宅建設用地等として活用できる農地をあらかじめ登録しておく制度で、農地の多面的機能として、農家の協力を得ながら登録拡大を図る。

資料 14-1 「応急仮設住宅建設候補地一覧表」

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市、府及び国は、公園緑地、道路、河川等都市基盤施設に災害対策上有効な防災機能の整備に努める。

1 都市公園の防災機能の強化

避難場所又は避難路となる都市公園において、災害応急対策に必要となる施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の整備に努める。

2 河川における防災機能の強化

- (1) リバーサイドエリア緊急総合防災事業の推進
- (2) 河川防災ステーション・船着場の整備促進
- (3) 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進

3 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

4 道路の防災機能の強化

(1) 主要道路の整備

道路交通の安全と円滑な運行を確保するため、府指定の広域緊急交通路や市指定の地域緊急交通路と接続する道路を基本に、市及び関係機関が連携し、協力して幅員の拡幅及び改良に努め、災害に強い道路づくりを推進し、これにより安全な道路交通ネットワークを形成する。

(2) 生活道路の整備

市及び関係機関は、避難所及び避難路へ接続する道路の防災対策、安全対策等に配慮し、狭隘道路の解消とともに歩行者の安全を確保する道路構造の整備に努める。

(3) 道路環境の整備

市及び関係機関は、災害に強い道路環境を創出するため、次の項目に留意した整備に努める。

- ①歩道の確保
- ②道路の緑化（延焼遮断帯）

第3 密集市街地の整備促進

市及び府は、関係機関等と連携し、防災性の向上を図るべき密集市街地として位置付けた、「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、建物の不燃化・耐震化の促進や公共施設の整備等を図る。

さらに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（市内2地区 213ha）について、平成32年度までに解消することを目指し、「大阪府密集市街地整備方針」等を踏まえ、以下の方向性を基本に地域の特性に応じて検討し、適切な進捗管理のもと、燃えにくいまち、避難できるまちの形成を積極的に進める。あわせて災害に強い都市構造の形成に向けて、地区内の延焼遮断帯等の整備促進を図る。

1 地区公共施設（道路、公園など）の重点的整備

(1) 必要性の高い施設に絞り込み、重点的に事業実施

2 老朽住宅の除却促進の強化

(1) 除却に特化した活用しやすい補助制度の導入

(2) 住宅税制を活用した除却促進

3 建物を不燃化する防火規制の強化

(1) 小規模建物を不燃化する新たな規制誘導方策の導入

4 耐震改修の促進

(1) 密集市街地における地域への働きかけの促進

5 延焼遮断帯の整備

(1) 延焼遮断帯の核となる広幅員の道路について、市は府と連携し、密集市街地対策として整備を早期化、遮断効果の先行的な確保

6 地域防災力の向上

(1) まちの危険度情報や対策等に関する地域住民等への周知を徹底し、地域の防災意識の向上を図り、自助・共助の防災活動や密集市街地対策事業等への事業協力を促進

第4 建築物の安全性に関する指導等

市及び府は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、大阪府建築基準法施行条例・大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- 2 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

4 安全なまちづくり

(1) ブロック塀等対策

ブロック塀や石塀などの重量塀の倒壊による生命・身体に対する被害を防止し、災害時の避難活動や消防活動等の妨げにならないようにする。学校等の公共施設については、生け垣又はフェンス化を行い、民間施設については、避難路や通学路を中心に、老朽化、施工不備なものに対しては、生垣又はフェンスへの改善を指導する。

(2) 落下物等対策

地震や強風等の災害時には、吊り看板、袖看板、照明灯などが落下することによって人的被害や避難活動の支障となるおそれがあるため、これらの実態を調査し、改善が必要なものについては、その所有者又は管理者に対して指導を行う。

また、転倒や通行障害の危険性のある不法に設置された自動販売機や陳列商品等についても、事前指導を強化するとともに、巡回指導を実施する。

第5 文化財

市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防火施設の整備等を図る。

- 1 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- 2 所有者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
 - (1) 初期消火と自衛組織の確立
 - (2) 防災関係機関との連携
 - (3) 地域住民との連携

4 消防用設備の整備、保存施設等の充実

- (1) 消防用設備等の設置促進
- (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

ライフライン及び放送にかかわる事業者は、地震、風水害等をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道（水道局）

災害による断水、減水を防止するため、水道施設の強化と保全に努める。

- (1) 水道施設については、「水道施設設計指針」・「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設の耐震化を推進する。特に、管路には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ①浄水場、配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の増強及び耐震化
 - ②医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ③情報伝送備品、施設の機能維持に不可欠な設備の整備
- (3) 水源の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道（下水道部）

災害による下水道機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。
- (3) 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (4) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるように集中監視システムを導入整備する。

3 電力（関西電力株式会社守口営業所）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づき施設設備の維持保全並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ更新、諸施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ①豪雨、洪水に備えて、電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
 - ②豪風に備えて、電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ③地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ①主要な伝送路を多ルート構造又はループ構造とする。
 - ②主要な中継交換機を分散設置する。
 - ③主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
 - ④重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
電気通信設備の配備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成
災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成する。

6 共同溝・電線共同溝の整備（道路管理者）

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
 - ①共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - ②電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその電線管理者の電線を収容する。
- (2) 特に、共同溝については、他市域とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝管の連続化を図る。

7 放送施設の整備（(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエスト）

放送局は、災害時の放送が確保されるよう、放送施設整備の強化及び保全に努める。

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理（市及び府）

- (1) 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、予め耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

- (5) 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める
- (6) 市及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。
- (7) 府は、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備を促進する。

2 ごみ処理（市）

- (1) 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、予め耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて煙突の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 市は、予め一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、府の支援を受けて、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等処理（市及び府）

- (1) 市は、予め仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。
また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (2) 市又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、予めモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 市は、府の支援を受けて、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (4) 府は、廃棄物処理関係団体との協力体制を確保するとともに、市町村相互の協力体制等による府域での処理が困難な場合に備え、関西広域連合や国との広域的な協力体制の確保に努める。

第2節 地震災害予防対策の推進

第1 大規模地震の被害想定

本市が想定している災害のうち、地震による災害については、大阪府の「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）」及び大阪府防災会議「南海トラフ巨大地震災害等検討部会（平成26年1月）」の報告に基づき、本市域の被害を想定する。

1 前提条件

(1) 想定地震

地震被害の想定を行うために、地震ハザード評価から提示された府域対象シナリオ地震は、次の7ケースである。

想定地震		震度	30年以内の発生確率
①上町断層帯地震A(北中部)	M7.5	6弱～7	2～3%
②上町断層帯地震B(南部)	M7.5	5強～6弱	2～3%
③生駒断層帯地震	M7.0～7.5	5強～6強	0～0.1%
④有馬高槻断層帯地震	M7.5	5強～6弱	0～0.02%
⑤中央構造線断層帯地震	M8.0	4以下～5弱	0～5%
⑥東南海・南海地震	M8.4(同時発生ならM8.5)	5弱～5強	50～70%

※ 地震発生確率の算定基準日：平成19年1月1日

※ マグニチュード、30年以内の地震発生確率は、国の「地震調査研究推進本部」公表資料より作成

想定地震		震度	30年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	M8.0～9.0クラス	7クラス	60～70%

(地震調査研究推進本部 平成25年5月)

(2) 液状化予測

液状化の予測は、関西圏地盤情報データベース等の地盤情報を活用し、さらに地形・地質情報や過去の液状化履歴情報も収集して液状化予測をしたものである。

液状化危険度は、土質条件や地下水位等の地盤特性によって決まり、限界加速度と液状化発生値を比較することなどにより危険度が評価されたものである。

以上の予測から、市域の過半で液状化発生の可能性が高く、概ね淀川に近接した地域において危険度が高いと想定される。

(3) 想定時間帯

想定季節・時間帯は、地震火災や人的被害等で影響の大きい冬の夕刻を基本としているが、次のような時間帯による影響の違いを考慮した検討を加えた。

- ① 早朝5時頃(阪神・淡路大震災と同様の時間帯で、多くの人が自宅で就寝中)
- ② 昼間3時頃(市街地での人の活動が多い時間帯)
- ③ 夕刻6時頃(通勤・通学の帰宅と重なり、また、出火の危険性が高い時間帯)

2 物的被害

物的被害としては、人的被害や経済被害に大きく影響する建物被害や地震火災等を中心に想定を行う。

また、社会生活への影響が大きい電気、ガス、通信、水道等のライフラインに対して、地震が及ぼす影響を検討するとともに、復旧に要する期間を想定する。

なお、物的被害の要因として、今回定量的評価の対象とした被害等以外にも、様々な公共施設の被害、ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物などによる被害も生じる可能性がある。

(1) 揺れ等による建物被害

① 想定方法

- ・過去の地震被害の経験に基づき、広域の建物分布を考慮して予測する。
- ・地域の全壊・半壊棟数と分布(町丁目)を予測する。
- ・この結果を基に、人的被害や地震火災の予測を行う。

② 特に、甚大な建物被害が発生すると予測される地震は、上町断層帯地震Aと生駒断層帯地震である。これらの地震では、半壊以上の建物被害は、府下建築物約220万棟の20~30%に達する。

■ 建物被害の想定結果

守口市の全棟数 39,238 棟	全 壊		全 壊		合 計		全壊の内 層破壊
	棟数	率%	棟数	率%	棟数	率%	
上町断層帯地震A	10,512	26.8	8,379	21.4	18,891	48.1	1,146
上町断層帯地震B	651	1.7	1,393	3.6	2,044	5.2	4
生駒断層帯地震	5,732	14.6	7,049	18.0	12,781	32.6	280
有馬高槻断層帯地震	922	2.3	1,828	4.7	2,750	7.0	9
中央構造線断層帯地震	82	0.2	161	0.4	243	0.6	0
東南海・南海地震	411	1.0	896	2.3	1,307	3.3	2

※ 棟数は、平成17年1月1日の数値

※ 層破壊:ある階の壁が少ないことなどにより、ある階層全体が破壊されること。

<南海トラフ巨大地震>

守口市の全棟数 48,446棟	全壊		半壊		合計	
	棟数	率%	棟数	率%	棟数	率%
揺れによる建物被害	402	0.8	4,325	8.9	4,727	9.7
液状化による建物被害	2,155	4.4	5,164	10.6	7,319	15.1

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」

(2) 地震火災

① 予測フロー

- ・全出火の出火要因は、一般火気器具、電熱器具、電気機器・配線、漏洩ガス等がある。
- ・全出火(地震直後3日間を基本)のうち、家人、隣人等の初期消火活動で消火できずに残った火災を炎上出火とする。
- ・炎上出火のうち、消防署所や消防団、自主防災組織による消火活動で消火されずに残った火災を延焼出火(残火災)として扱い、延焼について評価する。

② 想定時間と風速

想定時季は、冬季の早朝(5時頃)・昼間(14時ごろ)・夕刻(18時頃)とする。

風速は、大阪の年間平均風速、2.3m/s、超過確率1%風速5.3m/sとする。

■火災件数の予測結果

(単位:件)

守口市の世帯数 64,862世帯	全出火 (3日間)			炎上出火 (3日間)			炎上出火 (1日間)			炎上出火 (1時間)			残火災 (夕刻)	
	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻	平均	1%
上町断層帯地震A	13	21	22	11	18	19	9	14	15	5	7	8	4	4
上町断層帯地震B	3	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生駒断層帯地震	7	11	12	5	7	8	4	6	6	2	3	3	1	1
有馬高槻断層帯地震	3	4	5	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
中央構造線断層帯地震	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東南海・南海地震	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■焼失棟数の予測結果

(単位:棟)

守口市の全棟数 39,238 棟	平均風速の場合 (2.3m/s)			超過確率1%の場合 (5.3m/s)		
	出火 による	延焼 による	計	出火 による	延焼 による	計
上町断層帯地震A	9	8,979	8,988	12	8,979	8,991
上町断層帯地震B	0	0	0	0	0	0
生駒断層帯地震	4	11,073	11,077	4	11,073	11,077
有馬高槻断層帯地震	0	0	0	0	0	0
中央構造線断層帯地震	0	0	0	0	0	0
東南海・南海地震	0	0	0	0	0	0

<南海トラフ巨大地震>

守口市	全出火	炎上出火	残出火
出火件数 (冬18時)	6	2	2
出火件数 (夏12時)	5	1	1

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 (平成26年1月)」

(3) ライフライン機能障害

ライフラインの被害の特性は、施設被害(構造的な損傷)に比べて、それが人々へ及ぼす影響(機能障害)の大きいことである。したがって、本想定はライフライン施設の被害そのものではなく、機能障害の規模を予測した。電気、ガス、固定電話、携帯電話、水道の各ライフラインを対象として機能障害の影響数、復旧期間とした。

① 電力の被害

阪神・淡路大震災における被害実績を基に、それ以降に実施した各種対策、現時点の復旧要員等を考慮して被害想定を実施したものである。

■停電軒数と停電率

想定地震	停電軒数	停電率	復旧期間
上町断層帯地震A	48,133 軒	62.9%	約1週間
上町断層帯地震B	2,181 軒	2.8%	約5日
生駒断層帯地震	14,175 軒	18.5%	約6日
有馬高槻断層帯地震	3,370 軒	4.4%	約2日
中央構造線断層帯地震	496 軒	0.6%	約1日
東南海・南海地震	991 軒	1.3%	約1日

※ 復旧期間は大阪府全体

<南海トラフ巨大地震>

電力	契約軒数	停電率(%)					
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後	早期受電困難
	72,996	49.0	1.5	0.4	0.0	0.0	0.0

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」

② ガスの被害想定

想定地震毎のS I値分布図より、供給停止基準である地震計位置において、想定されるS I値が60kine以上となるブロックを供給停止とした。

■ ガスの供給停止戸数想定結果

想定地震	供給停止戸数	停止率	復旧期間
上町断層帯地震A	63,000戸	100.0%	約2~3ヶ月
上町断層帯地震B	0	0.0%	—
生駒断層帯地震	40,000戸	63.5%	約0.5~1ヶ月
有馬高槻断層帯地震	0	0.0%	—
中央構造線断層帯地震	0	0.0%	—
東南海・南海地震	0	0.0%	—

※ 復旧期間は大阪府全体

<南海トラフ巨大地震>

都市ガス	顧客数	供給停止率(%)						
		供給停止戸数	復旧対象戸数	被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後
	56,521	56,512	21,890	38.7	38.7	38.7	38.7	0.0

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」

③ 固定電話の被害想定

阪神・淡路大震災の被害実績から、それ以降に実施した各種施策を鑑み通信設備(所内・所外)に係る被害について予測した。

■ 固定電話の被害想定結果

想定地震	被災回線	被災率	復旧期間	輻輳回復期間
上町断層帯地震A	17,807	13.5%	約2週間	約5日
上町断層帯地震B	1,319	1.0%	約2週間	約3日
生駒断層帯地震	2,374	1.8%	約2週間	約3日
有馬高槻断層帯地震	1,319	1.0%	約2週間	約1日
中央構造線断層帯地震	132	0.1%	約5日	約1日
東南海・南海地震	0	0.0%	—	当日~翌日

※ 輻輳：平時の約50倍通話

※ 復旧期間は大阪府全体

<南海トラフ巨大地震>

通信（固定電話）	加入契約者数	復旧対象契約数	不通契約数（%）				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後
			37,000	22,000	59.5	35.1	29.7

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」

④ 携帯電話の被害想定

いずれの地震とも、基地局設備への直接的な影響はないものと想定されるが、基地局を設置している建物に著しい被害が生じる場合（震度7のエリアを想定）、次表に示す影響が想定される。周辺局によるエリア救済や車載型移動基地局装置による救済を実施するため、短時間で復旧されるものと考えられる。

このほか、地震直後には、安否確認等の被災地への着信通話等が急増し、通信輻輳による影響が生じる場合は、通話規制を実施するとともに、状況（震度6弱以上等）により携帯電話等から安否確認が実施できる携帯各社の災害用伝言板サービスを開設する。

■建物被災による間接的影響エリア

想定地震	影響区域	影響顧客数
上町断層帯地震A	大阪市中央区、東成区、天王寺区、旭区、都島区、東淀川区の一部でつながりにくい可能性	約12万人程度
上町断層帯地震B	堺市の一部でつながりにくい可能性	約1千人程度
生駒断層帯地震	東大阪市、大東市の一部でつながりにくい可能性	約5万人程度
有馬高槻断層帯地震	高槻市の一部でつながりにくい可能性	約1千人程度

※ 中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震では、建物被災による影響は生じないと想定される。

<南海トラフ巨大地震>

通信（携帯電話）	携帯電話基地局数	供給停止率（%）									
		被災直後		1日後		4日後		7日後		1か月後	
		停止	普通	停止	普通	停止	普通	停止	普通	停止	普通
		基地局率	ランク	基地局率	ランク	基地局率	ランク	基地局率	ランク	基地局率	ランク
255	24.1	A	1.0	C	0.3	-	0.0	-	0.0	-	

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」

⑤ 水道

水道の機能障害(断水)は、地震動速度と液状化分布から配水管の被害率(箇所/km)を求める。配水管の被害率と断水率の関係は、阪神・淡路大震災を含む過去の地震時の被災状態に基づき導かれた川上(1996)の手法を用いる。

■水道断水率・断水人口の想定結果

人口 146,533 人	断水率	断水人口	復旧日数
上町断層帯地震A	94.1%	13.8 万人	41 日
上町断層帯地震B	52.5%	7.7 万人	26 日
生駒断層帯地震	89.1%	13.1 万人	45 日
有馬高槻断層帯地震	69.9%	10.2 万人	21 日
中央構造線断層帯地震	2.6%	0.4 万人	9 日
東南海・南海地震	22.7%	3.3 万人	9 日

※ 復旧日数については、大阪府全体の日数である。

※ ただし、復旧体制が整うのに3日を要するものとする。

<南海トラフ巨大地震>

上水道	給水人口 (人)	断水率(%)					
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1か月後	約40日後
	145,581	100.0	55.5	53.1	50.5	18.5	1.4

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(平成26年1月)」

3 震災廃棄物の想定

阪神・淡路大震災での発生量約15,000千トンと比べると、上町断層帯地震Aで約2.5倍、生駒断層帯地震で約2倍の発生が予想される。

■震災廃棄物発生量の想定結果(重量)

人口 146,533 人	可燃物	不燃物	計
上町断層帯地震A	282 千トン	910 千トン	1,192 千トン
上町断層帯地震B	22 千トン	70 千トン	92 千トン
生駒断層帯地震	264 千トン	766 千トン	1,031 千トン
有馬高槻断層帯地震	29 千トン	92 千トン	122 千トン
中央構造線断層帯地震	3 千トン	8 千トン	10 千トン
東南海・南海地震	14 千トン	44 千トン	58 千トン

■ 震災廃棄物発生量の想定結果(体積)

人口 146,533 人	可燃物	不燃物	計
上町断層帯地震A	493 千 m ³	1,392 千 m ³	1,886 千 m ³
上町断層帯地震B	38 千 m ³	108 千 m ³	146 千 m ³
生駒断層帯地震	483 千 m ³	1,303 千 m ³	1,787 千 m ³
有馬高槻断層帯地震	52 千 m ³	146 千 m ³	198 千 m ³
中央構造線断層帯地震	5 千 m ³	13 千 m ³	17 千 m ³
東南海・南海地震	24 千 m ³	68 千 m ³	93 千 m ³

< 南海トラフ巨大地震 >

災害廃棄物等	災害廃棄物発生量(万 t)					
	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災
ケース： 冬 19 時	202.3	3.6	19.5	0.0	0.0	179.2

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成 26 年 1 月）」

4 人的被害

地震による人的被害として、死傷者数、帰宅困難者数、被災・避難者数等を想定する。また、その他としてエレベーター閉じ込めを取り上げる。

- ・ 死傷者は、建物被害、屋内収容物の転倒・落下、火災、道路・鉄道の交通災害によるものを対象とする。
- ・ 屋内収容物の転倒・落下による死傷者は、建物倒壊による死傷者の内数として把握する。
- ・ 帰宅困難者数は、交通麻痺による遠距離移動不能となる交通利用者を対象とする。
- ・ 被災・避難者数は、建物倒壊、火災によるものを対象とする。

(1) 建物倒壊による人的被害

■建物倒壊による人的被害の推計結果

人口 146,533 人		屋内人口	死者	負傷者	重傷者
上町断層帯地震A	早朝	146,533 人	314 人	2,514 人	134 人
	昼間	113,005 人	253 人	1,897 人	101 人
	夕刻	115,166 人	254 人	1,950 人	104 人
上町断層帯地震B	早朝	146,533 人	3 人	593 人	59 人
	昼間	113,005 人	2 人	460 人	46 人
	夕刻	115,166 人	2 人	467 人	46 人
生駒断層帯地震	早朝	146,533 人	83 人	2,980 人	173 人
	昼間	113,005 人	57 人	2,314 人	136 人
	夕刻	115,166 人	61 人	2,354 人	138 人
有馬高槻断層帯地震	早朝	146,533 人	6 人	818 人	80 人
	昼間	113,005 人	4 人	589 人	58 人
	夕刻	115,166 人	4 人	616 人	60 人
中央構造線断層帯地震	早朝	146,533 人	0 人	63 人	6 人
	昼間	113,005 人	0 人	38 人	4 人
	夕刻	115,166 人	0 人	43 人	4 人
東南海・南海地震	早朝	146,533 人	1 人	386 人	39 人
	昼間	113,005 人	1 人	291 人	29 人
	夕刻	115,166 人	1 人	299 人	30 人

<南海トラフ巨大地震>

建物倒壊	死者数	負傷者数	重傷者数
ケース：夏12時	13	385	39
ケース：冬18時	19	477	42

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」

(2) 地震火災による人的被害

想定条件

地震火災における人的被害(死者)の発生については、以下のようなシナリオが考えられる。

- ① 地震直後の出火時
 - ・炎上出火家屋からの逃げ遅れ
 - ・被災家屋内からの避難困難(救出困難者)
- ② 延焼拡大時
 - ・被災家屋内からの避難困難(救出困難者)
 - ・延焼火災からの逃げ惑い

このうち、今回の予測では延焼が広範囲に連担せず、強風時の関東大震災の事例ほど強くないため、逃げ惑いや火災旋風による死傷者を考慮しないものとする。

■火災による死傷者数の想定結果（想定時刻：夕刻）

人口 146,533 人	平均風速(2.3m/S)		超過確率1%風速(5.3m/S)	
	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
上町断層帯地震A	266人	1,434人	266人	1,435人
上町断層帯地震B	0人	0人	0人	0人
生駒断層帯地震	301人	1,625人	301人	1,625人
有馬高槻断層帯地震	0人	0人	0人	0人
中央構造線断層帯地震	0人	0人	0人	0人
東南海・南海地震	0人	0人	0人	0人

<南海トラフ巨大地震>

火災による人的被害		夏 12時 1%超過確率風速	冬 18時 1%超過確率風速
死者数	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	0	0
	倒壊による家屋内の救出困難者の閉じ込め	9	10
	延焼拡大時の逃げまどい	64	70
	合計	73	80
負傷者数	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	0	0
	延焼拡大時の逃げまどい	1,038	1,039
	合計	1,038	1,039
重傷者数	炎上出火家屋からの逃げ遅れ	0	0
	延焼拡大時の逃げまどい	291	291
	合計	291	291

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」

(3) 屋内収容物の転倒・落下物による人的被害

建物倒壊によらない強い揺れによる家具類の転倒・落下物による死傷者を含み、必ずしも建物倒壊によるものだけではないが、この死傷者数は、建物倒壊による死者数の内数として把握し、家具等の転倒防止対策により軽減できる死者数として考える。

■家具類等の転倒、屋内落下物による死傷者想定結果(大阪府内合計値)

想定地震	事 例	死 者			負 傷 者		
		早 朝	昼 間	夕 刻	早 朝	昼 間	夕 刻
上町断層帯地震A	家具類転倒	217	86	86	5,611	3,449	3,431
	屋内落下物	44	14	11	2,859	2,047	1,912
	計	261	100	97	8,470	5,496	5,343
上町断層帯地震B	家具類転倒	180	27	28	4,258	1,887	1,899
	屋内落下物	38	4	4	2,173	945	955
	計	218	31	32	6,431	2,832	2,854
生駒断層帯地震	家具類転倒	190	40	37	4,635	2,126	2,084
	屋内落下物	38	5	5	2,345	1,063	1,041
	計	228	45	42	6,980	3,189	3,125
有馬高槻断層帯地震	家具類転倒	74	13	14	2,112	1,084	1,082
	屋内落下物	14	1	1	1,089	542	551
	計	88	14	15	3,201	1,626	1,633
中央構造線断層帯地震	家具類転倒	37	3	2	1,486	739	741
	屋内落下物	5	0	0	786	369	379
	計	42	3	2	2,272	1,108	1,120
東南海・南海地震	家具類転倒	28	4	2	1,314	808	797
	屋内落下物	3	0	0	692	410	416
	計	31	4	2	2,006	1,218	1,213

<南海トラフ巨大地震>

屋内収容物移動等による人的被害	死者数	負傷者数	重傷者数
屋内収容物移動・転倒			
ケース：夏12時	1	42	11
ケース：冬18時	1	42	11
屋内落下物			
ケース：夏12時	0	45	4
ケース：冬18時	1	44	5
屋内ガラス被害			
ケース：夏12時	0	69	10
ケース：冬18時	0	66	9

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」

(4) 道路における人的被害

①揺れによるハンドル操作ミスによる事故、②落橋、桁折、大変形に伴う事故の2項目による死傷者数を想定する。ドライバーが危険を感じる条件として、震度6強以上と仮定する。

■道路における人的被害想定結果(大阪府内合計値)

想定地震		8時台		12時台		18時台	
		死者数	負傷者	死者数	負傷者	死者数	負傷者
上町断層帯地震A	①	27	2,044	24	1,851	28	2,098
	②	53	291	48	260	50	273
	計	80	2,335	72	2,111	78	2,371
上町断層帯地震B	①	14	1,125	10	941	14	1,152
	②	24	129	20	107	23	123
	計	38	1,254	30	1,048	37	1,275
生駒断層帯地震	①	12	876	7	789	12	896
	②	4	24	3	16	3	18
	計	16	900	10	805	15	914
有馬高槻断層帯地震	①	3	423	3	365	3	407
	②	2	12	2	12	2	12
	計	5	435	5	377	5	419
中央構造線断層帯地震	①	0	134	0	102	0	132
	②	4	19	3	15	3	18
	計	4	153	3	117	3	150
東南海・南海地震	①	0	0	0	0	0	0
	②	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

①：揺れによるハンドル操作ミスによる事故

②：落橋、桁折、大変形に伴う事故

(5) 鉄道の人的被害

・鉄道の人的被害は、首都直下地震による東京の被害想定(H18.3 東京都)をもとに、鉄道被害による死傷者数を算定する。

・算定対象は、新幹線、JR在来線、私鉄線(阪急、阪神、京阪、南海、近鉄、北急、能勢、阪堺、泉北、水間)、モノレール、地下鉄とする。

・8時、12時、18時の駅間滞留人口に阪神・淡路大震災時の脱線事故発生率および過去の列車事故時の死傷者発生率を乗じて死傷者数を算定する。

■ 鉄道の人的被害による想定結果(大阪府内合計)

地震名	8時		12時		18時	
	死者数	負傷者	死者数	負傷者	死者数	負傷者
上町断層帯地震A	865	16,366	338	2,036	584	6,341
上町断層帯地震B	178	5,529	7	467	77	1,876
生駒断層帯地震	257	4,950	102	602	117	1,783
有馬高槻断層帯地震	165	2,271	99	378	116	760
中央構造線断層帯地震	13	629	0	51	9	54
東南海・南海地震	0	0	0	0	0	0

【参考】列車脱線率

震度	脱線率
7	92.9%
6強	34.7%
6弱	0.0%

【参考】死傷者率

列車種別	死者率	負傷者率
在来線、私鉄、モノレール	0.47%	11.5%
地下鉄	0.23%	5.8%
新幹線	17%	39%

(6) 被災・避難者

・避難所生活者は、時間の経過とともに一旦増加してその後徐々に減少する。阪神・淡路大震災における避難所生活者のピークは、地震後5～8日で316,678人(兵庫県 1995)であった。

・最も避難所生活が多く予想される上町断層帯地震Aで、ピーク時には約81万人に及ぶものと予想される。次いで、生駒断層帯地震では約57万人、また、東南海・南海地震でも約7万5千人の避難所生活者ができるものと想定される。

■被災者と避難所生活者数の想定結果

人口 146,533 人	被災者	人口割合	避難所生活者	人口割合
上町断層帯地震A	85,531 人	58.4%	24,805 人	16.9%
上町断層帯地震B	7,534 人	5.1%	2,185 人	1.5%
生駒断層帯地震	67,539 人	46.1%	19,587 人	13.4%
有馬高槻断層帯地震	10,351 人	7.1%	3,002 人	2.0%
中央構造線断層帯地震	791 人	0.5%	230 人	0.2%
東南海・南海地震	3,790 人	2.6%	1,100 人	0.8%

※人口・世帯数は、平成 17 年 4 月 1 日現在の数値である。

<南海トラフ巨大地震>

	1 日後	1 週間後	1 か月後	約 40 日後
避難所	36,781	36,001	22,627	18,391
避難所外	24,521	36,001	52,797	42,912
計	61,302	72,002	75,425	61,302

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成 26 年 1 月）」

(7) 帰宅困難者

- ・大阪府と他府県間の流動については、大阪府境界を跨ぐ流動を帰宅困難トリップとする。また、大阪府内々の流動については、大阪府内市町村間の流動を対象として、代表地点間距離による帰宅困難割合を考慮して帰宅困難者数を算定する。

- ・公共交通機関等の途絶時の帰宅手段は徒歩によることとし、徒歩代表地点間の距離が 10km 以下の場合は、帰宅困難割合は 0% (全員徒歩による帰宅が可能と考える) とし、10km~20km の場合は被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は 1 km 遠くなるごとに 10% 増加するものとする。20km 以上の場合には、帰宅困難割合は 100% とする (全員徒歩による帰宅が不可能)。

■帰宅困難者数想定結果

発 地	方 面	帰宅困難者数(人)		
		公共交通機関	その他	計
大阪府外 (近畿他府県)	大阪府内方面	162,000	113,000	274,000
	大阪市方面	59,000	29,000	87,000
	計	220,000	141,000	362,000
大阪府内 (大阪市を除く)	大阪府外方面	166,000	114,000	281,000
	大阪府内方面	91,000	87,000	178,000
	大阪市方面	32,000	23,000	55,000
	計	289,000	225,000	514,000
大阪市	大阪府外方面	457,000	63,000	521,000
	大阪府内方面	318,000	66,000	383,000
	計	775,000	129,000	904,000
合 計		1,284,000	495,000	1,780,000

※ 各数値の合計値は、合計欄の値と一致しない場合がある。

※ 「公共交通機関」：鉄道、バス、航空機、船など。

「その他」：自動車、二輪(自転車、原付、自動二輪)、徒歩

【参考】徒歩帰宅者数

発 地	徒歩帰宅者数(人)		
	公共交通機関	その他(自動車)	計
通常時の交通手段			
大阪市	854,000	341,000	1,195,000
北大阪	166,000	306,000	472,000
東大阪	174,000	345,000	519,000
南大阪	34,000	157,000	191,000
泉州	114,000	443,000	557,000
計	1,342,000	1,591,000	2,933,000

※ 徒歩帰宅者数は、代表地点間距離 20Km 未満の帰宅困難者以外の人数である。

※ 徒歩帰宅者のうち(その他)は、自動車利用のみ(徒歩、二輪は除外)である。

<南海トラフ巨大地震>

	帰宅困難者数(人)
守口市	14,222

府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(平成26年1月)」

5 人的被害のまとめ

死傷者の発生要因として、①建物倒壊(全壊・半壊)、②火災延焼、③道路被害、④鉄道被害を対象とした。

■守口市の人的被害のまとめ(地震発生想定時刻:夕刻)

人口 146,533 人	平均風速(2.3m/S)		超過確率1%風速(5.3m/S)	
	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
上町断層帯地震A	520人	3,384人	520人	3,385人
上町断層帯地震B	2人	467人	2人	467人
生駒断層帯地震	362人	3,979人	362人	3,979人
有馬高槻断層帯地震	4人	616人	4人	616人
中央構造線断層帯地震	0人	43人	0人	43人
東南海・南海地震	1人	299人	1人	299人

※ 死傷者数は建物倒壊(全壊・半壊)の夕刻値と火災延焼夕刻値の合計値である。

第2 建築物の耐震対策等の促進

市は、「守口市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年に新耐震基準(建築基準法)が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進を図る。また、市有建築物の新築に際しても防災上の重要度に応じた耐震化を図る。

また、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策、液状化対策等を適切に実施する。

1 市有建築物

- (1) 市有建築物について、防災上の重要度に応じた分類に基づき、順次耐震診断を行い、その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、重点的な耐震化の推進を図る。
- (2) 市営・府営住宅などの公共住宅については、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- (3) 市及び府は、公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (4) 公共建築物の新築に際し、防災上の重要度に応じた耐震化を図る。
- (5) 市及び府は非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるものとする。
- (6) 市及び府は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じるものとする。

2 民間建築物

(1) 市及び府は、住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する。

府は、市と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

(2) 市長は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

(3) 府は広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、市長は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

(4) 市及び府は、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

(5) 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるよう努めるものとする。

第3 建築物等の浸水対策の促進

市は、水防法の規定によって公表された河川のはん濫による浸水想定区域及び特定都市河川浸水被害対策法の規定によって公表される都市浸水想定区域の浸水深を考慮し、建築物の浸水対策を促進する。

1 公共建築物

防災拠点となる公共建築物については、防災上の重要度に応じて順次浸水対策に努める。

2 民間建築物

- (1) 市は、不特定多数の人が利用する民間建築物の管理者に対し、積極的に防災情報の提供に努めるとともに、特に地下空間を有する民間建築物(百貨店等)の管理者に対しては、浸水対策の実施や浸水時の避難計画の作成等について指導する。
- (2) 市は、建築物の浸水対策に関する効果的な方法についての啓発に努める。

3 浸水想定区域内の建築物の留意点

- (1) 非常電源・電気室等の設置は、想定水位より上に設置する。
- (2) 地下室を設ける場合は、防水板等により浸水対策を講じる。
- (3) 一般電源・非常用電源の回路は、想定水位階と他の階は別回路にする。
- (4) 上下水ポンプは、非常電源でも作動するようにする。
- (5) 昇降機以外への避難路を確保する。
- (6) 敷地・基礎等のかさ上げや屋根からの避難ルートを確保する。
- (7) 危険物の流失防止や電気・機械設備、家財の設置位置に配慮する。

第4 土木構造物の耐震対策等の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - ① 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - ② 発生確率は低い、直下型地震又は海溝巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設

鉄軌道施設の管理者は、高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

道路橋・高架道路・モノレール・歩道橋等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

4 河川施設

河川施設の管理者は、河川堤防及び河川構造物の耐震点検に基づき耐震対策を実施する。

第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

府は、市をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

本市域に関するものは以下のとおりである。

1 第四次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 対象地区

市域全域

(2) 計画の初年度

平成 23 年度

(3) 計画対象事業

①避難路

②消防用施設

③消防活動が困難である区域の解消に資する道路

④緊急輸送を確保するために必要な道路

⑤共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

⑥社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑦公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

⑧⑥及び⑦に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの

⑨地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

⑩地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

⑪地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

⑫地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

⑬負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

⑭老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3節 津波災害予防対策の推進

第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

府は、津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

1 最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

なお、大阪は、多くの人口が集積するとともに、東京と並ぶ日本の経済活動の拠点の一つであり、大阪府が機能不全に陥ると、日本全国にも多大な影響を与えることが懸念されることから、防潮堤対策等については、レベル1 + α のハード対策に取り組む。

第2 津波に対する知識の普及・啓発

1 津波に対する基本的事項

- (1) 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること
- (2) 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- (4) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること

- (5) 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- (6) 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- (7) 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- (8) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など津波に関すること
- (9) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、震災直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること

2 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は、直接的な被害が想定されていない本市においても行う必要がある。

3 住民等への普及・啓発

府は、津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した住民への啓発を行う。

4 津波・高潮ステーションの運用

府は、津波・高潮に関する防災拠点である「津波・高潮ステーション」を津波・高潮に関する知識の普及啓発のための情報発信拠点としても活用し、府民の防災意識の向上を目指す。

その運営にあたっては、南海トラフ巨大地震により発生する地震津波に対し、国、府の検討で得られた最新の情報に更新して来館者に提供するなど、地震・津波に関する新たな情報の収集と発信に努める。

市は、市民に対して「津波・高潮ステーション」を周知し、市民の津波に関する知識向上に努める。

第4節 水害予防対策の推進

台風や集中豪雨等による洪水・浸水等の水害を未然に防止するため、必要な施設等の整備を行い水害の予防に努める。

第1 洪水対策

1 淀川（近畿地方整備局）

近畿地方整備局では、淀川本川においては、計画規模の降雨が生起した場合においても洪水を安全に流下させるため、中・上流部の河川改修と整合を図りながら、現在事業中の洪水調整施設を順次整備するとともに、洪水の流下を阻害している橋梁である阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に整備を進める。

また、堤防が計画規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、高規格堤防の整備を進める。

2 大阪府知事管理河川の改修（府）

- (1) 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川はん濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- (2) 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- (3) 今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
- (4) 寝屋川流域については、河道改修や治水緑地、地下河川及び流域調節池の整備や雨水の流出抑制など、総合治水対策を進める。
- (5) 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

第2 水害減災対策

国及び府は、洪水や高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の発表、水防警報の発表、浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

①近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

②府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

③府は、上記①により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知する。

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、市長に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 水防警報の発表

①近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。

②府は、管理河川、海岸のうち、洪水又は、高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を行う。

③府は、上記①により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

④水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。

(4) 水位情報の公表

府は、管理河川、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した河川、海岸においては、その水位の状況の公表を行う。

(5) 浸水想定区域の指定・公表

①近畿地方整備局は、洪水予報河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

②府は、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

①市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

エ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

②上記①により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

ア 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

資料 8-3 「地下街等一覧表」

イ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

ウ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

2 「寝屋川流域水害対策計画」の推進

特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域の指定を行った寝屋川流域において、同法に規定される計画として、「寝屋川流域水害対策計画」を策定した。

この計画に基づき、行政（河川部局、下水道部局、防災部局）流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。

また、市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知するよう努める。

- ①都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）
- ②避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水等情報の伝達方法

（1）流域対応施設の整備

河川や下水道の雨水が多量にしかも短時間に流れ込み、水害が発生しないよう「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、公園、学校等の公共施設はもとより民間の開発等に際しても貯留施設等の雨水流出抑制施設の整備を促進する。

(2) 雨水浸透阻害行為の許可等

特定都市河川浸水被害対策法の規定により、宅地等以外の土地(農地等)で行う開発行為等での一定規模(1,000 m²)以上の雨水浸透阻害行為(宅地化、舗装、新たな排水設備設置を伴うゴルフ場・運動場、資材置場等にするための締め固め等)は、行為前の雨水流量を超える量を貯留若しくは浸透させることを条件に市が許可を行う。

また、法対象行為以外で雨水の流出を増加させる行為についても、許容放流量を超える量を貯留若しくは浸透させるよう指導・勧告する。

(3) 下水道管理者が管理する特定都市下水道^{*1}の雨水ポンプの操作

現況の河川施設及び下水道施設を対象に、現在の整備水準を超える規模の降雨が発生した場合に、効果的に都市洪水を軽減するため特定都市下水道ポンプ運転操作のルールを定めている。

地形の平坦な寝屋川流域の内水域の河川で、溢水や堤防の決壊が生じると、(外水はん濫)河川水が継続的に住宅地等に流れてきて、甚大な被害が発生し、その復旧にも長期間要する。

そこで河川の水位を下げなければ、堤防の決壊等につながる恐れがある水位に達した場合、雨水ポンプを概ね50%で運転調整を行い、雨水の排除を抑制することにより、河川水位を低下させる。

本市に関わる運転調整の基準点と基準水位は次のとおりである。

対象流域	基準点 (水位観測所)	設置場所	基準水位 (m)			はん濫 危険水位 (m)
			準備水位 (準備解除 水位含む)	開始水位	解除水位	
寝屋川 全流域	京橋	大阪市都島区片町 1丁目	0P ^{*2} +3.00	0P+3.50	0P+3.30	0P+3.50
寝屋川 流域	古堤橋	大阪市城東区今福南 3丁目	0P+3.30	0P+3.94	0P+3.74	
	徳庵橋 寝屋川水位	大阪市鶴見区徳庵 2丁目	0P+3.50	0P+4.62	0P+4.42	
	住道	大東市赤井1丁目	0P+3.90	0P+5.33	0P+5.13	0P+5.00
	会所橋	大東市深野1丁目	0P+3.78	0P+5.25	0P+5.05	
	寝屋川 治水緑地 寝屋川水位	大東市深野北4丁目	0P+4.20	0P+5.57	0P+5.37	0P+5.40
古川流域	徳庵橋 古川水位	大阪市鶴見区徳庵 2丁目	0P+3.00	0P+3.20	0P+3.00	
	桑才	門真市北島849	0P+3.20	0P+3.67	0P+3.47	0P+3.35

特定都市下水道^{*1}：特定都市河川流域内に整備された下水道

0P^{*2}：大阪で多く使われる水準測量の基準値で、明治7年の大阪湾最低潮位を0P±0.00mと定めている。

3 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川はん濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

(2) 洪水リスクの周知及び利用

市及び府は、公表された洪水リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑な迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

4 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

市及び府は、防災週間、水防月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

(2) 地下街等の防災訓練

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

5 水防団の強化

市及び府は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第3 下水道の整備

市及び府は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

1 西三荘都市下水路

市内を縦断する西三荘都市下水路については、平成26年3月末現在で、国道1号から鶴見緑地までの間約4,574mの改修工事は完了している。

2 下水道施設の整備

本市の地形は、淀川堆積層による平坦湿潤地であるため、雨水等自然排水が困難であり、加えて中心部が早くから市街化していたため、昭和 27 年から計画的に下水道整備を進め、浸水の解消に努めてきた。

本市の下水道は、下水道幹線で市単独の下水処理場へ導く方法をとる守口処理区と、大阪府が主体となっていて行っている寝屋川北部流域下水道の中央、門真守口及び茨田の三つの流域幹線に市下水道幹線を接続し、流域下水道の鴻池水みらいセンターへ導く方式をとる鴻池処理区との二つに分けられ、普及率は、鴻池処理区の一部を除き 100%に達している。

今後は、都市化の進展による流出量の増大に起因する浸水を防止するため、「寝屋川流域水害対策計画」との整合性を保ち増補管等の計画的な整備を推進する。

資料 5-2 「下水道計画図」

資料 5-3 「下水道普及状況一覧表」

資料 5-4 「下水道ポンプ施設一覧表」

資料 5-5 「貯留施設」

資料 5-6 「浸水対策ポンプ場一覧表」

第5節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

守口市門真市消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

一方、危険物施設事業所の管理責任者は、関係機関と連携して保安体制の強化及び法令に定めるところによる適正な保安措置を講ずるとともに、保安意識の高揚及び自衛消防組織の強化・育成に努める。

1 規制

- (1) 立入検査及び定期点検により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の日常点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自主的な自衛消防隊の組織化を促進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全週間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

5 防火研究会等の育成

市内の事業所相互の連絡協調を図り、危険物の安全管理並びに火災予防の普及を目的として結成された守口門真防火協会の研修会等に講師を派遣し、事業所の火災予防に関する意識を促すとともに、火気取扱設備等の維持管理と消防法令等の遵守の徹底を図り、育成に努める。

資料4-7「危険物施設等一覧表」

第2 高圧ガス災害予防対策

市、守口市門真市消防組合及び府は高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。)をはじめ、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

守口市門真市消防組合は、高圧ガスを製造、貯蔵等をする事業所を届出などにより把握するとともに、有事の際の消防活動に備える。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、危害予防週間において、防災訓練の実施等関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

市、守口市門真市消防組合及び府は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安教育の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の受講等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。
- (2) 危害防止規程の策定を指導する。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。
- (2) 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。
- (3) 毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害が生じるおそれのあるときには、営業者等に対し、四條畷保健所、守口警察署又は守口市門真市消防組合への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

3 危害防止体制の整備

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

4 啓発

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

第5 放射線災害予防対策

放射性同位元素に係る施設の管理者等は、施設の防災対策、防災業務事業者に対する教育、防災訓練等の災害予防対策を推進する。

1 施設の防災対策

放射性同位元素に係る施設の責任者等は、次の措置を強力に推進する。

- (1) 施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (2) 放射線による被曝の予防対策を推進する。
- (3) 施設の環境放射線量の測定を行い、常時放射線レベルを把握する。

2 放射線に関する知識の普及

防災関係機関は、市民に対し放射線防災に関する次の事項について知識の普及を行う。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性
- (2) 放射線災害とその特性
- (3) 放射線災害時における留意事項

3 防災業務関係者に対する教育

防災関係者は、放射線防災業務にかかわる人に対し次に掲げる事項について教育を行う。

- (1) 放射線防災体制及び組織に関する知識
- (2) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する知識
- (3) 放射線及び放射線物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (4) 緊急被曝医療に関する知識

4 訓練

防災関係機関並びに放射性同位元素に係る施設の管理責任者は、共同又は単独で緊急時通信連絡訓練等の訓練を実施する。

第6節 火災予防対策の推進

市街地における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

1 火災予防査察の強化

(1) 立入検査

守口市門真市消防組合は、一般建築物について、消防法第4条に基づく立入検査を実施し、火災発生危険箇所及び不備箇所の改善並びに消防用設備等の耐震性を含めた維持管理について指導するとともに、消防用設備等の点検制度の推進を図る。

(2) 住宅防火診断

守口市門真市消防組合は、住宅について、住宅防火診断を実施し、防火安全上の危険箇所について改善指導し、安全率の向上を図る。

2 防火管理・防災管理制度の推進

守口市門真市消防組合は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者(以下「所有者等」という。)に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を定めさせ、防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づいた防火設備の維持・管理など、防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

また、ある一定規模以上の建物については、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

3 防火対象物・防災管理点検報告制度の推進

守口市門真市消防組合は、対象施設の関係者に対して、より実効性のある防火・防災管理を行うために、防火対象物・防災管理点検報告制度の推進に取り組む。

4 住宅用火災警報器等の普及促進

住宅用火災警報器の設置を推進する。

5 市民、事業所に対する指導、啓発

守口市門真市消防組合は、市民に対し住宅防火診断や消防訓練等の機会を積極的に活用し、防火意識の高揚及び火災発生時の初期対応について指導する。

また、事業所に対しても消防訓練や立入検査を通じて、火災予防と出火時における初期消火及び避難経路の重要性を呼びかける。

6 定期報告制度の活用

市は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

第2 高層建築物、地下街

市及び守口市門真市消防組合は、高層建築物及び地下街については、建築基準法及び消防法等に基づき、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や統括防火管理体制の確立、防災製品の使用など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

1 対象施設

- (1) 高さが31mを超える高層建築物
- (2) 地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの、及びこれに類するもの

2 防災計画書の作成指導

市は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防災・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

3 統括防火管理体制の確立

守口市門真市消防組合は、管理の権原が分かれている高層建築物、地下街において、統括防火管理体制の確立を指導する。

4 防災規制

守口市門真市消防組合は、高層建築物、地下街において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

5 屋上緊急離着陸場等の整備

守口市門真市消防組合及び関係機関は、原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物に、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(1) 効用

- ① 消防活動上のアクセスの多様化
- ② 屋上避難者に対する空からの救助活動展開
- ③ 高度医療施設の多面的活用
- ④ 物資搬送等の手段の多様化

(2) 守口市門真市消防組合ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準

(平成19年7月1日施行)

①目的：この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」(平成2年消防消第20号等消防庁消防課長等通達)に基づき、航空法(昭和27年法律第231号)第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動が有効かつ安全に行えるために、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等及びこれらに設置する建築物の屋上構造に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

②設置対象物及び設置区分

対 象 物 の 区 分	緊急離着陸場等
(1) 軒高が45メートルを超え100メートル以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの	緊急離着陸場 又は 緊急救助用スペース
(2) 軒高が100メートルを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの	緊急離着陸場
(3) 救命救急センター等の高度医療施設	緊急離着陸場

③緊急離着陸場(災害活動に際し、航空法第79条で定めるヘリコプターの離着陸できる場所以外で消防機関等のヘリコプターが離着陸する場所)



④緊急救助用スペース(ホバリングにより救助活動等を行えるような要件(障害物のないこと、広さ、必要な設備)を備えた建築物の屋上スペース)



6 地下街の防火・安全対策

地下街の新設・増設に際し、建築基準法・消防法等に基づき、防火・安全対策の確保、指導を行う。

【自然災害応急対策】

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員

市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、早期に応急活動体制を編成するとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。他の防災関係機関との協力体制を確立する。

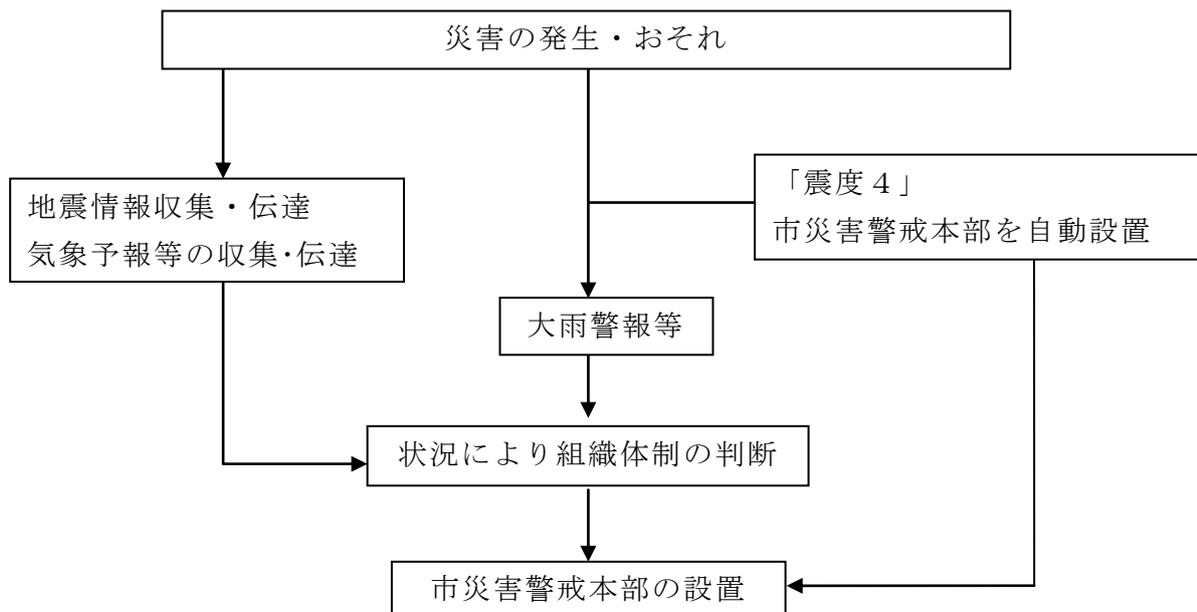
第1 市の組織体制

1 守口市災害警戒本部

市域又は隣接地域（大阪市東淀川区・旭区・鶴見区、門真市、寝屋川市、摂津市）で震度4を観測した場合、市災害警戒本部を設置し、災害情報の収集及び伝達その他災害応急対策の検討を進める。

暴風、大雨又は洪水に関する警報等が発表された場合は、状況を判断して市災害警戒本部を設置する。

〈応急対策の流れ〉



(1) 市災害警戒本部の設置

①設置基準

市災害警戒本部は、次の各号のいずれかに該当するときに設置する。

■地震

ア 市域又は隣接地域（大阪市東淀川区・旭区・鶴見区、門真市、寝屋川市、摂津市）で震度4を観測したとき

イ 本部長が必要と認めたとき

■風水害

ア 暴風、大雨又は洪水に関する警報等が発表され、災害の発生のおそれがあるとき

イ 降雨量・水位等の観測状況から災害の発生のおそれがあるとき

ウ 市の区域内で局地的に軽微な災害が発生したとき

エ 本部長が必要と認めたとき

②廃止基準

市災害警戒本部は、次の各号のいずれかに該当するときは廃止する。

ア 市災害対策本部が設置されたとき

イ 災害の発生のおそれがなくなったとき

ウ 本部長が必要でないとして認めたとき

③設置場所

市災害警戒本部は、市役所本館2階行政会議室に設置する。

(2) 組織

①市災害警戒本部の組織

ア 副市長を本部長及び副本部長とし、本部長には市民生活部を所管する副市長をもって充てる。

イ 部長級以上の職員を本部員とする。

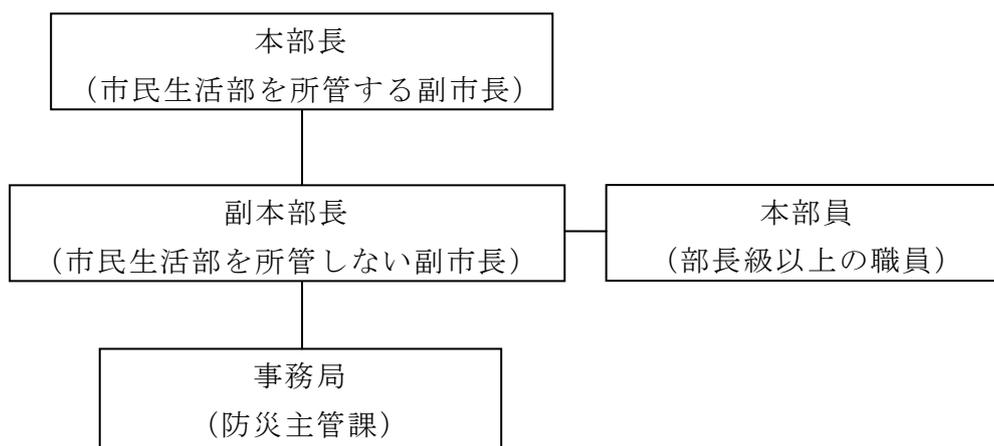
ウ 市災害警戒本部のもとに、事務局をおく。事務局は、防災主管課とし、事務局長は市民生活部長をもって充てる。

エ 状況に応じて警戒関係部の職員は、本部長の命により市災害警戒本部の活動に従事する。

②事務局

事務局は、情報の収集や災害警戒活動の調整・把握などを行う。

〔市災害警戒本部の組織〕



(3) 事務分掌

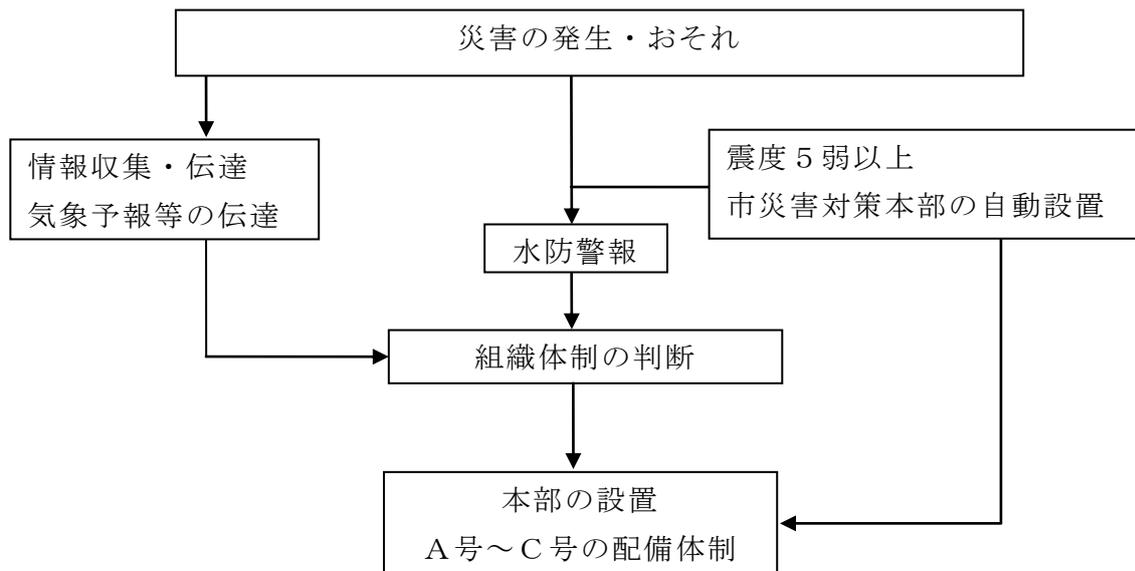
市災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備及び警戒等の業務にあたる。

- ①災害情報の収集及び分析並びに提供に関すること
- ②災害応急対策の検討に関すること
- ③職員の動員の指令に関すること
- ④関係機関に対する応援の要請に関すること
- ⑤各部局間の連絡調整事項の指示に関すること
- ⑥府域に震度6弱以上の地震が発生し、府が府災害対策本部を設置した場合の連携に関すること
- ⑦市災害対策本部の設置に関すること
- ⑧その他緊急の実施を要する災害警戒活動に関すること

2 守口市災害対策本部

災害が発生、又は発生するおそれがある場合、市長は、守口市災害対策本部条例に基づき市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

〈応急対策の流れ〉



(1) 市災害対策本部の設置

①設置基準

市災害対策本部は、次の各号のいずれかに該当するときに設置する。

■地震

- ア 市域及び隣接地域（大阪市東淀川区・旭区・鶴見区、門真市、寝屋川市、摂津市）で震度5弱以上の震度を観測したとき
- イ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- ウ 災害救助法の適用を要する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- エ 本部長が必要と認めたとき

■風水害

- ア 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- イ 災害救助法の適用を要する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- ウ 本部長が必要と認めたとき

<災害救助法適用基準>

原則として、同一原因の災害による被害の程度が、次のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- 1 市の区域内の住家滅失世帯数が 100 世帯以上に達するとき
- 2 府の区域内の住家滅失世帯数が、2,500 世帯以上であって、本市の区域内の住家滅失世帯数が 50 世帯以上に達するとき
- 3 府の区域内の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等罹災者の保護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- 4 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

②廃止基準

本部は、次のいずれかに該当するときは廃止する。

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ 本部長が必要でないと認めたとき

③設置場所

市災害対策本部は、市役所本館 2 階の行政会議室に設置する。ただし、災害の規模、その他の状況により本部長が応急対策の推進を図るため、市災害対策本部の移動が必要であると認めた場合は、守口文化センターに設置する。

④設置、廃止等の通知

市災害対策本部を設置又は廃止したときは、事務局長（市民生活部長）は、直ちに適当な方法により通知する。なお、設置の場所には、「守口市災害対策本部」の標識を市役所正面玄関前に掲示するとともに、必要に応じ各機関に対し、本部連絡員の派遣を要請する。

<設置・廃止の通知先>

- | | |
|---------|-------------|
| ○府知事 | ○ 防災会議委員 |
| ○警察署長 | ○ その他防災関係機関 |
| ○隣接市の市長 | ○ 報道機関 |

(2) 組織

市災害対策本部の組織及び組織の運営は、「守口市災害対策本部条例」及び「守口市災害対策本部運営要綱」の定めるところによる。

組織の概要は次のとおりである

- ①本部長は、市長をもって充てる。
- ②副本部長は、市民生活部を所管する副市長の職にある者をもって充てる。
- ③本部員は、部長級以上の職員をもって充てる。
- ④市災害対策本部に「班」及び「事務局」をおく。

事務局は、防災主管課が担当する。

なお、震度5弱以上の地震発生から概ね3日間は、初動（班）体制により対応する。

ただし、本部長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- ⑤事務局に事務局長をおき、市民生活部長をもって充てる。
- ⑥各部局に連絡責任者をおく。連絡責任者は、予め各部局の長が指名する者とする。

(3) 指揮順位

本部長(市長)に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代 理 者
1	市民生活部を所管する副市長
2	市民生活部を所管しない副市長
3	企画財政部長（守口市長の職務を代理する吏員を定める規則に定める順位の事務吏員）
4	総務部長（守口市長の職務を代理する吏員を定める規則に定める順位の事務吏員）

(4) 事務分掌

市災害対策本部の事務分掌は、「守口市災害対策本部条例」及び「守口市災害対策本部運営要綱」の定めるところによる。

①本部長

本部長は、本部事務を総括し、本部員を指揮監督する。

②副本部長

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これを代理する。

③本部会議

本部長は、次に掲げる事項について意見を徴するため、必要に応じ本部会議を招集し、その方針を決定し、実施する。

ただし、事態が切迫し、本部会議を開くいとまがないときは、本部長が決定、指令する。

ア 災害応急対策の基本方針の決定に関すること

イ 災害に関する情報収集に関すること

- ウ 職員の動員の指令に関する事
- エ 各部局間の連絡調整事項の指示に関する事
- オ 避難の勧告及び指示等の発令に関する事
- カ 災害警戒区域の設定に関する事
- キ 応急公用負担の実施に関する事
- ク 市現地災害対策本部の設置に関する事
- ケ 災害救助法の適用申請に関する事
- コ 自衛隊の派遣要請に関する事
- サ 他市町村及び関係機関への応援要請に関する事
- シ その他災害に関する重要な事項に関する事

④連絡責任者

連絡責任者は、本部会議等での決定事項の伝達や各部局における活動状況等の本部への連絡を行う。

資料 1-4 「守口市災害対策本部条例」
資料 1-5 「守口市災害対策本部運営要綱」
資料 1-6 「守口市災害警戒本部設置要綱」
資料 1-11 「守口市災害対策本部の組織及び事務分掌」

3 守口市防災会議

市域において、災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、市防災会議を開催し、関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

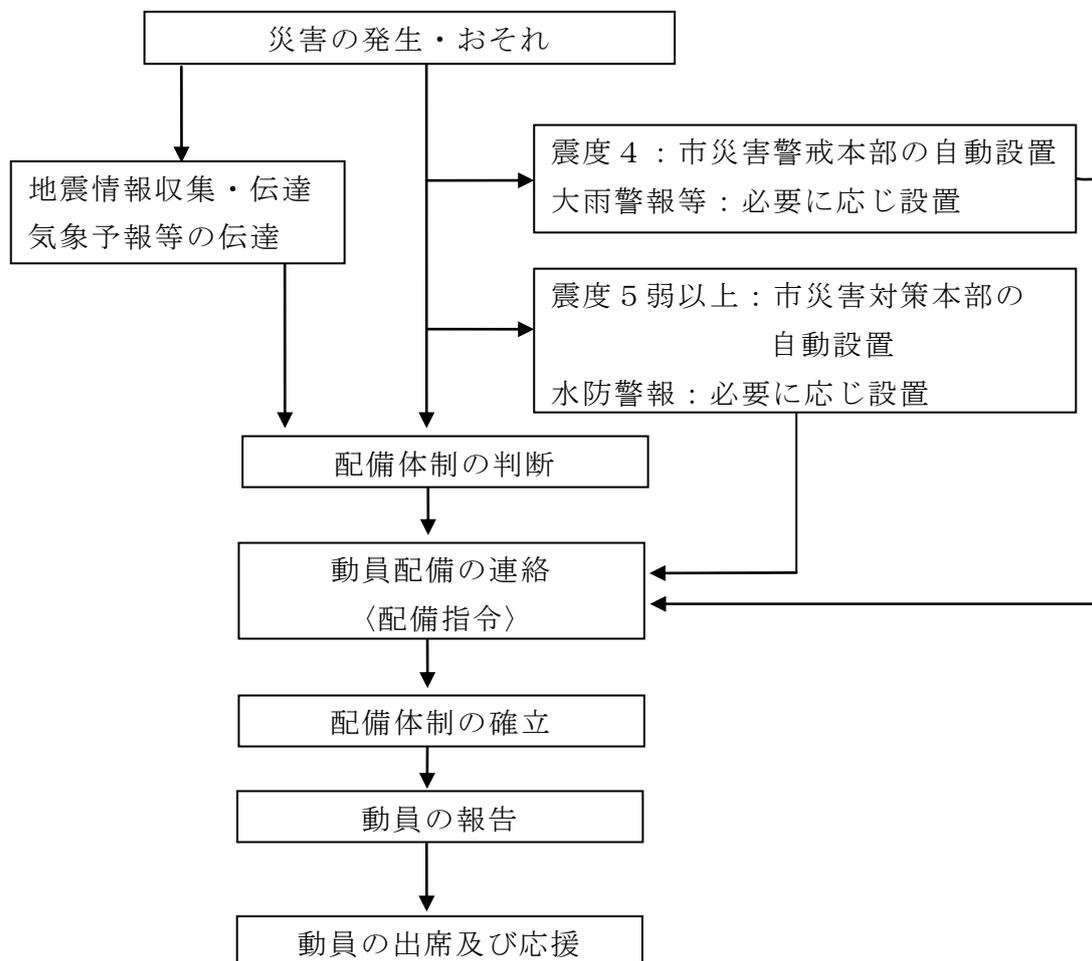
4 府の現地災害対策本部との連携

市域及びその周辺に局地的に災害が発生し、府が府現地災害対策本部を設置した場合は、府現地災害対策本部と連携を図り、応急対策を実施する。

第2 市の動員配備体制

市は、災害状況に応じて必要な配備体制をとり、迅速かつ適切な応急対策活動を実施する。

〈応急対策の流れ〉



1 配備基準

災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、状況に応じて「市災害警戒本部体制」又は「市災害対策本部体制」の配備を行い、災害情報の収集・伝達と警戒活動や応急対策活動等を実施する。

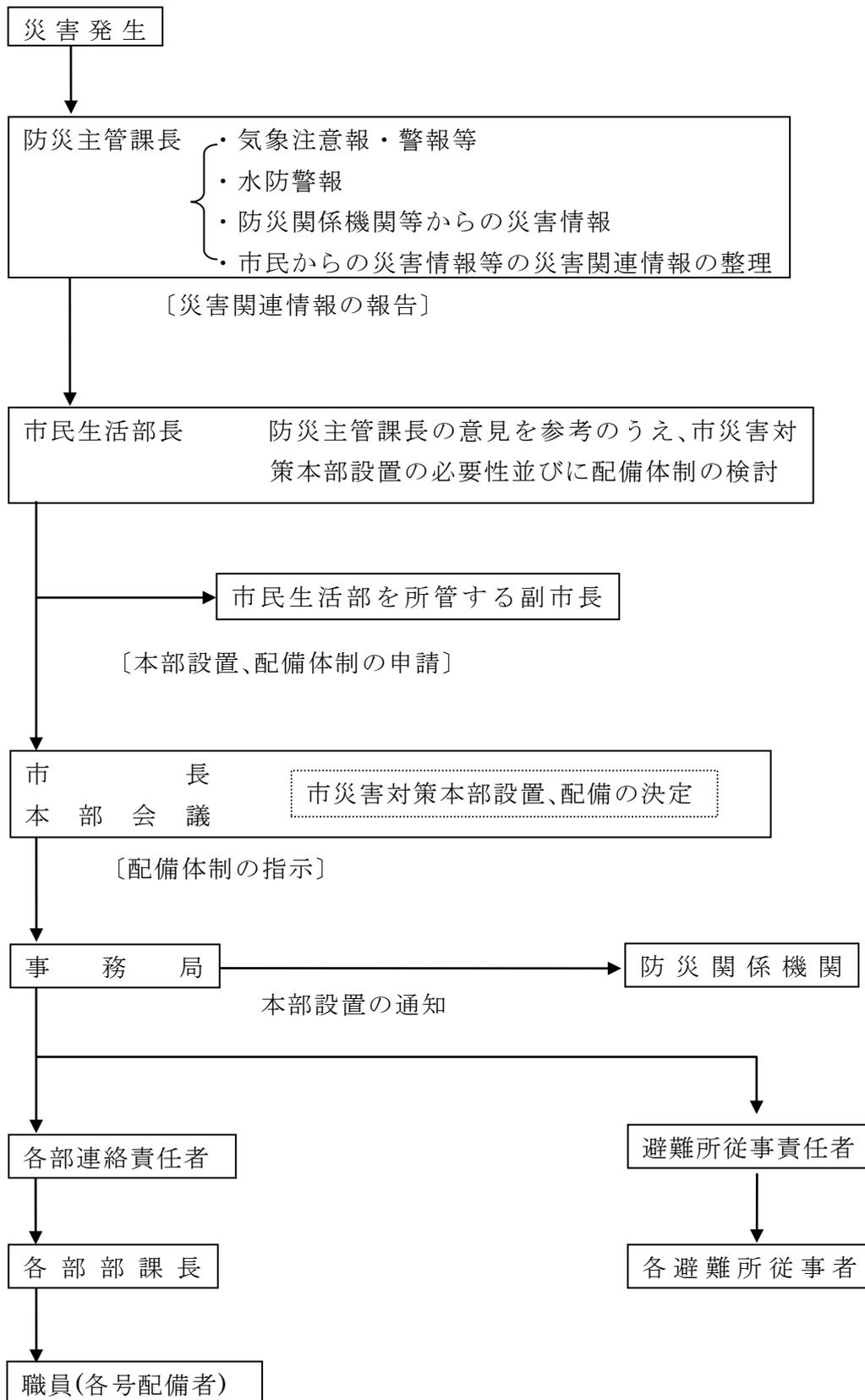
(1) 配備区分と配備基準等

職員の配備は、次に基準による

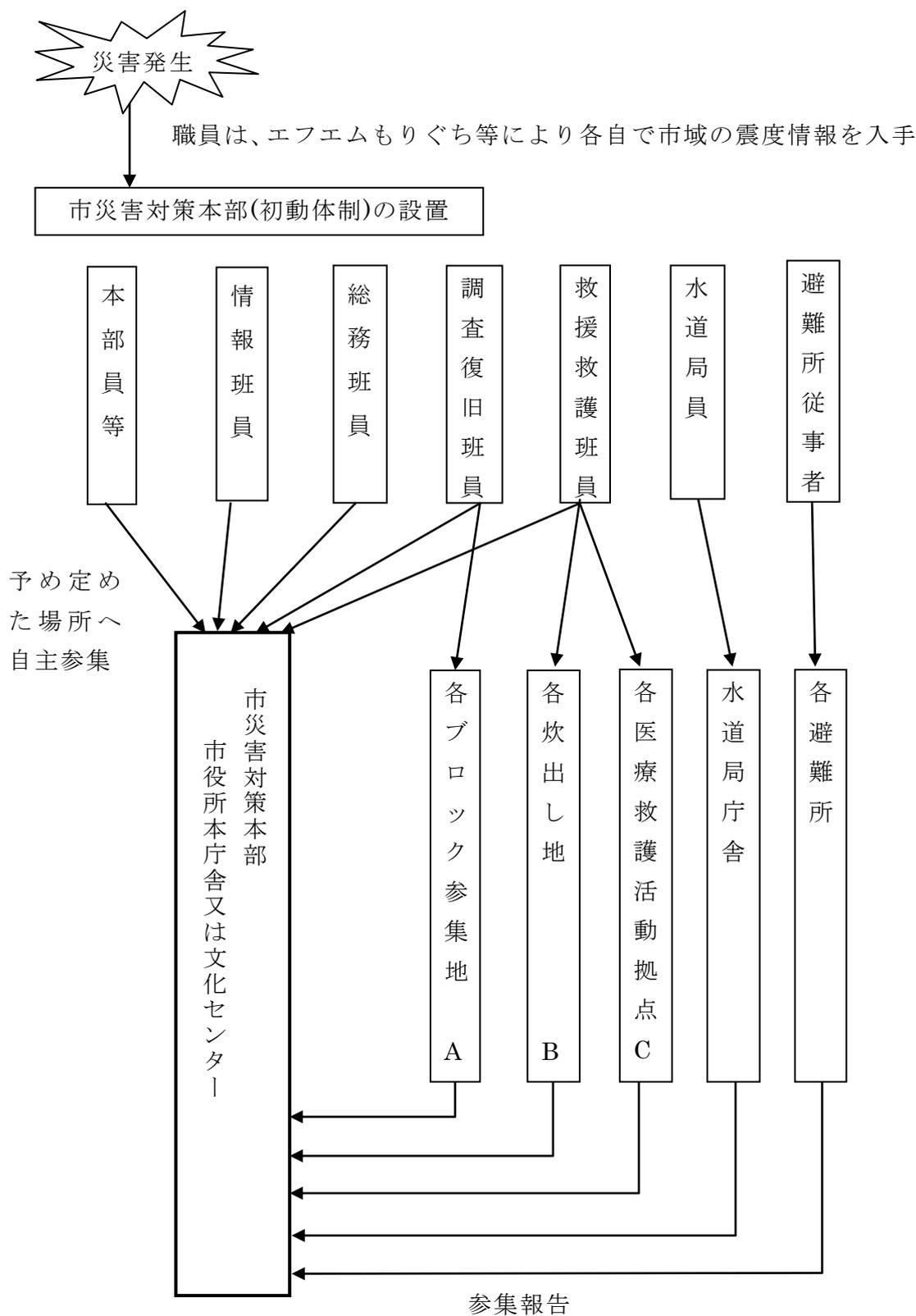
配備区分		配 備 時 期	配 備 内 容	動員基準
事前 配備 体制	事前 配備	<p>【地震】守口市で震度3</p> <p>【風水害】 ・災害発生のおそれがある気象予警報等 が発表されるなど通信情報活動及び警戒 が必要なとき</p>	通信情報活動 警戒等(部分的な 災害対策を含む)	最 小 必要数
市 災害 警戒 本部	警戒 配備	<p>【地震】守口市又は隣接地域(東淀川区・ 旭区・鶴見区、門真市、寝屋川市、摂 津市)で震度4(自動設置)</p> <p>【風水害】 ・暴風、大雨又は洪水に関する警報等が 発令され、災害の発生のおそれがあるとき ・降雨量、水位等の観測状況から災害の 発生のおそれがあるとき ・市の区域内で局地的に軽微な災害が発 生したとき ※ 警報等発令時には状況を判断し て、市災害警戒本部を設置し、配備体 制については、関係部局が協議し決定 する。</p>	水害その他の災 害の発生を防御 するため通信情 報活動、物資、資 機材の点検整備 又は小規模の災 害対策を実施す る体制	10%
市 災害 対策 本部	A 号 配 備	<p>【地震】守口市又は隣接地域で震度5弱(自動設置)</p> <p>【風水害】 ・局地的な災害が市内の数箇所に発生し、 又は発生するおそれがあるとき</p>	情報収集活動 を実施する体制 及び小規模の災 害 応急対策を実施 する体制	25%
	B 号 配 備	<p>【地震】守口市又は隣接地域で震度5強(自動設置)</p> <p>【風水害】 ・相当規模の災害が発生し、又は発生す るおそれがあるとき</p>	災害に対する警 戒及び中規模の 災害 応急対策を 実施する体制	50%
	C 号 配 備	<p>【地震】守口市又は隣接地域で震度6弱以上(自動設置)</p> <p>【風水害】 ・大規模の災害が発生し、又は発生す るおそれがあるとき</p>	市の全力を挙げ て災害 応急対策 を実施する体制	100%
市 現 地 災 害 対 策 本 部		<p>【地震・風水害】 ・市内の局地的な地域に被害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき</p>	災害に対する警 戒及び 応急対策	市災害対 策本部で 指示

2 市災害対策本部設置及び動員手続

(1) 非常招集（勤務時間内の地震発生及び勤務時間外で非常招集を行う場合）
（風水害・・・勤務時間内の動員手続き）

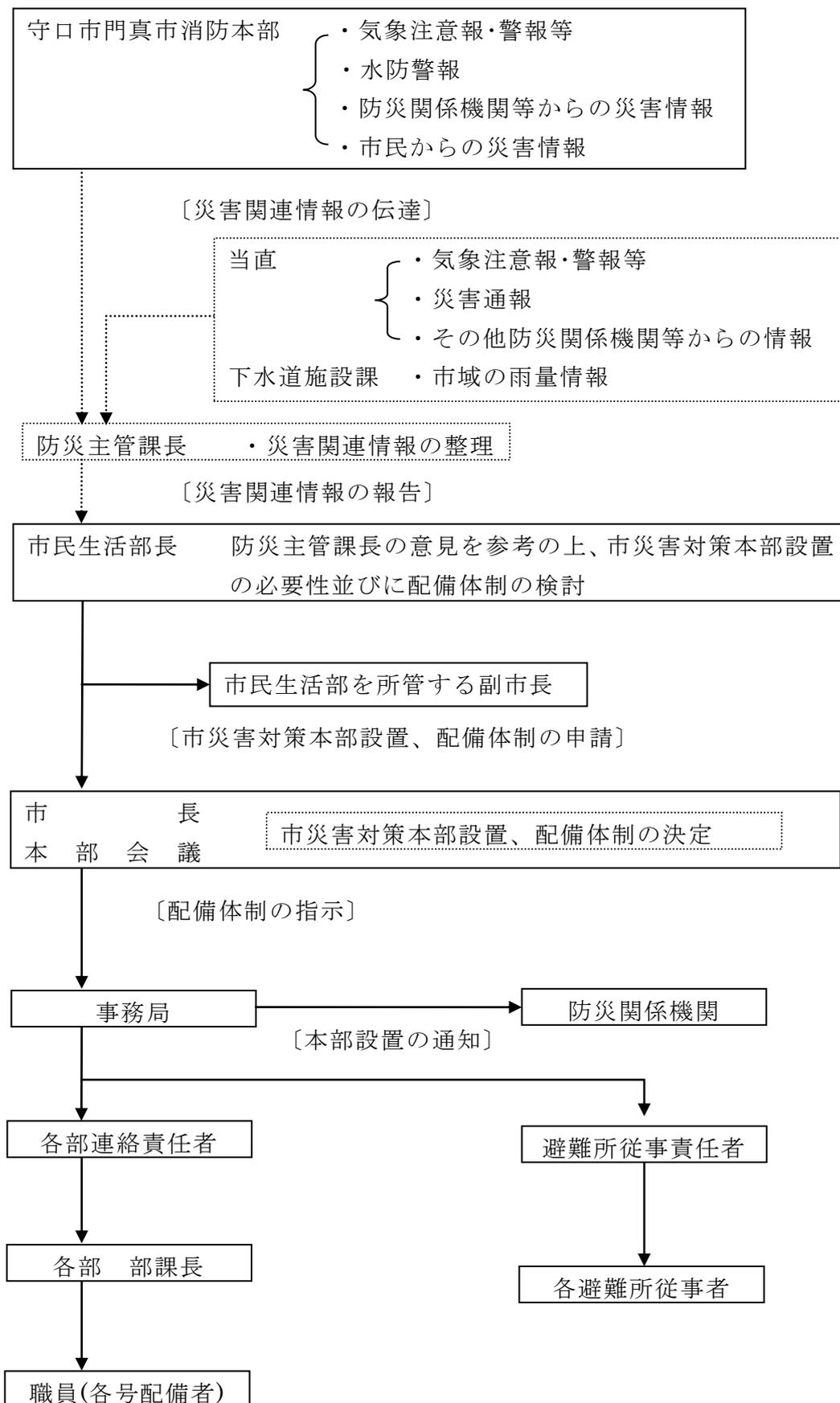


(2) 自主参集（災害対策本部が設置される場合（ただし、配備基準に基づく））



- A : 庭窪中学校、藤田・守口・寺方・錦小学校
- B : 全小学校
- C : 全小学校、市民保健センター、生涯学習情報センター

(3) 勤務時間外の動員手続(風水害)



(4) 職員の服務

すべての職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守する。

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報に注意する。
- ② 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
- ⑤ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。
- ⑥ 災害現場に出動する場合は、防災服・ヘルメットを着用する。
- ⑦ 職員の身分証明書を携帯する。
- ⑧ 参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急活動を第一義とするとともに、最寄の防災機関へ通報する。

(5) 職員動員報告

各班(部)長は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常召集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を「職員動員報告書」により総務部(班)長に報告する。

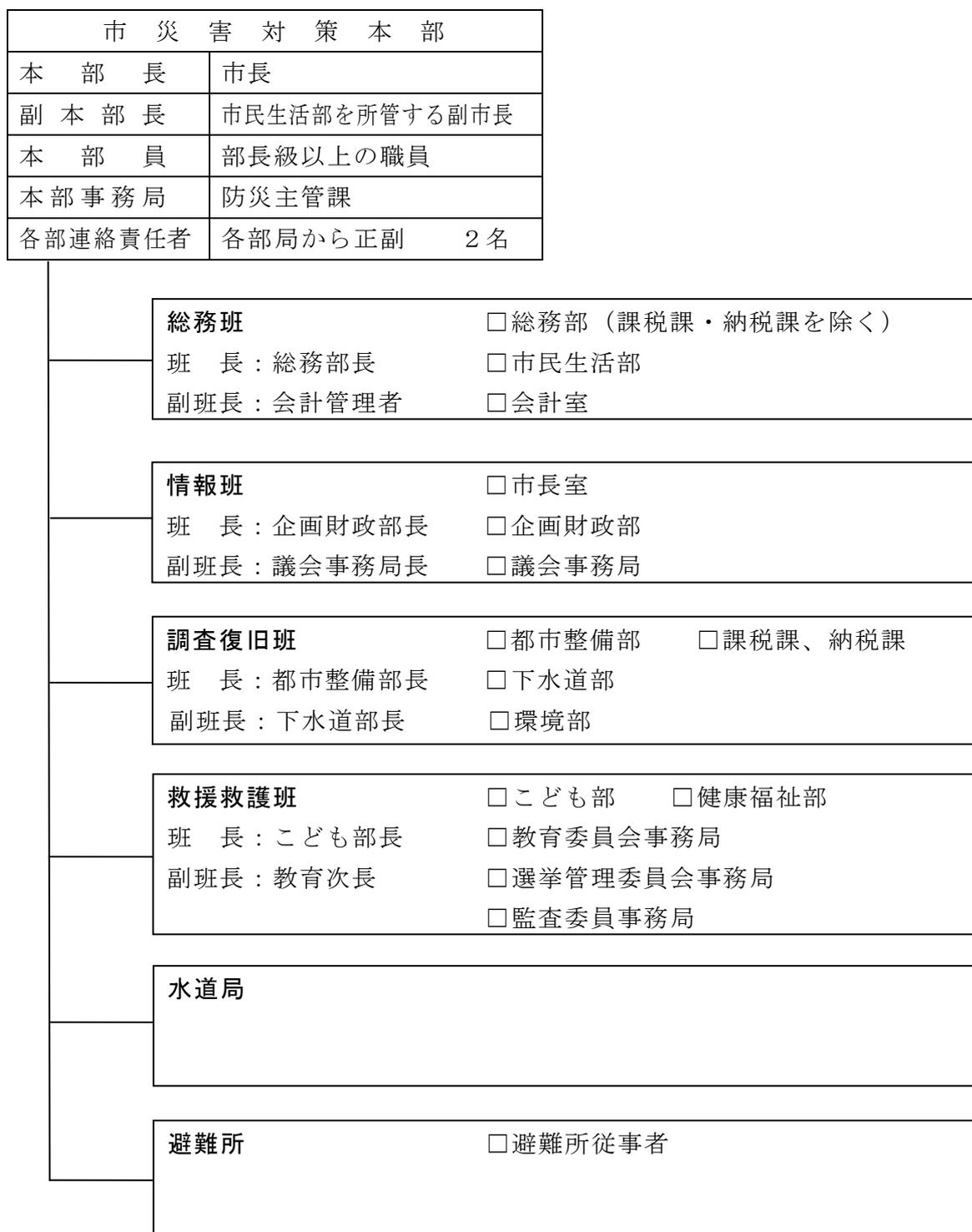
様式1「職員動員報告書」

(6) 守口市現地災害対策本部

市域において、局地的に被害が生じた場合には、必要に応じて市現地対策本部を設置する。市現地対策本部長は、災害の態様により市災害対策本部長が指名し、現地での応急対策活動の指揮及び現地で活動する防災関係機関等との連絡調整並びに本部との情報の収集・伝達を行う。

(7) 災害時の応急対策体制

<地震災害時の応急対策の組織図>



①本部

<p>【災害発生～1時間】</p> <p>市災害対策本部の設置 初期初動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有無線装置の点検等本部開設準備 ・府等関係機関に本部設置を通知 ・被害の概観把握、府に被害概観を報告 ・避難所の安全確認、開設準備 (避難所責任者より報告) ・避難路、一時避難場所の安全確認 (参集した本部員、本部要員より報告) ・警察、消防に人命救助の要請
<p>【1時間～24時間】</p> <p>初動期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用申請 ・延焼火災状況報告に基づく警戒区域の設定 ・避難勧告・指示の決定 ・自衛隊の派遣要請 ・府及び関係機関等の連絡調整 ・協定に基づく応援の要請 ・その他応急対策の指示
<p>【2日目～7日目】</p> <p>復旧期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策組織の見直し、配備 ・自衛隊との連絡調整 ・府及び関係機関等の連絡調整 ・災害に関する各種情報の管理 ・その他応急対策の指示
<p>【8日目以降】</p> <p>復旧・復興対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定 ・府及び関係機関との連絡調整 ・災害弔慰金等の支給 ・災害援護資金等の貸付

②情報班

<p>【災害発生～1時間】</p> <p>市災害対策本部の設置 初期初動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストとの連絡・調整 ★震災発生時の注意喚起 ★市民に地域での救助活動を要請 ★避難所開設情報提供 ★火災発生情報の提供 ★その他鉄道事故等震災に関する情報の提供 ・地域救護拠点、救護所要員の参集要請 ・調査復旧班からの被害情報の整理 ・市民からの情報整理
---	--

<p>【1時間～24時間】 初動期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストとの連絡・調整 ★二次災害防止のための注意事項 ★安否情報(確認) ★応急対策の実施状況 ★給水、食料・生活物資の配布情報 ★交通規制等の情報 ・調査復旧班からの被害情報の整理 ・市民からの情報整理 ・市民相談窓口の開設準備
<p>【2日目～7日目】 復旧期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストとの連絡・調整 ★安否情報(確認) ★応急対策の実施状況 ★給水、食料・生活物資の配布情報 ★その他生活関連情報 ・市民相談窓口の開設
<p>【8日目以降】 復旧・復興対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストとの連絡・調整 ★生活関連情報 ★復旧情報 ・市民相談の実施

③総務班

<p>【災害発生～1時間】 市災害対策本部の設置 初期初動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の確保、配備 ・車両の調達、配備 ・緊急通行車両の確認申請(守口警察署へ) ・燃料の調達、確保 ・米穀組合に指定場所への米の搬入要請
<p>【1時間～24時間】 初動期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の配備 ・民間団体への協力要請 ・各応援隊との連絡調整
<p>【2日目～7日目】 復旧期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の配備 ・義援金等の受付
<p>【8日目以降】 復旧・復興対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の配備 ・義援金等の受付配分

④調査復旧班

<p>【災害発生～1時間】 市災害対策本部の設置 初期初動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の小中学校等に参集 ・随時、被害状況を情報班に報告 ・応急復旧の準備（資機材等）
<p>【1時間～24時間】 初動期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・公共建築物の応急危険度調査 ・応急復旧順位の決定 ・市内建設業者等に応急復旧の準備要請 ・避難所以外の施設等への避難者の調査 ・応急復旧 ・道路啓開 ・交通規制の実施及び協力
<p>【2日目～7日目】 復旧期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧 ・産業廃棄物等処理 ・し尿処理 ・ごみ処理 ・防疫活動 ・民間建築物の応急危険度調査 ・被災住宅の応急修理 ・応急仮設住宅の建設準備協力 ・交通規制の実施及び協力
<p>【8日目以降】 復旧・復興対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧 ・産業廃棄物等処理 ・防疫活動 ・応急仮設住宅の建設協力 ・納税等の減免

⑤救援救護班

<p>【災害発生～1時間】 市災害対策本部の設置 初期初動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所（各小学校）の開設準備 ・医療救護所の開設準備 ・救護事務担当員、指定の場所に参集 ・医薬品等の供給要請 ・必要緊急物資量の概算
<p>【1時間～24時間】 初動期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所、救護所の開設 ・医療情報の収集 ・救護活動の実施 ・地域拠点から救護所への負傷者搬送 ・負傷者等の把握と情報班への報告 ・避難行動要支援者の被災状況の把握と支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受付 ・炊出しの実施 ・救援物資の受入れ、仕分け、配布
<p>【2日目～7日目】</p> <p>復旧期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康維持活動（巡回相談等）の実施 ・避難行動要支援者への支援業務 ・要保護児童の保護等 ・ボランティアの受付 ・救援物資の受入れ、仕分け、配布 ・応急教育、応急保育体制の整備
<p>【8日目以降】</p> <p>復旧・復興対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急教育、応急保育の実施 ・救援物資の受入れ、仕分け、配布

⑥避難所

<p>【災害発生～1時間】</p> <p>市災害対策本部の設置 初期初動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従事職員、指定の避難所に直接参集 ・避難所へ安全確認、情報班への報告 ・避難者数を情報班へ報告（以降定時に）
<p>【1時間～24時間】</p> <p>初動期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営記録の作成 ・避難者名簿の作成
<p>【2日目～7日目】</p> <p>復旧期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所自主運営組織の設置 ・避難所運営記録の作成
<p>【8日目以降】</p> <p>復旧・復興対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難長期化への対応

⑦水道局

<p>【災害発生～1時間】</p> <p>市災害対策本部の設置 初期初動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従事職員、参集 ・給水活動の準備 ・水道施設の被害調査 ・水道工事業協同組合等へ応援要請
<p>【1時間～24時間】</p> <p>初動期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管等の被害状況の調査 ・医療機関等への応急給水 ・給水拠点への応急給水 ・応急復旧順位の決定 ・大阪広域水道震災対策本部への応援要請と受入れ・配置
<p>【2日目～7日目】</p> <p>復旧期の応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道管等の被害状況の調査 ・医療機関等への応急給水 ・給水拠点への応急給水 ・応急復旧（水道管等）
<p>【8日目以降】</p> <p>復旧・復興対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水 ・応急復旧

⑧守口市門真市消防組合

【災害発生～1時間】 市災害対策本部の設置 初期初動	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生直後、非常警備体制に移行 ・震災非常招集計画に基づく職員の招集 ・消火活動 ・火災の状況、避難行動要支援者等を市対策本部に報告 ・救急救助活動 ・緊急消防援助隊及び府下消防隊への応援要請
【1時間～24時間】 初動期の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・救急救助活動、医療情報の収集 ・緊急消防援助隊及び府下消防隊からの受入れと配備
【2日目～7日目】 復旧期の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・救急救助活動、負傷者等の把握
【8日目以降】 復旧・復興対策	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の被災確認 ・火災調査

⑨その他

【災害発生～1時間】 市災害対策本部の設置 初期初動	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン施設の被害調査（各機関） ・交通施設の被害調査（各事業者） ・来訪者・入所者の避難（各施設管理者）
【1時間～24時間】 初動期の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動（守口警察署、市自主防災組織等） ・交通規制（守口警察署） ・警備活動（守口警察署） ・避難誘導（守口警察署、市自主防災組織等）
【2日目～7日目】 復旧期の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視活動（保健所等） ・物価の監視活動 ・金融機関における預貯金の払い戻し等
【8日目以降】 復旧・復興対策	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の調整

第3 防災関係機関の組織動員配備体制

防災関係機関は、災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう動員配備を行う。

第2節 自衛隊の災害派遣

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長は市民の生命財産の保護に万全を期すため、自衛隊の派遣を要すると判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事に自衛隊の派遣要請を要求する。

なお、通信の途絶等により、知事に要請の要求ができない場合は、市長が直接自衛隊に災害の状況を通知する。この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に報告する。

第1 知事の派遣要請

1 派遣の種類

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長の依頼による知事からの要請に基づく部隊等の派遣
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事の要請に基づく災害派遣

2 自衛隊の派遣要請を要求する基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市民の生命、財産の保護のため、市は、市災害対策本部の組織をあげて、守口市門真市消防組合、守口警察署、その他防災関係機関等とともに、災害応急対策を実施するが、それをもってしても事態を完全に収拾することができない状態にある場合、若しくは急迫した事態に際し、緊急措置を実施する必要がある場合は、派遣要請依頼を行うものとする。

3 自衛隊の派遣要請を要求する手続

- (1) 派遣要請依頼は、文書によって行うものとするが、事態が急迫して文書によって行うことができない場合は、電話等で行うものとする。

なお、この場合は、事後速やかに文書を提出するものとする。

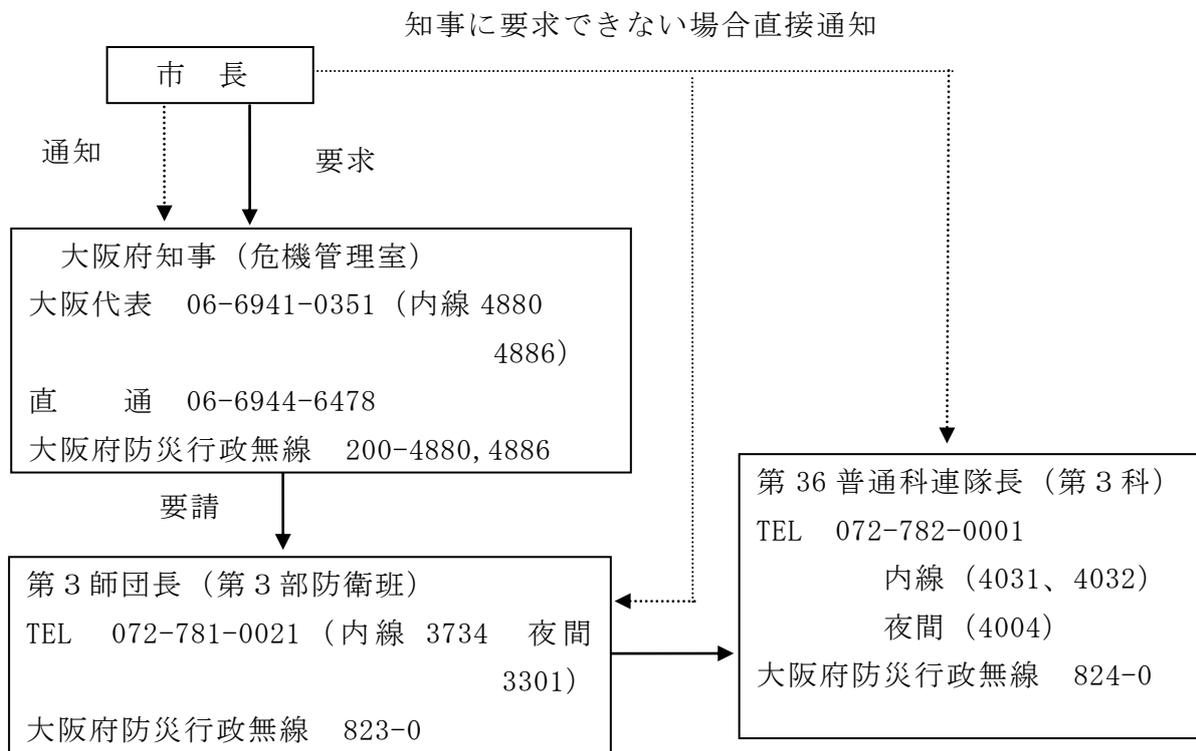
< 自衛隊派遣要請連絡先 >

大阪府知事（政策企画部危機管理室）	
電話	代表 06-6941-0351（内線 4880, 4886）
	直通 06-6944-6478
	大阪府防災行政無線 200-4880, 4886
	（夜間・休日） 200-6021, 6022
陸上自衛隊第3師団長（第3部防衛班）	
電話	072-781-0021（内線 3734）
	（夜間 3301）
	大阪府防災行政無線 823-0
	伊丹市広畑1-1
第36普通科連隊長（第3科）	
電話	072-782-0001（内線 4031, 4032）
	（夜間 4004）
	大阪府防災行政無線 824-0
	伊丹市緑ヶ丘7-1-1
	陸上自衛隊伊丹駐屯地

（2）派遣要請の要求にあたっては、自衛隊災害派遣要請要求書（様式1号）によって、次の事項を明らかにし、要請を要求する。

- ①災害状況及び派遣を必要とする事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④その他参考となるべき事項（派遣希望の人員・船舶・航空機等の概数等）

4 自衛隊の派遣要請手順



<p>(様式1号)</p> <p style="text-align: center;">大阪府知事様</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請の要求について</p> <p>災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況及び派遣を要請を要求する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項 	<p>守 危 第 号</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>守 口 市 長</p>
--	---

第2 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事等の要請を受けて行うことが原則であるが、例外的規定として、自衛隊法第83条第2項ただし書きにあるように、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで災害派遣することができるかとされている。

1 自主派遣の判断基準

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受入れ

派遣部隊を受入れる場合は、次の点に留意し、派遣部隊の活動が十分に行われるよう努める。

1 派遣部隊の誘導

派遣部隊の円滑な活動のため、必要により守口警察署（府警察）に対して、派遣部隊の誘導について依頼する。

2 派遣部隊の受入れ体制

- (1) 市は、派遣部隊及び防災関係機関等との連絡調整にあたるため、現場責任者を選任し、派遣する。
- (2) 派遣部隊の集結及び宿泊場所等を確保する。
- (3) 派遣部隊が応急復旧活動に必要な資機材は、できる限り準備し、迅速な作業を図る。
- (4) ヘリコプターを使用する災害派遣の場合は、臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

第4 派遣部隊の活動

自衛隊に災害派遣要請を求めることのできる範囲は、原則として人命又は財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない場合であって、災害派遣時に実施される救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等のほか知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装置等によって異なるが、通常次のとおりとされている。

項 目	活 動 内 容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具を持って、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。 なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。
⑥道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
⑧人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
⑩物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付又は譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 派遣部隊の撤収要請

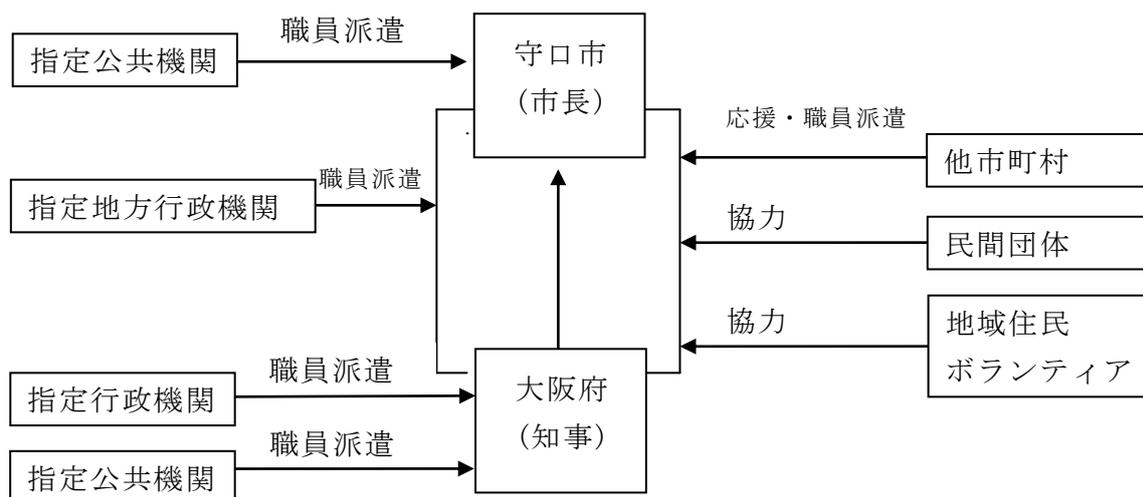
災害の応急対策作業が終了したと判断したときは、派遣部隊、その他防災関係機関等との協議の上、知事に対し、「撤収要請依頼書」（様式2号）を提出する。

(様式2号)	守 危 第 号
	平成 年 月 日
大 阪 府 知 事 様	
	守 口 市 長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記 のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1 撤収要請日時	
2 派遣された部隊	
3 派遣人員及び従事作業内容	
4 その他参考となるべき事項	

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市をはじめ防災関係機関は、市民の生命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、速やかに府又は指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期するものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。



第1 府、他市町村への応援要請

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関等に応援を要請する。

1 応援要請

(1) 応援要請先

災害対策基本法第67条、第68条の規定により、災害の応急措置を実施するにあたり必要があるときは、府又は他の市町に対して、応援要請をすることができる。

府への応援要請先：府危機管理室

- ・大阪府防災情報システムの端末入力
- ・電話 06-6944-6478 (直通)
(夜間・休日) 200-6021, 6022
- ・ファクシミリ 06-6944-6654
- ・府防災無線 200-4880、4886

<災害対策基本法（抄）>

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第 67 条 市町村長等は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 前条第 1 項後段の規定は、前項の場合について準用する。

（2）費用負担

災害対策基本法第 92 条の規定により、応援を受けた地方公共団体が負担する。

2 職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 の規定により、府又は他の市町村に対して、職員の派遣を要請することができる。

（1）派遣職員の身分

要請に応じ派遣された職員は、地方自治法第 252 条の 17 第 3 項及び第 4 項の規定により、本市職員の身分をあわせて有することになる。

（2）派遣職員の給与

派遣された職員の給料、手当（退職手当を除く）及び旅費は、本市の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、職員を派遣した地方公共団体の負担となる。

3 相互応援協定

市では、災害時に備え、北河内七市及び滋賀県高島市、和歌山県かつらぎ町、高知県東洋町の友好都市と「災害時の相互応援協定」を締結している。

協定を締結している市町への応援要請は、協定に基づき行う。

資料 11-1 「災害時応援協定（北河内 7 市）」

資料 11-2 「災害時の相互応援協定書（友好都市）」

第2 指定地方行政機関、指定行政機関への派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、指定地方行政機関の長、指定地方公共機関(特定公共機関)の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対して指定地方行政機関、指定地方公共機関(特定公共機関)の職員の派遣の斡旋を依頼する。

1 要請手続

(1) 直接要請の手続(災害対策基本法施行令第15条)

- ①派遣を要請する理由
- ②派遣を要請する職員の職種別人員
- ③派遣を必要とする期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤その他職員の派遣について必要な事項

(2) 派遣斡旋依頼の手続(災害対策基本法施行令第16条)

- ①派遣の斡旋を求める理由
- ②派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③派遣を必要とする期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤その他職員の派遣について必要な事項

2 派遣職員の身分・経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同法施行令第17、18、19条に定めるところによる。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

知事は、市長から要請があった場合又は災害の範囲が著しく拡大し、市の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

第4 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、府立消防学校、その他適切な場所へ受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区気象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

第6 民間との協力

1 労働者の確保

(1) 災害対策基本法による従事命令

市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき住民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合、業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、災害対策基本法第84条の規定により補償を行う。

①従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官 海上保安官
災害救助法 (救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条第1項	市長
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

②従事命令の対象者

命令区分(作業対象)	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	当該市の区域の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
従事命令(消防作業) 従事命令(水防作業)	火災の現場付近にある者 水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

③公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取り消すときは公用令書を発するものとする。

④実費弁償

知事又は知事の委任を受けた市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては、災害対策基本法第82条により府が実費弁償する。

⑤損害補償

従事命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合は、災害対策基本法第84条の規定によりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

①公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給斡旋を依頼する。

- ア 必要労働者数
- イ 男女別内訳
- ウ 作業の内容
- エ 作業実施期間
- オ 賃金の額
- カ 労働時間
- キ 作業場所の所在
- ク 残業の有無
- ケ 労働者の輸送方法
- コ その他必要な事項

②賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

③労働者の輸送

災害応急対策実施期間は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送終了を考慮する。

2 民間協力団体の活用

災害発生時に市職員、派遣職員等の災害対策要員の活動を支援するため、必要に応じて民間団体に対して、応急対策又は復旧対策のための労務提供を要請する。

ここでいう民間協力団体とは、市赤十字奉仕団、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会、市社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年団体等をいう。

(1) 要員の災害対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇いあげた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

①災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は、各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

②民間協力団体（市赤十字奉仕団・市医師会・市社会福祉協議会・農業協同組合・商工会議所・青年会議所・市自主防災組織・ボランティア）

協力団体の活動内容は、主として次のとおりであるが、活動内容の選定にあたっては、協力団体の意見を尊重して行う。

- ア 炊出し、その他災害救助活動の協力
- イ 清掃及び防疫
- ウ 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- エ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ 軽易な作業の補助
- カ その他上記の作業に類した作業

③一般労働者

- ア 被災者の安全な場所への避難
- イ 医療及び助産における各種移送業務
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の輸送
- カ その他災害応急対策実施上の補助業務

④従事者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

⑤派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

(2) 防災組織等の協力

市は、防災組織、市内外のボランティア等に対し、災害対策に対する協力を求める。ここでいう防災組織とは、市自主防災組織、施設の防火組織及び業種別の防災組織をいう。

これらの協力業務として考えられるのは、次のとおりである。

- ①異常現象、災害危険箇所を発見した場合等に市又は他の防災関係機関に連絡すること
- ②災害に関する予警報その他の情報を地域内の住民に伝達すること
- ③災害時における市の広報広聴活動に協力すること
- ④災害時における出火の防止及び初期消火に協力すること
- ⑤避難誘導、負傷者の救出・輸送等被災した市民に対する救助・救護活動に協力すること
- ⑥被災者に対する炊出し、救助物資の配分及び輸送等の業務に協力すること
- ⑦被害状況の調査に協力すること
- ⑧被災地域内の秩序維持に協力すること
- ⑨道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動に協力すること
- ⑩応急仮設住宅の建設等の業務に協力すること
- ⑪生活必需品の調達等の業務に協力すること
- ⑫その他市が行う災害応急対策業務に協力すること

ア 市民の協力

市民は、市災害対策本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。

- ・防災関係機関への協力
- ・被害情報等の防災関係機関への伝達
- ・出火防止及び初期消火
- ・初期救急救助
- ・要配慮の保護
- ・家庭における水、食料等の備蓄

イ ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして市災害対策本部が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市災害対策本部は市社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講ずる。

ウ 協力要請の方法

本部長の指示に基づき、次の方法により協力要請を行う。

- ・(株) エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストによる放送
- ・市ホームページ
- ・防災行政無線（同報系）
- ・その他

エ ボランティアの受入れ

市は、災害応急対策を実施するにあたり、自主的に協力・援助の申し入れのあった市内外の人々（ボランティア）の受入れを行う。

- ・受入れ窓口の開設

市は、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

- ・活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を予め定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

第1 気象予警報の伝達

市は、府、NTT、大阪管区気象台を通じて発表された気象予警報等を收受したときは、各部連絡責任者を通じ各部に伝達する。また、ラジオ、テレビ等により積極的に情報の収集に努める。

1 気象予警報等の種類・発表基準

(1) 大阪管区気象台の発表する気象予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(2) 注意報

気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村ごとに注意報を発表する。

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で 12m/s以上、海上で 15m/s以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。

大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、气象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合
霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合
低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合

地面現象 注意報 ☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が 起こるおそれがあると予想される場合
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する 必要がある場合で、具体的には標高1.5m以上の高さの場 合である。
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予 想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合であ る。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される 場合である。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される 場合で、具体的には表2の条件に該当する場合である。

水防活動の利用に適合するもの

寝屋川流域洪水注意報		いずれかの基準地点
水防活動 用気象注 意報	大雨注意報 (※3)	<input type="checkbox"/> 一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
水防活動 用高潮注 意報	高潮注意報 (※3)	<input type="checkbox"/> 一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。
水防活動 用洪水注 意報	洪水注意報 (※3)	<input type="checkbox"/> 一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
淀川洪水 注意報	淀川洪水注 意報	<input type="checkbox"/> いずれかの基準地点の水位が、警戒水位を超え、 さらに上昇するおそれがあるとき、又は、警戒水位を超 える洪水となることが予想されるとき
寝屋川洪 水注意報	寝屋川洪水 注意報	<input type="checkbox"/> 京橋の基準地点の水位が警戒水位を超える洪水と なることが予想されるとき

(3) 警報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために市町村ごとに警報を発表する。

種	類	発	表	基	準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s以上、海上で 25m/s以上になると予想される場合			
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s以上、海上で 25m/s以上になると予想される場合			
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表1の条件に該当する場合である。			
気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合			
地面現象警報 ☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には標高2.2m以上の高さの場合である。			
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合			
浸水警報 ☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には表2の条件に該当する場合である。			

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない(詳細は表1の「留意点」・「備考」参照)。

注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（表1を参照）」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

水防活動の利用に適合するもの

寝屋川流域洪水警報		いずれかの基準地点
水防活動 用気象警 報	大雨警報 大雨特別警 報（※3）	一般の利用に適合する大雨警報、大雨特別警報と同じ。
水防活動 用高潮警 報	高潮警報 （※3）	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
水防活動 用洪水警 報	洪水警報 （※3）	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
淀川洪水 警報	淀川洪水警 報	いずれかの基準地点の水位が、危険水位程度若しくは危険水位を超える洪水となることが予想されるとき
寝屋川洪 水警報	寝屋川洪水 警報	京橋の基準地点が危険水位程度、若しくは危険水位を超える洪水となることが予想されるとき

注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報がおこなわれたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。

注3 ※1は、気象台の値

※2は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※3は、一般の利用に供する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に変えて行い、水防活動の語は用いない。

(4) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高浪になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3 mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

(5) 気象情報

気象等の予報に係りのある、台風、大雨、竜巻等突風、その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

(表1)大雨警報・注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準	
		雨量基準	土壌雨量指数基準	雨量基準	土壌雨量指数基準
東部大阪	守口市	R1=40. R3=70	-	R1=25. R3=40	126

【留意点】市の基準を満たす気象状況が予想される場合、警報・注意報を発表する。

大雨警報については「大雨警報(浸水害)」を雨量基準により、「大雨警報(土砂災害)」を土壌雨量指数基準によりそれぞれ発表するが、土砂災害警戒情報の対象になっていない市町村には「大雨警報(土砂災害)」は発表しない。

【備考】

- ・基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。
- ・雨量基準値の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を指す。
- ・守口市は平坦地の領域のみである。
- ・土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。
- ・土砂災害警戒情報の対象になっていない市町村には、大雨警報の土壌雨量指数基準は設定しない(注意報には設定する)。

(表2)洪水警報・注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村	洪水警報基準		洪水注意報基準	
		雨量基準	流域雨量指数基準	雨量基準	流域雨量指数基準
東部大阪	守口市	R1=40. R3=70	-	R1=25. R3=40	-

【留意点】市の基準を満たす気象状況が予想される場合、警報・注意報を発表する。

【備考】

- ・基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。
- ・雨量基準値の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を指す。
- ・守口市は平坦地の領域のみである。

第2 地震情報の伝達

市をはじめ防災関係機関は、地震発生後、相互に協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

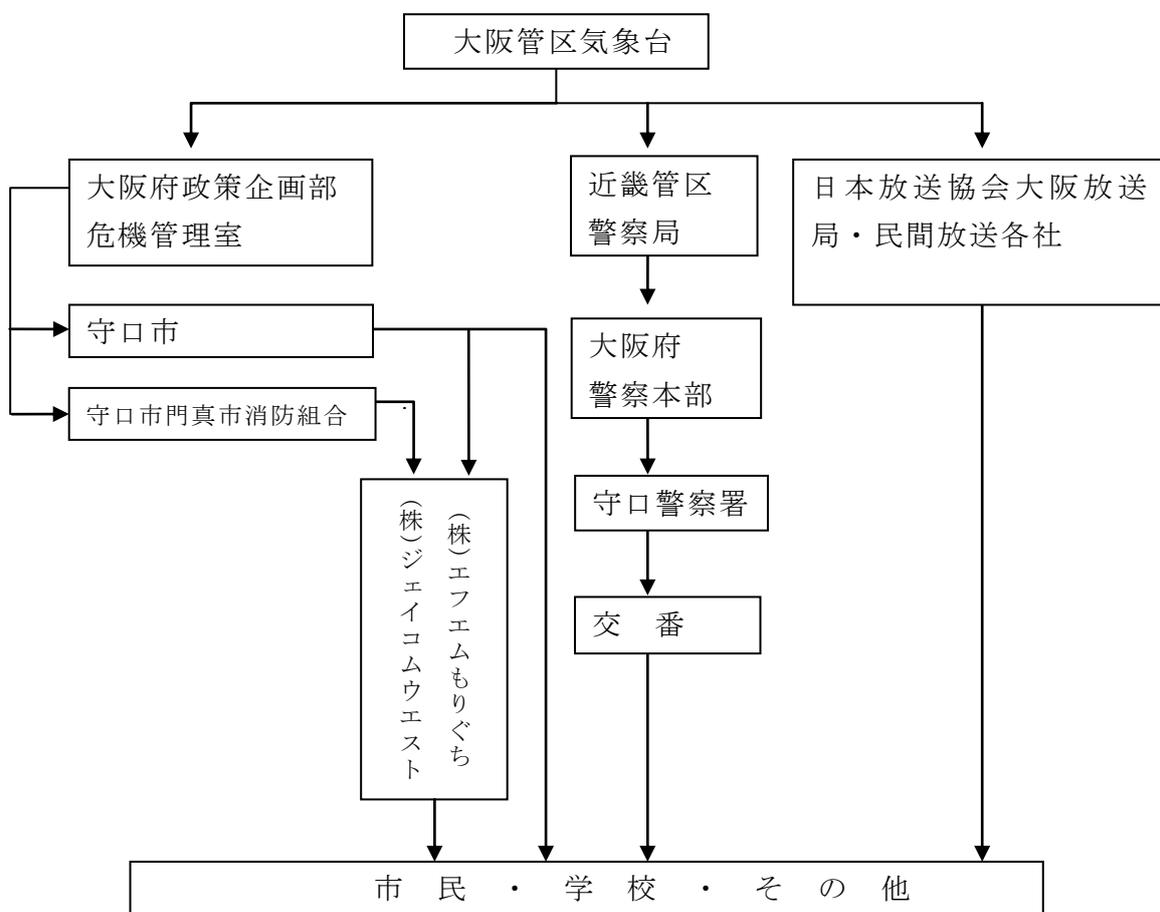
1 地震情報等収集・伝達

(1) 地震情報等収集・連絡

情報の収集・連絡系統

地震に関する情報の収集・連絡系統は次のとおりである。

〈大阪管区気象台からの地震に関する情報の連絡系統図〉



(2) 情報の収集・通報

関係機関からの情報収集

①大阪府防災情報システムや電話、無線等を活用して大阪管区気象台の発表する地震情報を速やかに収集する。

②地震に関する情報は、テレビ・ラジオ放送等からも入手する。

2 収集する情報

(1) 地震情報

大阪管区気象台が発表する地震に関する情報は次表のとおりである。

〈地震に関する情報の内容〉

種 類	内 容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上の全国190に区分した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面振動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他の情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

(2) 緊急地震速報

①発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

区 域	市 町 村 名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町

②伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、市及び府等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

(3) その他の災害情報等

地震はそのものの被害に加えて、同時に発生する火災や浸水等の二次災害により被害が甚大になるおそれがあるため、地震情報とあわせて火災警報にも注意する必要がある。

■火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災警報を発令する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

第3 洪水予報の伝達

1 水防警戒

(1) 淀川洪水予報

淀川の洪水に関して、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する淀川洪水予報の種類は洪水注意報及び洪水警報の2種類とし、さらに必要により洪水情報を発表する。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

①洪水注意報（はん濫注意情報）

いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

②洪水警報

ア 洪水警報（はん濫警戒情報）

いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

イ 洪水警報（はん濫危険情報）

いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。

ウ 洪水警報（はん濫発生情報）

洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。

(2) 寝屋川流域洪水予報

寝屋川流域の洪水に関する予報は、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区气象台及び大阪府が共同で行う。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

①寝屋川流域洪水注意報（はん濫注意情報）

いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

②寝屋川流域洪水警報

ア 洪水警報（はん濫警戒情報）

いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

イ 洪水警報（はん濫危険情報）

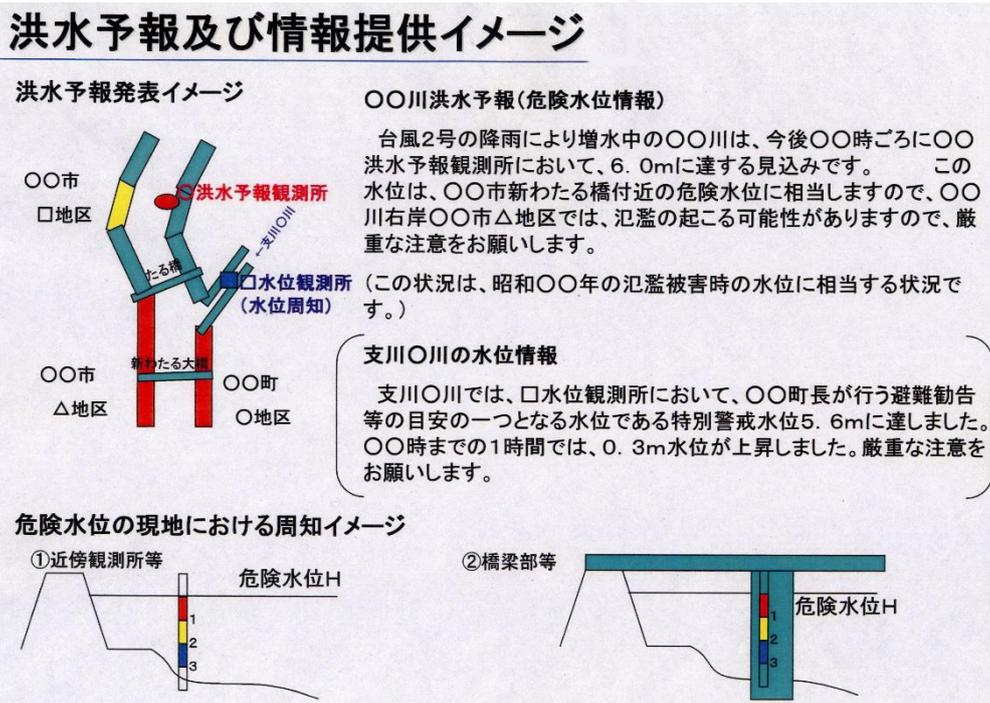
いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。

ウ 寝屋川流域洪水情報（はん濫発生情報）

洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。

2 水防警報

水防法第16条に基づき、国土交通大臣が指定する河川において、洪水による災害の発生するおそれがある場合には、国土交通大臣（近畿地方整備局淀川河川事務所長）が、また、大阪府知事が指定する河川については、大阪府知事が、それぞれ発するものとする。また、水防管理団体への通知については、大阪府水防計画に基づき大阪府知事が行う。なお、市においては直ちに関係機関及び各部に連絡するものとする。



(淀川左岸治水促進期成同盟：平成18年7月4日会議資料)

第4 火災気象通報

消防法に基づいて大阪管区気象台長が、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

市長は、知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。

(1) 火災気象通報を行う場合の基準

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地頂上部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/sとなる見込のとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は、通報を取りやめることができる。

(2) 通報時刻等

①火災気象通報の基準に達すると予想される場合は、当日の午前10時までに通報する。ただし、状況の変化により必要が生じた場合は臨時通報ができる。

②この火災気象通報に関して、解除の発表は行わない。

第5 市民への周知

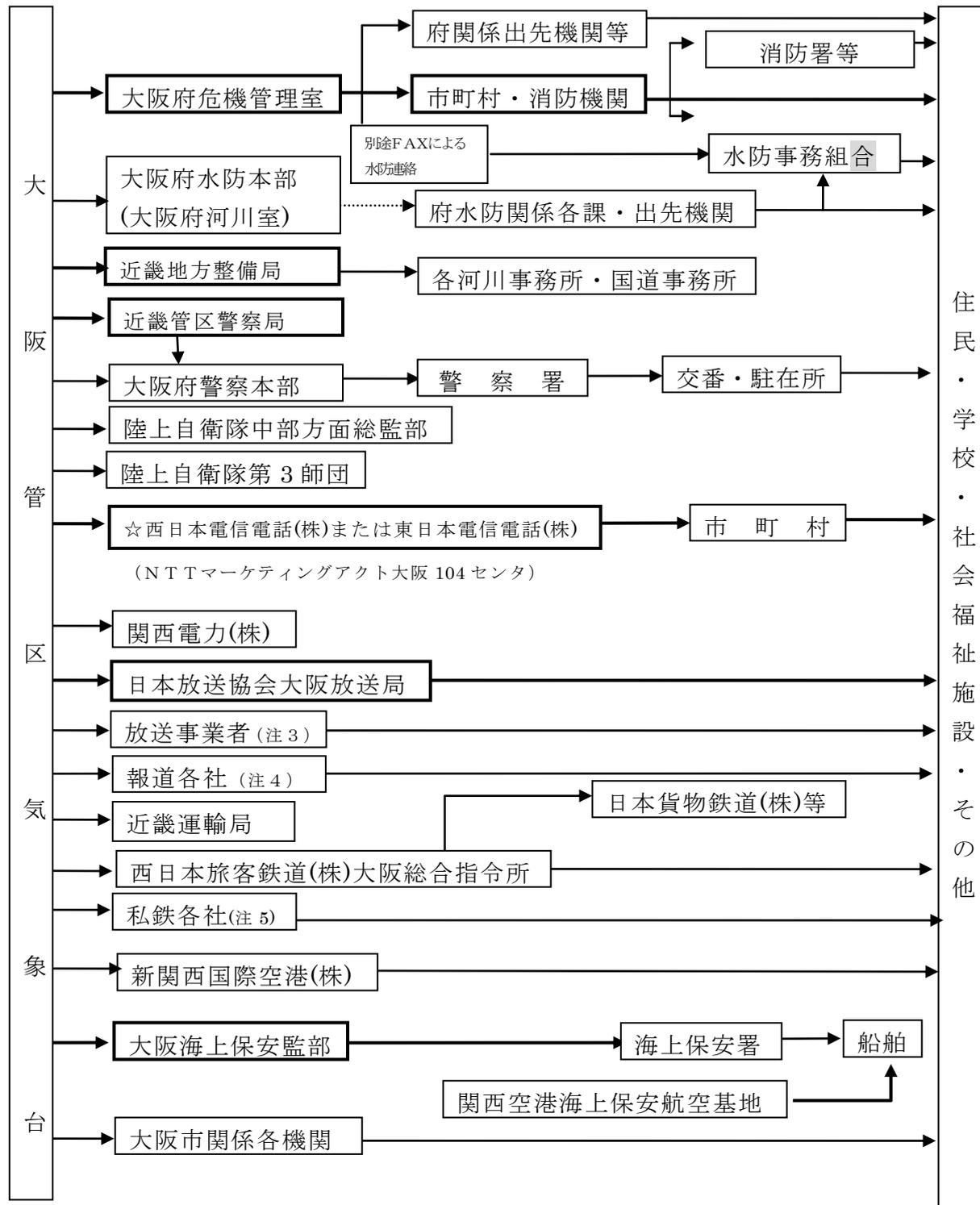
市は、防災行政無線、広報車、(株)エフエムもりぐちなどを利用し、又は状況に応じて市自主防災組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、市民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

第2節 警戒活動

正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒態勢をとる。

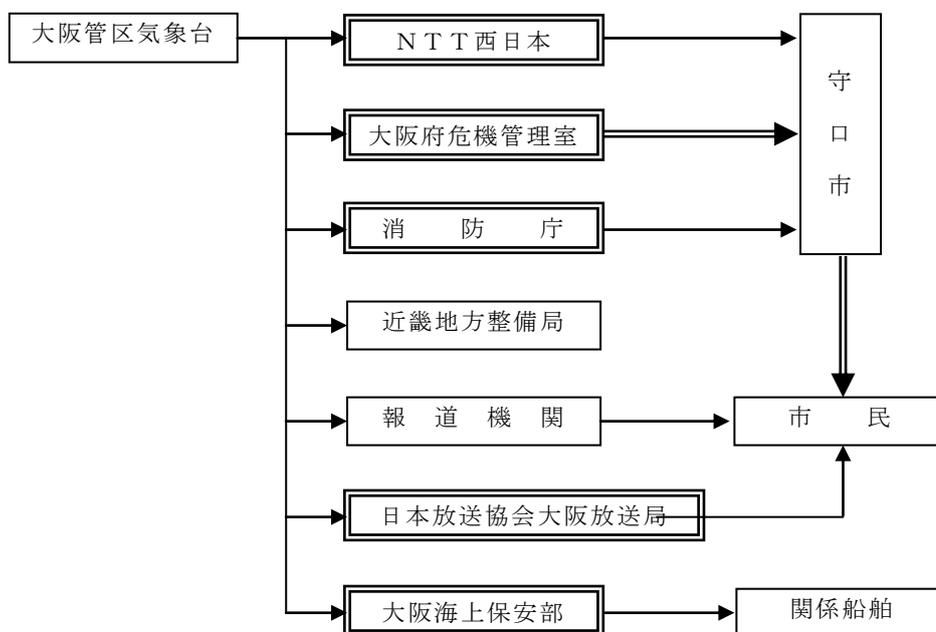
第1 気象観測情報の収集伝達

1 気象予警報等の関係機関への伝達経路



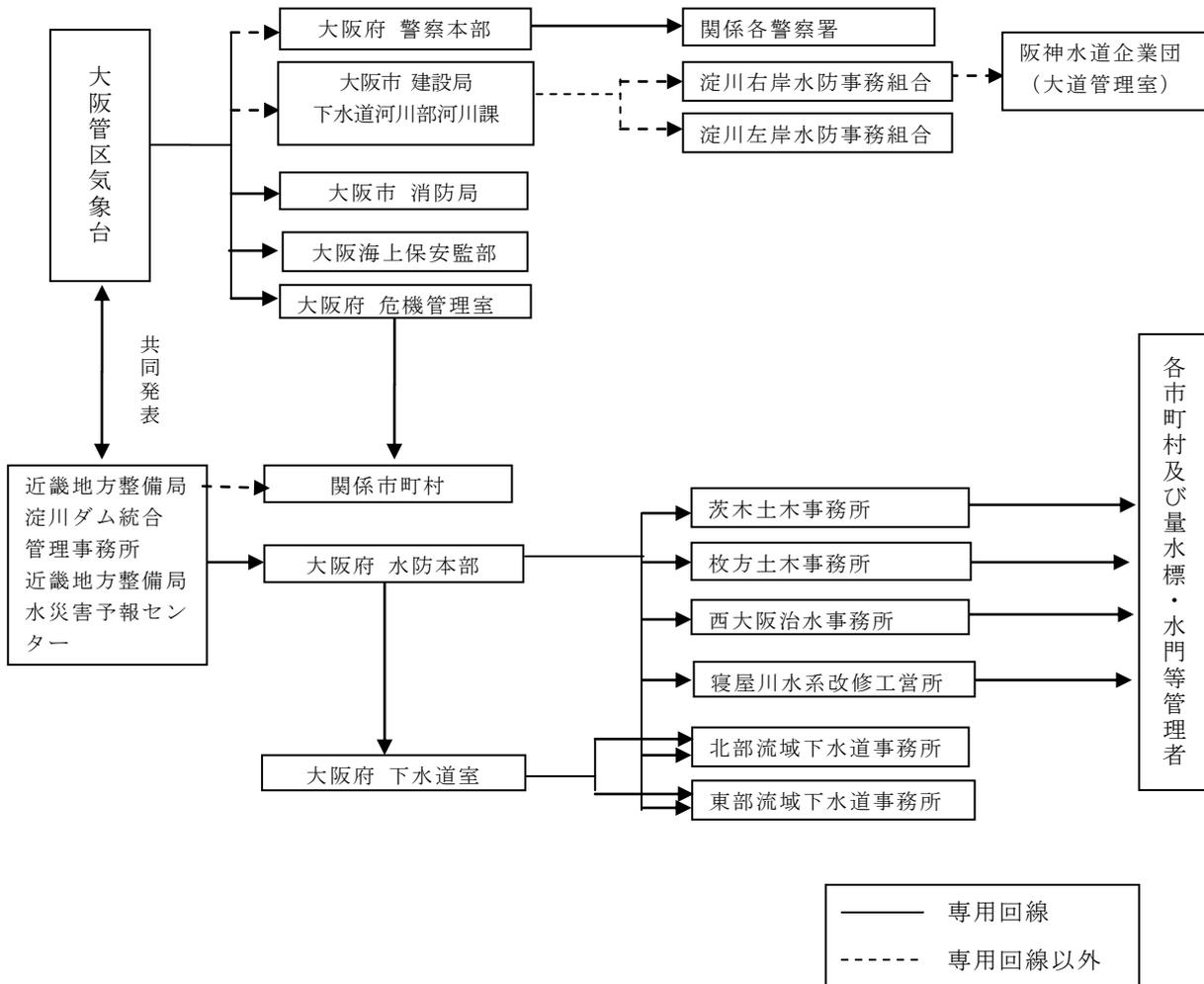
- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、警報の場合のみ。
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

特別警報の関係機関への伝達経路

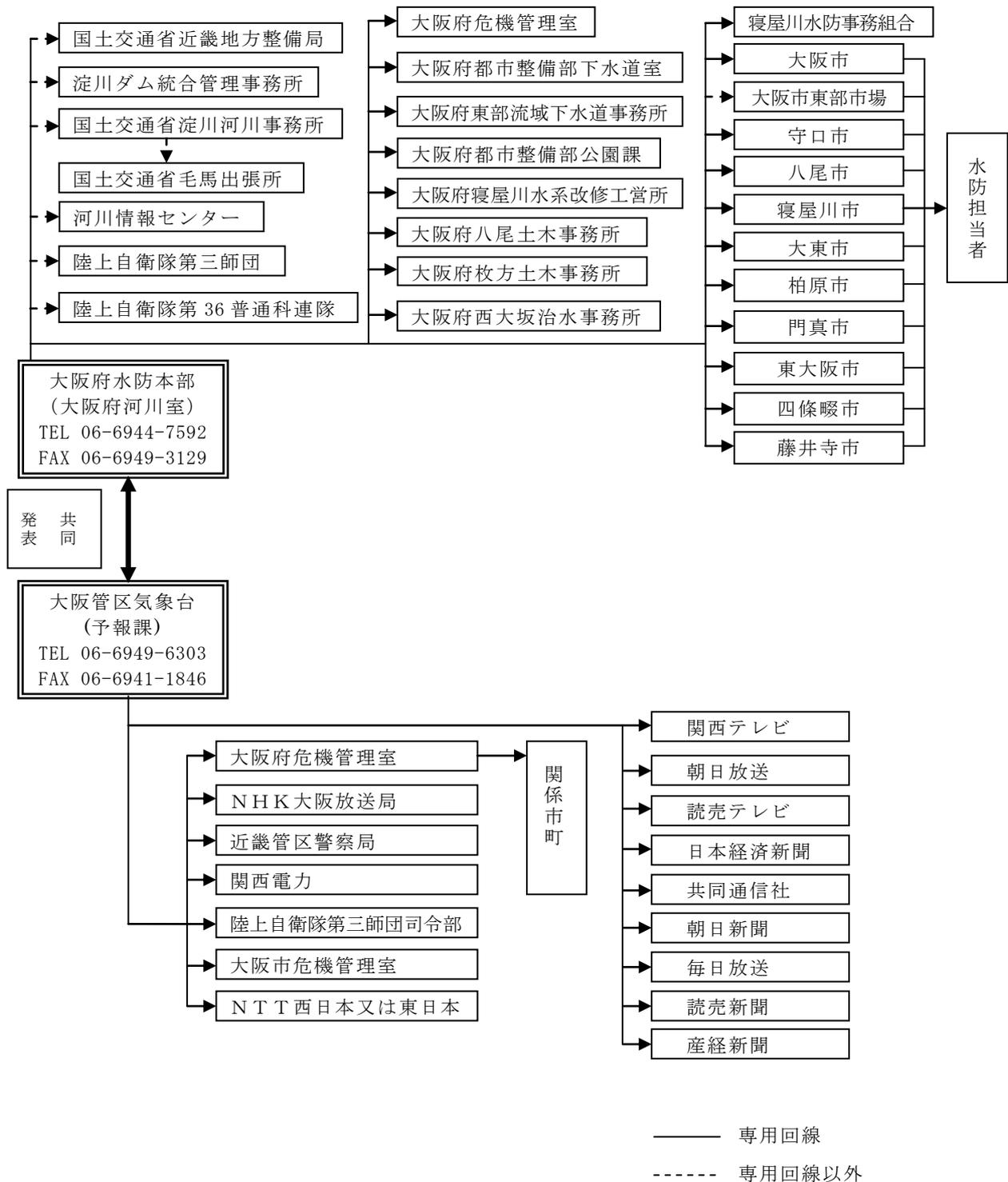


- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発令された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

2 淀川洪水予報通信連絡系統図（洪水予報等の関係機関への伝達経路（大阪管区気象台・近畿地方整備局））



3 寝屋川流域洪水予報連絡系統図



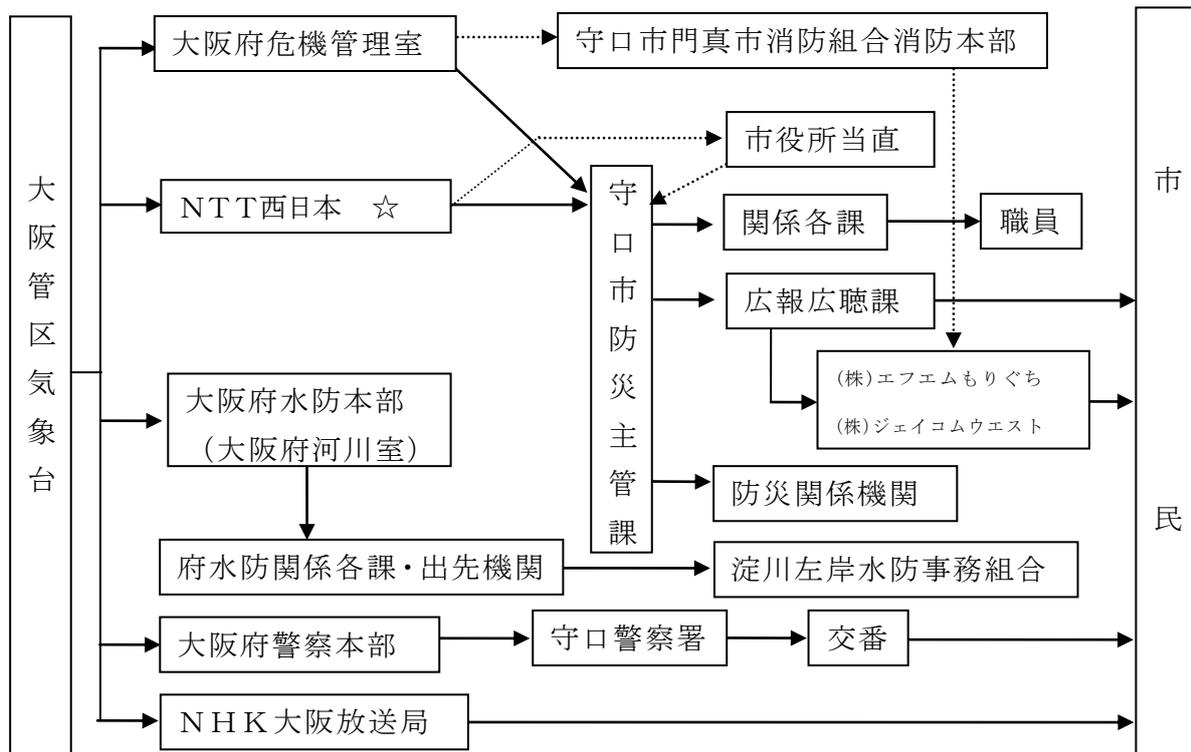
4 火災警報伝達系統図



5 市の気象予警報・水防警報等の収集伝達

- (1) 防災主管課は、気象台が行う気象予警報等及び近畿地方整備局、大阪府知事が発令する河川の水防警報の収集を行う。
- (2) 防災主管課は、この予警報等を受信したときは、直ちに、市長、副市長に報告するとともに、関係部局に連絡する。
- (3) 伝達を受けた関係部局は、直ちにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、関係先等に連絡する。
- (4) 防災主管課は、予警報等のうち、特に必要とする情報については、庁内放送するなど全職員に周知する。
- (5) 広報担当部は、必要に応じて、災害危険箇所等にかかる住民に対して、(株)エフエムもりぐちでの放送、広報車等で周知を図る。
- (6) 休日・夜間における情報の収集は、宿直者が行い、予警報等を受信したときは、直ちに防災主管課長等に連絡し、その内容に応じた措置をとる。

<守口市関係伝達系統図>



(注) ☆印は警報のみ、
 ——▶は勤務時間内、
 - - -▶は勤務時間外を表す。
 ただし、大阪府から事前に防災行政無線の一斉通信による連絡を受けた場合は、勤務時間内の系統による。

6 関係機関の気象予警報・水防警報等の収集伝達

関係機関は、テレビ・ラジオ等による気象放送に注意し、予警報等の情報収集に努めるとともに、気象予警報・水防警報等の伝達系統により、又はその他の方法により各種情報を収集した場合には、それぞれが定める防災計画に基づき職員に伝達し、災害に備える。

7 気象予警報等以外の雨量・水位に関する情報の収集

(1) 市の雨量観測地点

雨量観測所	: 守口市役所	守口市京阪本通 2-2-5
雨量計設置場所	: 守口市下水終末処理場	守口市南寺方東通 1-7-7
	守口市大枝ポンプ場	守口市松下町 1-97
	守口市八雲ポンプ場	守口市八雲東町 1-4-8
	守口市梶ポンプ場	守口市梶町 1-47-3

(2) 関係機関の雨量・水位の観測所

市周辺に設置されている近畿地方整備局、大阪府等関係機関の雨量・水位の観測地点は次のとおりである。

①水位観測所

河川名	観測所名	所在地	基準水位 (m)		管理者
			はん濫注意 (警戒)水位	水防団待機 (通報)水位	
淀川	枚方	枚方市桜町3-32	OP+4.50	OP+2.70	近畿地方整備局 淀川河川事務所 072-843-2864
淀川	本川毛馬	大阪市都島区毛馬町	OP+5.50	OP+4.00	
寝屋川	京橋	大阪市都島区片町1丁目	OP+3.00	OP+2.40	大阪府 寝屋川水系 改修工営所 06-6962-7661
寝屋川	古堤橋	大阪市城東区今福南3丁目	OP+3.30	OP+2.40	
寝屋川	徳庵橋 寝屋川水位	大阪市鶴見区徳庵2丁目	OP+3.50	OP+2.60	
寝屋川	住道	大東市赤井1丁目	OP+3.90	OP+2.80	
寝屋川	会所橋	大東市深野1丁目	OP+3.78	OP+3.00	
寝屋川	寝屋川 治水緑地 寝屋川水位	大東市深野北	OP+4.20	OP+3.50	
古川	桑才	門真市北島849	OP+3.20	OP+2.80	
古川	徳庵橋 古川水位	大阪市鶴見区徳庵2丁目	OP+3.00	OP+2.60	

②雨量観測所

観測所名	流域河川名	所在地	既往最大日	降雨量	管理者
田原	天野川	四条畷市下田原 824	H11.8.10	245 mm	大阪府 枚方土木事務所 072-844-1331
枚方	淀川	枚方市大垣内町	S10.8.10	230 mm	
穂谷	穂谷川	枚方市杉2丁目	H11.8.10	130 mm	
星田	たち川	交野市星田 3351	H 11.8.10	184 mm	
寝屋川 本部	第二寝屋川	城東区東中浜 4丁目	H11.8.10	141 mm	大阪府寝屋川水系 改修工営所 06-6962-7661
寝屋川 治水緑地	寝屋川	大東市深野北 163	S 59.6.26	106 mm	
枚方	淀川	枚方市新町 2-2-10	—	—	近畿地方整備局 淀川河川事務所 072-843-2864

③情報収集方法

府の雨量・水位等の情報は、「大阪府防災情報システムの端末」及び「大阪府河川室ホームページ」等で確認する。

近畿地方整備局のレーダー雨量計のエコーについては、府からファクシミリで収集する。

雨量に関する情報は、降り始め、又は大雨等の予警報が発表された時点から、適宜（毎時等）情報を電話等で問い合わせる。

第2 水防警報及び水防情報

市及び関係機関は、洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警報をもとに、状況に応じた警戒態勢をとる。

1 警報等の発表基準

国土交通大臣又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する。（水防法第16条）

(1) 国土交通大臣が発令する水防警報

淀川において、洪水が生ずるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長は、水防警報を発令し、水防本部長（知事）に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び現地指導班長（枚方土木事務所長）に通知する。

市長は、上記の通知を受けたときは、直ちに関係部局に通知する。

(2) 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川において洪水が生ずるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発し、関係水防管理者に通知する。

市長は、上記の通知を受けたときは、直ちに関係部局に通知する。

(3) 水防情報

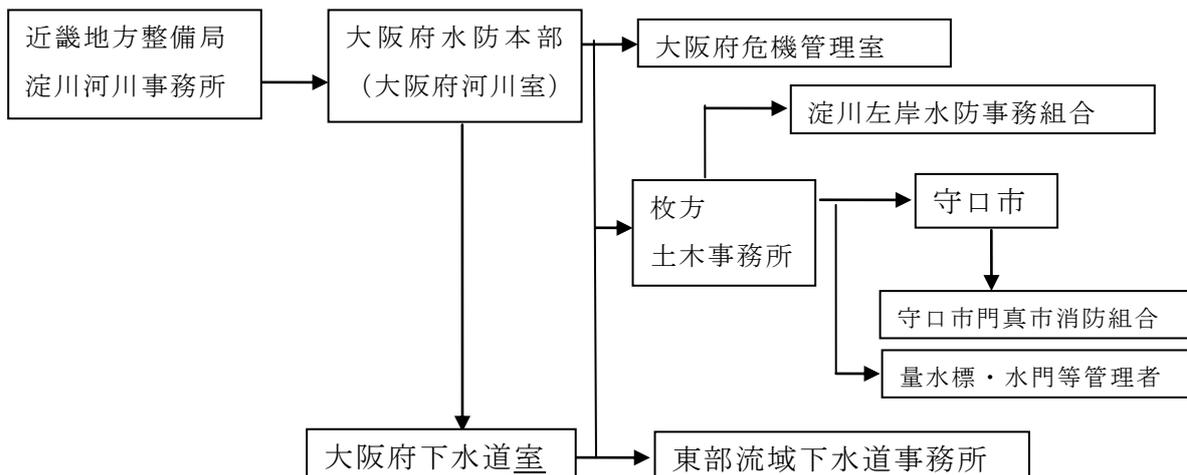
淀川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜水防本部長に通知する。

水防本部長は、現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

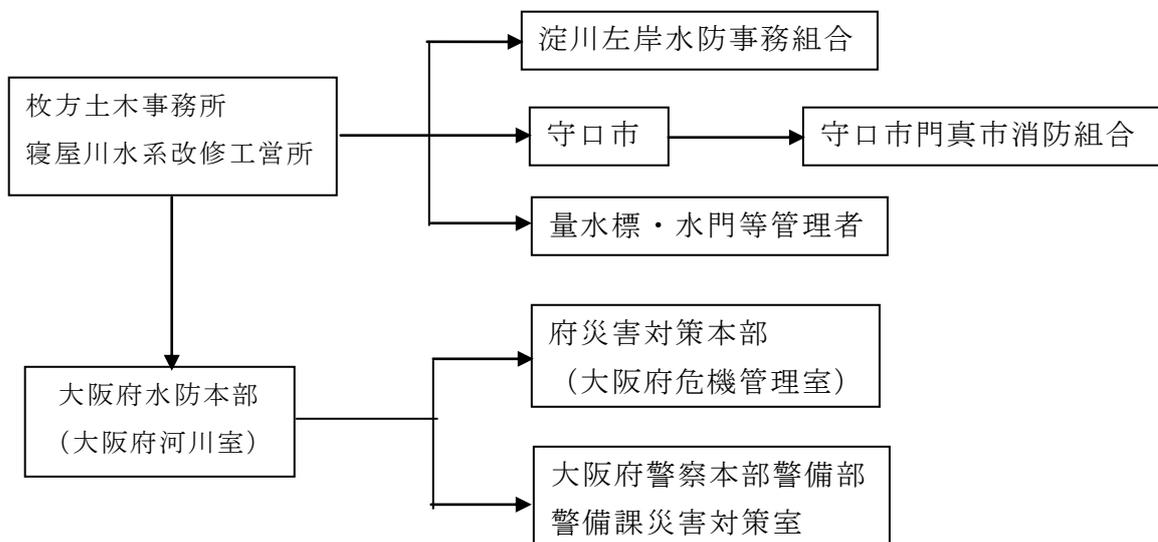
市長は、上記の通知を受けたときは、直ちに関係部局に通知する。

2 水防警報の伝達経路

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報



(2) 知事が発表する水防警報



(3) 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

段階	淀川河川事務所長	寝屋川水系改修工営所長
	淀川	大阪府知事指定河川
待機	はん濫注意水位（警戒水位）を 超す約10時間前	—
準備	はん濫注意水位（警戒水位）を 超す約7時間前	水防団待機水位（通報水位）に達し、 なお上昇のおそれがあり、かつ出動の 必要が予測されるとき
出動	はん濫注意水位（警戒水位）を 超す約2時間前	水防団待機水位（通報水位）に達した とき、またそのおそれがあるとき、あ るいは、はん濫注意水位（警戒水位） を超えることが予想されるとき
解除	水防活動の終わるとき	同左

注：警報のうち「待機」と「準備」については省略することがある。

枚方水位観測所はん濫注意水位（警戒水位）（+4.5m）

桑才水位観測所はん濫注意水位（警戒水位）（+3.2m）

第3 水防活動

河川堤防等の損壊などによる水災を警戒し、又は防御し、これによる被害の軽減を図るため、大阪府水防計画、淀川左岸水防事務組合が定める水防計画、この計画の定めるところにより、水防上必要な対策を実施する。

1 河川の管理・水防の責任等

河川法に基づく市域の河川は、淀川と古川である。

(1) 河川の管理者

①淀川 国（近畿地方整備局淀川河川事務所）

②古川 府（寝屋川水系改修工営所）

(2) 河川の水防責任

①淀川（市域分） 淀川左岸水防事務組合

②古川 市

2 淀川の水防対策

近畿地方整備局淀川河川事務所は、淀川災害対策運営計画により災害対策を、淀川左岸水防事務組合は、同組合が定める水防計画により水防対策を実施する。

(1) 市域における水防区の名称及び防御区域

名 称	防 御 区 域	堤防延長 m
佐太水防区	寝屋川市界から下流（旧国道分岐点）に至る間	2,389.7
八雲水防区	佐太水防区界から下流（旧淀川堤防分岐点）に至る間	1,376.6
守口水防区	八雲水防区界から下流（元平田渡船場）に至る間	1,545.5

(2) 水防本部の設置

淀川左岸水防事務組合管理者（以下「組合管理者」という。）は、

- ①水防警報が発せられたとき
- ②水位が府知事の定める警戒水位に達したとき
- ③その他気象状況等により水防上必要と認めるとき

は、直ちに水防本部を設置し、その危険が解消されるまで事務処理を実施する。

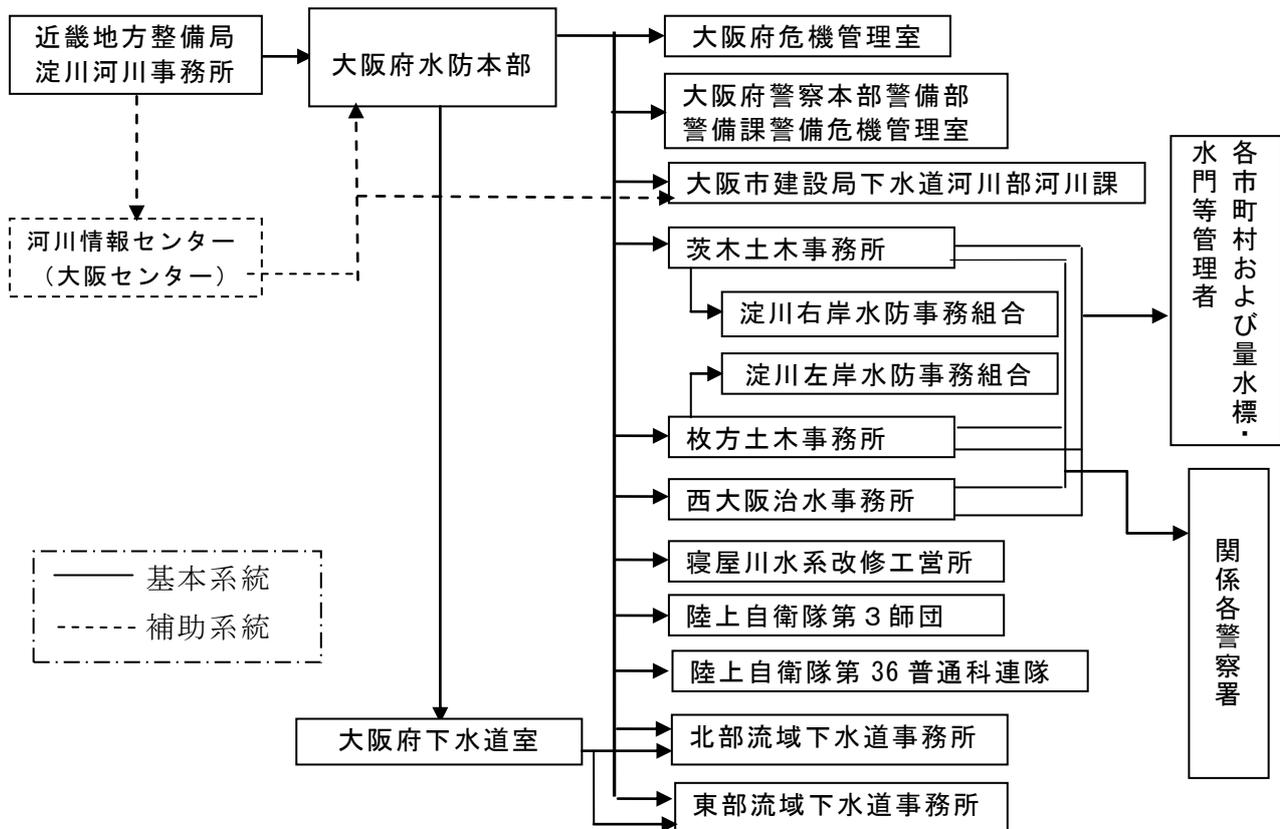
(3) 淀川の水防警戒

淀川に洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、近畿地方整備局淀川河川事務所が発表する。

なお、水防警戒の種類、内容及び発表基準の例は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水(増水)あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を越えるおそれがあるとき
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示しその対策を指示するもの	洪水警報等により、又は、既に警戒水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名により一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	警戒水位下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(4) 淀川水防警報通信連絡系統



(5) 雨量及び水位

①雨量

組管理者は、気象状況により相当の雨量があると認めるとき、又は洪水予報の通知を受けたときから、近畿地方整備局淀川河川事務所、大阪府枚方土木事務所等と絶えず綿密な連絡をとり、関係河川流域の雨量を把握する。

②水位

組管理者は、知事から洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、又は洪水のおそれがあることを認めるときは、水位の変動を監視し、通報水位に達したときは直ちに知事（現地指導班長）に報告を行うとともに、水防団長及び関係官公署に通知する。

< 淀川の指定（通報）水位、警戒水位 >

量水標所在地	枚方
指定（通報）水位	2.70m
警戒水位	4.50m

(6) 監視及び警戒

① 常時監視

組合管理者は、常時監視員を設け、随時区域内河川の堤防を巡視させ、水防上の危険箇所を発見したときは、近畿地方整備局淀川河川事務所に連絡し、必要な措置を求める。

② 非常監視及び警戒

水防分団長は、出動命令を受けたときから、水防分団員に堤防の表側、天端及び裏側の3班に分かれて堤防を巡回させ、既往の被害箇所、その他水防上重要な箇所を中心に防御受け持ち区域の嚴重な監視と警戒にあたり、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、水防団長に報告する。

(7) 非常配備と出動

① 水防本部員（淀川左岸水防事務組合職員）の非常配備

組合管理者は、職員の非常勤務から水防非常体制への切り替えを確実・迅速に行うとともに、水防活動の完遂を期するため、次の基準により警戒配備、非常配備を行う。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容	出動人員
警戒配備	気象状況と水位情報の連絡に従事し、非常配備体制発令までかなり時間的余裕があるとき	情報連絡を主とする水防事務にあたるもの	2～3名
第1非常配備	水防事態発生が予想され、水防活動の開始が考えられるとき	水防事態が発生すれば遅滞なく水防活動が行えるもの	1/2以内
第2非常配備	事態が切迫し、あるいは規模が大きくなって第1非常配備体制では処理しかねると判断したとき	職員全員をもって水防事務に従事せしめるもの	全 員

②水防団の出動

水防のための水防団の出動基準及び配置は次のとおりとする。

区 分	出 動 基 準	措 置
出動基準	1 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予測せられるとき 2 水防警報の「準備段階」が発せられたとき 3 その他水防上出動基準の必要があると認められるとき	水防分団長は、左記基準により通知を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは所属団員を待機させると同時に、団員の中から3～5名を召集して、資器材の点検と非常監視及び警戒に当たらせる。
出 動	1 河川の水位が警戒水位に達したとき 2 水防警戒の「出動段階」が発せられたとき 3 水防法により知事から緊急出動の指示を受けたとき 4 震度4以上の震度を観測し、堤防等に被害が予想されるとき 5 その他水防上出動の必要があると認められるとき	水防団長は、左記基準により通知を受けたとき、又は自ら必要と認めたとき（この場合は、水防団長に速報する）は、所定団員を召集出動させ、水防活動にあたらせる。 組合管理者は、上記出動を確認し、直ちに知事（現地指導班長）に報告する。

(8) 水防用設備、資材及び器具

①水防用具庫

水防用資材及び器具を蔵置するため水防用具庫を設けている。

名 称	所 在 地
佐太第1用具庫	守口市佐太西町2丁目地先
佐太第2用具庫	守口市佐太西町2丁目地先
佐太第3用具庫	守口市大日町4丁目地先
八雲第1用具庫	守口市八雲北町2丁目地先
守口第1用具庫	大阪市旭区太子橋3丁目地先

②水防屯所

水防団が出動した場合、通信連絡業務棟の拠点とするため屯所を設けている。

名 称	所 在 地
佐太水防屯所	守口市佐太西町2丁目2番3号

③量水標

水位を測定して的確な出水状況を判断し機宜の措置がとれるように量水標を設置している。

名 称	所 在 地
佐太量水標	守口市佐太西町2丁目地先
八雲量水標	守口市八雲北町1丁目地先
守口量水標	大阪市旭区太子橋3丁目地先

④水防通信

情報の通信連絡を確保し、水防の効力を最大限に発揮させるため、佐太、八雲、守口の各水防団に情勢により、10W又は5Wの無線移動局を設置する。

3 古川の水防対策

(1) 府の対策

大阪府水防計画に基づき、現地指導班である寝屋川水系改修工営所班は、次の業務を実施する。

- ①自らの判断又は指揮班の指揮により、現地指導、情報連絡、水防警報等現地におけるすべての水防業務に関すること
- ②自ら管理する施設管理を十分に行うとともに、水こう門、鉄扉等の外部の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握すること
- ③被災状況の把握

(2) 市の対策

市は、府知事が水防警報を発令した場合又は水位が警戒水位(はん濫注意水位)に達するおそれがある場合等水防活動の必要を認めたときは、防御区域の監視と警戒にあたるものとし、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、府の現地指導班(寝屋川水系改修工営所班)に連絡する。

(3) 古川の水防警報

大阪府知事が指定する古川に洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、知事(管轄の寝屋川水系改修工営所)が発表する。

なお、水防警報発令の段階及び時期は、次のとおりである。

段階	種類	内 容	時 期
第1	待 機	市職員等の足どめを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う	
第2	準 備	水防資器材の整備点検、水こう門等開閉準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う	通報水域に達したとき(ただし、降雨が全くなく感潮による影響のみの場合は別途判断する。)
第3	出 動	水防団員等の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う	①警戒水位に達したとき ②警戒水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
第4	解 散	水防活動の終了に関するもの	水位が警戒水位以下になり、水防活動を必要としなくなったとき
	準備解除		通報水位を下回ったとき

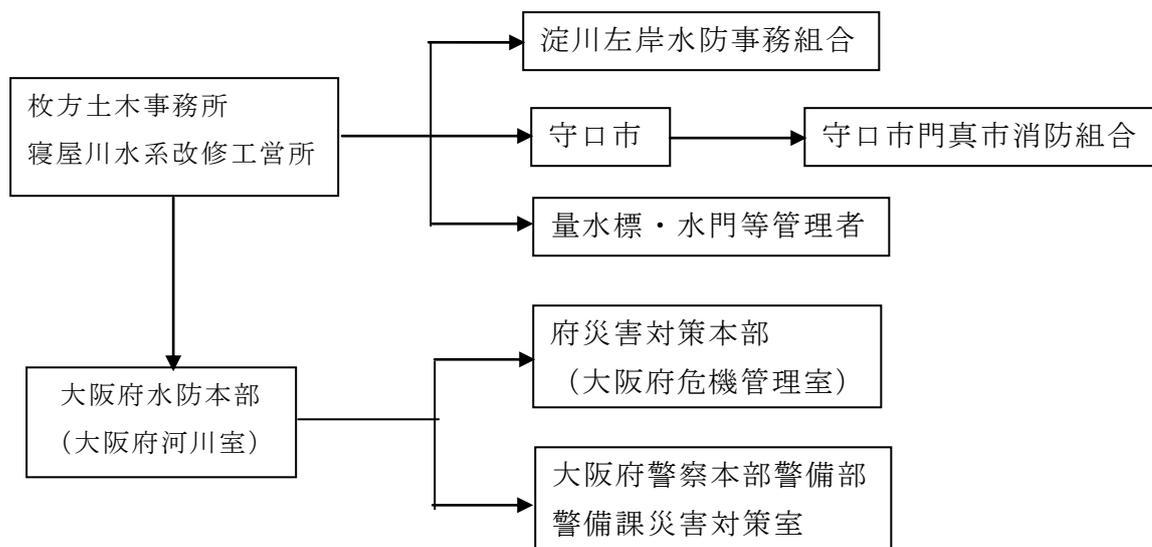
(注)・観測施設の故障・損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

・府は、水防警報のうち、「待機」については省略する。

< 古川の警戒水位 >

量水標所所在地	警戒水位
桑 才	3.20m

(4) 古川水防警報伝達系統図（守口市関係）



4 市の水防対策

市は、大雨等による浸水、洪水などによる水災のおそれがあるときは、降雨状況、気象情報等を収集し、水防上必要な対策を講じる。

市長は、水防に万全を期すため、状況に応じて、守口市門真市消防組合、市消防団、守口警察署等に出動要請を行う。

なお、市災害対策本部が設置された場合、水防担当部の活動は、市災害対策本部の組織の中で活動する。

<水防活動の実施基準>

- ① 集中豪雨、台風等により水害の発生のおそれがあるときは、又は発生したとき
- ② 古川に水防警報が発令されたとき、又は水位が警戒水位に達するおそれがあるとき
- ③ 水防法第23条の規定に基づき、他の水防管理者から応援要請を受けたとき
- ④ その他水防上必要があると認めたとき

5 水防信号

水防法第20条の規定に基づく水防に用いる信号は、次のとおりである。

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

区分	方法	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
(水防第1信号) 警 戒 信 号		○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○－ 休 止 ○－ 休 止
(水防第2信号) 出 動 信 号		○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○－ 休 止 ○－ 休 止
(水防第3信号) 協 力 信 号		○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○－ 休 止 ○－ 休 止
(水防第4信号) 避 難 信 号		乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○－ 休 止 ○－ 休 止

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続する。
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
3 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させる。

第1信号	河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が秒速20m程度に達し、洪水高潮のおそれがあることを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの

第4 ライフライン・交通警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道、下水道（水道局、下水道部、府）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常召集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社 守口営業所）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常召集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社 導管事業部北東部導管部）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常召集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保
- ③ 主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社 大阪支店）

- ① 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- ⑦ その他安全上必要な措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するために適切な措置を講ずる。

（京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、大阪高速鉄道株式会社）

- (1) 定められた基準により、列車の緊急停車、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- (2) 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

3 バス路線（京阪バス株式会社）

- (1) 予め定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

4 道路施設（都市整備部、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

- (1) 定められた基準により通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- (2) 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

第3節 発災直後の情報収集伝達

市、府、防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達

1 初動体制下における情報の収集

(1) 収集方法

市域を5ブロックに分け、予め指名した調査復旧班の職員が、それぞれ指定した場所に参加し、それぞれのブロックの被害調査を行う。

①ブロック責任者（各ブロックごとに3から4名程度）

- ア 参加途上の被害状況を取りまとめ本部へ報告する。
- イ 参加した調査員を2名1組に編成し、ブロック内の各調査区へ派遣する。
- ウ 調査派遣にあたっては、参加地からより離れた調査区から順次派遣する。
- エ 調査区域内の被害状況をまとめて、本部へ報告する。

②ブロック準備者（各ブロックごとに3から4名程度）

- ア 地震時には、いち早く参加地に駆けつけ、ブロック調査班の開設準備を行う。
- イ 参加地近住の職員を充てる。
- ウ 準備が完了した時点で、通常の調査員となる。

③ブロック調査員

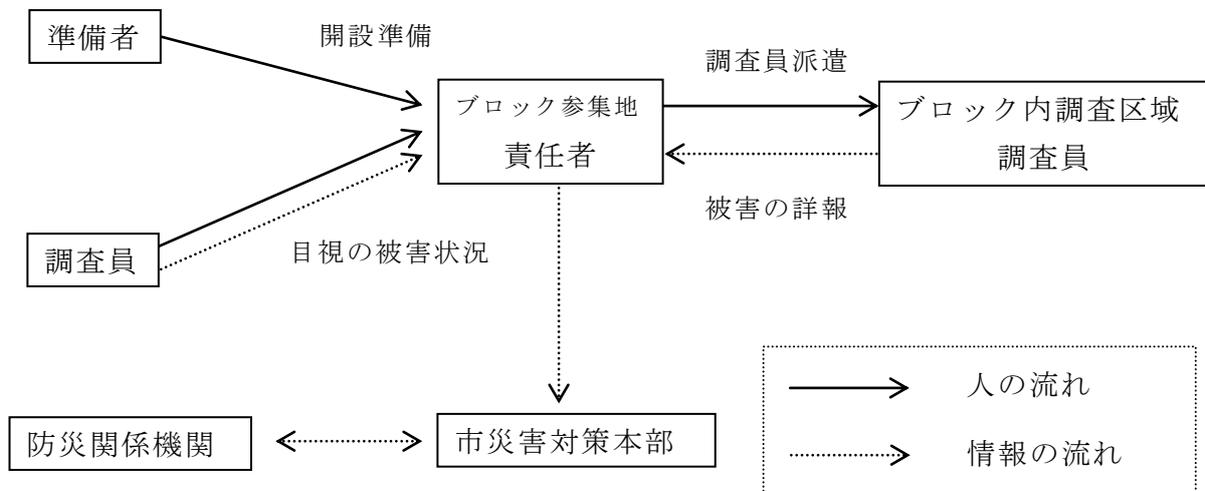
- ア 参加地まで徒歩で30分以内（2km圏内）の職員を充てる。
- イ 自宅から参加地まで（予め経路指定）の目視による被害状況をブロック責任者に報告する。
- ウ 担当調査区域内の被害状況等をブロック責任者に報告する。

資料12-4「調査ブロック図」

(2) 情報の種類

- ①緊急交通路等の被害状況
- ②公共施設の被害状況
- ③民家等の被害状況
- ④指定避難所以外の避難住民の状況
- ⑤建築物の危険度調査
- ⑥市民の生命財産の安否の状況
- ⑦上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- ⑧医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ

[情報収集経路]



2 防災関係機関からの情報収集

守口市門真市消防組合、守口警察署、府、他市町村、NTT、関西電力、大阪ガス、京阪電鉄、大阪市交通局、大阪高速鉄道、阪神高速道路、西日本高速道路等の防災関係機関からの情報収集については、情報班が担当する。

被害状況の収集にあたっては、情報の正確さを期するため、綿密な相互連絡を行うものとする。

(1) 防災関係機関から市災害対策本部への情報伝達にかかる報告等は、次に該当する場合に行う。

共通項目		<input type="checkbox"/> 死者、負傷者が生じたとき <input type="checkbox"/> 火災が生じたとき <input type="checkbox"/> 独自の対策本部を設置したとき
個別項目	河川	堤防が破堤又は溢水が生じたとき
	道路	通行規制が生じたとき
	電力	停電地域が生じたとき
	ガス	供給を停止したとき
	水道	供給を停止したとき
	鉄道	不通区間を生じたとき又は通行を停止したとき
	電話	電話サービス停止地域が生じたとき
その他	関係機関が必要と認めたとき	

(2) 報告方法

①報告にあたっては、有線・無線等のうち、最も迅速確実な手段を行う。

資料3-5「防災関係機関連絡先一覧表」

②報告にあたっては、指定様式に基づいて行う。

様式2「防災関係機関被害報告様式」

3 市民等からの被害通報

市民等からの被害通報については、情報班が受報し、「被害状況受付表」に記入する。

情報班は、この被害状況受付表の内容により、次の処理を行う。

(1) 直ちに関係機関に連絡する通報

- ①水道、ガス、電気等ライフラインの被害通報
- ②火災通報
- ③河川の被害通報

(2) 調査復旧班に連絡する通報

- ①住家の被害通報
- ②公共施設の被害通報

調査復旧班は、情報班からの連絡を受けた後、より正確な情報を得るため、その通報の内容を調査する。

様式3「被害状況受付表」

第2 被害状況の整理・報告

1 被害情報の整理

情報班は、調査復旧班、防災関係機関、市民等から収集・伝達・通報があった情報について、順次重要情報の選別、地域単位の整理等を行い、本部に報告する。

2 府への報告

災害対策基本法第53条第1項により、災害の状況が、次の基準に該当する場合は、府に報告する。報告は、本部事務局が担当する。

ただし、地震が発生し、市域内で震度5強以上を観測したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、大阪府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加

え、消防庁に対しても報告する。即報にあたっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

(1) 報告基準

- ①地震が発生し、府域で、震度4以上を観測したとき
- ②災害救助法の適用基準に該当する災害が発生したとき
- ③災害の状況及びそれぞれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があるもの（例）河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害が生じたとき
- ④災害に対し、国の財政的援助を要すると認めるとき
- ⑤2市にまたがるような広域的な災害で本市が軽微な被害であっても、全体的に大規模な同一災害のとき
- ⑥市災害対策本部を設置したとき
- ⑦その他、特に報告の指示があったとき

(2) 報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により報告を行う。

①災害概況即報

災害発生直後に概況を報告する。

- ア 人的被害（なし、軽度、重度）
- イ 住家被害（なし、軽度、重度）
- ウ 非住家被害（なし、軽度、重度）
- エ 土木被害（なし、軽度、重度）

②被害状況即報

発生直後の報告を行ってから被害状況の詳細が判明した場合又は被害状況等に大きな変化があった場合、直ちにその内容を入力し、報告する。

③災害確定報告

応急措置が完了した場合、災害確定報告の入力画面の全項目について入力し、報告する。

(3) 報告の方法

「大阪府防災情報システム」の端末入力により報告する。

端末の入力ができないときは、「災害報告取扱要領」第1号様式、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（その2）により、ファクシミリで行う。

F A X 06-6944-6654

- 資料 12-1 「大阪府防災情報システムによる報告」
- 資料 12-2 「災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告」
- 資料 12-3 「被害状況等報告基準」

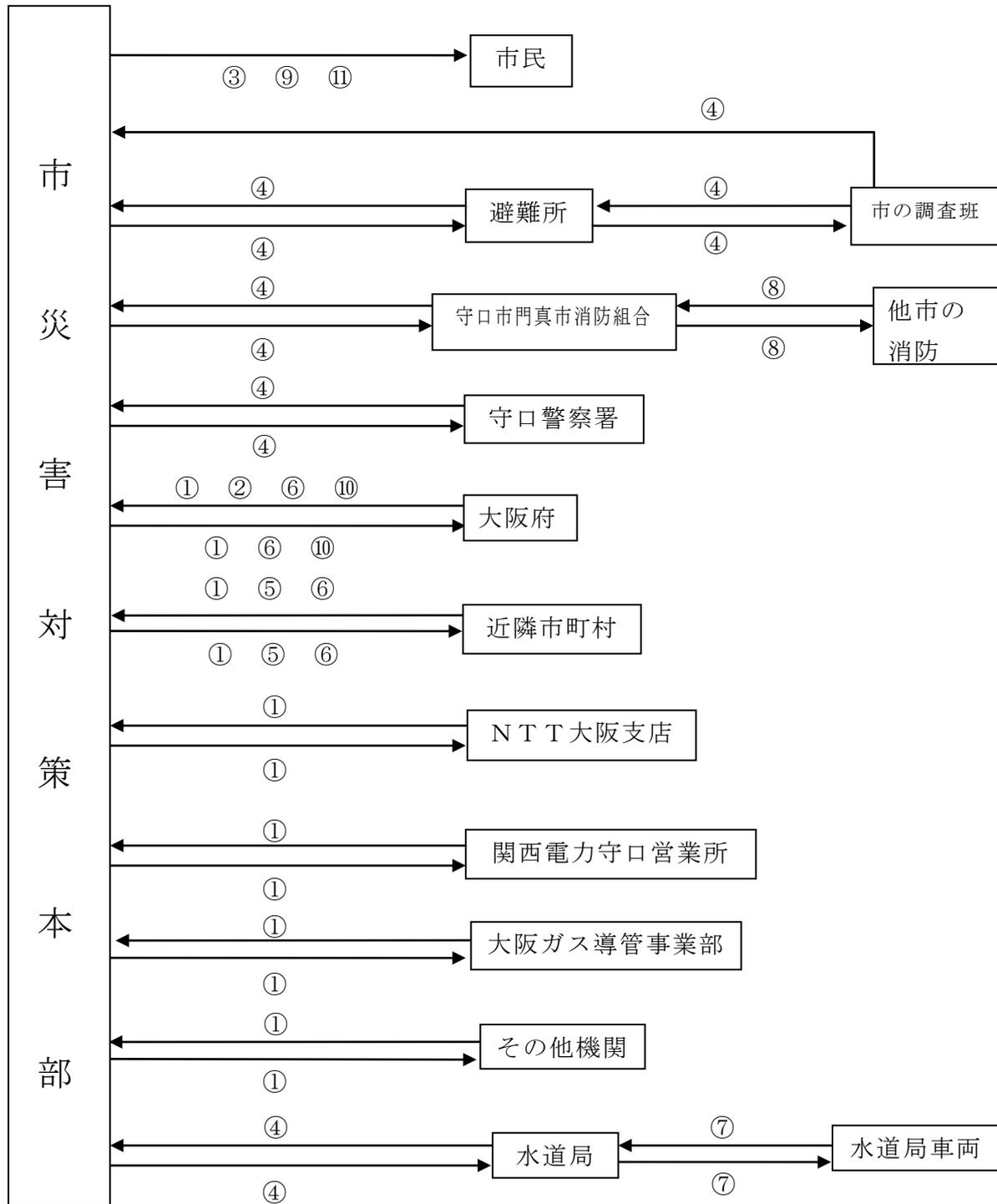
3 国への報告

被害状況等の報告は、基本的には、府に対して行うが、府への報告が通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

4 守口市門真市消防組合が直接府及び国に行う報告

守口市門真市消防組合への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

〔市災害対策本部の情報連絡体制フロー図〕



- ①災害時優先電話 ②連絡員の派遣 ③守口市防災行政無線（同報系） ④守口市防災行政無線（地域防災行政無線系） ⑤守口市防災行政無線（相互波系） ⑥大阪府防災行政無線 ⑦水道無線 ⑧消防無線 ⑨（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエスト ⑩大阪府防災情報システム ⑪広報車

第3 異常現象発見時の通報

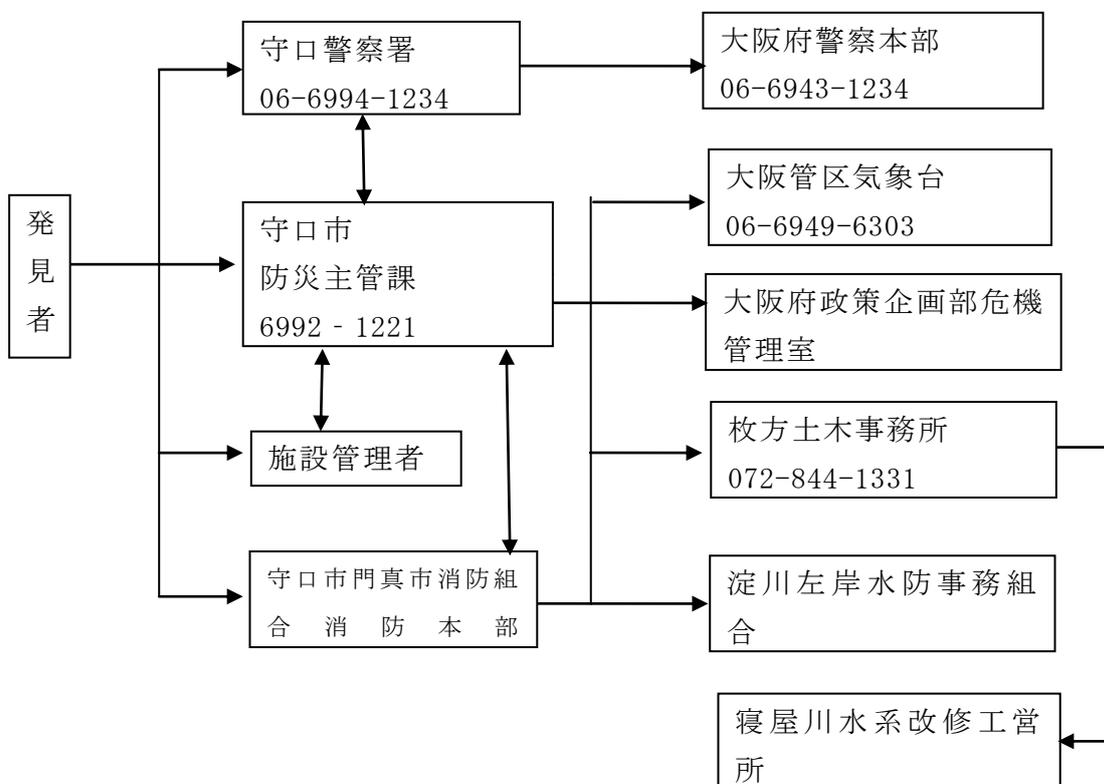
- 1 災害のおそれがある次のような異常現象を発見した人は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官又は消防吏員に通報する。
 - (1) 地割れ
 - (2) 堤防からの漏水
 - (3) 湧き水の出現
 - (4) 井戸水の急激な変動
 - (5) その他、ごく小規模な災害の発生等

- 2 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

- 3 通報を受けた市長は、直ちに関係機関に連絡し、早期にそれに対する応急対策を講ずる。

- 4 通報を受けた市長は、市民に危険が及ぶおそれがある場合など、必要に応じて大阪管区气象台、府（大阪府政策企画部危機管理室）及び関係機関に通報するとともに、市民に対してその周知徹底を図る。

〈異常現象発見時の伝達経路図〉



第4 通信手段の確保

1 災害時優先電話・連絡責任者の指定

(1) 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制の対象とされない電話である。したがって、本市からの通信については、発信規制がかかった場合であっても、災害時優先電話については通信が可能となる。

市をはじめ防災関係機関は、災害情報通信専用の優先電話を定め、窓口の統一を図る。

市の災害時優先電話には、情報班事務従事者を配置する。

市役所の災害時優先電話	
6992-1340 (下水道管理課長席)、	6992-1348 (道路課長席)
6992-1349 (防災主管課長席)、	6992-4410 (市長室長席)
6995-2505 (教育委員会事務局内)、	6993-9547 (記者クラブ)
6992-1342 (行政会議室 市災害対策本部用)	
6992-2217 6992-2218 (市民保健センター)	

(2) 連絡責任者

市をはじめ防災関係機関は、相互の通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

市連絡責任者 : 企画財政部長

資料3-5「防災関係機関等連絡先一覧表」

2 連絡員の派遣

(1) 市の各班

各班長は、本部会議と各班との連絡調整を強化するため、各班の連絡責任者を定める。

連絡責任者は、本部事務局に待機し、次の業務に従事する。

- ① 班長の指令、その他課長への連絡事項の伝達
- ② 部内各課から班長又は本部長への連絡事項の伝達
- ③ 本部事務局の応援

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を本部事務局に派遣することができる。

防災関係機関の連絡員は、連絡用無線機を携行し、所属の機関との連絡にあたる。

3 電気通信の応急対応

電気通信設備が被災した場合は、防災関係機関の重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成及び網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常通話（非常電報）及び緊急通話（緊急電報）を一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(1) 非常通話、非常電報を用いて連絡する事項

- ①災害の予防又は救援のために必要で緊急を要する事項
- ②道路、鉄道その他交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し緊急を要する事項
- ③通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
- ④電力施設の災害の予防又はその他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
- ⑤秩序の維持のため緊急を要する事項

(2) 緊急通話、緊急電報を用いて連絡する事項

- ①火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全にかかわる事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、その予防、救援復旧に関し、緊急を要する事項
- ②治安の維持のため緊急を要する事項
- ③天災、事変その他災害に際して、災害状況の報告を内容とする事項
- ④上下水道、ガス等の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

(3) 非常通話・緊急通話の取り扱い

非常通話・緊急通話の取り扱いは、予めNTTと協議し、登録（災害時優先電話）された電話番号から「局番なしの102番」を回し、次の事項を告げて申し込む。

- ①非常・緊急電話の別
- ②発信者名（防災機関名、職名、氏名、電話番号）
- ③着信者の機関名、事業所名、電話番号
- ④その他、NTTからの問い合わせ事項

(4) 非常電報・緊急電報の取り扱い

非常電報・緊急電報の取り扱いは、115番を回し、次の事項を告げて申し込む。

- ①非常・緊急電報の別
- ②発信者名（防災機関名、職名、氏名、電話番号）
- ③着信者の機関名、事業所名、電話番号
- ④その他、NTTからの問い合わせ事項

4 無線通信

(1) 守口市防災行政無線

市が、市民の生命・身体・財産を守るため、市民への的確な情報伝達及び市災害対策本部における情報収集、伝達、指令等を行い、応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市役所（文化センター）と市内の指定避難所等を結ぶ無線である。

資料3-1「守口市防災行政無線システム回線構成図」

①同報系防災行政無線（MCA 同報系）

発信時（上り）【935.025MHz～939.975MHz】

着信時（下り）【850.025MHz～859.975MHz】

市役所に指令局を設置し、屋外子局及び市役所屋上の拡声器64カ所に一斉放送が可能。

②地域防災行政系無線（MCA 移動系）

発信時（上り）【935.025MHz～939.975MHz】

着信時（下り）【850.025MHz～859.975MHz】

市役所に指令局を設置し、各移動局（避難所等の半固定型無線機、車載型無線機、携帯型無線機）との間で、災害情報の収集・伝達や指令等に使用する。

資料3-2「同報系（MCA 固定局）指令局・屋外拡声局設置場所一覧表」

資料3-3「地域防災行政無線系移動局一覧表」

③防災相互波系無線（158.35MHz）

市役所に基地局を設置し、防災主管課に車載型・可搬型を保有している。

災害時に隣接の市及び防災関係機関との通話が可能。

資料3-4「防災相互波系無線基地局・移動局一覧表」

(2) 大阪府防災行政無線

府が、防災対策の一環として、災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、府庁と府の機関及び府内市町村並びに防災関係機関を結ぶ無線網で、災害の予防及び災害復旧等における防災関係の情報並びに気象予警報等の収集・伝達を行う。

①一斉通信

府から府内全市町村に対し、災害時の気象予警報等や各種情報等の一斉伝達に利用される。

市の設置場所： 防災主管課

<府への連絡方法>

まず発信特番の「1」、続いて無線特番の「8」、続いて「200」、最後に府庁の「内線電話番号」を回す。

②非常通信計画

発 信	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> ・・・・ : 使走区間 ————— : 無線区間 ~~~~ : 有線区間 </div> 非常通信経路(中継)	着 信
守口市 市民生活部 防災 主管課	近隣 ・・・・ 守口消防署 ——— 守口市門真市消防組合 ——— 大阪市消防局 ——— (警防課) (指令課) (司令情報センター)	大阪府
	隣 隣 ・・・・ 守口警察署 ————— 府警本部 ~~~~ (総務課) (通信司令室)	
	0.4k 0.5k ・・・・ 京阪守口市駅 ~~~~ 京阪電鉄本社 ・・・・ (駅務室) (総務部庶務担当)	
	1.5k ・・・・ 八雲第1水防用具庫 ——— 淀川左岸水防事務組合 ——— (淀川左岸移動局)	

(3) 水道無線・消防無線

市水道局では水道無線を、守口市門真市消防組合では消防無線をそれぞれ保有しており、災害情報の収集・伝達に利用する。

また、災害が発生するおそれがある場所及び災害が拡大するおそれのある場所へ早急に人員並びに無線設備を配置し、災害応急対策を実施する。

(4) NTTの災害応急復旧無線

西日本電信電話株式会社（NTT）は、災害時の有線電話の途絶に備えて、災害応急復旧無線電話を保有しており、必要に応じてこの無線電話を適宜設置することにより、通信の確保を図る。

なお、指定行政機関、指定公共機関、大阪府等には災害応急復旧用無線電話を設置している。

第4節 災害広報

市をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ広く市民に対し、正確かつ、きめ細やかな情報を提供する。

第1 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

1 情報班の広報活動

地震発生時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じることのないように情報班が実施する。

情報班は、地震が発生したときは、本部長の承認を得て、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 地震発生直後の広報

- ①地震の規模・津波情報(津波の規模、到達予想時刻 等)・余震・気象の状況
- ②出火防止、初期消火の呼びかけ
- ③要配慮者への支援の呼びかけ など

(2) 風水害発生直後の広報

- ①気象等の状況
- ②要配慮者への支援の呼びかけ

(3) その後の広報

- ①二次災害の危険性
- ②被災状況とその後の見通し
- ③被災者のために講じている施策
- ④ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ⑤医療機関などの生活関連情報
- ⑥交通規制情報
- ⑦義援物資等の取扱い など

(4) 避難者に関する情報

避難所で作成する避難者名簿をもとに、市民の避難者に関する問い合わせに適切に対応する。

2 広報活動の方法

- (1) 市が、市民に対して実施する広報活動の方法（手段）は、原則として、（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエスト、防災行政無線、広報車等によって行う。
- (2) 必要に応じて、職員による現場での指示や臨時広報の配布・掲示を行うほか、他の機関又は団体等の応援・協力を求める。
- (3) 携帯メールや緊急速報メール、インターネットやSNSの活用を取り入れる。
- (4) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害のある人、聴覚障害のある人等に配慮したきめ細かな広報を行う。
- (5) 広報活動の方法は、次のように選定する。

①緊急に伝達する必要があるもの

事 例	避難の指示・勧告 災害発生状況 市自主防災組織等に対する活動実施要請 火災防止の注意
手 段	（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエストによる放送、広報車、防災行政無線、現場での指示、あわせて守口警察署、守口市門真市消防組合その他の防災機関に協力を要請する。

②一斉に伝達する必要があるもの

事 例	二次災害防災のための一般的注意事項 安否確認 市災害対策本部の応急対策活動の実施状況
手 段	（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエストによる放送、広報車、防災行政無線 ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力要請（府経由）

③時期又は地域を限定して伝達するもの

事 例	復旧状況、防疫・清掃・給水活動、食料品・生活必需品の配布など応急救護活動に関する事項
手 段	（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエストによる放送、広報車、防災行政無線、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力要請（府経由）

＜大阪府を通じ放送局（ラジオ・テレビ）への要請事項＞

上記事項で、市民等への広報手段で、災害対策基本法第57条に基づき放送局を利用する必要があるときは、府に次の事項を明らかにした上、放送を依頼する。

- ①放送要請の理由
- ②放送事項
- ③希望する放送日時及び送信系統
- ④その他必要事項

3 広報の内容

広報内容は、聞き取り間違いのおこらない簡潔明瞭な広報文例を用意し、繰り返し実施する。また、非常時の広報文例を予め作成し、情報班、(株)エフエムもりぐちがお互いにストックする。

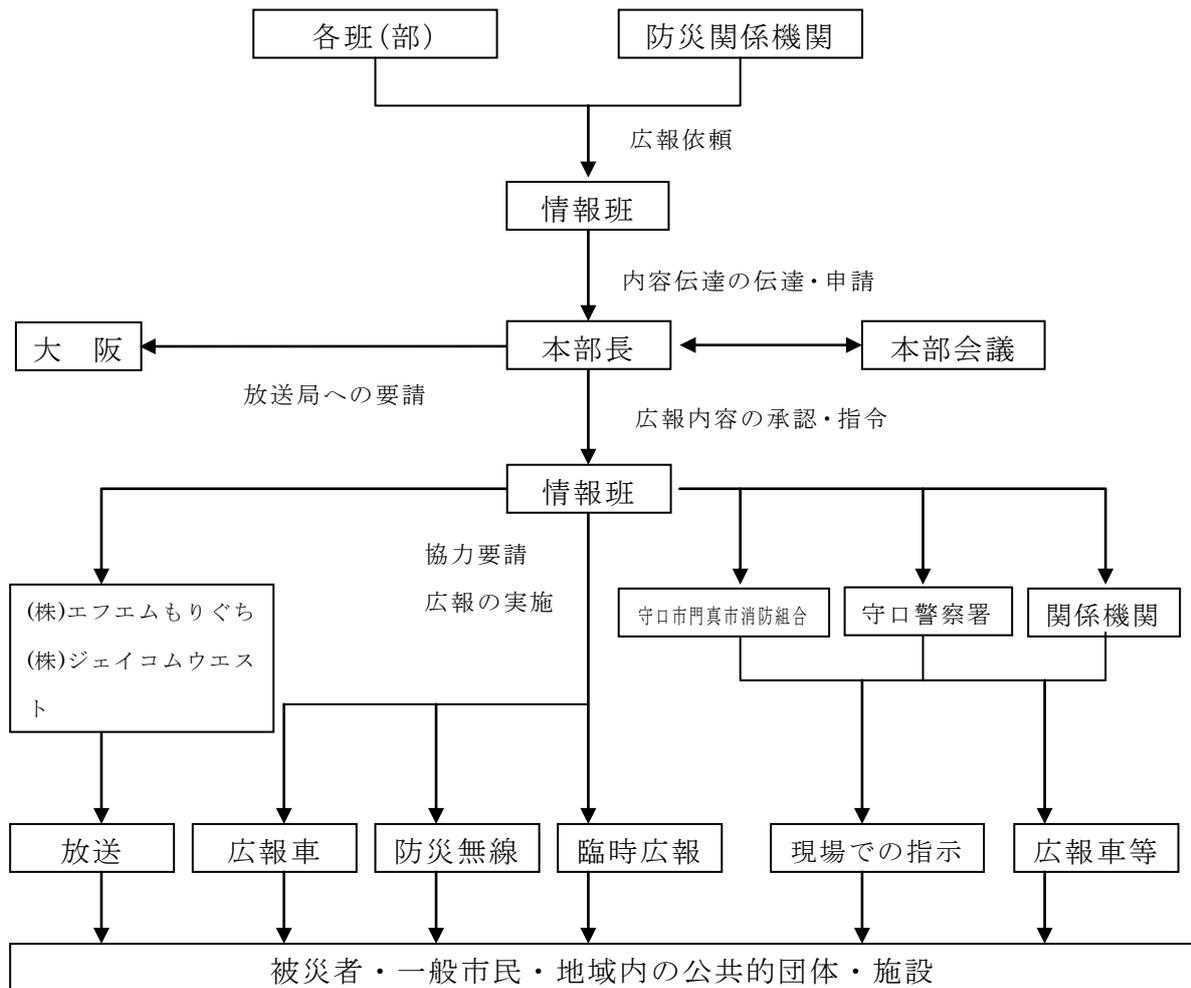
様式4 「災害時の広報文例」

4 要配慮者に配慮した広報

広報にあたっては、(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストの放送の充実並びに府を通じテレビ・ラジオ放送での手話通訳・字幕入り放送・文字放送・外国語放送など、障害を持った人及び外国人に配慮した広報を行う。

また、避難行動要支援者に配慮した広報にも努める。

5 広報の流れ



第2 報道機関との連携

1 報道機関への発表

市災害対策本部は、報告された災害情報を編集作成し、原則として口頭又は文書で随時情報提供を次の要領で行う。

なお、報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図るため、広報担当部において、すべて行う。

- (1) 市役所内に臨時記者会見場を設置する。
- (2) 記者会見を行う時刻を定め、定期的な会見を行う。
- (3) 確定情報、未確定情報を選別し、情報の混乱をまねかないよう留意する。
- (4) 市をはじめ防災関係機関の行う災害対策活動の正確な公表を行い、広報協力を要請する。

2 報道機関への協力要請

災害による被害が甚大である等のため、十分な広報活動が行えない場合は、府を通じ、報道機関に放送等を依頼する。緊急やむを得ない場合は、直接依頼し、事後に府・報道機関に文書を提出する。

また、被災者の心情に配慮し、医療機関・避難所内での取材活動は自粛するよう報道機関に要請し、協議する。

第3 広聴活動の実施

市をはじめ防災関係機関は、被災市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応するため、専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設し、積極的に広聴活動を実施する。市では、広聴担当部が担当する。

1 市民相談窓口の開設

地震発生後、時間的経過とともに変化していく相談内容に対応できるような広聴活動を実施する。

(1) 二次災害等に関する相談

二次災害防止や建物の修復に関する問い合わせなど、復旧に向けた市民の相談に応える。

(2) 特別相談

災害応急対策が一段落した時期に、被災者の医療相談や法律相談など、専門的な相談や一般的な相談を、ボランティアの協力を得て被災者の避難所等を中心に実施する。

2 実施体制

(1) 各部から職員を派遣するとともに、ボランティアの協力も得て市民相談業務全般について実施する。

(2) 相談窓口の開設時には、チラシや広報紙、ホームページ等で市民へ周知する。

(3) 相談窓口には、専用電話及び専用ファクシミリを備える。

3 要望の処理

(1) 市民相談窓口で扱う情報は、市の応急対策の実施状況、被害状況、救援・救護に関する相談事項とする。

(2) 市民相談窓口で受け付けた要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

(3) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

第3章 消防、救助救急、医療救護

第1節 消火、救助・救急活動

市、守口市門真市消防組合及び市消防団は、市民の積極的な防災活動と一丸となって地震による火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るものとする。

第1 消防活動体制

1 消防活動の基本

震災時の消防活動体制は、防災関係機関・団体と連携を密にし、消防の施設及び人員を最大限に活用して対処するとともに、消防力に不足が生じたときは、広域的な消防応援を受けて、市民の生命、身体及び財産の被害の軽減を図る。

また、事業所等の自衛消防組織及び市民による自主防災組織は、近隣相互扶助の精神をもって、初期消火、救助、救護等の活動を積極的に実施する。

(1) 消火活動の優先

地震被害の大きな要因の一つとして、二次的に発生する火災がある。したがって、警防活動は、出火防止及び火災の早期鎮圧並びに延焼拡大防止に努める。

また、火災が各地で発生した場合は、予め守口市門真市消防組合が策定した「地震災害警防計画」の震災初期及び中期以降の災害活動要領に基づき実施する。

(2) 人命救助・救急活動

震災時には、火災に加えて家屋の倒壊、障害物の落下、自動車等の車両事故、危険物・毒劇物の漏洩等による複合的な被害が発生するおそれがあるため、必要に応じて人員・資機材等を活用し、守口市門真市消防組合、守口警察署及び関係機関との密接な連携の下、人命救助・救急活動を優先的に行い、市民の安全確保に努める。

① 人命救助活動

救助活動を行う場合は、必要に応じ、災害現場に市現地災害対策本部を設置し、地域住民、市自主防災組織、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。

また、救助資機材を備蓄し、市自主防災組織等に配布・貸与し、初動時における救助（救出）の円滑化を図る。

② 救急活動

ア 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。

イ 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

ウ 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を決定するために、市現地対策本部に応急救護所を設置し、応急活動を実施する。

2 守口市門真市消防組合の非常警備体制

大阪府下に震度5弱以上の震度を観測したときは、「地震災害警防計画」に基づき、活動体制を整える。

(1) 消防署員の非常参集

消防署員は、ラジオ、テレビ、気象予警報等、その他により、管内で震度5弱以上を観測したことを知ったときは、直ちに勤務場所に非常参集する。

(2) 非常警備体制の確立

①警防本部の設置

消防本部に警防本部を設置し、本部指揮隊、指令調査隊、情報隊、庶務隊その他必要な隊を編成する。

②署隊本部の設置

消防署に署隊本部を設置し、署指揮隊、情報班、庶務班等を編成する。

③消防部隊の増強編成

非常参集した消防署員をもって消防本部及び消防署の消防隊、救助隊、救急隊その他の消防部隊を増設又は強化する。

(3) 地震発生直後の緊急措置

地震による消防施設、人員の被害の軽減と消防力を確保し、以後の消防活動体制を確立するため、次の緊急措置を行う。

①人員の安全確保及び消防施設の機能確保

消防署員の安全を確認するとともに、通信施設、消防車両その他の消防施設の機能を点検し、必要に応じて庁舎から待避させ消防活動体制を確保する。

②地震情報の収集

地震による被害及び火災等の発生状況を迅速に把握するため、関係機関、参集署員その他から災害情報を収集する。

③地震情報等の連絡

地震情報その他の災害情報を関係機関等に連絡するとともに、必要に応じて(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストを活用して市民への広報を実施に努める。

④消防機械器具、資機材の整備

消防ポンプ車等にホースその他の震災用資機材等を追加積載し、災害出場に備える。

3 守口市消防団の地震非常警備体制

市域で震度5弱以上を観測又は震度5弱未満であっても相当の被害が発生したときは、非常警備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

(1) 市消防団員の非常参集

市消防団員は、ラジオ、テレビ、気象予警報等、その他により、上記の地震の発生を知ったときは、自己の分団の消防機械器具庫に自主的に非常参集する。

(2) 非常警備体制の確立

①市消防団本部の設置

市役所に市消防団警備本部を設置する。

②通信体制の確立

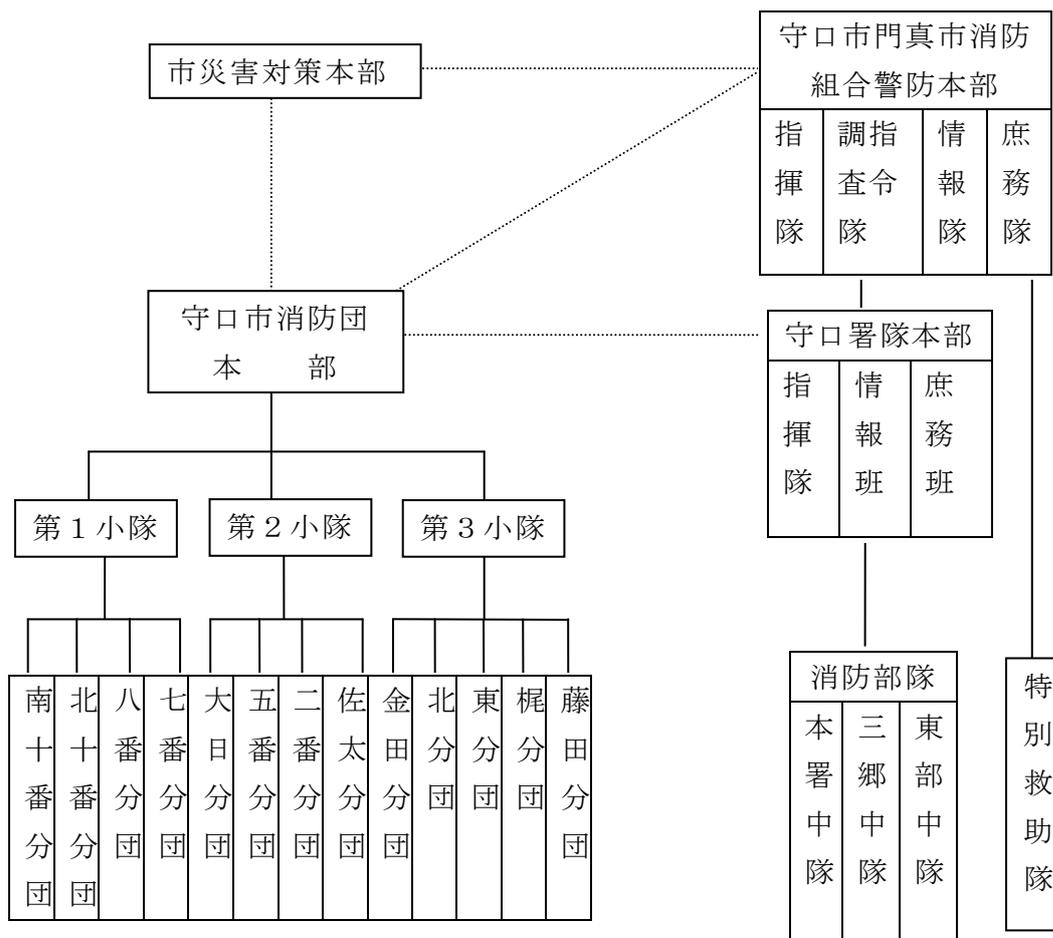
市消防団本部と各分団との通信体制を確保し、市消防団の効果的な活動体制を確立する。

③部隊の編成

市消防団は、分団ごとに消防ポンプ隊と人員部隊を編成し、火災防ぎょ活動及び倒壊家屋からの人命救出等の活動を行う。

4 情報の収集・連絡体制

市、守口市門真市消防組合及び市消防団との間の情報連絡体制は、次表によるものとする。



第2 火災防御活動

1 火災防ぎよの基本

災害時の火災は、地震の規模、発生時間帯、建物等の倒壊、道路、消防水利等の損壊状況によって、火災の発生件数や延焼拡大危険等の形態が異なり、かつ、火災の拡大が多数の市民の生命を脅かすことから、火災防ぎよ活動を震災時の最優先活動と位置付け、市消防団、市自主防災組織等と連携して活動を展開することとし、消防部隊の運用は、次の区分により行う。

(1) 分散防ぎよ

地震発生直後から火災発生状況が把握できるまでの間は、原則として、火災1件に1個小隊の出場とし、火災の早期鎮圧に重点をおいて部隊運用を図る。

(2) 攻勢防ぎよ

火災件数が少なく、現有の消防力で鎮圧できる見込みのときは、消防部隊を増援出場させ、一挙に鎮圧する。

(3) 重点防ぎよ

火災件数が、現有消防隊を上回るときは、火災の状況、延焼危険、道路状況、気象状況、防ぎよ難易度等を総合的に判断し、市民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消防部隊を投入し、消火活動を展開する。

(4) 集中防ぎよ

火災が随所に発生し、又は延焼拡大により広域的大火災に至ったときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等の延焼阻止線を設定し、集中的な防ぎよ活動を展開する。

2 消防水利の確保

地震により上水道施設の損壊も予測されることから、消火栓にあっては、配管口径の大なるものの使用可否を確認し活用する。消火栓使用不可能の場合は、耐震性貯水槽、防火水槽、河川水、プール、下水等の水利を活用する。

第3 救助活動

1 救助活動体制

救助活動は、守口市門真市消防組合、市消防団、守口警察、自衛隊、市自主防災組織その他の関係機関団体等と連携して実施する。

2 救助活動の基本

(1) 救助活動は、「地震災害警防計画」(守口市門真市消防組合)に基づき、原則として倒壊時ガレキ等の閉じ込め事案が多く想定されるため、耐火建築物に出場するものとし、警察その他の関係機関と協調し実施する。

また、救助活動の実施については、警察、自衛隊、応援救助隊との連携を保持する。

- (2) 救助活動は、被救助者の重傷度及び人数、救助に要する時間その他の状況を勘案し、効果的な救助活動を実施するものとし、市自主防災組織その他住民等の協力を得て効果的な救助活動の展開に努める。

3 救助活動の民間協力の活用

市及び守口市門真市消防組合は、救助活動のために必要が生じたときは、民間の建設機械その他の機械器具又は特殊技能を有する者の提供又は協力を求め、救助活動を効果的に実施する。

第4 救急活動

1 救急活動体制

震災により多数の傷病者が発生した場合の救急活動は、大阪府広域災害・救急医療情報システムを活用しながら、府・市医療救護班、救急医療機関等と連携を密にして対処するとともに、傷病者を搬送する手段を有する民間救急事業者等の機関・団体の協力を得て対処する。

2 救急活動の基本

(1) 被災現場からの救急搬送

救急隊は、被災現場での傷病者の救急搬送に重点を置くものとし、救命処置を要する重症度の高い者を優先して直近の医療機関又は救護所等へ搬送するものとする。

(2) 医療機関、救護所等からの傷病者の搬送

医療機関又は救護所等から他の医療機関に搬送する転院搬送は、市、府、医療機関、民間救急事業者その他の救急車等で搬送する。

(3) 搬送先医療機関の確保

市は、大阪府広域災害・救急医療情報システムを活用しながら、府医療救護班、守口市門真市消防組合、医師会、救急医療機関等と連携を密にして、傷病者の搬送先医療機関の確保に努める。

3 救急医療情報の収集と連絡

守口市門真市消防組合は、救急医療機関の被災状況、収容可否状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じて医療救護活動を実施する関係機関・団体等に情報の提供を行う。

4 航空機等による傷病者の搬送

傷病者を緊急に遠隔地の医療機関に搬送するため、航空機（ヘリコプター）又は船舶による救急搬送の必要があるときは、守口市門真市消防組合と連携をとり、府又は大阪市消防局その他関係機関に航空機又は船舶の出動を要請する。

第5 消防広域応援体制

1 消防広域応援の要請

震災により、火災防ぎょ活動、救急活動及び救助活動等に現有消防力で対処できないと判断されるときは、次により消防部隊等の応援を要請する。

(1) 近隣市への応援要請

近隣市への応援要請は、相互応援協定に基づき、消防長が行う。

資料 11-16「大阪府北ブロック消防相互応援協定」
資料 11-17「大阪市、守口市門真市消防組合消防相互応援協定」
資料 11-18「守口市門真市消防組合・東大阪市消防相互応援協定」

(2) 大阪府下広域消防への応援要請

大阪府下広域消防への応援要請は、相互応援協定に基づき、消防長が行う。

資料 11-19「大阪府下広域消防相互応援協定」

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の派遣要請は、緊急消防援助隊運用要綱第6条第2項の規定に基づき、市長が知事に行うものとし、当該知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

(4) 航空消防隊への応援要請

航空消防隊への応援要請は、「大阪市、守口市門真市消防組合航空消防応援協定」に基づき、消防長が行う。

資料 11-20「大阪市、守口市門真市消防組合航空消防応援協定」

2 応援消防部隊の運用

守口市門真市消防組合は、応援消防部隊を効果的に運用するため、情報通信及び指揮等の体制を確立するとともに、市その他関係機関等の協力を得て応援消防部隊の待機基地等の確保、応援消防部隊の消防活動及び待機等に必要な資機材等の調達、確保等を行う。

3 他市への応援出場

消防長は、知事、府消防長会会長、他市の消防長から、応援協定等に基づき消防部隊の応援出場の要請連絡を受けたとき、又は他の都市で相当の被害が発生し、管内の災害状況から応援出場が可能と判断したときは、守口市門真市消防組合管理者の承認を得て消防部隊の応援を行う。

第6 危険物等施設の保安処置

守口市門真市消防組合は、震災により危険物、高圧ガス、毒劇物、放射性物質等の危険物等関係施設が被災し、危険物品等の漏洩、飛散、その他により火災、その他住民に被害を及ぼす事案が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、危険物等指導班を出場させ関係機関と協力し、当該危険物施設の関係者に保安のための緊急措置を行わせるとともに、必要な措置を行う。

第7 守口市消防団

1 市消防団における警備の内容

- (1) 通常警備における通常火災の警備とする。
- (2) 非常警備
大火災及び非常災害における警備とする。

2 警備部隊の編成

市消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生、その他により必要と認めるときは、非常警備体制を命ずる。

3 任務

- (1) 消火活動及び各消防隊との連携
- (2) 中継送水等の相互援助
- (3) 飛火警戒
- (4) 人命救助、救急搬送及び避難誘導
- (5) 残火整理の徹底
- (6) その他特命による業務

第8 市自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、消防署、警察署など防災関係機関との連携を図る。

第9 惨事ストレス対策

救助、救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

市及び府は、医療関係機関との連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（「助産を含む。」以下同じ）を実施する。

第1 医療救護活動に関する府の組織体制

1 災害医療本部（本部長：健康医療部長）

医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

2 DMAT調整本部

DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、災害医療本部の下に設置する。

3 DMAT・SCU本部

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。

4 地域災害医療本部（本部長：保健所長）

管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。

第2 医療情報の収集・提供活動

市及び守口市門真市消防組合は、地区医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第3 現地医療対策

1 医療救護活動の拠点

(1) 応急救護所

市立小学校（17校）を応急救護所として、医療救護活動の地域拠点とする。

(2) 医療救護所

災害時に次の施設に医療救護所を開設する。

①市民保健センター

②生涯学習情報センター

2 医療救護班の派遣

(1) 医療救護班の派遣

災害が発生し、医療救護活動の必要が生じた場合は、応急救護所（17 小学校）及び医療救護所（2カ所）にそれぞれ医療救護班を派遣する。

(2) 医療救護班の編成

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市赤十字奉仕団の協力を得て、医療救護班の編成を行う。

(3) 応援医療救護班の派遣要請

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府及び府を通して日本赤十字社大阪府支部に応援医療救護班の派遣要請を行う。

(4) 応援医療救護班の受入れ

市民保健センター内に応援医療救護班の受入れ窓口を設置し、保健所の支援協力のもと救護所への配置調整を行う。

(5) 医療救護班の搬送

- ①原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。
- ②医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

3 医療救護班の業務

(1) 応急救護所

- ①応急処置
- ②後方医療機関及び医療救護所への搬送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）
- ③死亡の確認及び遺体の搬送
- ④その他状況に応じた処置

(2) 医療救護所

- ①軽症患者に対する応急医療
- ②後方医療機関への搬送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）
- ③助産救護活動の実施
- ④その他状況に応じた処置

第4 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

1 受入れ病院の選定と搬送

市及び守口市門真市消防組合は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院等へ患者が集中しないよう振り分け調整し、患者を搬送する。

2 患者搬送手段

患者の搬送は、原則として、救急車で実施する。ただし、救急車が不足する場合は、患者等搬送事業者が保有する搬送車、市公用車等を活用し搬送する。

ヘリコプター又は船舶による搬送の必要があるときは、府又は大阪市消防局その他関係機関にヘリコプター又は船舶の出動を要請し、搬送する。

3 広域医療搬送

府は、空港等に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

4 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

①地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

ア 24時間緊急対応により、多発外傷、捻挫症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供

イ 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

ウ 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

エ 地域医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

②基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、上記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者及び医薬品等の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整を行う。

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ① 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- ④ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市災害医療センター（関西医科大学附属滝井病院）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ① 市の医療拠点としての患者の受入れ
- ② 災害拠点病院等と連携した患者の受入れに係る地域の医療機関間の調整
- ③ 市の医療救護班への協力

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

また、市の医療救護班の派遣についても協力する。

資料 7-1 「災害医療機関一覧表」

資料 9-3 「災害時用臨時ヘリポート一覧表」

第5 医薬品等の確保・供給活動

1 市

市医師会、市歯科医師会をはじめ医療関係機関及び市薬剤師会をはじめ医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

2 府

市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行う。

3 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、被害のない地域に採血班を出動させるとともに、府県支部に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施する。

第6 被災者の精神的・心理的ケア

1 巡回相談の実施

被災精神障害の継続的医療の確保と、避難所等で精神疾患の急発・急変の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

2 心のケアセンター

災害時に発生する心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被害者の心のケア対策を行うセンターを被災地域内に設置するよう努める。

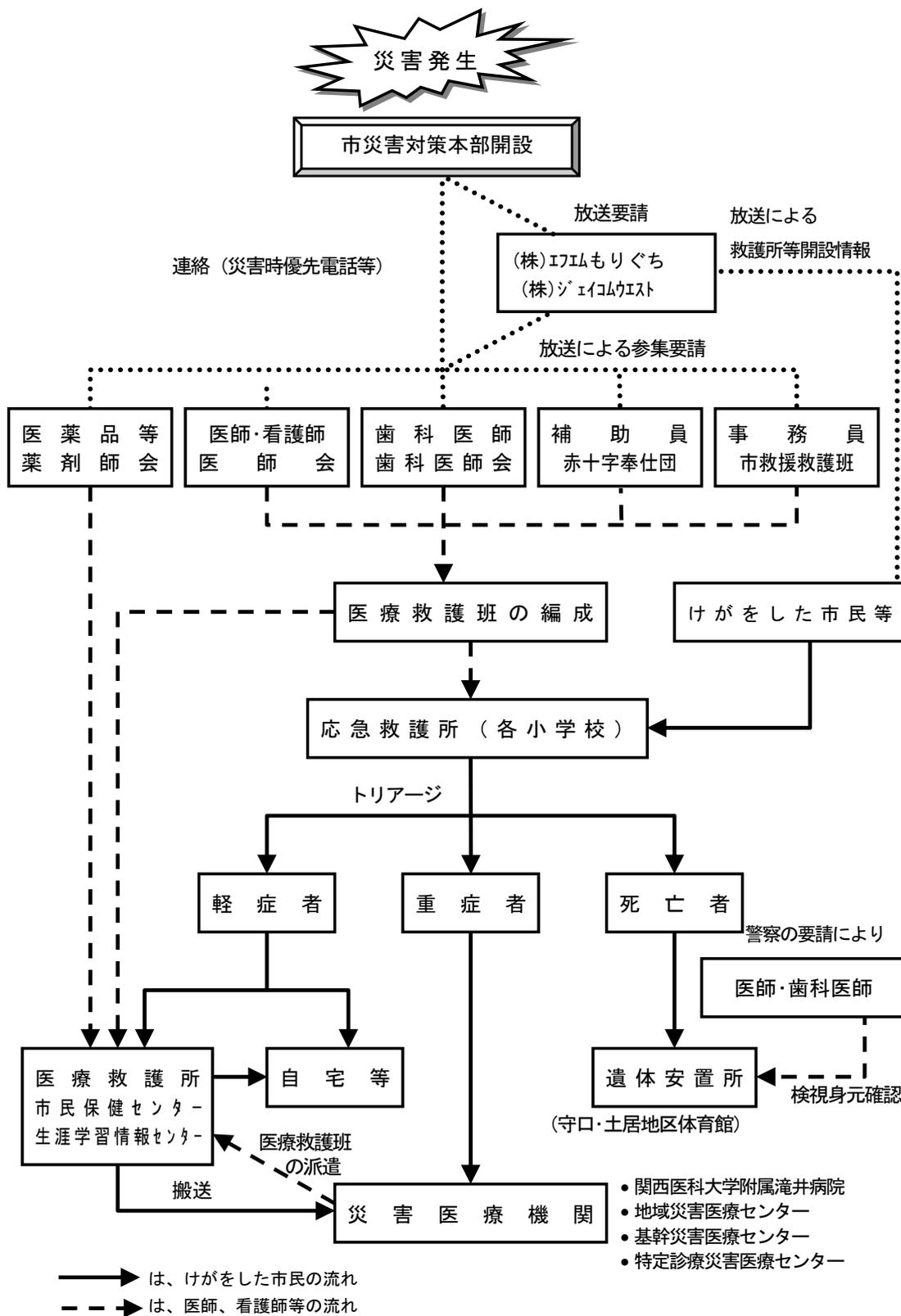
第7 要配慮者対策

市は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害児、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

第8 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動を行う。

〔災害時の医療救護活動のフロー〕



第4章 避難行動

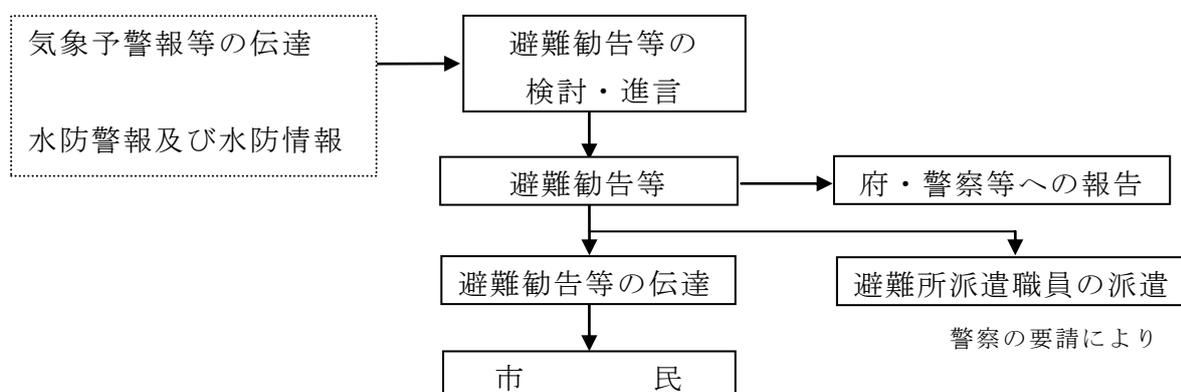
第1節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

その際、市は、「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

また、市は、災害による家屋の損壊、滅失等により避難を必要とする市民を臨時に収容する避難所を開設する。

〈応急対策の流れ〉



第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報

市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

1 標準的な意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始
一時避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅内の高所など、人的被害を避けることのできる場所へ一時的に自主避難を開始 ・避難行動要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所等への避難行動を開始 ・避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

上表については、府と府内市町村共同で作成した「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11月）に定めたものであり、市は、市域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。また、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、ガイドライン及びマニュアルを改訂する。

2 避難の準備の指示

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川で警戒水位に達し洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等及び市を通じ（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエストの放送により避難の準備を指示する。

特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等には、避難を開始するよう伝達する。

3 避難の勧告・指示

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、市民の生命及び身体を災害から保護するとともに被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合は、避難のための勧告・指示を行う。

（1）勧告、指示の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

（2）勧告・指示の実施者

実施責任者	勧告・指示を行う要件	根拠法規
市長	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める時、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。	災害対策基本法 第 60 条
	災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずる。	災害対策基本法 第 63 条
	避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。	災害対策基本法 第 60 条 3
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法 第 60 条
知事又はその命を受け	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときは、避難のための立ち退きを指示	水防法第 29 条 地すべり等防止

た職員	する。	法第 25 条
警 察 官	市長が避難の指示をできないと認められるとき、又は、市長から要求のあったときは、避難のための立ち退きを指示する。	災害対策基本法 第 61 条
	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官職務執行法 第 4 条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められる時、必要と認める区域の住民に対して避難の指示をする。	水防法第 29 条
消防長又は 消防署長	消防長又は消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき、区域からの退去を命じる。	消防法第 23 条の 2
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいらない場合に限り、危険を受けるおそれのある者に対し、避難の措置を講ずる。	自衛隊法第 94 条

(3) 避難の勧告・指示の内容

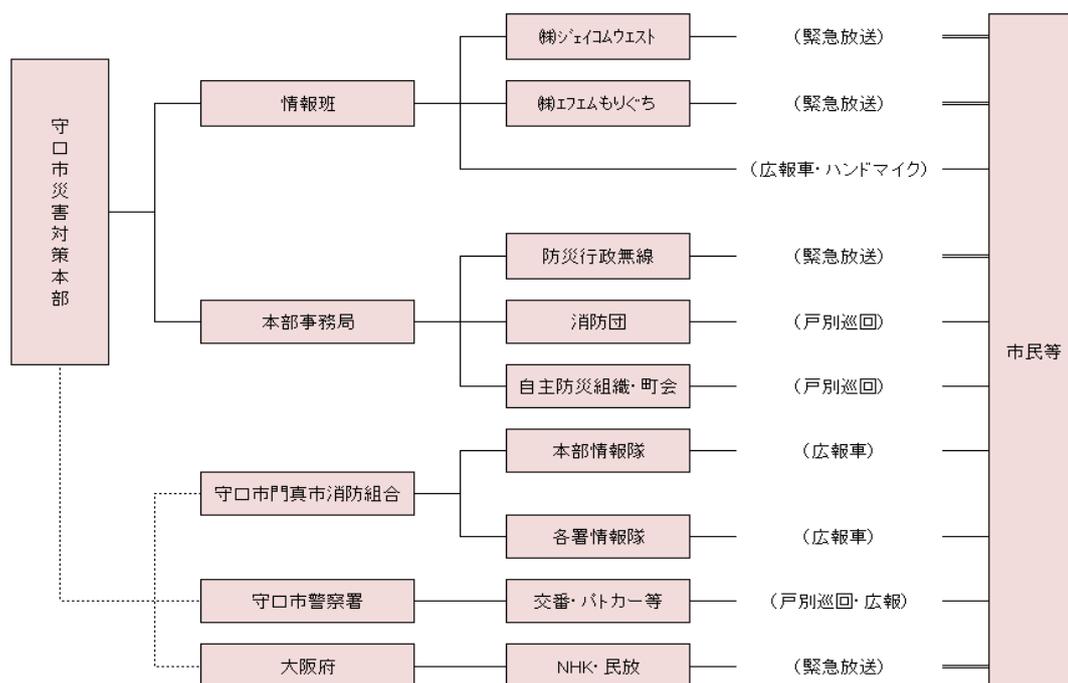
避難の勧告・指示は、次のことを明らかにして行う。

- ①避難対象地域（町丁目名、施設名等）
- ②避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ③避難場所（避難場所及び経路）
- ④避難後の指示連絡
- ⑤その他（携行品、避難行動要支援者の優先避難・解除の呼びかけ等）

(4) 避難の勧告・指示の住民等への伝達

避難の勧告又は指示を行った場合には、市は、防災行政無線及び（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエストによる緊急放送、広報車による伝達及び緊急速報メールによる伝達を行うとともに守口市門真市消防組合、守口警察署等と連携し、市自主防災組織及び町会等の協力を得て、避難行動要支援者にも配慮して戸別巡回等により周知徹底を図る。

なお、災害対策基本法第 57 条の規定により、NHK、民間放送局に対して避難勧告・指示の放送を要請する場合は、原則として府を通じ、放送の協力を要請する。



（5）避難の準備

避難の準備には、予め次の事項の周知徹底を図る。

- ①避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- ②大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階等高い場所に移動させる。
- ③避難者は、2～3食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品等を携行する。
- ④服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- ⑤避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
- ⑥貴重品以外のものは、持ち出さない。
- ⑦上記のうちから、必要な物を「非常持ち出し袋」に準備しておく。
- ⑧その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

第2 避難者の誘導

1 避難者の誘導を行う者

(1) 危険地域における誘導

危険地域における市民等の避難誘導は、市職員、消防署員、警察官が、市消防団、市自主防災組織、町会等の協力により実施する。

(2) 学校等における誘導

学校、幼稚園、保育所等の避難誘導は原則として、施設の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(3) 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防災管理者が実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関が予め定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は、災害の規模、態様に応じて、おおよそ次のように実施する。

①病弱者・高齢者・障害のある人・乳幼児、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させるよう努める。

②避難経路は、本部長から特に指示のない場合は、危険箇所をさけ、避難誘導者が指定する。

③選定した避難路に重大な障害がある場合は、本部を經由して調査復旧班に対して、避難道路の啓開等を要請する。

④避難誘導はなるべく町会単位に行う。

⑤避難先については、災害の状況によって使用できない場合もあるので、本部との連絡を密にして適正な避難先を指示する。

⑥避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

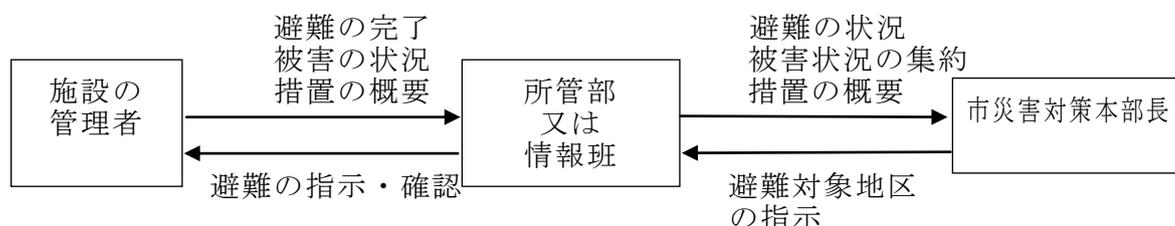
(2) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

3 避難の完了報告

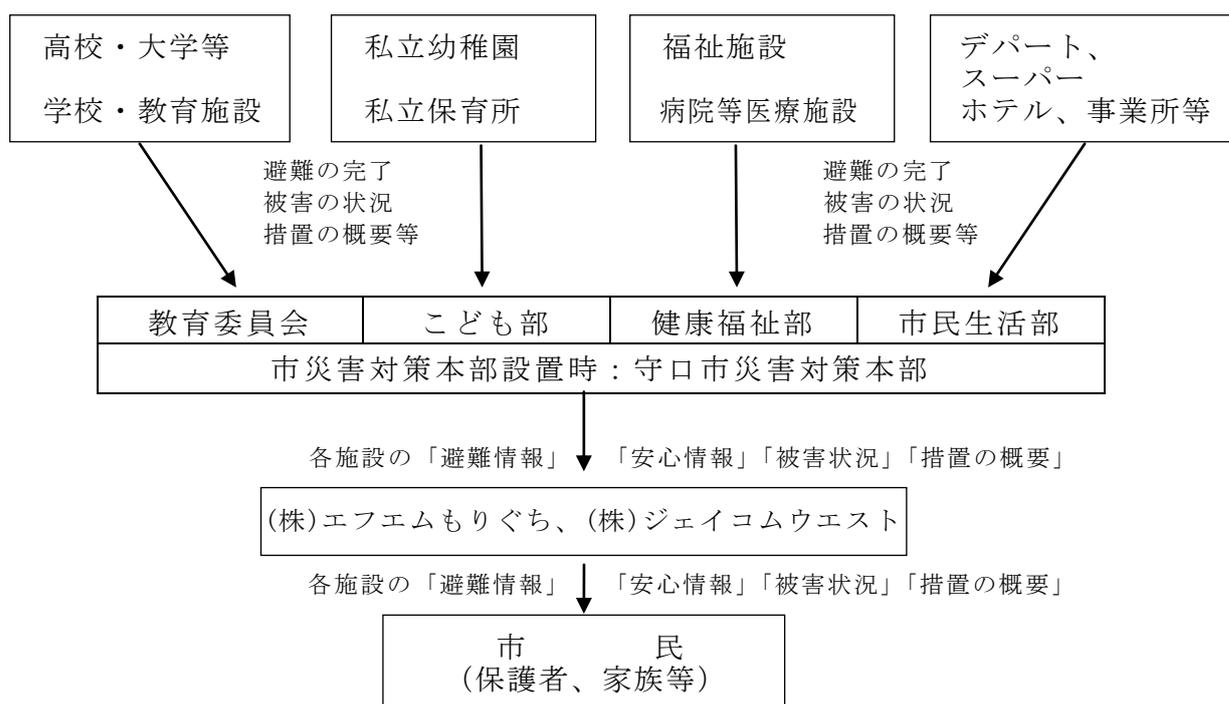
防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、避難の勧告・指示が発令されたとき、若しくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、次のとおり、本部へ避難の完了報告を行う。

(1) 市の公共施設



(2) 市の公共施設以外の施設、事業所

市の公共施設以外の施設、事業所等の管理者は、市の所管部・課若しくは市災害対策本部へ避難の完了、被害の状況、措置の概要等を報告する。



第3 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

(1) 市長（災害対策基本法第63条）

市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(2) 知事（災害対策基本法第73条）

市が全部又は大部分の事務ができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する。

(3) 警察官（災害対策基本法第63条）

市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が、現場にいないとき又は市長から要求があったときは警戒区域を設定する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条）

市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

(5) 消防吏員又は市消防団員（消防法第23条の2、28条）

火災等の現場において、火災警戒区域若しくは消防警戒区域を設定する。

(6) 警察署長（消防法第23条の2）

消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。

(7) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定する。

2 規制の内容及び実施方法

災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。なお、府への報告は、避難の措置及び解除に準じて行う。

(1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入を禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまがないときは、本部事務局、その他の関係部局が実施する。この場合、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、本部事務局、その他関係部が連携し、守口警察署等の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に速やかに警戒区域の解除を指示する。

第2節 避難所の開設・運営等

市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

第1 避難所の開設

1 開設の伝達（配備指令の伝達）

市は、避難が必要とした場合、安全な避難所を指定し、被災者に周知するとともに、避難所の開設が決定した場合、救援救護班が各避難所従事責任者に連絡する。連絡を受けた避難所従事責任者は、直ちにそれぞれの避難所従事補助者に連絡する。

ただし、守口市域に震度5弱以上の震度を観測した場合は、配備指令が出されたものとして、全避難所従事者は予め指定されている避難所に自主参集する。

また、避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設にあたっては、市は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

資料 10-1 「避難場所、避難所一覧表」

資料 10-2 「避難場所、避難所等位置図」

2 開設の広報・報告

避難所を開設した従事者は、その旨を本部に報告する。

本部は、従事者からの報告により避難所の開設を確認した場合、速やかに市民に対して、情報班を通じ（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエスト等により広報する。

また、本部長は、知事に対して次の事項を報告する。

- | |
|-----------------|
| ①避難所開設の目的 |
| ②開設した避難所の位置、施設名 |
| ③収容状況及び収容人員 |
| ④開設期間の見込み |

3 避難受入れの対象者

- (1) 避難の勧告、指示による避難者
- (2) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (3) 災害により、現に被害を受けるおそれがある者又は緊急に避難することが必要である者

4 飼育ペット対策

避難所にはペットと一緒に避難できないため、ペットを飼育している人が避難を躊躇し、そのため被害にあってしまうことが想定される。ペットを飼っている人にとっては、ペットは家族同然であるため、ペット用仮設収容施設の設置に努める。

収容施設の運営は、ボランティア等が運営し、被災者の状況によっては、ペットの里親等呼びかける。

第2 避難所の管理、運営

1 運営方針

避難が長期化した場合、避難所は、生活の拠点を失った市民が生活する場となるため、衣・食・住への対応が必要となる。運営は、原則として避難所従事者・救援救護班が担当するが、すべてを職員だけで対応するのは困難である。そこで、町会等の組織による自主的な管理運営の手法を積極的に取り入れる。

(1) 避難所運営委員会の設置

市は、避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期にわたることが予想される場合には、避難所運営委員会の設置に努める。

運営委員会が設置されない場合においても、地域の実情に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能な場合は、市職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て避難所の開設、運営を行うこととする。

この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図ることとする。

また、避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討する。

※ 例示

〇〇避難所運営委員会編成	
委員会の構成	
市災害対策本部	〇〇避難所運営委員会
	構成メンバー
	<input type="checkbox"/> 自治会、市自主防災組織 <input type="checkbox"/> 市職員等（2～3名） <input type="checkbox"/> 学校施設管理者 <input type="checkbox"/> ボランティア等
<p>※ 避難の規模により委員会は、概ね15～20名位の編成とする。</p> <p>避難所運営委員会の班構成編成</p> <p>運営委員会———管理情報班：情報収集・伝達、備品管理、安否確認、トイレ設備等環境の維持管理</p> <p>救護班：応急手当、医療機関との連絡、傷病者の連絡、搬送補助、保健対策等</p> <p>食料物資班：貯水状況の確認・配布、備蓄食料の配布、救援物資の収受・保管・配布等</p>	
<p>※ 班編成、構成員は、避難所の実情に応じて柔軟に対応した内容とする。</p>	

資料6-1「各避難所備蓄品一覧表」

2 運営の手順と留意すべき事項

	作業項目	留意すべき事項
1	施設の門を開ける	門、入り口は大きく開けること。 特に、すでに避難住民が集まっているときは速やかに行うこと。
2	施設の入り口扉を開ける	
3	避難住民の誘導	余震等がある場合は、とりあえず運動場に誘導する。
4	本部に連絡する	開設状況 人命救助等の救援要請（必要な場合）
5	避難所内事務所を開設する	「事務所」の看板をあげ、避難した住民に対して責任者の所在を明らかにする。 避難所の各種運営情報を口頭、チラシ、ポスター、放送等で伝える。
6	情報を入手する	（株）エフエムもりぐち等の放送で市災害対策本部の情報を入手する。

		防災行政無線で市災害対策本部と常時連絡をとる。
7	地域の情報を入手する	避難してきた住民から「行方不明者」、「死亡者」などの情報を収集し、市災害対策本部に連絡する。
8	地区救助隊の編成、派遣（必要な場合のみ）	避難してきた住民のうちで比較的壮健な人を集め地区救助隊を編成し、行方不明者等の救助を行う。
9	避難者カード・名簿の作成	避難者カード・名簿は、避難所運営及び安否・消息確認のための基礎資料となるものである。 避難者カードは世帯ごとに記入する。 避難者名簿は、避難者カードをもとに作成する。
10	避難者班編成を行う	できる限り同じ町会の住民で、概ね20人を単位に班編成を行い、班長を選出してもらう。
11	避難者収容スペースの指定	収容スペースの指定は、事情の許す限り班長の意見を取り入れ、避難した住民により自主的に行えるように配慮する。また、地域（町会）ごとにまとまるよう留意する。 避難所生活の長期化に対応して、男女のニーズの違い等、避難者のプライバシーの確保に配慮する。
12	運営記録の作成	災害時発生、6時間、12時間、24時間後、以後毎朝10時に本部に報告する。傷病人の発生等特別な事情のあるときはその都度報告する。 報告内容を運営記録簿に記録する。
その他	避難行動要支援者への配慮	避難所では生活できない要支援者、被災により保護者を失うなどの要保護児童の把握に努め、本部に連絡するとともに、避難所収容期間中は、収容場所等について配慮する。
	備蓄品の搬出・配布	各避難所の備蓄倉庫から毛布等の物資を搬出・配布する。（各班長等の協力を得る。）
	救援物資の要請・受取	物資が到着したら、避難所物品受払簿に記入し、班長を通じて配布する。
	トイレの使用 （一階のトイレのみ使用可）	断水時のトイレの使用については、プール等の水をポンプを利用し汲み上げ、個々にバケツ等で汚物を流すようにする。 避難者や施設の被害状況から、必要に応じて仮設トイレを設置する。 設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

3 管理・運営の留意点

市は、避難所の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得を掲示する。
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- (5) 避難行動要支援者に配慮する。
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口を設置する。(女性相談員の配置に配慮する。)
- (9) 動物飼養者の周辺への配慮を徹底する。

また、市は、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

4 避難長期化への対応

避難が長期化した場合は、たたみ、布団、冷暖房機、洗濯機などの調達に配慮する。また、防犯に努めるほか、報道機関等の取材・立入については、制限又は節度を求めるなど、被災者の精神安定に配慮する。

さらに、応急教育との関連から、避難施設の調達を行う。

5 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、府及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

6 避難所の閉鎖

避難勧告等が解除され、避難所開設の必要がなくなった場合、本部からの閉鎖の指示を避難者等に伝え、速やかに帰宅させる。

第3節 避難行動要支援者への支援

市及び府は、被災した避難行動要支援者に対し被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに即して、避難支援等関係者の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

市及び府は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

(1) 市は、避難行動要支援者の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。

(2) 市及び府は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。

(3) 府は、市の状況を集約し、被災の状況に応じて、近隣府県、関係団体等からの人的・物的支援を得ながら、福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者等の施設への入所が行える体制を確立する。

3 避難所への移送

市は、速やかに要援護者等の負傷の有無等、被災状況を確認し、状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、日常不可欠な福祉用具(車椅子、補装具等)や、幼児用の粉ミルク、おむつ等の育児用品等の搬送、救急体制を確保するとともに、介護職員等の組織的・継続的な派遣等、在宅福祉サービスの継続的提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス(P T S D)等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難及び社会福祉施設等の緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

第3 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達

市は、水防法第15条に基づき洪水予報等が発表された場合、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して、その利用者の円滑かつ迅速な避難が図れるよう所管課が各々の施設に速やかに伝達を行う。

資料7-6「災害時要援護者利用施設一覧表」

第4 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者の被災状況等を府に連絡し、府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第4節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、市長は他の都道府県から被災住民の受入れについて、府より協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等を予め決定しておくよう努める。

第5章 交通対策・緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

第1 交通規制

市、府をはじめ防災関係機関は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限に留め、被災者の安全な避難と救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を的確に実施するための緊急通行車両の通行を確保するため、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

1 交通規制の実施

市内の道路の交通規制については、守口警察署（府警察）が国道、府道、市道の道路管理者と協力して、次のとおり実施する。

(1) 道路管理者による交通規制

道路管理者は、次のような交通規制を実施する。

市道については、調査復旧班が、道路施設の巡回調査を行い、道路施設に破損等を発見した場合は、本部を通じ守口警察署と協力のもと、交通規制を実施する。

交通規制を行う状況	道路の破損、欠損その他の事由により危険であると認められる場合 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
目的	道路の構造の保全、交通の危険防止
規制内容	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限
根拠法令	道路法第46条第1項

※ 道路法による交通規制を行った場合は、規制条件等を表示した標識等を設置する。

(2) 警察署長による交通規制

交通規制を行う状況	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときで運用期間が短いもの
目的	交通の危険防止、交通の安全確保
規制内容	歩行者又は車両等の通行禁止等
根拠法令	道路交通法第5条第1項

(3) 公安委員会による交通規制

交通規制を行う状況	災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	道路における危険防止、交通の安全と円滑、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害の防止を図るため必要があるとき
目的	災害応急対策	交通の危険防止、安全と円滑
規制内容	緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限	歩行者、車両の通行禁止等
根拠法令	災害対策基本法第76条第1項	道路交通法第4条第1項

(4) 警察官による交通規制

交通規制を行う状況	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき
目的	交通の円滑化	交通の危険防止
規制内容	車両の通行禁止又は制限	歩行者又は車両の通行禁止又は制限
根拠法令	道路交通法第6条第2項	道路交通法第6条第4項

(5) 大地震発生後の交通規制

①緊急交通路の確保

ア 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府、府警察及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

イ 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、府及び道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府、府警察及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

(ア) 市、府、道路管理者

a 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

b 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

c 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

(イ) 府警察

a 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

b 緊急交通路における交通規制の実施

「重点 14 路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

また、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点 14 路線以外の路線において緊急交通路を選定している場合は、市、府、道路管理者と協議し、必要に応じて指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

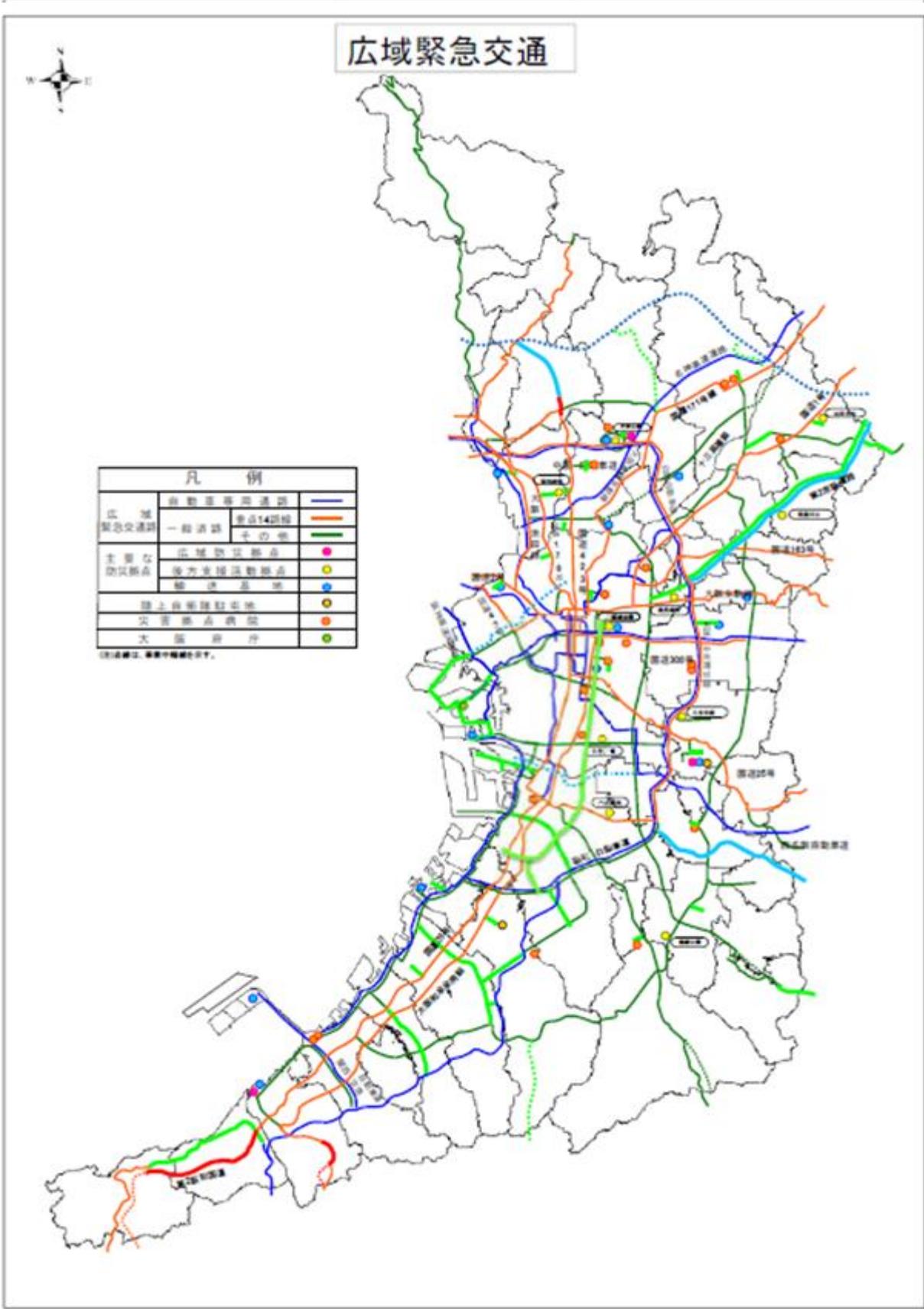
c 交通規制点においては、パトカー等を重点的に配置するとともに、状況に応じロープ、柵等を使用して規制の実行を図る。

d 交通規制区域内においては、走行中の車両を道路の左側端に寄せて停止させ、緊急通行車両の通行路を確保する。

e 主要幹線道路及び避難路等において緊急通行車両の通行又は避難誘導の障害となる道路上の車両を近くの空き地等に可能な限り収容するなど、道路幅員の確保を図る。

<守口市内の規制道路>

国道 1 号	大日交差点～大阪市旭区境
国道 479 号	大阪市旭区境（北）～大阪市旭区境（南）
国道 163 号	門真市境～大阪市鶴見区境
府道 北大日竜田線	中央環状線～八島交差点
府道 深野南寺方大阪線	門真市境～大阪市旭区境
その他、守口警察署長が必要と認めた道路	



ウ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

エ 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

オ 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエストをはじめ他の報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

第2 緊急輸送活動

地震発生時における負傷者等の被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、車両等の調整を行い緊急輸送体制の確保を図る。

1 緊急輸送の対象

市をはじめ防災関係機関等が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 負傷等の被災者
- (2) 医療、救助、通信等の応急措置に必要な人員、資機材
- (3) 飲料水、食料、生活必需品等の救援物資等
- (4) 応急復旧用資機材等

〈段階的輸送〉

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (発生から1・2日程度)	1 救助・救援活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、資機材等 2 消防活動等災害の拡大防止のための人員、資機材等 3 後方医療機関へ搬送する負傷者等 4 市、府及び国の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設等の保安用員等初動の応急対策に必要な要員、資機材等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び資機材等 6 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資、資機材等
第2段階 (3～7日程度)	1 上記(第1段階)の続行 2 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 3 生活必需品 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資機材
第3段階 (7日以上)	1 上記(第2段階)の続行 2 災害復旧に必要な人員及び資機材

2 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路

震災時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、市域に緊急交通路を確保する。

資料9-1「緊急交通路図」

資料9-2「地域緊急交通路一覧表」

(2) 緊急交通路の啓開

市は、緊急交通路となる道路の被害状況を調査する。

道路施設の被害が甚大で、緊急交通路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関等の協力を得て、この交通路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

市が行う啓開作業は、市道の緊急交通路を主体とするが、国及び府等他の道路管理者からの協力要請があれば国道・府道等の緊急交通路についても行う。

啓開作業の実施については、市内土木・建設業者等にも協力を要請する。

3 緊急通行車両の届出及び確認

震災時に府公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施し、通行の禁止又は制限を行った場合、市は、府公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行う。

(1) 緊急通行車両の範囲

災害対策基本法に定める応急対策を実施するために必要とされているもので、前記第1の対象範囲とする。

(2) 対象車両

- ①警報の発令及び伝達、避難勧告及び指示に関する車両
- ②消防(道路交通法に定める緊急自動車を除く)、水防、その他の応急措置に関する車両
- ③被災者の救護、救助、その他の保護に関する車両
- ④被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両
- ⑤施設及び設備の応急復旧に関する車両
- ⑥清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両
- ⑦犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両
- ⑧緊急輸送の確保に関する車両
- ⑨災害発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する車両

(3) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を府公安委員会に提出するものとする。

<府公安委員会>

- ①府警察本部－交通部交通規制課
- ②各警察署－交通課

様式5「緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章」

(4) 事前申請

災害時に緊急通行車両となる車両については、予め守口警察署を通じ、緊急通行車両事前届出を行う。

様式6「緊急通行車両事前届出書及び事前届出書済証」
資料9-4「公用車保有状況一覧表」

(5) 緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることが確認されたときは、緊急通行車両の標章及び確認証明書が交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼り付けて輸送を実施する。

4 緊急輸送に使用する車両等の確保

(1) 自動車による輸送

市の保有車両とするが、不足するときは府、京阪バス（株）寝屋川営業所及び門真営業所、日本通運（株）大阪東支店等に依頼する。

なお、府に依頼するときは、次の事項を明示し、調達斡旋を要請する。

- ①輸送区間及び借り上げ期間
- ②輸送人員又は輸送量
- ③車両等の種類及び台数
- ④集積場所及び日時
- ⑤その他必要な事項

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が適当と認められる場合は、京阪電気鉄道（株）、大阪市交通局及び大阪高速鉄道（株）に協力を要請する。

(3) ヘリコプター等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が困難な場合又はヘリコプター等による輸送が適当と認められる場合は、臨時ヘリポートを指定して、府に調達斡旋を要請する。なお、ヘリコプターの受入れにあたっては、次の事項に留意する。

- ①風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること
- ②着陸点には、Hを表示すること
- ③状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること

資料 9-3「災害時用臨時ヘリポート一覧表」

(4) 水上輸送

道路の被害等により自動車による輸送が困難な場合又は水上輸送による輸送が適当と認められる場合は、淀川の緊急船着き場を利用することとし、府に対し輸送手段の確保を要請する。

5 救援物資の輸送拠点

災害時における輸送の効率を上げるため、本市における救援物資等の輸送拠点は、市民体育館とし、その運営は、救援救護班が担当する。

第2節 交通の維持復旧

鉄軌道や道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

各管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

また、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

第2 交通の機能確保

- 1 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、大阪高速鉄道株式会社）
 - (1) 予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。
 - (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて守口市門真市消防組合、守口警察署に通報し、出動を要請する。
 - (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。
 - (4) 各鉄道管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかに災害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策組織を設置し、輸送の確保に努める。被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
 - (5) 列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度を考慮して、予め定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
 - (6) 鉄軌道施設の被害状況に応じて代替交通輸送手段を確保するなど、輸送機能維持に努める。
 - (7) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを市及び関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。
 - (8) 重要通信回線のバックアップ設備を設置するとともに、携帯電話、携帯用保守無線電話を配備し、通信の担保に努める。

2 バス路線（京阪バス）

- (1) 予め定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて守口市門真市消防組合、守口警察署に通報し、出動を要請する。
- (4) 災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかに運行復旧にあたるため、必要に応じて災害対策組織を設置し、輸送の確保に努める。被害状況によっては、他の輸送機関からの応援を受ける。
- (5) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエスト等の報道機関を通じ広報する。

3 道路施設（道路課、大阪府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）

各道路管理者は、予め定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁など復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエスト等の報道機関を通じ広報する。

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

関係機関等は、余震又は大雨による浸水及び建築物の倒壊などに備え、二次災害の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等

1 対象

河川施設、橋梁等道路施設等

2 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

3 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策を講じ、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 公共建築物

市は、公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建築物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

1 社会教育施設等

(1) 利用者の安全確保

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

(2) 避難誘導

施設利用者の来館時にあつては、予め定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

(3) 応急措置

施設の管理者は、建物等の被害状況を早急に把握し、危険箇所の応急的な安全措置を講ずる。

第2節 民間建築物等応急対策

関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

第1 民間建築物等

1 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定士の資格を持つ市職員等が、予め定められた基準により、建築物の危険度を調査し、判定ステッカーの貼付等により建築物の居住者及び所有者に対し、その危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

調査対象建築物が甚大なときは、府に対し、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

2 宅地

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第2 危険物等

1 対象

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設

2 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

府及び守口市門真市消防組合は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

3 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 放射性物質

1 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを行う。

2 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 文化財

指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、文化財の被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議の上、その所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

〈指定有形文化財一覧表〉

区 分		名 称	所 在 地	指 定 年
国重要文化財		木造十一面観音立像	八雲北町 2-23-20 (光明寺)	昭和 25 年
		絹本著色八幡曼荼羅図	佐太中町 7-11-17 (来迎寺)	昭和 52 年
府指定有形文化財		石造十三重塔	佐太中町 7-11-17 (来迎寺)	昭和 45 年
		佐太天神宮太刀	佐太中町 7-16-25	昭和 45 年
		本殿・拝殿・幣殿		平成 15 年
	守居神社刀	土居町 2-22	昭和 56 年	
府指定天然記念物		難宗寺いちょう	竜田通 1-5-2	昭和 50 年
		妙楽寺つつじ	大久保町 4-25-8	昭和 58 年
市指定 有形文化財	絵画	紙本著色天神縁起絵巻	佐太中町 7-16-25 (佐太天神宮)	平成 10 年
	考古資料	梶第 2 号古墳形象埴輪	大久保町 4-2-26 (もりぐち歴史館「旧中西家住宅」)	平成 10 年
		長池町遺跡出土弥生土器	京阪本通 2-14-1 (中央公民館)	平成 23 年
	建造物	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	大久保町 4-2-26	平成 10 年
	工芸品	津嶋部神社石造狛犬	金田町 6-15-6	平成 12 年
守居神社瓦製狛犬		土居町 2-22	平成 12 年	

第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設及び放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

第1 上下水道における対応

1 上水道

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、速やかな給水に努める。なお、大阪広域水道企業団は、大阪府域に震度5弱以上の震度を観測した場合には、市町村と協力して、直ちに大阪広域水道震災対策本部及びブロック本部を設置し応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

(1) 応急措置

水道局は、災害発生後、施設の被害状況を早急に調査・把握し、二次災害の発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに次の措置を講ずるとともに、必要に応じて守口市門真市消防組合及び守口警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

- ①施設の損壊や漏水を応急復旧する。
- ②水道水が汚染し、飲料水として使用することが不相当なときは、直ちに使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。
- ③断水の連絡を受け、応急給水が必要となった地域については、給水車等による飲料水の供給等を行う。

(2) 応急給水

- ①水道局は、給水タンク車により応急給水を行うとともに、速やかに応急復旧に努める。
- ②被災状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- ③被災状況等によっては、大阪広域水道震災対策本部に応援を要請する。

(3) 広報

水道局は、本部を通じ、水道施設及び工業用水道施設の被害状況や給水状況に関係機関、(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエスト等の報道機関に伝達するほか、各水道事業体等のホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

2 下水道

市は、災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

(1) 応急措置

- ①下水道部は、停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起これないように発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- ②下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ③下水施設において、二次災害の発生のおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、必要に応じて守口市門真市消防組合及び守口警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急対策

- ①下水道部は、被災状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。
- ②被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

下水道部は、本部を通じ、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエスト等の報道機関に伝達し、広報する。

第2 各事業者における対応

1 電力（関西電力株式会社 守口営業所）

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害の発生するおそれがある場合、又は市及び府等から要請があった場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに市災害対策本部事務局、守口市門真市消防組合及び守口警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給及び復旧

- ①電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。
- ②被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ③緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ④単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

2 ガス（大阪ガス株式会社 導管事業部北東部導管部）

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

(1) 応急措置

都市ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の予防措置を講ずるとともに、直ちに市災害対策本部事務局、守口市門真市消防組合及び守口警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

- ①被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- ②緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ③被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ①二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- ②被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエスト等の報道機関に伝達し、広報する。

3 電気通信（西日本電信電話株式会社 大阪支店、KDDI株式会社（関西総支社））

災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ①応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- ②通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ③非常・緊急通話また非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- ④災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(2) 通信の確保と応急対策

- ①災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設電話の設置に努める。
- ②被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ③必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する人員、資材及び輸送の手当を行う。
- ④応急復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

(3) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

4 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4節 農業関係応急対策

市、府及び関係機関は、災害発生時において農業施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図るものとする。

第1 農業施設応急対策

市及び府は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、被害が広範囲に及ぶ場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上になんて応急対策を実施する。

第2 農作物応急対策(市及び府)

1 災害対策技術の指導

市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 主要農作物種子の確保、斡旋

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。また、必要に応じ近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な指導及び助言を依頼する。

3 病虫害の防除

府は、市及びその他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

第7章 被災者の生活支援

第1節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

第2節 住民等からの問い合わせ

市及び府は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

本市の市域に一定以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を受け、法に基づき応急的一時的な救助活動を行う。

第1 適用基準

災害救助法の適用は、同一原因の災害による市の区域内の被害が、次の一に該当する場合において、知事が該当市町村を指定して行う。

両方の要件に該当している場合に適用される		
	府の区域内の被害	本市の区域内の被害
1	—	住家滅失世帯数が、100世帯以上
2	住家滅失世帯数が、2,500世帯以上	住家滅失世帯数が、50世帯以上
3	住家滅失世帯数が、12,000世帯以上	住家滅失世帯数が、多数
4	—	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること
5	—	多数の者の生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

住家滅失世帯数の算定基準

住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

第2 災害救助法の適用手続

1 府

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、内閣総理大臣に協議するなど必要な措置を講じ、災害救助法に基づく救助を行う。

2 市

- (1) 市長は、本市における災害の被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。
- (2) 市長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがないときは、法による救助に着手し、その状況を直ちに報告するとともに、その後の措置について知事の指示を受けなければならない。



第3 災害救助法による救助の内容

1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、①のうち応急仮設住宅の供与、⑥及び⑦については府が実施し、その他については、予め市長に委任されている。

- ①受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供給
- ②炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ③被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与
- ④医療及び助産
- ⑤災害にかかった者の救出
- ⑥災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦生業に必要な資金、器具又は資材の供給又は貸与
- ⑧学用品の供給
- ⑨埋葬
- ⑩遺体の捜索及び処理
- ⑪災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

資料 13-1 「被害認定統一基準」

資料 13-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表」

2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する一部を市長に行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第4節 緊急物資の供給

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は府に物資の確保及び輸送を要請することができるとともに、府は、被災市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市に対する物資を確保し輸送するものとする。

府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

第1 給水活動

市は、府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、速やかな給水に努める。

なお、大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上を観測した場合には、市町村と協力して、直ちに大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置して、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

1 給水対象者

災害のため、飲料水を得ることができない市民等

2 給水量

飲料水として、災害発生直後は、1人1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗により、順次給水量を増加させる。

3 給水拠点

(1) 給水拠点

- ①給水は原則として給水拠点からの拠点給水方式で行う。
- ②給水拠点は、水道局浄水場をはじめ市内に6カ所設ける。

(2) 応急給水所の周知・広報

応急給水所を開設したときは、水道局は市民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「応急給水所」の掲示物を表示する。

4 給水方法

給水方法は、水道施設の応急復旧の進捗にあわせ、段階的に次のとおり実施する。

(1) 第1段階（市内給水拠点6ヶ所）

水道局浄水場及び東郷配水池並びに大枝公園前耐震性貯留管で拠点給水を実施し、給水袋・ポリタンクを運搬し、配布及び貸与する。その他の給水拠点では、給水バルーンを設置し、給水タンク車で運搬給水を実施する。また、要配慮者を対象に災害用備蓄水等の配布を実施し、1人1日3リットルを目標に給水する。また、重要医療機関には、優先的に運搬給水を実施する。

(2) 第2段階

順次、広域避難場所等への応急給水域の拡充を図り、運搬給水を実施する。また、市内重要施設に至る給水ルートを優先復旧させるとともに、あんしん給水栓（8ヶ所）や消火栓を用いた給水をできるところから実施する。

(3) 第3段階

復旧に合わせ、それぞれ飲料水、生活用水、市内活動用水の確保に努め、通常給水を目指す。

(4) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等全て衛生的に処理する。

5 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関や福祉施設等からの応急給水の要請がある場合は、被害状況に応じ優先的に給水を実施する。

6 広域応援の受入れ

給水活動、復旧活動に対し、他自治体からの応援の申し出があった場合には、大阪広域水道震災対策本部と調整の上、受入れる。

第2 食料供給活動

災害時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪支部に応援要請した場合は、府に連絡する。

1 食料の供給

(1) 対象者

- ①避難所へ避難した人
- ②自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない人
- ③旅行者、宿泊人等
- ④その他、市長が必要と認める人

(2) 食料の供給

- ①救援救護班は、避難所等からの要請に基づき、必要量の把握を行い、供給計画を作成する。
- ②食料は、備蓄している非常用保存食で対応することとし、できるだけ早期に体制を整え、必要に応じて米による炊出しを行う。なお、アレルギー対応の食料備蓄・供給にも配慮する。
- ③避難所等での受入れ配布については、避難所内自治組織、市自主防災組織、その他地域団体、ボランティア等の協力を得て、実施する。
- ④食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

2 食料の調達・搬送

(1) 調達食料

- ①非常用保存食は、避難所等の備蓄倉庫に備蓄しているものを供給する。
- ②炊出しを行う米については、各小学校に給食用として確保している米を転用するとともに、必要に応じて守口門真米穀小売組合の加盟店から確保する。
- ③その他食料供給に必要な物資については、協定を結んでいる流通業者に手配し、確保する。
- ④流通状況に応じ、その他の業者からも必要品を調達確保する。
- ⑤調達食料は、業者等から避難所等へ直接搬入を原則とするが、これによりがたい場合は、救援物資の輸送拠点（市民体育館）に受入れ、仕分けの上、市が各避難所等へ搬送する。

(2) 救援食料

- ①市において調達した食料が、必要量に満たないときは、府やその他の団体に救援を要請する。
- ②府及びその他自治体等からの救援食料は、救援物資の輸送拠点（市民体育館）に受入れ、仕分けの上、市が各避難所等へ搬送する。
- ③市が実施する搬送については、救援救護班が担当する。状況に応じ、運送業者に委託する。

(3) 食料受け払いの管理

食料の受領又は供給について、食料の種類・数量及び供給先名等を確認の上、食料受け払い簿等を作成するなど適切な管理を行う。

資料 11-3 「災害時における物資の優先協定に関する協定（京阪百貨店、北河内農業協同組合）」

資料 11-4 「災害時における物資の供給に関する協定書（イオンリテール株式会社西日本カンパニー）」

資料 11-7 「災害時における米穀の優先供給協力に関する協定書（守口門真米穀小売組合）」

3 炊出し

災害の状況や活動体制等を本部事務局と調整して、炊出しにあたっては、市自主防災組織、市赤十字奉仕団、市エイフボランタリーネットワーク、その他ボランティア等の協力も得ながら炊出しを実施する。

(1) 炊出しの場所

炊出し場所は、小学校の調理場(学校給食再開まで)とする。ただし、災害の状況に応じて保育所、公民館等の公共施設も利用する。

(2) 炊出し用燃料の調達

都市ガスの供給が停止している場合の燃料の確保については、本部事務局を通じ大阪ガス株式会社(北東部エネルギー事業部)にガス器具等(プロパンガスエア方式)及び燃料の供給を要請して調達する。

(3) 食品の衛生管理

炊出しにあたっては、常に食品の衛生管理だけでなく、調理用具や施設についても衛生管理に十分注意する。

(4) 炊出し実習・訓練

災害時にあたっては、炊出し要員だけではなく小学校周辺の市自主防災組織やボランティア等がガス器具及び調理用具等が使用できるよう実習・訓練を実施する。

資料 11-5 「災害時におけるプロパンガスの供給協力についての協定書（大阪ガス）」

<炊出し校>

ブロック	学 校	炊出し用器材		平常時の燃料
		炊飯器	回転釜	
A	佐太小学校	8	5	プロパンガス
	庭窪小学校	9	5	都市ガス
B	金田小学校	11	5	プロパンガス
	大久保小学校	10	5	都市ガス
	梶小学校	12	6	都市ガス
	藤田小学校	11	5	都市ガス
	東小学校	10	5	都市ガス
C	守口小学校	9	6	都市ガス
	下島小学校	10	5	プロパンガス
	八雲小学校	11	5	都市ガス
	八雲東小学校	5	5	都市ガス
	さつき小学校	7	4	都市ガス
D	寺方小学校	10	5	都市ガス
	橋波小学校	9	6	都市ガス
	三郷小学校	6	4	都市ガス
	南小学校	7	3	都市ガス
E	錦小学校	10	5	プロパンガス
合 計	17校	155	84	米・・・炊飯器 アルファ化米・・・回転釜

第3 生活必需品の供給活動

1 生活必需品の供給

(1) 対象者

住家に被害を受け、被服・寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給物資

寝具・被服その他の衣料品及び生活必需品を、被害状況に応じ現物給付する。

(3) 供給方法

物資の配布については、被災世帯数、人員等を確実に把握した上で、品目、数量等を明らかにし、被災者間で不公平が生じないよう適切に実施する。

①避難所等に備蓄している物資については、避難所従事者の管理のもと、避難所内自治組織、市自主防災組織等の協力を得て、必要とする市民等に供給する。

②その他の物資については、救援救護班が、避難所等からの要請に基づき必要量の把握を行い、供給計画を作成する。

③供給物資の避難所等での受入れ配布については、避難所内自治組織、市自主防災組織、市赤十字奉仕団、市エイフボランティアネットワーク、その他地域団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

資料 6-1 「各避難所備蓄品一覧表」

2 生活必需品の調達

(1) 備蓄品

備蓄している毛布等を備蓄倉庫から避難所へ輸送して供給する。

(2) 調達品

- ①協定を結んでいる流通業者に手配の上、必要品目、必要量を調達する。
- ②流通状況に応じ、その他の業者からも必要品を調達確保する。
- ③調達品は、業者等から避難所等へ直接搬入を原則とするが、これによりがたい場合は、救援物資の輸送拠点（市民体育館）に受入れ、仕分けの上、市が各避難所等へ搬送する。

(3) 生活必需品の内容

被災者に供給する生活必需品は次に示すとおりとするが、季節等の状況を考慮して臨機に必要な物資を定めて確保する。

確保の方法	生活必需品の内容
備蓄品	毛布、防水シート、非常用飲料水、給水袋、哺乳瓶、おむつ、生理用品、簡易トイレ
調達品	被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品

(4) 救援物資

- ①市において調達した物資が、必要量に満たないときは、府やその他の団体に救援を要請する。
- ②府及びその他自治体等からの救援物資は、救援物資の輸送拠点（市民体育館）に受入れ、仕分けの上、市が各避難所等へ搬送する。
- ③市が実施する搬送については、救援救護班が担当する。状況に応じ、運送業者に委託する。
- ④各種団体からの救援物資の申し出に対しては、避難状況等を勘案し、必要品目、必要数を把握して要請する。
- ⑤マスコミ等を通じて救援物資の要請を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。また、物資が充足したときは、要請の打ち切りの報道依頼を行う。

(5) 物資受け払いの管理

物資の受領又は供給について、物資の種類・数量及び供給先名等を確認の上、物資受け払い簿等を作成するなど適切な管理を行う。

第4 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

1 農林水産省

応急用食料品の供給要請及び米穀の供給

2 近畿農政局（大阪地域センター）

応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整

3 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品等の備蓄物資の供給

4 近畿経済産業局

生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達

5 関西広域連合

救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

第5節 住宅の応急確保

被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

1 応急修理の対象者

次のいずれにも該当する人であること。

- (1) 住家が半焼又は半壊し、当面の生活ができない人
- (2) 自らの資力では応急修理ができない人

2 応急修理の実施者

府が行う。ただし、知事から委任を受けた場合は、市が行う。

3 修理の範囲

居室、炊事場、便所等、生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、基準修理額の範囲内で実施する。

資料 13-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表」

4 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1か月以内に完了しなければならない。

第2 住居障害物の除去

1 除去の対象

建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、災害救助法に準じて実施する。

なお、次の条件に該当するものが法に定める災害救助の対象となる。

- (1) 障害物のため、当面の生活が営み得ない状態にあるもの
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
- (3) 自らの資力を持って障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半焼又は床上浸水したものであること
- (5) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

2 除去の実施

(1) 災害救助法適用前

災害救助法の適用前は、都市整備部が、周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、市消防団等の協力を得て実施する。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおりである。

- ①障害物除去の対象数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。
- ②除去作業は、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。
- ③労力・機械等が不足する場合は、府に要請し、隣接市からの派遣を求める。
また、守口市建設業協同組合に協力を求める。
- ④支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫費とし、災害救助法の定めによる。
- ⑤実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

第3 応急仮設住宅の建設等

1 応急仮設住宅の建設

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法の適用により府知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育等を考慮して選定する。やむを得ず私有地に設営する場合は、所有者等と十分協議して選定する。

(3) 応急仮設住宅の着工期間

着工期間は、災害発生の日から20日以内とする。

(4) 応急仮設住宅の規模

一戸あたりの規模は、29.7 m²（9坪）を基準とし、軽量鉄骨造等の組立住宅とする。

資料 14-1 「応急仮設住宅建設候補地一覧表」

2 応急仮設住宅への入居対象者

応急仮設住宅への入居者は、住宅が全焼、全壊又は流失し居住する住家がなく、かつ自らの資力では、住宅を得ることができない人で、特に必要があると認められる人を対象とする。

入居に際しては、高齢者、障害のある人を優先する。

3 応急仮設住宅の管理・運営

市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(1) 管理主体

応急仮設住宅の管理は、府知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 供用期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供用できる期間は、完成の日から2年以内とする。

(3) 管理者の対応

応急仮設住宅の管理者は、入居者の実態を把握して一般住宅への転居を進めるとともに、次の施策の積極的な活用を図る。

- ①公営住宅法及び独立行政法人都市再生機構法による住宅の設置又は入居
- ②各種貸付制度等による住宅資金の斡旋
- ③社会福祉施設等への収容

第4 公共住宅等への一時入居

1 公共住宅

市及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

2 民間賃貸住宅

市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を図るため、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第5 被災建築物に対する指導・相談

市は、市民からの被災建築物の応急措置や復旧に関する相談に応じ、適切な指導を行う。

1 応急措置に関する指導・相談

- (1) 倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）及び外壁等脱落などのおそれがある屋外取付物等の災害防止に関する相談・指導を行うとともに、これらの事故防止のための住民に対する広報を実施する。

(2) 電気、ガス等の設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を実施する。

2 復旧に関する指導・実施

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて相談窓口を設置する。

第6節 応急教育

市教育委員会及び府教育委員会は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第1 教育施設の応急体制

1 事前の措置

- (1) 教育長は、災害発生のおそれがある場合は、必要な措置を検討し、速やかに学校・園長に伝達する。
- (2) 市立学校の教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項のとおり学校園長と協力して災害応急対策に備える。
 - ①学校・園行事、会議、出張の中止
 - ②休校園措置、園児・児童・生徒の避難、災害の事前指導及び事務処理、保護者への連絡
 - ③勤務時間外における所属職員の所在確認や非常召集、職員への周知

2 園児・児童・生徒の安全確保

学校園長は、災害時においては、園児・児童・生徒の安全確保に全力を挙げて取組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに市教育委員会事務局及びこども部に報告する。

3 学校施設の復旧等

- (1) 学校施設の被害状況の把握
学校園長は、災害により被害を受けたときは、施設及び敷地の被害状況を調査し、市教育委員会に報告する。
- (2) 応急復旧対策
速やかに教育活動が実施できるよう必要な措置をとる。
 - ①被害が甚大で、応急修理では使用できないときは、応急仮設校舎を建設する。
 - ②授業又は施設利用に支障がある場合は、速やかに応急修理を行う。
 - ③被害が軽易な場合の復旧は、その施設の長に委任する。
 - ④上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため、次の方策をとる。
 - ア 近隣校等との協議、調整を行い教室を確保する。
 - イ 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の区分

学校施設の確保状況を勘案して、通常の授業ができない場合は、次の区分により応急教育を実施する。

- (1) 臨時休校
- (2) 短縮授業
- (3) 合併授業
- (4) 二部授業
- (5) 分散授業
- (6) 複式授業
- (7) 前記の併用授業

2 教育実施者の確保

市教育委員会は、教員が被災等のため、通常の授業が実施できない場合は、次の方法により、教員の確保の応急措置を実施する。

- (1) 各学校で、教員の出勤状況により一時的な教員組織を編成する。
- (2) 府教育委員会と連絡、調整を図り、応急教育体制を速やかに確立する。
- (3) 府教育委員会と協議し、出張指導による補充措置を実施する。

3 学校給食の措置

市教育委員会は、学校再開にあわせて速やかに学校給食が実施できるよう努める。

ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

学校給食は、次の場合には一時中止する。

- (1) 感染症その他危険の発生が予測される場合
- (2) 避難所となった学校において、被災者の食料供給のため、非常措置として、学校給食施設で炊出しを実施する場合
- (3) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能となった場合
- (4) 災害により、給食物資の入手が困難となった場合
- (5) その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

第3 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市教育委員会及び府教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

(1) 市教育委員会

市教育委員会は、児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

(2) 府教育委員会等

府教育委員会は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給及び府立高等学校の生徒に対する授業料等の減額又は免除について必要な措置を講ずる。

また、府は、私立学校の行う就学援助に対して支援するよう努める。

2 学用品等の支給

災害救助法が適用された場合、小・中学校の児童・生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、同法の規定に基づき、市教育委員会が学校を通じて、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速やかに調達し配布する。

3 園児・児童・生徒の健康管理

市教育委員会、こども部及び学校園長は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

また、被災状況に応じて、被災学校園施設の清掃、消毒等を行い感染症の予防に努める。

第4 応急保育対策

こども部は、保育所等の乳幼児の安全を確保するため、休所等の措置や安否確認とともに、速やかに応急保育再開に向けた措置を行う。

1 事前の措置

(1) 災害のおそれがあるときは、常に気象情報その他の災害に関する情報に注意し、次の事項のとおり施設長等と協力して災害応急対策に備える。

①休所、行事・会議・出張の廃止

②保育所等乳幼児の避難、保護者への連絡方法の検討

③勤務時間外における所属職員の所在確認や非常招集方法の確立

2 災害時における応急対策

- (1) 保育所等の開所時間中に災害が発生した場合は、乳幼児の安全確保に全力を上げて取組むとともに、乳幼児の安否、被災状況等を把握し、速やかに本部事務局へ報告する。
- (2) 休所、中途帰宅等が必要と認められる場合は、保護者への連絡その他必要な措置を講ずる。
- (3) 保育所等の開所時間外に災害が発生した場合、職員は災害状況に応じ、予め定める基準に基づき所定の施設に参集し、災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急保育の実施や施設管理のための体制の確立に努める。

3 応急保育の実施

- (1) 災害により通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、乳幼児及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して応急保育を実施する。
- (2) 応急保育の実施場所
災害により施設が損壊した場合、残存施設や近隣の公共施設等を活用して保育の継続を図る。
- (3) 保育所等入所乳幼児の健康保持
 - ①被災の状況を勘案し、平素の健康管理、安全指導を強化する。
 - ②被災地域の保育所等入所乳幼児に対して、健康福祉部と緊密な連絡をとり、健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
 - ③被災した乳幼児の保護者に対しては、その被災状況により保健指導やカウンセリング等を実施し健康の保持、心のケアを努める。
 - ④災害の状況により、施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

4 応急復旧対策

- (1) 施設等が被災した場合は、速やかに応急復旧措置を講じ、早急に平常保育ができる体制を整える。
- (2) 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉所し、完全復旧するまで管理監督するとともに、代替施設等を検討する。

第7節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受入れ窓口の開設

市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動拠点の提供

市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティアに必要な場所や情報の提供等を行い、活動に協力する。

(1) ボランティア活動拠点施設の提供

災害状況に応じて、ボランティア活動拠点施設を提供する。

(2) 情報提供等

- ① ボランティア活動に必要な最新情報を提供するなど、密接に協議、連絡及び調整を行い連携を図る。
- ② 事務用品や必要な機材を準備する。

3 府の活動

(1) 活動環境の整備

災害の状況、市から収集した被災者のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア推進活動機関に提供する。また、府社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが円滑に活動できる環境整備を図る。

(2) ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

(3) 高齢者等災害時避難行動要援護者への支援

市社会福祉協議会、府社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

(4) 在住外国人への支援

大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

4 日本赤十字社大阪府支部の活動

(1) 情報の提供

ボランティア支援の申入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

(2) 市赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、市赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

5 大阪府社会福祉協議会

(1) ボランティアセンターの設置・運営

災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。

(2) 関係団体・大阪府との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、大阪府に対して支援を要請する。

6 ボランティア活動の種類

(1) 一般労務提供型

災害時、自然発生的に集まるボランティアは、組織化された専門的集団ではない場合が多いため、ボランティア調整機関又は市受入れ窓口が受入れ及び活動の調整を行う。

- ①炊出し、物資の仕分け・配給
- ②避難所の運営管理の補助
- ③安否情報、生活情報の収集・伝達
- ④清掃等の衛生管理
- ⑤災害応急対策事務補助

(2) 専門技術型

公的資格や特殊技術をもつボランティアは、目的及び活動範囲が明確なため、組織化されている場合には、行政の補完的役割を担う。

市受入れ窓口は、市及び府の担当部並びにボランティア調整機関と連携して、受入れ及び活動の調整を行う。

- ①老人介護、看護補助
- ②災害支援ボランティア講習修了者
- ③医師、看護師、保健師、助産師等及び応急手当に関する知識、技術
- ④建築物の応急危険度判定
- ⑤特殊車両の操縦、運転の資格、技術
- ⑥通訳(外国語、手話)

7 ボランティア活動の内容

(1) 災害発生初期の活動

- ①人命救助、負傷者の手当
- ②建物危険度判定の専門活動
- ③地域における高齢者、障害のある人、観光客、外国人の安否確認
- ④被災者と行政との情報媒介

(2) 生活支援期の活動

- ①避難所関連
- ②炊出し、物資の仕分け・配給
- ③避難所の運営管理
- ④安否情報、生活情報の収集・伝達
- ⑤清掃等の衛生管理
- ⑥被災者ニーズの把握
- ⑦在宅関連
- ⑧在宅被災者への食事、飲料水の提供
- ⑨物資の移送、建物ブルーシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供
- ⑩情報の提供
- ⑪最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等の情報提供

(3) 復興期の活動

- ①避難生活の長期化や避難所から応急仮設住宅へ生活拠点の変化に伴う避難者の多様なニーズへのきめ細かな対応
- ②活動の継続呼びかけ
- ③被災地の自立等を考慮した地元への円滑な引継のための記録やマニュアルづくり
- ④被災者のケア

8 ボランティア現地本部の設置

市は、大規模な災害が発生し、ボランティアによる長期の支援が必要と判断したときは、市社会福祉協議会と連携してボランティア現地本部を設置し、ボランティア活動に対し適切な支援を行う。

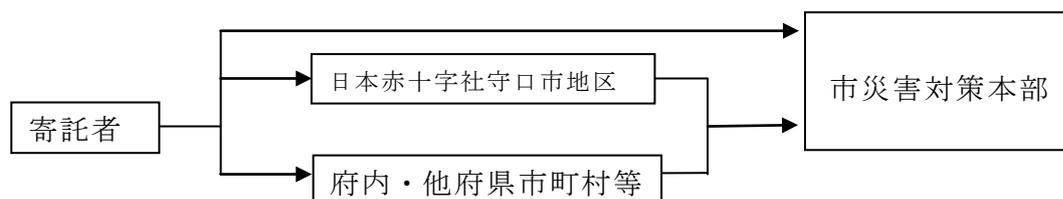
ボランティア現地本部の運営は市社会福祉協議会が支援し、必要な事務用品や機材については、市が調達し支援を行う。

ボランティア現地本部は、府と府社会福祉協議会等と連携をとり、登録ボランティアの派遣要請や、他市町村からのボランティアの申し出の受付や必要な情報提供を行う。

(1) 現地本部の活動

- ① ボランティア受入れの総合窓口
- ② 各ボランティア活動拠点との連絡調整
- ③ 避難所等からのニーズの把握
- ④ 活動に関するルール説明
- ⑤ 各ボランティアの活動のコーディネート
- ⑥ 市等との連絡調整会の開催
- ⑦ その他ボランティア活動中のトラブル等の対処・調整等

第2 義援金品の受付・配分



1 義援金

(1) 受付

- ① 市に寄託された義援金は、総務部で受け付ける。
- ② 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

義援金の配分については、関係する機関が協議し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

2 義援物資

(1) 受付

- ① 市に寄託される義援物資は、総務部が受付窓口を開設して受け付ける。
- ② 義援物資の申し出があった場合は、以下の事柄について確認し、申出受付簿を作成する。

- ア 受付時間
- イ 受付担当者
- ウ 提供者氏名、連絡先
- エ 物資の内容及び数量
- オ 輸送手段及び到着日時
- カ 輸送先(物資集積場)

- ③ 義援物資の受け付けに際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

④必要とする物資を明確にし、原則として、団体や法人からの大口物資を優先し、長期保存が困難なものは受入れない。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 配分

総務部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

3 小包郵便料等の免除

日本郵便株式会社(守口郵便局)は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、予め当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

市、府をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連絡調整

(1) 海外からの支援の受入れは、基本的には国において推進されることから、府は国と十分な連絡調整を図りながら対応する。

(2) 府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、予め国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

(1) 市及び府は、次のことを確認の上、受入れの準備をする。

- ①支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- ②被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市及び府は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ①案内者、通訳等の確保
- ②活動拠点、宿泊場所等の確保

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第1 防疫活動

市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、綿密な連携を取りつつ防疫活動を実施する。

1 市の防疫活動

市は、被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、府の指導、指示により次の防疫活動を行う。

(1) 活動内容

市単独で防疫活動が十分行えないときは、府に協力を要請する。

また、避難所、市自主防災組織等の住民組織、保健所などからの報告のほか自らの調査に基づき被災地、避難所等の衛生状態を把握する。

- ①消毒措置の実施（感染症法第27条）
- ②ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法28条）
- ③避難所の防疫指導
- ④臨時予防接種（予防接種法第6条）
- ⑤衛生教育及び広報活動

(2) 被災地等の消毒

浸水地域に対しては、逆性石鹼液等の薬剤を配布、消毒の指導を行う。また、ねずみ族、害虫等の駆除を目的に、適宜殺虫剤等の散布を実施する。

消毒方法は次のとおり行う。

- ①機動消毒 — 動力噴霧機搭載自動車による消毒
- ②動力消毒 — 電気式噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒
- ③手押消毒 — 肩掛噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

(3) 避難所の衛生確保

必要に応じ市エイフボランタリーネットワークの協力を得て、避難所の防疫指導を行うとともに、給食施設等の衛生管理の徹底を図る。

また、必要に応じ医師会等の協力を得て、被災地、避難所での検疫調査・健康診断を行う。

(4) 薬品等の調達

消毒活動には、環境政策課が調達する消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を使用するが、状況に応じて関係業者から調達する。

資料 7-2「市保有防疫用資機材一覧表」

2 府の防疫活動

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 市町村（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市及び枚方市を除く。）に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。
- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市町村に対して指示を行う。（予防接種法第6条）
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置し又は市町村への必要な指示等を行う。

※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）

3 感染症患者の発生時の対応

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。市は、この実施に際して協力する。

第2 食品衛生監視活動

府（守口保健所）は、食品衛生法に基づき、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と綿密な連携を取りながら、次の業務を行う。

- 1 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- 2 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- 3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱及び施設の衛生監視
- 4 飲料水の衛生監視、検査
- 5 その他食品に起因する危害発生の排除

第3 被災者の健康維持活動

府（守口保健所）及び市は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、医師会、歯科医師会等の協力を得て、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、医師、歯科医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 経過観察中の在宅療養者や要援護者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を図る。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

府は避難所を設置する市と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときには、府、警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持および復旧活動の円滑な促進のため、迅速かつ的確な処理を実施する。

第1 し尿処理

地震によりライフラインの被災に伴う断水のため、通常の上尿処理が困難となる場合は、次によりし尿処理し、災害時のトイレ確保を図る。

1 基本的な考え方

- (1) し尿は、生活用水を確保することによって、下水道機能を有効活用し、処理することを原則とする。
- (2) 下水道機能が使用不能となった場合は、被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害のある人に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 し尿処理方法

(1) 初期対応

上下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集体制及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 避難所における対応

- ① 下水道施設の使用が可能な場合は、学校のプール等で確保した生活用水を利用し、水洗トイレを使用する。
- ② 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレを確保する。
- ③ 下水道施設を活用した仮設トイレ（マンホールトイレ）の整備を促進し確保する。

※ 下水道総合地震対策事業

計画年度：H25～5年間以内

実施年度：計画策定後、5年以内

補助対象

- ①災害対策基本法及び同法に基づく市地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要援護者関連施設と終末処理場を接続する管渠の耐震化事業
- ②災害対策基本法及び同法に基づく市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道及び河川の下に埋設されている管渠の耐震化事業
- ③災害対策基本法及び同法に基づく市地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在する排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあつては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあつては0.5ha以上、町村（過疎町村を除く。）にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上）の貯留・排水施設の耐震化事業
- ④都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域（同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象区域」という。）内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。
 - (ア) 対象地域において都市機能が集積していること
 - (イ) 対象地域の面積が20ha以上であること
 - (ウ) 対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国平均値以上であること
- ⑤災害対策基本法及び同法に基づく市地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積1ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。）
- ⑥災害対策基本法及び同法に基づく市地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積2ha以上の防災拠点及び避難地に限る。）に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

(3) 地域における対応

建物の倒壊等によりトイレ設備が使用できない地域においては、下水道施設の使用が可能な場合は、マンホールを活用した仮設トイレを設置する。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

- (1) 速やかに、し尿の収集及び処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、トイレの衛生管理に努める。
- (3) 必要に応じて、府、近隣市、関係団体に応援を要請する。

4 実施責任者

し尿の収集・処理については、環境部クリーンセンターが担当する。

第2 ごみ処理

市は、災害発生後の生活環境の悪化等に対処するため、被災地の状況を踏まえながら、家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)を迅速かつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生に万全を期す。

1 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集体制の確立と収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ焼却施設等の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの分別収集を行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要なごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生管理に努める。
- (5) 必要に応じて、府、近隣市、関係団体に応援を要請する。

3 実施責任者

ごみの収集は、環境部クリーンセンター業務課が、ごみの処理は、環境部クリーンセンター施設課が担当する。

4 ごみの収集方法

(1) ごみの収集

市収集車及び委託業者の収集車で、収集班を編成し、ごみの収集・運搬を行う。

(2) ごみの一時保管

大規模災害により、処理量を上回るごみが発生したときは、臨時に指定する仮置場及び一時保管場所へ搬入する。

(3) ごみの搬送方法

- ①ごみの分別収集を実施する。
- ②災害により道路に排出された廃棄物は、臨時仮置場に塵芥車両により収集・搬送する。

(4) その他留意事項

被災地における腐敗性の高い廃棄物については、防疫上、早急に収集処理する。

資料 7-3 「ごみ、し尿処理委託・許可業者及び施設一覧表」

第3 災害廃棄物等処理

市は、地震により倒壊した家屋や転倒、落下によりがれきとなった障害物については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・処理し、がれきの適正な分別処理を行う。

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物等の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等を適正に分別・処理・処分するとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理並びに安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、府、隣接市、関係団体に応援を要請する。

3 実施責任者

災害廃棄物等の収集は、環境部クリーンセンター業務課及び都市整備部が、災害廃棄物等の処理は、環境部クリーンセンター施設課が担当し、必要に応じて、府や他市、関係団体に応援を依頼する。

4 不法投棄の監視

道路、公園、河川等への不法投棄を防止する。

5 その他の留意事項

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務付け、飛散防止対策を徹底する。

第3節 遺体の処理、火葬等

市は、災害の際死者が発生した場合は、守口警察署や医療関係機関等と協力し、遺体の収容、火葬等を円滑に実施する。

第1 遺体の収容

1 遺体の安置所の開設

- (1) 遺体の安置所は、守口・土居地区体育館に開設することとするが、災害の状況に応じて、他の公共施設にも開設する。
- (2) 遺体の安置所の運営及び遺体の収容に必要な棺、骨つぼ等の調達は、市（総務班）が行う。
- (3) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- (4) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (5) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (6) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (7) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (8) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (9) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についても予め検討しておく。

<守口・土居地区体育館>

住所	竹町 10 番 1 号	電話	6992-6677
----	-------------	----	-----------

2 遺体の確認等

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

身元不明の遺体については、守口警察署（府警察）が、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行うとともに、関係機関に連絡し、速やかに身元確認に努める。

3 遺体の輸送等

遺体の輸送については、市内葬儀業者等に霊柩車、寝台車による輸送の協力を要請するとともに、災害の状況に応じて、市が行う。

資料 7-4 「飯盛霊園組合葬儀取扱指定店一覧表」

第2 遺体の処理、火葬等

遺族が遺体の処置、火葬等を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が、代わって行う。

1 遺体の処置

遺体の処置は、次のとおり行う。

- (1) 市内葬儀業者に協力を要請し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 火葬に相当の時間を要する場合は、遺体の衛生状態に配慮する。

2 遺体の火葬

遺体の火葬は、次のとおり行う。

- (1) 総合窓口課が「埋（火）葬許可証」を発行する。
- (2) 火葬は、飯盛霊園組合火葬場で行うこととする。災害の状況によっては、他の市町村に依頼する。また、必要がある場合は、知事の許可を得て、応急仮設火葬場を設置する。
- (3) 縁故者の判明しない遺体については、市災害対策本部が死亡届を提出し、「埋（火）葬許可証」の交付を受け、火葬する。遺骨は、市が一時保管し、縁故者が判明次第引き渡すこととする。
- (4) 身元不明の遺体については、一定期間経過後に行旅死亡人として扱うこととし、市災害対策本部の判断に基づき、「埋（火）葬許可証」の交付を受けた後、(2)、(3)の措置を講ずるものとする。
- (5) 遺体の火葬の期間は、原則として災害発生から10日間とする。10日間で火葬が終了しないときは、期間の延長手続き（知事へ申請）をとる。

<飯盛霊園組合>

住所 四條畷市大字下田原 448 番地 電話 0743-78-1195

第3 応援要請

市は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第4 死亡ペットの処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とする
が、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについて
は、環境部クリーンセンターが関係機関と協力して行う。

第4節 社会秩序の維持

被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止するため、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 社会秩序の維持

1 住民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害状況や応急・復旧対策に関する情報を（株）エフエムもりぐち、（株）ジェイコムウエスト等により積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警戒活動の強化

守口警察署（府警察）は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

（1）犯罪の予防・取締り

- ①自主防犯についての注意指導、警告広報
- ②警戒活動の強化
- ③避難所等への巡回訪問の実施
- ④臨時交番、検問所等の設置
- ⑤防犯警戒、一斉取締りの実施
- ⑥人心の不安、物資の不足に伴う紛争、その他集団的事案、暴利行為に対する警戒、取締り

（2）流言飛語の防止対策

- ①災害に関する的確な情報の収集と広報活動による人心の不安の除去
- ②人心の不安を助長するようなデマ情報等の防止

（3）保安対策

- ①鉄砲刀剣類及び火薬類の所持違反の取締り強化
- ②鉄砲刀剣類所持等取扱法第26条の規定による鉄砲刀剣類等の授受、運搬又は携帯の禁止、制限若しくは仮領置の実施

第2 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買い占め、売り惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

市は、府と協力し、市民の心理的パニックを防止するため、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供する。

3 生活必需品の確保

市は、府と協力し、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 金融機関における預貯金払戻等

(1) 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

①市民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、被災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

②事情によっては、定期預金、定期積立金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

③損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金の払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

(3) 日本郵便株式会社は次の措置を講ずる。

①郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等について、取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等を無くした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して、直ちに指示する。

②守口郵便局長は、市に対して災害救助法が発動されたときは、指示を待たずに直ちに非常払渡し及び非常貸付を実施する。

【東海地震の警戒宣言に伴う対応】

第1節 総 則

第1 目 的

内閣総理大臣は、東海地震に係る地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発令するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

大阪府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられた場合、社会混乱の発生が懸念される。

このため、市民の生命、身体、財産等の安全を確保するため、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

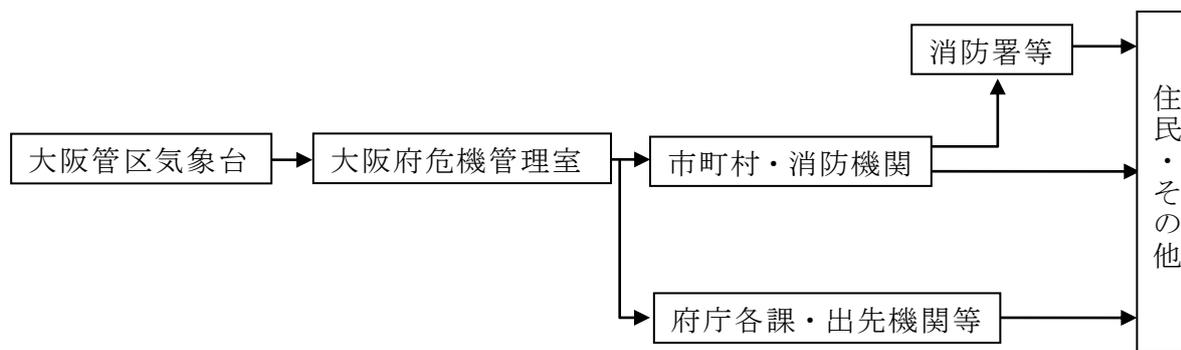
- 1 大阪府は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常通り確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれがあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策、自然災害応急対策で対処する。

第2節 東海地震注意情報発表時の措置

市をはじめ防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の準備

市をはじめ防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

守口市門真市消防組合は、非常警備を発令して警戒態勢を整え、消防本部に地震災害警防本部を設置する。

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

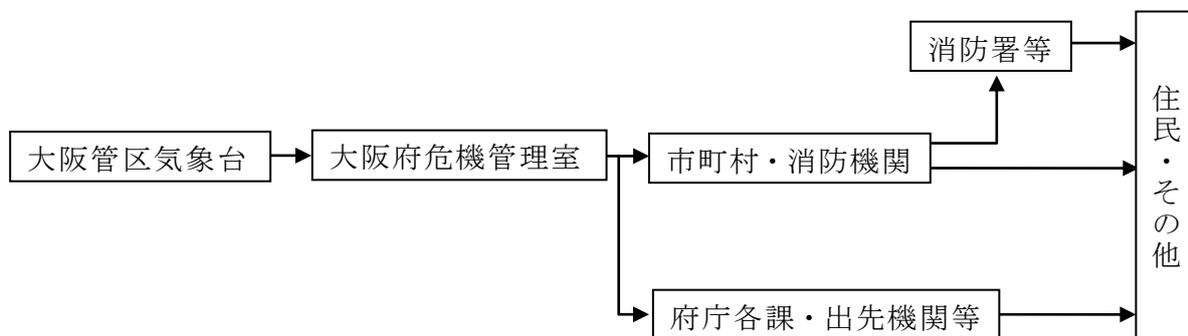
市をはじめ防災関係機関は、警戒宣言が発せられたとき社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、市民、関係機関に迅速に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

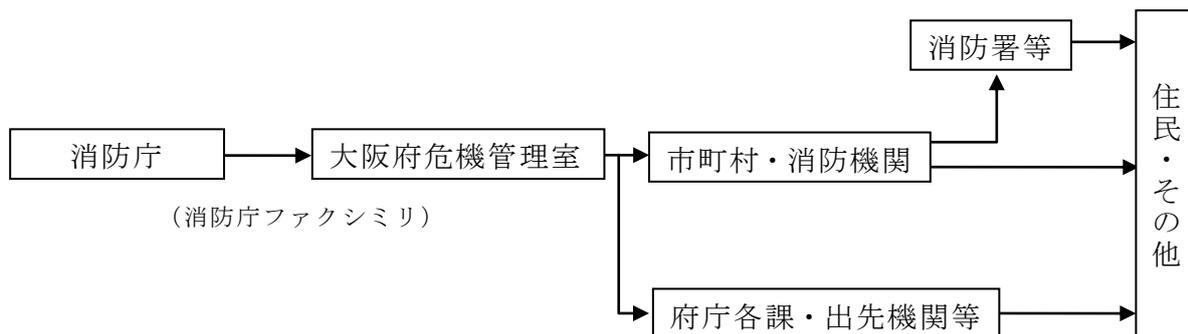


(2) 伝達事項

- ①東海地震予知情報
- ②その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ①警戒宣言
- ②警戒解除宣言
- ③その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市をはじめ防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、市災害警戒本部を、守口市門真市消防組合は地震災害警防本部を設置し、必要な動員配備体制をとる。
- (2) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (3) 情報交換を通じて防災関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (4) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材の準備、点検を行う。

2 消防・水防

守口市門真市消防組合は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずる。

また、水防管理団体等は、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

守口警察署及び道路管理者は、関係機関との綿密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との綿密な連携のもとに通行制限又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、発災後の災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な措置を講ずる。

6 社会秩序の維持

(1) 警備対策

守口警察署は、関係機関との密接な連携のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

7 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル等多数の者を受入れる施設の管理者は、混乱の防止と安全確保を図るため、利用者への的確な情報伝達を行うなど適切な措置を講ずる。

第3 市民に対する広報

警戒宣言が発せられたとき、市民は原則として避難の必要がないため、家庭及び職場等において自ら必要な防災への備えを実施するとともに、市等が行う防災活動に協力するよう広報する。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 市自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 交通規制等への協力と安全走行についての呼びかけ
- (7) 防災関係機関が行う防災活動への協力など

2 広報の手段

市は、(株)エフエムもりぐち、(株)ジェイコムウエストの放送、防災行政無線、広報車等を活用し、市自主防災組織等とも連携して広報する。

府は、報道機関と連携して広報を行う。

なお、広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

【事故災害応急対策】

第1節 大規模市街地火災応急対策

市街地において大規模な火災が発生した場合には、市、消防機関、府、府警察及び自衛隊は相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

第1 火災警報等

1 火災警報

市長は、消防法に基づき、火災の予防上危険であると認めた場合、火災警報を発する。（消防法第22条）

2 火災気象通報

市長は、知事から火災気象通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、守口市門真市消防組合が指示する火の使用制限に従う。

4 市民等への周知

市及び守口市門真市消防組合は、市民に対して、予警報のみならず予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知には、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、市自主防災組織などの住民組織と連携して徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第2 消火活動

1 災害発生状況の把握及び消火活動

市及び守口市門真市消防組合は、火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2 消火活動

市は初動体制を確立し、また、守口市門真市消防組合は非常体制を確立し、火災態様に応じた部隊配置を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。また、延焼状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのあるときは、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

第3 相互応援

- 1 市及び守口市門真市消防組合では十分に消火活動が実施できない場合、消防組合は府、他の市町村消防機関などに応援を要請する。

資料 11-16 「大阪府北ブロック消防相互応援協定」

資料 11-17 「大阪市、守口市門真市消防組合消防相互応援協定」

資料 11-18 「守口市門真市消防組合・東大阪市消防相互応援協定」

資料 11-19 「大阪府下広域消防相互応援協定」

- 2 被災地以外の市町村消防機関は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。市及び守口市門真市消防組合は、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村消防機関に対して提供する。

第2節 中高層建築物災害応急対策

守口市門真市消防組合は、中高層建築物の災害に対処するため、それぞれの態様に応じた消防計画に基づき、次の各種対策を実施するものとする。災害をガス漏洩事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

第1 ガス漏洩事故

1 守口市門真市消防組合

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏洩事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、守口警察署等と協力して、安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）又は、一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

2 守口警察署（府警察）

守口警察署（府警察）は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

- (1) 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

- (2) 救出救助

被災者の有無の確認及びその速やかな救出救助活動と守口市門真市消防組合、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (3) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、安全、迅速な誘導を行う。

- (4) 警戒区域の設定

二次災害を防止するため、必要な地域に警戒区域の設定を行う。

(5) 交通規制

迅速、円滑な救出救助活動及び復旧作業を確保するため、必要な交通規制を実施する。

(6) その他

市等の防災関係機関との連携により、被害調査、事故原因の究明等その他必要な措置をとる。

3 大阪ガス株式会社(導管事業部北東部導管部)

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 緊急の場合には、緊急遮断弁によりガスの供給を停止する。

(2) 遮断後のガスの供給再開にあたっては、守口市門真市消防組合の現場最高責任者に連絡の上行う。

第2 火災等

守口市門真市消防組合は、火災の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- 1 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- 2 活動時における情報収集、連絡
- 3 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- 4 高層建築物の消防用設備等の活用
- 5 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- 6 浸水、水損防止対策

第3 中高層建築物の管理者等

1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物の管理者等は、守口市門真市消防組合等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

2 中高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。

3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第3節 危険物等災害応急対策

防災関係機関は、周辺住民に対する危害防止を図るため、火災その他の災害に起因する危険物等の被害を防止する。

第1 危険物応急対策

1 市及び守口市門真市消防組合

- (1) 守口市門真市消防組合は、関係機関と綿密な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 守口市門真市消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ①災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - ②危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ③災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 市及び守口市門真市消防組合は、施設の管理責任者と綿密な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 守口警察署（府警察）

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市、守口市門真市消防組合と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市及び守口市門真市消防組合と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

3 応援の要請

市長及び消防長は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により他の市町村長に対し応援を要請する。

第2 高圧ガス災害応急対策

1 市及び守口市門真市消防組合

施設の管理責任者と綿密な連絡を図り災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 守口市門真市消防組合、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、次の緊急措置を講ずる。

- (1) 製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること
- (2) 高圧ガスを取り扱う者に対し、貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること
- (3) 容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じること

3 守口警察署（府警察）

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市及び守口市門真市消防組合等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれがある場合は、施設管理者、市及び守口市門真市消防組合等の関係機関と連携して、災害の波及防止、安全措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第3 毒物劇物災害応急対策

1 市及び守口市門真市消防組合

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 府

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害防止のための除毒等の措置を講ずるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

3 守口警察署（府警察）

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市及び守口市門真市消防組合等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設管理者、市及び守口市門真市消防組合等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第4 危険物等輸送車両災害応急対策

守口市門真市消防組合は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物輸送車両による事故が発生した場合は、守口警察署及び関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。その他、必要な応急対策は、危険物応急対策に準じて実施する。

第5 放射性物質保有施設(医療機関・研究施設等)災害応急対策

- 1 市及び守口市門真市消防組合は、放射性同位元素に係る施設の設置者等から事故が発生し、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。
- 2 市及び守口市門真市消防組合は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。

3 応急対策の内容

- (1) 関係機関への情報連絡及び広報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- (4) 付近住民等の避難
- (5) 危険区域の設定と立入制限
- (6) 交通規制
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第4節 その他災害応急対策

航空災害、鉄道災害、道路災害、大火災・大爆発事故、雑踏における事故などの市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある大規模事故の際には、災害の態様に応じ、防災関係機関が相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

第1 対応措置

1 通報

市内において大規模事故を発見した人は、直ちに市、最寄の警察署(派出所)又は守口市門真市消防組合に通報する。

通報先	電 話
守口市役所	06-6992-1221
守口警察署	06-6994-1234
守口市門真市消防組合	06-6906-1122
守口消防署(本署)	06-6993-0119
(三郷出張所)	06-6992-0119
(東部出張所)	06-6903-0119

2 事故対策本部の設置

大規模事故が発生した場合、関係機関は、救助、救急医療その他応急対策を実施するため事故対策本部を設置する。(必要に応じて、指揮本部を設置する。)

事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類や規模等に応じて実施する。

3 情報の収集・伝達

市、府及び当該事故の関係機関等は、情報の収集に十分な連絡を取り、相互に共有する。

4 救助、救急医療活動

- (1) 医師及び看護師の派遣
- (2) 医療機材及び医薬品の輸送
- (3) 負傷者の救助
- (4) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

5 消防活動

守口市門真市消防組合及び市消防団は、消防活動等災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

6 救援物資の輸送

市、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

7 応急復旧用資機材の確保

市、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

8 交通対策

守口警察署、関係機関、当該事故関係機関は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

第2 事故処理

当該事故関係機関は、守口警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理等を速やかに実施する。

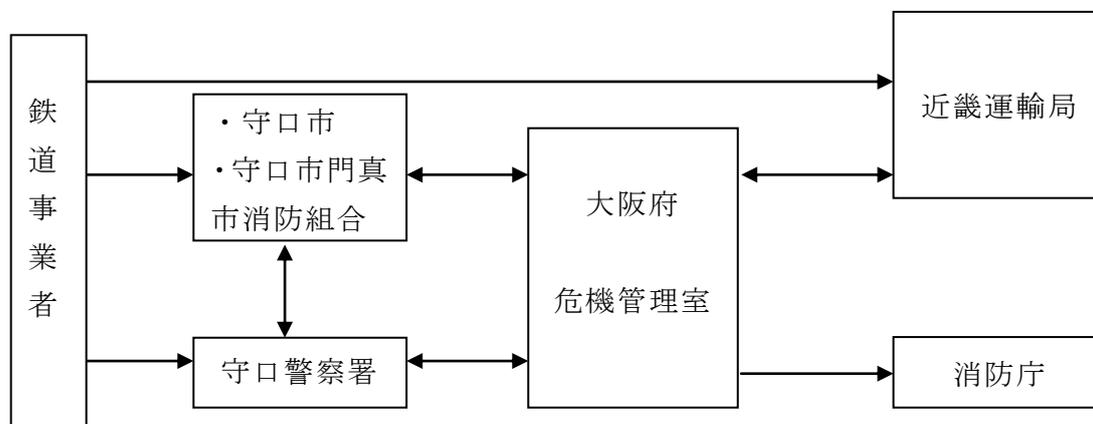
第3 情報収集伝達体制

1 航空災害

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

2 鉄道災害

(1) 情報収集伝達経路

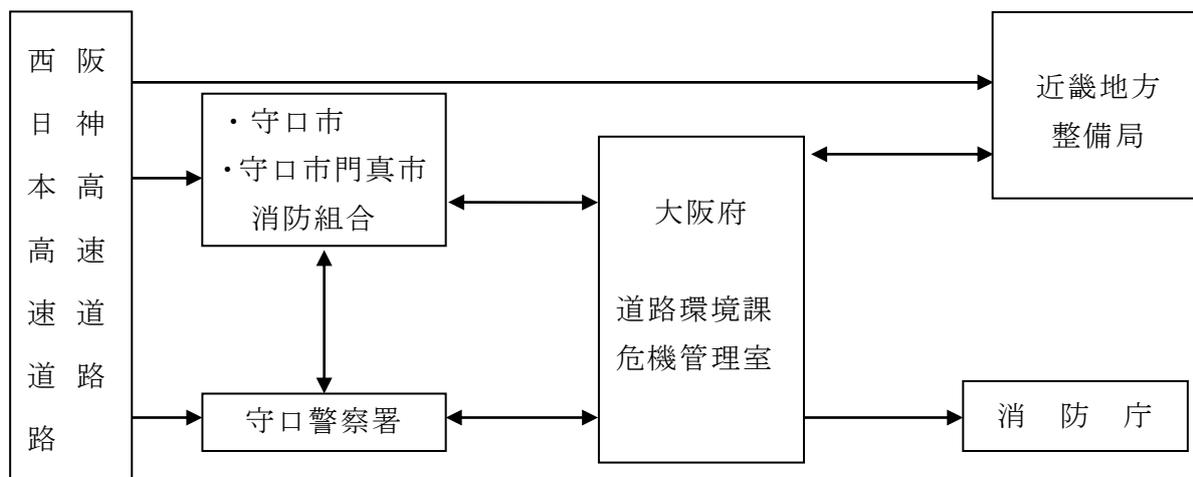


(2) 収集伝達事項

- ①事故の概要
- ②人的被害の状況等
- ③応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④応援の必要性
- ⑤その他必要な事項

3 道路災害

(1) 情報収集伝達経路



(2) 収集伝達事項

- ①事故の概要
- ②人的被害の状況等
- ③応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④応援の必要性
- ⑤その他必要な事項

【災害復旧・復興】

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性や、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 公共施設等の復旧

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、市、府をはじめ防災関係機関は、必要な職員を適正に配置する。また、市については、必要に応じて職員の応援派遣等を府に要請する。

2 復旧事業計画の作成

市、府をはじめ防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部若しくは全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

- (1) 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- (2) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 下水道災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の計画

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫負担とする。
- (9) 農林水産施設復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律

3 復旧完了予定時期の明示

市、府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第2 激甚災害の指定

1 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150条、以下「激甚災害法」という。）及び同法に基づき激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

2 激甚災害法の手続き

- (1) 市長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を知事に報告する。（災害対策基本法第53条第1項）
- (2) 市長からの報告を受けた知事は、この災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条第2項）
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めるときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。（激甚災害法第2条第3項）
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際して、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

3 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度(災害対策基本法施行規則で別表第1に定める事項)
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

第3 激甚災害指定による財政援助

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

第4 特定大規模災害

府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行う。

第2節 被災者の生活支援

第1 災害弔慰金等の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき、「守口市災害弔慰金の支給に関する条例」の定めるところにより、自然災害によって死亡した場合には、遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に障害が生じた場合には、その人に対して災害障害見舞金を支給する。

1 災害弔慰金

対象災害	暴風、豪雨その他異常な自然現象による次の災害に適用する。 ①市域において5世帯以上の住家が滅失した災害 ②府域において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 ③府域において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害 ⑤上記と同等と認められる特別の事情があると厚生労働大臣が認めた災害	
支給額	1 生計維持者 2 その他の者 遺族の範囲	500万円 250万円 配偶者、子、父母、孫、祖父母
制限	次の場合は、支給を制限する。 ① 死亡が、故意又は重大な過失による場合 ② 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合 ③ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。 ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。	

※ 「生計維持者」とは、弔慰金を受け取ることとなる遺族の生計を主として維持していた者

2 災害障害見舞金

対象災害	災害弔慰金に同じ	
支給額	1 生活維持者	250万円
	2 その他の者	125万円
障害の程度	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ間接以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したものの 7 両下肢をひざ間接以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したものの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	
制限	次の場合は、支給を制限する。 ① 障害が、故意又は重大な過失による場合 ② 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合	

※ 「生計維持者」とは、弔慰金を受け取ることとなる遺族の生計を主として維持していた者

資料 14-2 「守口市災害弔慰金の支給等に関する条例」

資料 14-3 「守口市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

第2 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

1 災害援護資金の貸付

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づき、「守口市災害弔慰金の支給に関する条例」の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた、世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を実施する。

(1) 対象災害

- ① 市域において5世帯以上の住家が滅失した災害
- ② 府域において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- ③ 府域において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

(2) 貸付限度額

- ①世帯主に概ね1ヶ月以上の療養を要する負傷がある場合
- ア 住居の損害がなく、家財の損害がその価格の3分の1未満の場合
150万円
 - イ 住居の損害がなく、家財の損害がその価格の3分の1以上の場合
250万円
 - ウ 居住が半壊した場合
270万円
(特別な事情があるとき 350万円)
 - エ 住居が全壊した場合
350万円
- ②世帯主に概ね1ヶ月以上の療養を要する負傷がない場合
- ア 住居の損害がなく、家財の損害がその価格の3分の1以上の場合
150万円
 - イ 住居が半壊した場合
170万円
(特別な事情があるとき 250万円)
 - ウ 住居が全壊した場合
250万円
(特別な事情があるとき 350万円)
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合
350万円

(3) 貸付条件

- ①利率 年3% (措置期間は無利子)
- ②措置期間 3年 (特別な事情がある場合は5年)
- ③償還期限 10年 (措置期間を含む)
- ④償還方法 年賦又は半年賦
- ⑤所得制限 「災害弔慰金等の支給等に関する法律施行令」第5条の規程による

2 生活福祉資金「災害援護資金」の貸付

市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じ、守口市の低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を貸し付ける窓口となる。

ただし、災害援護資金の対象者を除いた低所得者世帯を対象とする。

第3 罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）若しくは被保険者等に対し、地方税法又は市条例によって、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を講ずる。

1 市税

(1) 期限の延長

被災した納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

①災害が広域にわたる場合は、市長がその職権によって適用の地域及び期限の延長を指定する。

②その他の場合、災害がおさまった後、速やかに被災した納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内の期限に限り徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を実施する。

(3) 滞納処分の執行停止等

災害によって滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次によって減免を実施する。

①個人市民税

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて納期末到来分にかかる税額につき減免を実施する。

②固定資産税、都市計画税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて納期未到来分にかかる税額につき減免を実施する。

2 国税及び府税

(1) 国税

国は、「災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等の適切な措置を行う。

(2) 府税等

府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

府は、条例に基づき、各種許可証の再交付に係る手数料等の減免措置を行う。

3 国民健康保険料の減免

(1) 減免

「守口市国民健康保険条例」に基づき、災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予する。

4 幼稚園保育料の減免

「守口市立幼稚園条例」に基づき、災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減免する。

第5 雇用機会の確保

府及び関係機関は、災害による離職者の把握に努め、その早期再就職を促進するため、被災地域を所管する公共職業安定所を通じて速やかに斡旋を図るとともに、次の措置を講ずる。

- 1 被災者のための臨時相談窓口の設置
- 2 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 3 職業訓練受講の指示
- 4 職業転換給付金制度に基づき、職業訓練受講者へ訓練手当等の支給及び職業適応訓練を行う事業主に対する訓練費の支給
- 5 特定求職者雇用開発助成金制度に基づき、被災し就職困難となったものを雇い入れた事業主に対する助成金の支給

- 6 災害により失業の認定日に出頭のできない受給資格者に対して、事後の証明書による失業の認定及び求職者給付
- 7 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、特例としての求職者給付
- 8 従業員解雇や新規採用者の内定取り消し防止のため、事業主への雇用維持要請

第6 住宅の確保等

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支給を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、予め検討を行う。

1 相談窓口の設置

市及び府は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の供給を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅の入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕などの建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、実情に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、公社・都市再生機構住宅の空き家活用
既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として活用できるよう配慮する。
- (2) 災害公営住宅の供給
災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。
- (3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用
自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の斡旋を行う。

4 民間住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設するものに対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

5 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

6 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係を巡る混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第7 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

④①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の①②の合計額となる。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

ア 上記(3)①～③の世帯 100万円

イ 上記(3)④の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

ア 住宅を建設又は購入した場合 200万円

イ 住宅を補修した場合 100万円

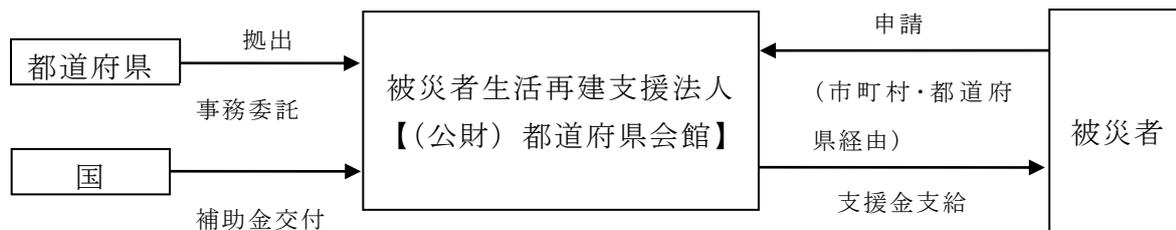
ウ 住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管：内閣府) (支援金の1/2)

第3節 中小企業の復興支援

府は、被災した中小企業者の再建を促進するため、資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第1 府及び市の措置

1 府

府は、被災した中小企業者の再建を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- (3) 国の信用補完制度の動向を踏まえ、中小企業の災害復旧を支援するための災害融資制度を実施する。
- (4) 資金貸付手続きの簡易迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を中小企業信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- (5) 市町村等を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

2 市

市は、府が実施する中小企業者の支援制度を周知するとともに、必要に応じて臨時相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 政府系金融機関の融資

- (1) 株式会社日本政策金融公庫
災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。
- (2) 商工組合中央金庫
災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第3 中小企業者に対する周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害等対策資金融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特別利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第4節 農業関係者の復興支援

市は、災害により被害を受けた農業関係者に対して復旧を促進し、農業等の生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、府に協力して必要な措置を講ずる。

第1 府及び市の措置

1 府

府は、被災した農業関係者の再建を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 農業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- (3) 被災した農業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- (4) 「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下、「天災融資法」という。)の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失保証金を交付する。
- (5) 市町村、農業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

2 市

市は、府が実施する農業関係者の支援制度を周知するとともに、必要に応じて臨時相談窓口を解説する。

第2 資金の融資

融資機関は、被災した農業関係者の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補給を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第3 農業関係者に対する周知

農業協同組合その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付等について、農業関係者に周知する。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1 上水道・工業用水道（市、大阪広域水道企業団）

（1）復旧計画

- ①水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ②復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、各水道事業者等のホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

2 下水道（市、府）

（1）復旧計画

- ①下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ②復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、府及び各市町村のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

3 電力（関西電力株式会社）

（1）復旧計画

①被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

②復旧計画の策定にあたっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

③設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

（2）広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、関西電力株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

（1）復旧計画

①被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

②復旧計画の策定にあたっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

③単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社））

（1）復旧計画

①被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

②復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

6 共同溝・電線共同溝（市、府、近畿地方整備局）

(1) 復旧計画

- ①被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ②復旧計画の策定にあたっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び各市町村のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

(1) 復旧計画

- ①被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- ②復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ③被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

- ①鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- ②復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

9 道路（市、府、近畿地方整備局）

(1) 復旧計画

①被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を作成する。

②復旧の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

③単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、大阪府及び各市町村のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2章 復興の基本方針

第1節 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市及び府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市及び府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度の災害発生の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2節 市における復興に向けた取組み

第1 守口市復興対策本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに市復興対策本部を設置する。

第2 復興計画の策定

- 1 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。
- 2 復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。
- 3 市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図られるよう調整する。
- 4 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、地域住民の理解を求めることで、合意形成に努めるものとする。
 - (1) 復興計画の区域
 - (2) 復興計画の目標
 - (3) 被災市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
 - (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
 - (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
 - (6) 復興計画の期間
 - (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

【参 考】

実施機関別一覧表

	計 画 名	頁	実施機関名
<総 則>			
	第1節 目的等		
	第1 計画の目的		
	第2 計画の構成		
	第2節 災害想定		
	第1 本市の概況		
	第2 地震災害の想定		
	第3 東南海・南海地震防災対策推進地域の指 定		
	第4 南海トラフ巨大地震被害想定		
	第5 風水害等災害の想定		
	第3節 防災の基本方針		
	第1 基本目標		
	第2 防災施策の大綱		
	第4節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱		
	第1 防災関係機関の基本的責務		
	第2 防災関係機関の業務の大綱		
	第5節 市民、事業所の基本的責務		
	第1 市民		
	第2 自主防災組織		
	第3 事業所		
	第4 市民・事業所・公共機関等の連携による 市民運動の展開		
	第6節 計画の修正		
	第1 計画の修正		
	第2 計画の習熟		
	第3 他の計画との関係		
<災害予防対策>			
第1章 防災体制の整備			
	第1節 総合的防災体制の整備		

第1	組織体制の整備	全部局、防災関係機関、 自主防災組織、事業所
第2	防災拠点機能の確保・充実	全部局、防災関係機関
第3	装備資機材等の備蓄	全部局、防災関係機関、 自主防災組織
第4	防災訓練の実施	全部局、消防組合、防災関 係機関、自主防災組織等
第5	相互応援体制の整備	市民生活部、防災関係機関
第6	人材の育成	市民生活部、総務部、 防災関係機関
第7	防災に関する調査・研究の推進	国、府、全部局、 防災関係機関等
第8	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	市民生活部、府、 防災関係機関
第9	自治体被災による行政機能の低下等への 対策	全部局
第10	事業者・ボランティアとの連携	事業者、ボランティア
第2節	情報収集伝達体制の整備	
第1	24時間体制の確立	全部局
第2	災害時情報収集伝達システムの基盤整備	市民生活部、水道局、 消防組合、府
第3	情報収集伝達体制の強化	市民生活部、府、 防災関係機関
第4	災害広報体制の整備	企画財政部、防災関係機関
第3節	消火・救助・救急体制の整備	
第1	消防体制の整備	消防組合、市民生活部
第2	救助・救急体制の整備	市民生活部、健康福祉部、 消防組合、守口警察署、 自主防災組織
第4節	災害時医療体制の整備	
第1	災害医療の基本的考え方	健康福祉部、医療機関
第2	医療情報の収集・伝達体制の整備	健康福祉部、消防組合、府、 医療関係機関
第3	現地医療体制の整備	健康福祉部、医療関係機関
第4	後方医療体制の整備	健康福祉部、府、災害医療 機関

第5	医薬品等の確保体制の整備	市民生活部、教育委員会事務局、医療関係機関
第6	患者等搬送体制の確立	総務部、健康福祉部、消防組合、医療関係機関
第7	個別疾病対策	健康福祉部、府、医療関係機関
第8	関係機関協力体制の確立	健康福祉部、府
第9	医療機関の設備等の整備	医療機関
第10	医療関係者に対する訓練等の実施	医療機関
第5節	緊急輸送体制の整備	
第1	陸上輸送体制の整備	市民生活部、府、守口警察署、道路管理者
第2	航空輸送体制の整備	市民生活部
第3	水上輸送体制の確保	近畿地方整備局
第4	輸送手段の確保体制の整備	市民生活部、日本通運(株)、京阪バス(株)、道路管理者
第6節	避難受入れ体制の整備	
第1	避難場所、避難路の指定	市民生活部
第2	避難場所、避難路の安全性の向上	市民生活部、都市整備部
第3	避難所の指定、整備	市民生活部、施設管理者
第4	避難誘導体制の整備	市民生活部、健康福祉部、教育委員会事務局、こども部、企画財政部、施設管理者、府
第5	広域避難体制の整備	市民生活部、府
第6	応急危険度判定体制の整備	都市整備部、府、建築関係団体
第7	応急仮設住宅等の事前準備	市民生活部、都市整備部、府
第8	罹災証明書の発行体制の整備	総務部
第7節	緊急物資確保体制の整備	
第1	給水体制の整備	水道局、市民生活部
第2	食料・生活必需品の確保	市民生活部、府、近畿農政局、近畿経済産業局、日本赤十字社大阪府支部

第3節	民間との協定促進	全部局、医師会等、関係団体
第8節	ライフライン確保体制の整備	
第1	上水道・工業用水道	水道局、 大阪広域水道企業団
第2	下水道	下水道部、府
第3	電力	関西電力㈱
第4	ガス	大阪ガス㈱
第5	電気通信	西日本電信電話㈱、 KDDI ㈱関西総支社
第6	市民への広報	企画財政部、 ライフライン事業者
第9節	交通確保体制の整備	
第1	鉄軌道施設	京阪電気鉄道㈱、大阪高速 鉄道㈱、大阪市交通局
第2	公共輸送機関	京阪バス㈱
第3	道路施設	都市整備部、府枚方土木事 務所、近畿地方整備局
第10節	避難行動要支援者支援体制の整備	
第1	障害者・高齢者等に対する支援体制整備	健康福祉部、施設管理者、 自主防災組織等
第2	福祉避難所の指定	市民生活部、健康福祉部、 施設管理者
第3	外国人に対する支援体制整備	市民生活部、企画財政部、 関係機関
第4	その他の要配慮者に対する配慮	健康福祉部、企画財政部、 関係機関
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	市民生活部、都市整備部、 企画財政部、関係機関
第2	駅周辺における滞留者の対策	市民生活部、京阪電気鉄道 ㈱、大阪市交通局、 大阪高速鉄道㈱
第3	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓 発	府、関係機関
第4	代替輸送確保の仕組み（船舶、バス）	関係機関
第5	徒歩帰宅者への支援	大阪府石油商業組合、

			関係事業者
第2章 地域防災力の向上			
第1節	防災意識の高揚		
第1	防災知識の普及啓発		市民生活部、健康福祉部、 防災関係機関
第2	学校における防災教育		教育委員会事務局、 防災関係機関等
第3	職員等に対する教育		市民生活部、総務部
第4	災害教訓の伝承		市民生活部、企画財政部、 府
第2節	自主防災体制の整備		
第1	地区防災計画の策定等		市民生活部、自主防災組織
第2	市自主防災組織の育成		市民生活部、自主防災組織
第3	事業者による自主防災体制の整備		消防組合、市民生活部、 事業所
第4	救助活動の支援		市民生活部、守口警察署、 消防組合
第3節	ボランティアの活動環境の整備		全部局、府、日本赤十字社 大阪府支部、市社会福祉協 議会等
第1	受入れ窓口の整備		
第2	事前登録		
第3	人材の育成		
第4	受入れ及び活動拠点の整備		
第4節	企業防災の推進		市民生活部、事業所
第3章 災害予防対策の推進			
第1節	都市の防災機能の強化		
第1	防災空間の整備		都市整備部、市民生活部、 府、近畿地方整備局
第2	都市基盤施設の防災機能の強化		都市整備部、府、 近畿地方整備局
第3	密集市街地の整備促進		都市整備部
第4	建築物の安全性に関する指導等		都市整備部、教育委員会事 務局、府、防災関係機関
第5	文化財		教育委員会事務局
第6	ライフライン・放送施設災害予防対策		水道局、下水道部、 ライフライン事業者、 道路管理者、放送事業者

	第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保		環境部、下水道部
	第2節 地震災害予防対策の推進		
	第1 大規模地震の被害想定		府、全部局、防災関係機関
	第2 建築物の耐震対策等の促進		都市整備部、府
	第3 建築物等の浸水対策の促進		
	第4 土木構造物の耐震対策等の推進		土木構造物管理者
	第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備		全部局
	第3節 津波災害予防対策の推進		
	第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方		府、全部局、防災関係機関
	第2 津波に対する知識の普及・啓発		府、全部局、防災関係機関
	第4節 水害予防対策の推進		
	第1 洪水対策		市民生活部、下水道部、府、近畿地方整備局
	第2 水害減災対策		市民生活部、下水道部、府、近畿地方整備局
	第3 下水道の整備		下水道部、府、近畿地方整備局、施設管理者
	第5節 危険物等災害予防対策の推進		
	第1 危険物災害予防対策		消防組合、危険物施設事業所管理者
	第2 高圧ガス災害予防対策		市民生活部、消防組合、府、高圧ガス関係事業所管理者
	第3 火薬類災害予防対策		市民生活部、府、消防組合
	第4 毒物劇物災害予防対策		府
	第5 放射線災害予防対策		放射性同位元素施設管理者、防災関係機関
	第6節 火災予防対策の推進		
	第1 建築物等の火災予防		消防組合、都市整備部
	第2 高層建築物、地下街		消防組合、都市整備部
<自然災害応急対策>			
第1章 活動体制の確立			
	第1節 組織動員		
	第1 市の組織体制		全部局
	第2 市の動員配備体制		全部局
	第3 防災関係機関の組織動員配備体制		防災関係機関
	第2節 自衛隊の災害派遣		

第1	知事の派遣要請		市民生活部、府
第2	自衛隊の自主派遣		自衛隊
第3	派遣部隊の受入れ		総務部
第4	派遣部隊の活動		自衛隊
第5	派遣部隊の撤収要請		市民生活部、府
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援		
第1	府、他市町村への応援要請		市民生活部
第2	指定地方行政機関、指定行政機関への派遣要請		市民生活部
第3	緊急消防援助隊の派遣要請		市民生活部、府
第4	広域応援等の受入れ		市民生活部
第5	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣		関係機関
第6	民間との協力		全部局、府等
第2章 情報収集伝達・警戒活動			
第1節	警戒期の情報伝達		
第1	気象予警報の伝達		市民生活部
第2	地震情報の伝達		市民生活部
第3	洪水予報の伝達		市民生活部、下水道部
第4	火災気象通報		市民生活部、消防組合
第5	市民への周知		市民生活部、企画財政部、健康福祉部
第2節	警戒活動		
第1	気象観測情報の収集伝達		市民生活部、下水道部
第2	水防警報及び水防情報		市民生活部、下水道部
第3	水防活動		市民生活部、下水道部、淀川左岸水防事務組合、府
第4	ライフライン・交通警戒活動		都市整備部、ライフライン事業者、交通施設管理者
第3節	発災直後の情報収集伝達		
第1	情報収集伝達		全部局、防災関係機関
第2	被害状況の整理・報告		企画財政部、市民生活部
第3	異常現象発見時の通報		市民生活部
第4	通信手段の確保		企画財政部、市民生活部
第4節	災害広報		
第1	災害広報		企画財政部、市民生活部、健康福祉部、報道機関
第2	報道機関との連携		企画財政部、報道機関

	第3 広聴活動の実施		企画財政部、防災関係機関
第3章 消防、救助救急、医療救護			
	第1節 消火、救助・救急活動		
	第1 消防活動体制		消防組合、消防団、 守口警察署、健康福祉部、 自主防災組織等
	第2 火災防御活動		消防組合、消防団、 自主防災組織等
	第3 救助活動		全部局、消防組合、消防団、 警察、自衛隊、自主防災組 織、関係機関
	第4 救急活動		健康福祉部、医療機関、 消防組合
	第5 消防広域応援体制		消防組合、消防機関
	第6 危険物等施設の保安処置		消防組合
	第7 守口市消防団		消防団
	第8 市自主防災組織		自主防災組織
	第9 惨事ストレス対策		全部局、消防組合、消防団、 警察、自衛隊、医療機関、 自主防災組織、関係機関
	第2節 医療救護活動		
	第1 医療救護活動に関する府の組織体制		府
	第2 医療情報の収集・提供活動		健康福祉部、消防組合
	第3 現地医療対策		健康福祉部、医療機関、市 赤十字奉仕団、守口保健所
	第4 後方医療活動		健康福祉部、消防組合、 医療機関
	第5 医薬品等の確保・供給活動		健康福祉部、医療機関、 日本赤十字社大阪府支部
	第6 被災者の精神的・心理的ケア		医療機関
	第7 要配慮者対策		健康福祉部
	第8 個別疾病対策		健康福祉部、府、医療機関
第4章 避難行動			
	第1節 避難誘導		
	第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報		市民生活部、企画財政部、 健康福祉部、府、水防管理 者等
	第2 避難者の誘導		全部局、消防組合、警察、

			消防団、自主防災組織等
第3節	警戒区域の設定		全部局、府、警察、消防組合等
第2節	避難所の開設・運営等		
第1節	避難所の開設		市民生活部、避難所従事者、企画財政部
第2節	避難所の管理、運営		避難所従事者、健康福祉部、都市整備部、教育委員会事務局、自治会、自主防災組織、施設管理者、ボランティア等
第3節	避難行動要支援者への支援		
第1節	避難行動要支援者の被災状況の把握等		健康福祉部、市社会福祉協議会、自主防災組織等
第2節	被災した避難行動要支援者への支援活動		健康福祉部、府
第3節	要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達		健康福祉部
第4節	広域支援体制の確立		健康福祉部、府
第4節	広域一時滞在		市民生活部、府
第5章 交通対策・緊急輸送活動			
第1節	交通規制・緊急輸送活動		
第1節	交通規制		都市整備部、公安委員会、企画財政部等
第2節	緊急輸送活動		都市整備部、総務部、救援救護班、守口警察署、交通機関等
第2節	交通の維持復旧		
第1節	交通の安全確保		交通機関、道路管理者
第2節	交通の機能確保		交通機関、道路管理者
第6章 二次災害防止、ライフライン確保			
第1節	公共施設応急対策		
第1節	公共土木施設等		都市整備部、公共土木施設管理者
第2節	公共建築物		都市整備部、公共建築物施設管理者
第2節	民間建築物等応急対策		
第1節	民間建築物等		都市整備部
第2節	危険物等		消防組合、府、危険物施設管理者

第3節	放射性物質		防災関係機関、放射性物質利用・保管管理者
第4節	文化財		教育委員会事務局
第3節	ライフライン・放送の確保		
第1節	上下水道における対応		水道局、下水道部、 企画財政部
第2節	各事業者における対応		電気・ガス・通信事業者、 広報・報道機関
第4節	農業関係応急対策		市民生活部、府、 農業関係機関
第1節	農業施設応急対策		
第2節	農作物応急対策（市及び府）		
第7章 被災者の生活支援			
第1節	オペレーション体制		市民生活部、企画財政部、 府
第2節	住民等からの問い合わせ		市民生活部、企画財政部、 府
第3節	災害救助法の適用		
第1節	適用基準		市民生活部、府
第2節	災害救助法の適用手続		市民生活部、府
第3節	災害救助法による救助の内容		市民生活部、府
第4節	緊急物資の供給		
第1節	給水活動		水道局、府、 大阪広域水道企業団
第2節	食料供給活動		教育委員会事務局、府、 自主防災組織等
第3節	生活必需品の供給活動		総務部、市民生活部、 教育委員会事務局、 自主防災組織等
第4節	その他の防災関係機関		近畿農政局、日本赤十字社 大阪府支部、 近畿経済産業局
第5節	住宅の応急確保		
第1節	被災住宅の応急修理		都市整備部、府
第2節	住居障害物の除去		都市整備部、消防団、府
第3節	応急仮設住宅の建設等		都市整備部、府
第4節	公共住宅等への一時入居		都市整備部
第5節	被災建築物に対する指導・相談		都市整備部

	第6節 応急教育		
	第1 教育施設の応急体制		教育委員会事務局、こども部
	第2 応急教育体制の確立		教育委員会事務局、こども部
	第3 就学援助等		教育委員会事務局、こども部
	第4 応急保育対策		こども部
	第7節 自発的支援の受入れ		
	第1 ボランティアの受入れ		健康福祉部、市社会福祉協議会、府、日本赤十字社大阪府支部
	第2 義援金品の受付・配分		総務部
	第3 海外からの支援の受入れ		総務部、府、防災機関
第8章 社会環境の確保			
	第1節 保健衛生活動		
	第1 防疫活動		環境部、健康福祉部、守口保健所、医師会等
	第2 食品衛生監視活動		健康福祉部、守口保健所
	第3 被災者の健康維持活動		健康福祉部、守口保健所
	第4 動物保護等の実施		市民生活部、守口保健所
	第2節 廃棄物の処理		
	第1 し尿処理		環境部、下水道部
	第2 ごみ処理		環境部
	第3 災害廃棄物等処理		環境部、都市整備部
	第3節 遺体の処理、火葬等		
	第1 遺体の収容		市民生活部、守口警察署、医師会
	第2 遺体の処理、火葬等		市民生活部、総務部
	第3 応援要請		市民生活部
	第4 死亡ペットの処理		市民生活部、環境部
	第4節 社会秩序の維持		
	第1 社会秩序の維持		企画財政部、守口警察署
	第2 物価の安定及び物資の安定供給		市民生活部、府、近畿財務局、近畿郵政局等
<東海地震の警戒宣言に伴う対応>			
	第1節 総則		
	第1 目的		
	第2 基本方針		
	第2節 東海地震注意情報発表時の措置		

第1	東海地震注意情報の伝達		市民生活部
第2	警戒態勢の準備		市民生活部、企画財政部、消防組合
第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置		
第1	東海地震予知情報等の伝達		市民生活部、企画財政部、消防組合
第2	警戒態勢の確立		全部局、消防組合、防災関係機関
第3	市民に対する広報		企画財政部、府
<事故災害応急対策>			
第1節	大規模市街地火災応急対策		全部局、消防機関、府、警察、自衛隊
第1	火災警報等		
第2	消火活動		
第3	相互応援		
第2節	中高層建築物災害応急対策		消防組合、守口警察署、大阪ガス等
第1	ガス漏洩事故		
第2	火災等		
第3	中高層建築物の管理者等		
第3節	危険物等災害応急対策		
第1	危険物応急対策		市民生活部、消防組合、守口警察署
第2	高圧ガス災害応急対策		市民生活部、消防組合、守口警察署、府、近畿経済産業局
第3	毒物劇物災害応急対策		市民生活部、消防組合、守口警察署、府
第4	危険物等輸送車両災害応急対策		市民生活部、消防組合、守口警察署
第5	放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）災害応急対策		市民生活部、消防組合
第4節	その他災害応急対策		全部局、消防機関、府、警察、関係機関
第1	対応措置		
第2	事故処理		
第3	情報収集伝達体制		
<災害復旧・復興>			

第1章 生活の安定			
	第1節 復旧事業の推進		
	第1 公共施設等の復旧		全部局、府、防災関係機関
	第2 激甚災害の指定		市民生活部、企画財政部、府
	第3 激甚災害指定による財政援助		市民生活部、企画財政部、府
	第4 特定大規模災害		府
	第2節 被災者の生活支援		
	第1 災害弔慰金等の支給		市民生活部
	第2 災害援護資金・生活福祉資金の貸付		市民生活部、健康福祉部、府
	第3 罹災証明書の交付等		総務部
	第4 租税等の減免及び徴収猶予等		総務部、市民生活部、こども部、府
	第5 雇用機会の確保		公共職業安定所
	第6 住宅の確保		都市整備部、府、住宅金融支援機構
	第7 被災者生活再建支援金		市民生活部
	第3節 中小企業の復興支援		
	第1 府及び市の措置		市民生活部、府
	第2 資金の融資		政府系金融機関、府
	第3 中小企業者に対する周知		市民生活部
	第4節 農業関係者の復興支援		
	第1 府及び市の措置		市民生活部、府
	第2 資金の融資		政府系金融機関、府
	第3 農業関係者に対する周知		市民生活部
	第5節 ライフライン等の復旧		近畿地方整備局、府、水道局、下水道部、都市整備部、ライフライン関係各事業者
第2章 復興の基本方針			
	第1節 復興に向けた基本的な考え方		全部局、府
	第2節 市における復興に向けた取組み		
	第1 守口市復興対策本部の設置		全部局
	第2 復興計画の策定		全部局